

住友林業社史

【別卷】

住友林業史〔別巻〕 目次

	1	江戸時代の山林絵図	7
		絵図解説	20
	2	文書資料	22
		一 文殊院旨意書	22
		二 営業ノ要旨	22
		三 炭山積り覚書	24
		四 山林之義ニ付上申書	28
		五 訓示	31
		六 原始定款	38
		七 経営の要旨	42
		八 住友社歌	43
	3	住友グループ20社発展略図	44
	4	住友家系図	46
	5	住友家総理事	46
	6	山林関係歴代主管者一覧	47
	7	林相図の変遷	48
	8	森林施業計画(施業案)の沿革	50
	9	別子鉱山の操業時(明治十四年)と現在の様子	56
	10	各地区山林の現況	58
		一 四国	58
		二 九州	59
		三 北海道	60
		四 和歌山	61
	11	山林と私たちのかかわり	62
	12	木材・建材商品	76
	13	「住友林業の家」の移り変わり	78
		「住友林業の家」ができるまで	86

役員任期一覧 90

組織 94

① 変遷略図 94

② 国内外の事業所 102

資本金の推移 104

総資本、自己資本、自己資本比率の推移 106

株価の推移・主要株主と株主数 108

総売上高と当期利益／従業員数の推移 110

部門別売上高の推移 112

経営山林面積の推移 114

林木蓄積と山林資産勘定の推移 115

新植面積と新植本数の推移 116

長期主要経済統計 118

森林・木材関連統計 120

① 世界の森林資源 120

② 日本の林業 122

③ 用途別木材需要量 124

④ 国内製材業と輸入製材品 126

⑤ 国内合板工業と輸入合板 128

⑥ 主要国の用材の生産量・消費量と一人当たり消費量 130

⑦ 木材供給国の輸出制限および南洋材丸太の輸入推移 132

子会社・関係会社 134

① 概要 134

② 設立・沿革図 137

③ 単体・連結の業績推移 140

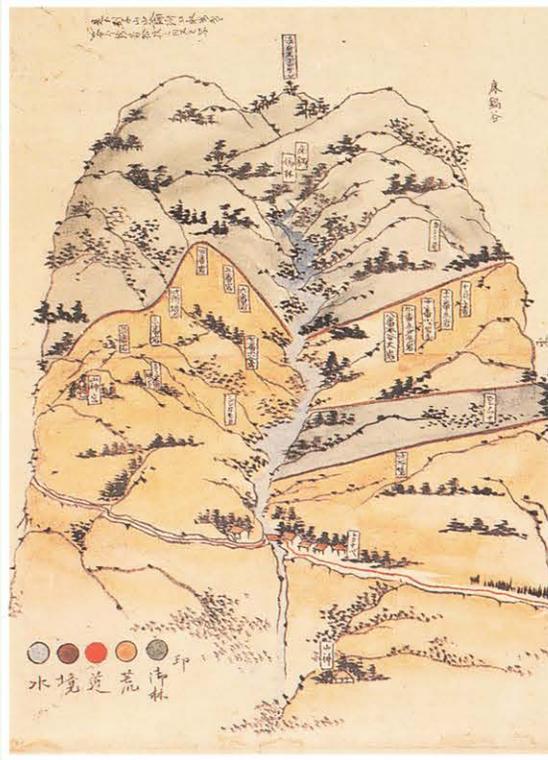
④ 多彩な分野で活動を展開する関係会社年表 141

142

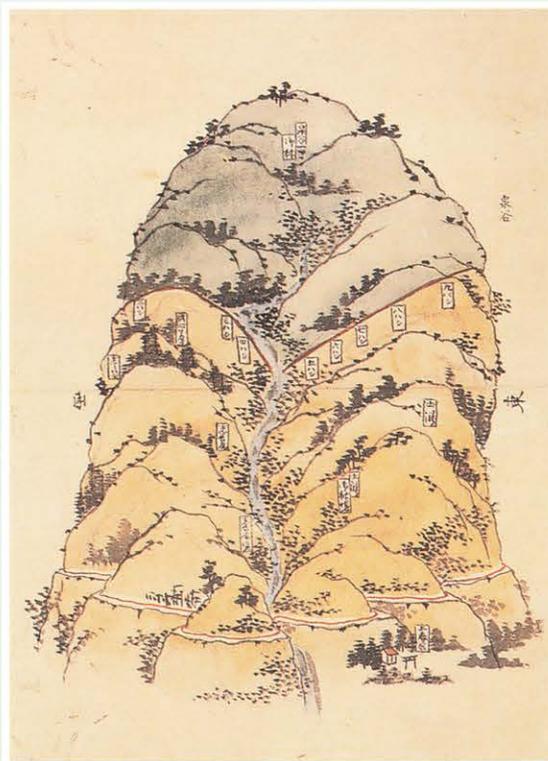
住友林業社史
〔別卷〕

1 江戸時代の山林絵図

1 ● 床鍋谷 (別子山村 銅山川左岸)



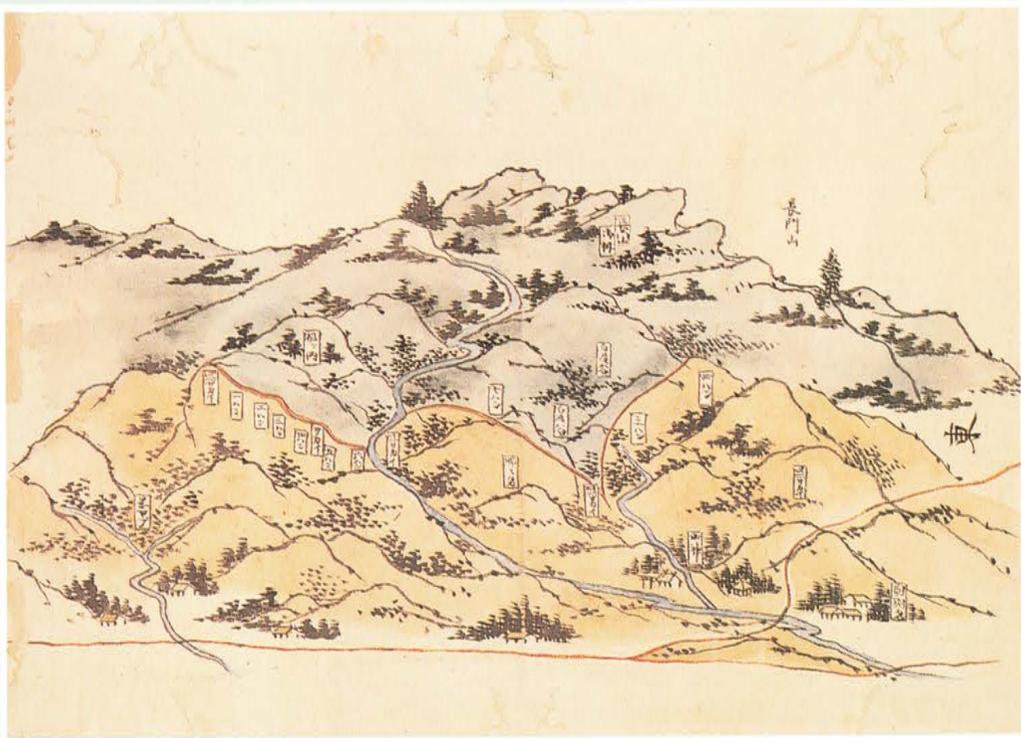
2 ● 泉谷 (別子山村 銅山川左岸)



3 ● 殿ヶ関 (別子山村 銅山川左岸)



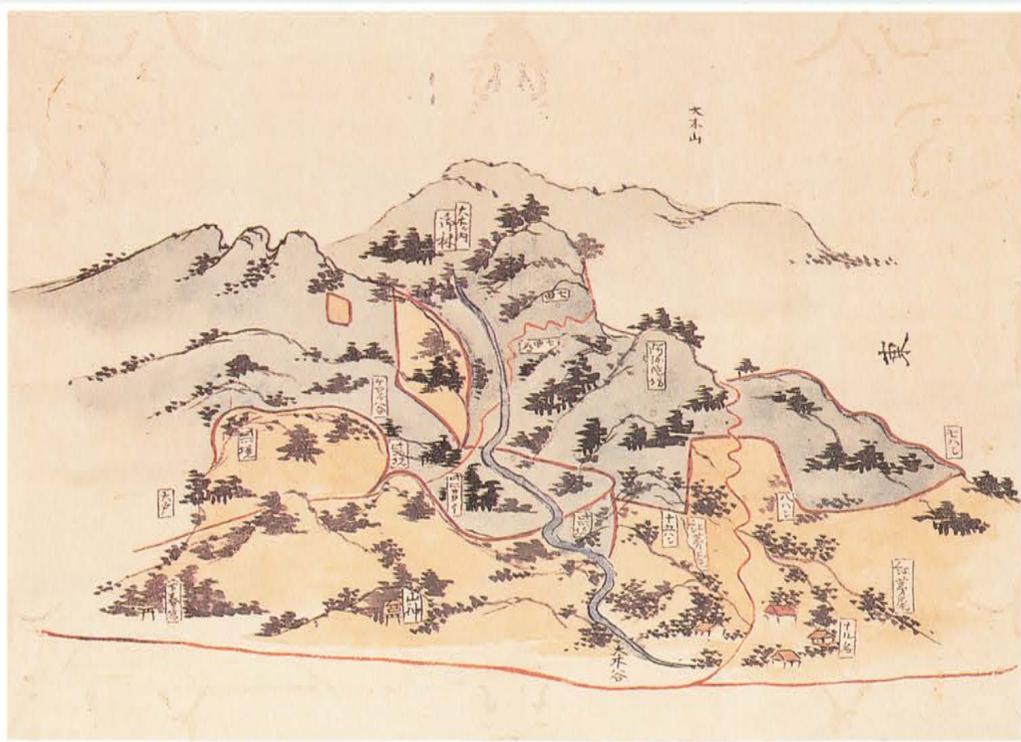
4 ● 長門山 (別子山村 銅山川左岸)



5 ● 氷滝 (別子山村 銅山川左岸)



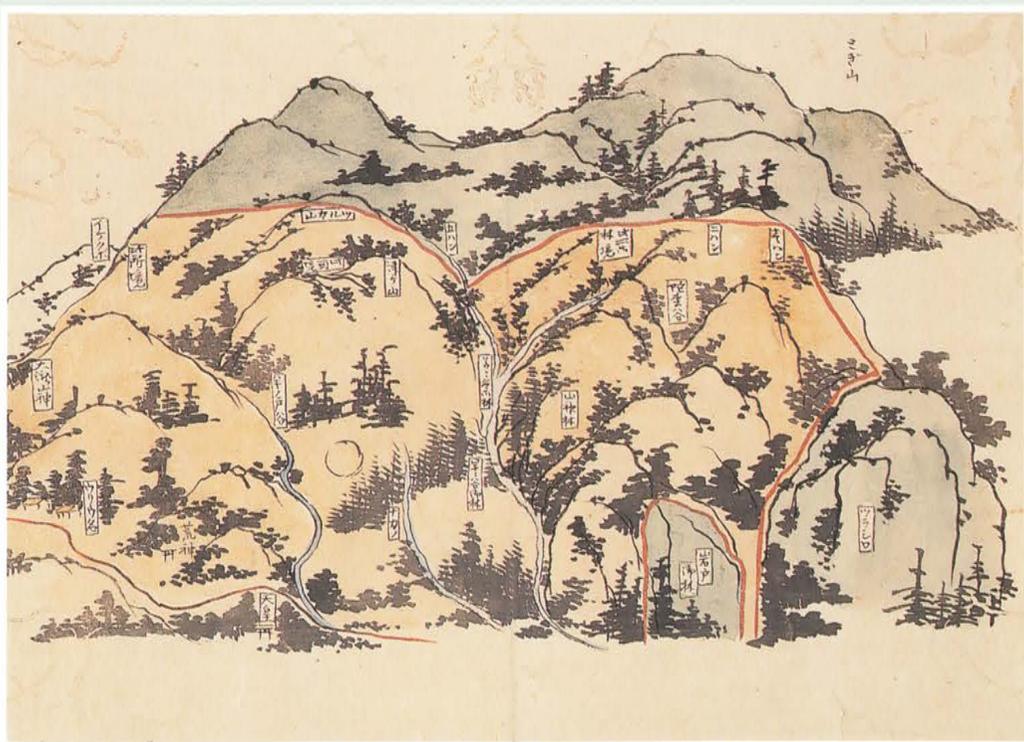
6 ● 大木山 (別子山村 銅山川左岸)



7 ● 他領須 (別子山村・津根山村 銅山川左岸)



8 ● とき山 (別子山村 銅山川右岸)



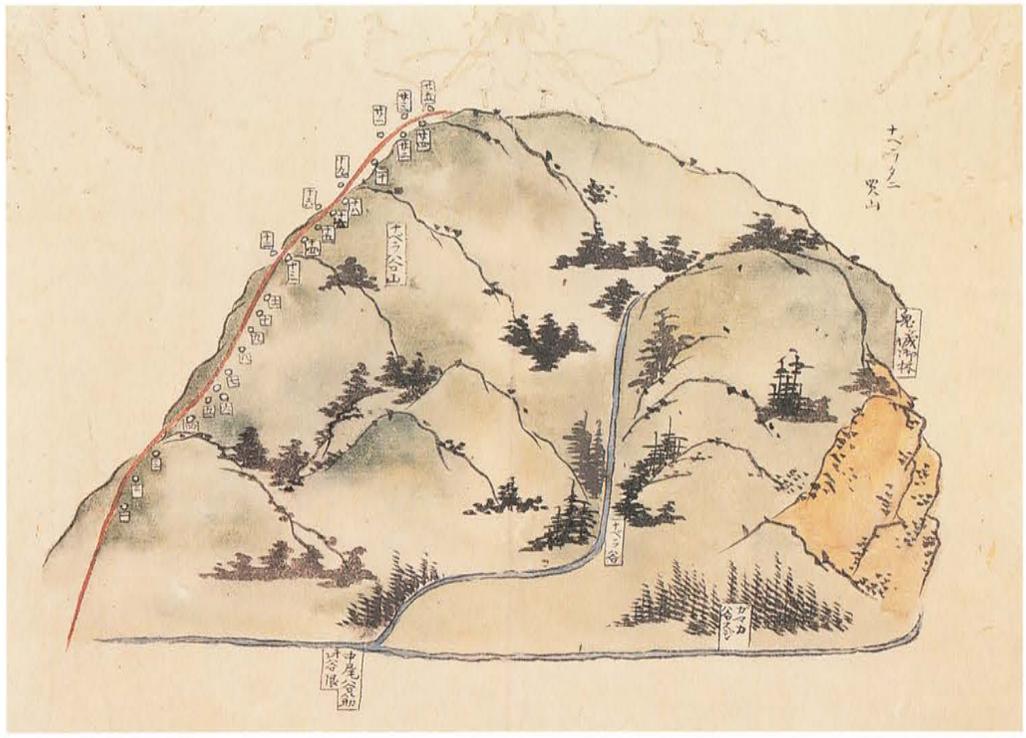
9 ● 谷山 (別子山村 銅山川右岸)



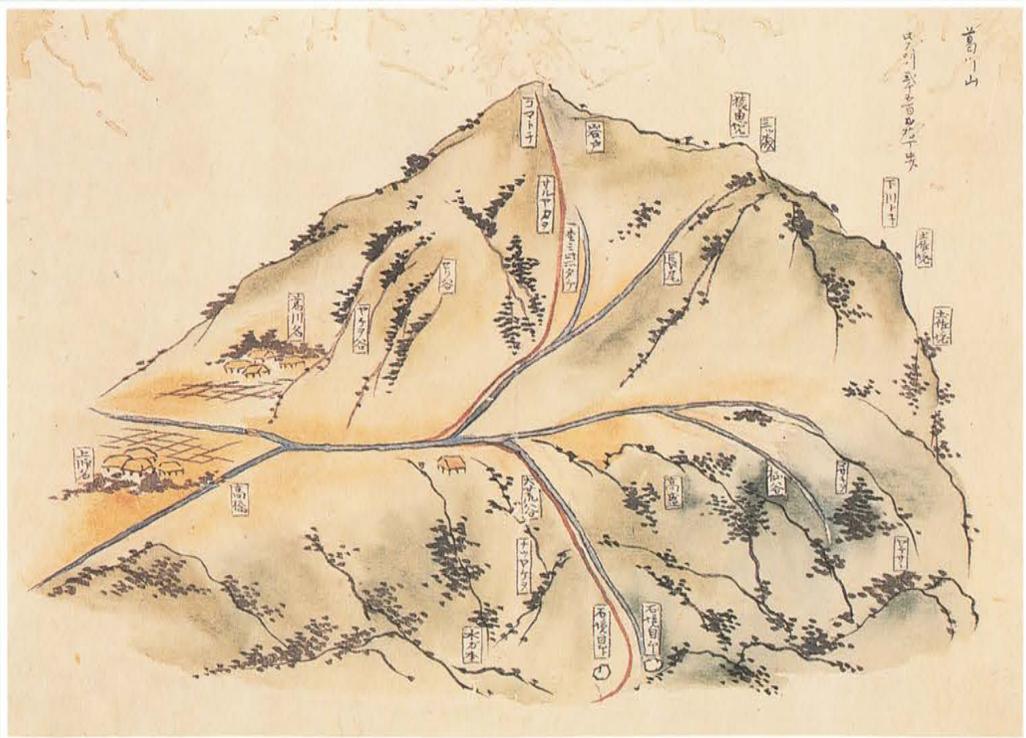
10 ● 大野山 (別子山村 銅山川右岸)



15 ● なべら谷 (津根山村 銅山川左岸)



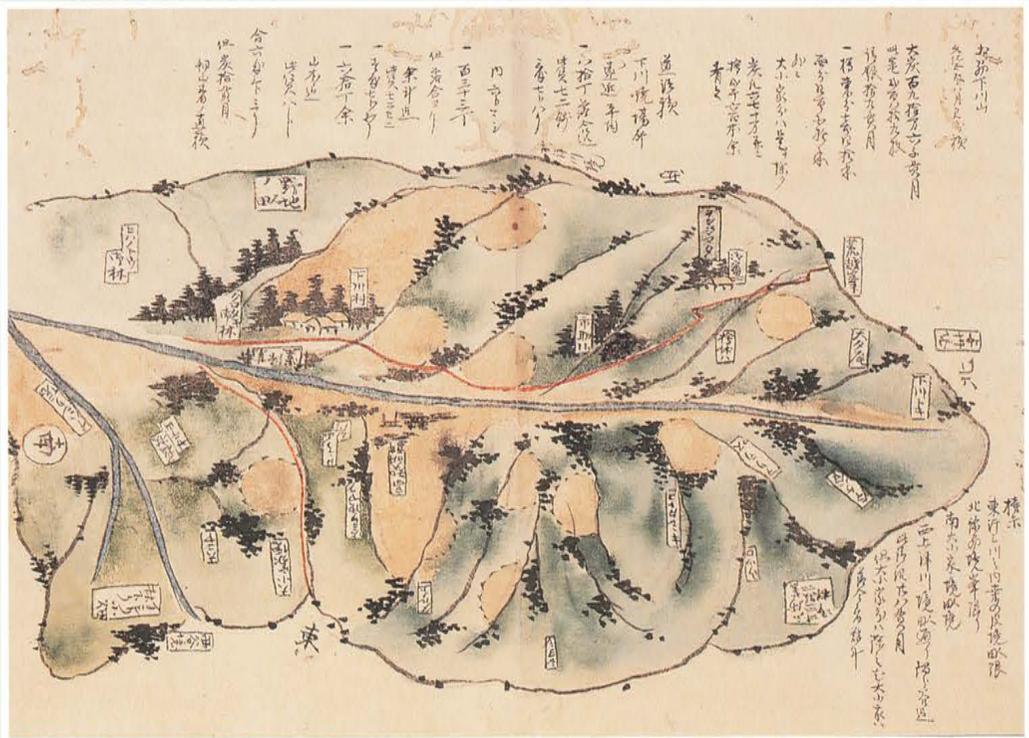
16 ● 葛川山 (津根山村 銅山川右岸)



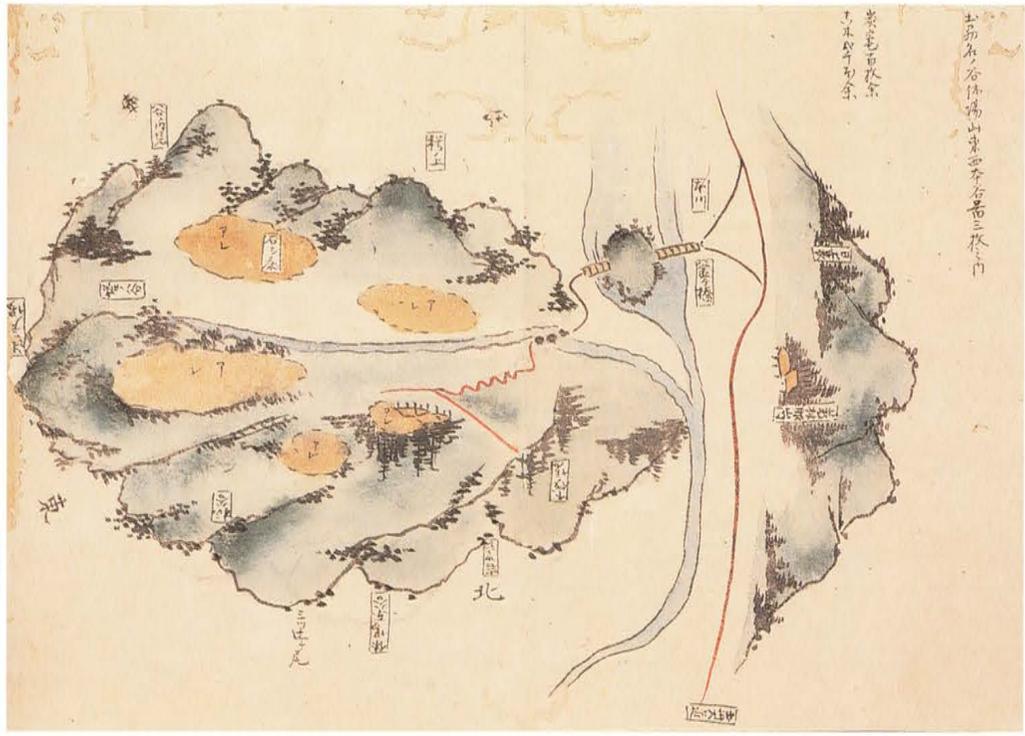
17 ●七番山の内獅々舞尾（別子山村 銅山川右岸）



18 ●下川山（土佐国長岡郡本郷下川村 吉野川左岸）



19 ● 休場山東谷 (土佐国土佐郡本川郷脇野山村 吉野川右岸)



20 ● 休場山西谷 (同前 吉野川右岸)



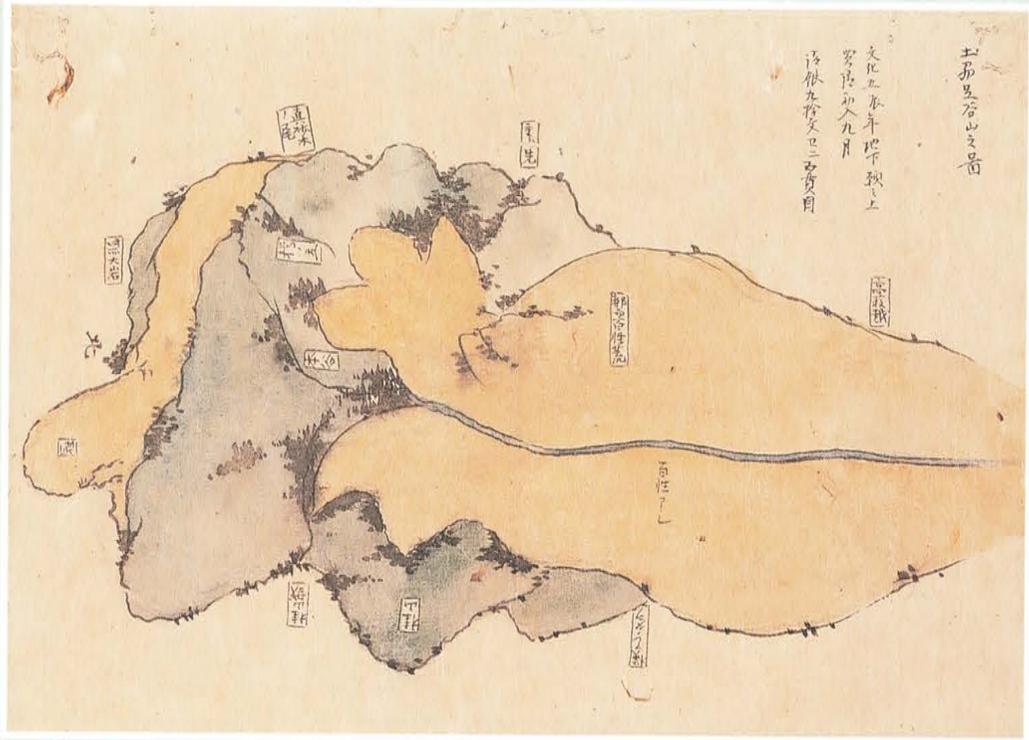
21 ● 名ノ谷山 (同前 吉野川左岸)



22 ● 桑瀬山の内黒滝山 (土佐国土佐郡本川郷桑瀬村 吉野川左岸)



23 ●足谷山（土佐国土佐郡本川郷小麦畝村 吉野川左岸）



24 ●谷之内山（小南川 土佐国土佐郡森郷 吉野川右岸）



「伊予別子銅山絵図巻」について

ここに掲載した山林絵図は、すべて「伊予別子銅山絵図巻」（以下「絵図巻」と略称）に収録されているものである。「絵図巻」は現状では卷子仕立てであるが、各図面の大きさは縦二三・五センチ、横三三センチで一定しており、しかも各図面のまん中に折り目があることから、もとは折本であったと推定される。題名は題簽（だいせき）（表題を書いた紙片）によったが、題簽は改装の際に付けられたようであり、原題は不明である。

「絵図巻」には嘉永二年（一八四九）に別子銅山支配人北脇紹満（治右衛門）が記した序文があり、絵図の成立事情が判明する。元来これらの図は、文化六年（一八〇九）春に当時の銅山支配人鈴江伊右衛門が、後代の便宜のため画工某に命じて描かせたもので、北脇がさらにこれらの原図を校訂し、絵師桂谷文暮に模写させて傍注を加えたという。確かに「絵図巻」の内容は、山林図を中心にして文化六年頃の別子銅山の様子を表す一大絵巻であるということが出来るが、後述するように、それはいくつかの既成の絵図を利用して再編集されており、必ずしも山林の全貌を示すものではない。なお「絵図巻」と同様の模写本が別子銅山記念館にも伝来している。こちらは袋綴じの冊子仕立てであり、弘化元年（一八四四）に同じく北脇紹満が模

写させたものである。同書は、明治期の別子銅山山林方に伝えられて「図面簿」と命名され、必要事項が書き加えられ利用されたようだ。

「絵図巻」の構成は、序文のあとに、新居浜から別子銅山に至る行程図三面、別子銅山惣略図一面、別子銅山から銅山川沿いに津根山村（現、伊予三島市）までの行程図三面、別子山村山林図一〇面、銅山付近のその他の山林図八面、別子立川鋪内略絵図一面、立川村中宿役場地敷之図一面、新居浜口屋役場地形図一面、土佐の山林図一三面、今治領猿田山図一面と続いており、絵図は合計四二面ある。土佐の山林図には、運材のための架橋の図と蘘橋の図各二面を含んでいる。

このうちここに収録したのは、別子山村山林図一〇面、その他の銅山付近の山林図から七面、土佐の山林図から八面、猿田山図一面の合計二六面である。このほか上巻口絵に、別子銅山惣略図と別子銅山から筏津炭役所付近までの行程図各二面、および土佐山林図のうち架橋図・蘘橋図と桑ノ川山・下川山等遠望図各一面を掲載し、本巻の林相図の変遷の項にも銅山付近のその他の山林図から上野山（五良津山）を掲載している。合わせて参照願いたい。以下、絵図の内容についてグループ毎に解説する。

別子山村の山林

1床鍋谷から10大野山までは、別子山村の山林絵図である。1・10の注記に、それぞれ「是より別子山論論済口取為替山谷分絵図拾枚之内又之写」「是迄山論

済口取為替絵図拾枚也」とあるように、これらの絵図は、山論のすえ泉屋住友と別子山村民との間で取り交わされた境界を示す絵図を模写したものである。7他

領須の図中の寺野山だけが津根山村に属するが、これも別子山村民の生活圏と境を接するため山論の対象となり、絵図が作成されたと考えられる。別子銅山では元禄十五年（一七〇二）に別子山村の御林が銅山附山林として下り渡され利用の範囲は広がったが、村民の焼畑利用と衝突するようになり、たびたび争論が起っている。絵図では、泉屋が利用できる幕府の御林と村民が焼畑用地として確保していた荒とを、それぞれ緑と茶色っぽい配色によって明示し、境界のいくつかの箇所には番号を付けた傍示が書き込まれている。これらの傍示については寛政七年（一七九五）六月「別子山御林境切附覚」（文化十一年「御料山境目切畑買林控帳」所収）の内容に一致し、同月付の絵図面奥書の写も残っていることから、この時に作成された絵図が原図となったことは明らかである。総じて川沿いの人家に近い山林が村民に利用され、比較的高度の高い山林が泉屋の利用に供されたことがわかる。泉屋と村との最終的な合意を示す証文は同年十月に作成されたが、この争論解決によって、従来曖昧であった両者の利用範囲が地理的に区分された。

絵図の配列は、銅山川左岸を下流方向に1床鍋谷から7他領須まで、同右岸を同方向に8とき山から10大野山まで並べている。これらはすべて別子山村葛籠尾付近より下流域に限られており、日浦谷・大野谷など

銅山に比較的近い銅山川上流の御林については、実在したにも関わらず絵図が見あたらない。原図があくまで山論の対象となった地域の絵図であったため、このような欠落があることに注意する必要がある。

なお、1床鍋谷・2泉谷の二点については、掲載にあたって横長の画面を図柄に合わせて縦長に変更した。

銅山付近のその他の山林

11大永山から17七番山の内獅々舞（獅子舞）尾までが、銅山付近のその他の山林である。15なべら谷（津根山村）を除いてすべて銅山附御林である。11大永山（大永山村、現、新居浜市）、12峨蔵山、13外の尾・地よし（以上、浦山村、現、土居町）、14鬼ヶ城山から16葛川山（以上、津根山村）の六箇所は、前掲「御料山境目切畑買林控帳」にも収録されており、境界や面積も絵図に対応している。銅山附御林としてはこのほかに寺野山・折宇山（以上、津根山村）・上野山（上野村、現、土居町）があったが、寺野山は前掲7他領須の図中にあり、上野山も林相図の変遷の項に収録している。折宇山のみ図を欠いているが、前掲の別本「図面簿」には収録されているので、鈴江支配人作成の原本には折宇山図が存在したと思われる。なお大永山と別項収録の上野山は、もと立川銅山附の御林であった。

なべら谷は、「買山」と記すように泉屋が独自に調達した山林であった。寛政五年五月に津根山村瀬井野

名の喜右衛門から立木・地面とも入手し、境界を引いた立会証文が作成された。絵図には番号を付けた傍示が書き込まれているから、この立会証文の附属絵図が原図であったと思われる。

17七番山の内獅々舞尾は現在の別子山村の村域に含まれるが、前述の1、10のような争論解決の際に作成された絵図とは性格を異にしている。同地は村民の居住地から相当隔たっており、開坑期から別子銅山ではほぼ独占的に利用してきた地区であるので、村民との争論の対象ともならなかったようである。絵図には文化三年八月から初めて製炭したと注記されており、炭竈も書き込まれているので、当時の製炭地として絵図が描かれたのであろう。

土佐藩領の山林

土佐の山林図には、文化五年頃に実際に製炭等を行っていた山の図と、将来請け負う候補地として見分けるべく作成した絵図の二種類が混在している。村民の焼畑用地（荒）が山林に近接して存在する場合には、前述の別子山村の場合と同じ配色で両者を区別して描いている。

22桑瀬山の内黒滝山・23足谷山（以上、土佐郡本川郷、現、本川村）が当時製炭等を行っていた山林の絵図である。黒滝山は直接泉屋が請け負い、配下の稼人が製炭・製材を行ったのに対し、足谷山は泉屋の名義で請け負われたものの、実際は地元の小麦畝村（現、大川村）が自らの稼ぎのために泉屋に働きかけたもの

で、泉屋はできた炭などを買い入れたようだ。

長岡郡本山郷の18下川山（現、土佐郡土佐町）、土佐郡本川郷の19、21休場山・名ノ谷山（現、本川村）と土佐郡森郷の24、25谷之内山・小南川（現、大川村）については、絵図に製炭量の見積もりが注記されており、土佐藩に出願するため、現地の見分を終え検討段階にあったことを示している。本巻の文書資料の項に収録した文化五年三月「炭山積り覚書」も、同じ時期に作成された検討資料である。絵図には、文化五年に下川山・谷之内山を見分したことを記しているが、直ちに出席したのは下川山だけであった。「炭山積り覚書」には、名ノ谷山や谷之内山は谷川が深く架橋が困難なことや谷之内山の請銀が高いことを記しており、結果的に泉屋が両山を請け負うことはなかった。泉屋が江戸時代に請け負ったのは、すべて吉野川左岸の山林であり、吉野川右岸にある休場山や谷之内山は、架橋の費用や運搬距離を考慮すれば、明らかに不利であった。上巻口絵に収録した架橋図・蘿橋図は、この谷之内山請負の場合に架設するはずのものであった。

今治藩領の山林

26猿田山は今治藩領の伊予国宇摩郡寒川山村（現、伊予三島市）に属する藩の御林であった。文化元年に寒川山村が製炭などのために願ひ請けていたのを、村自身が困窮のため同四年・六年に泉屋にその権利を売り渡し、泉屋は藩への運上を支払い製炭を行った。

一 文殊院旨意書

与介ニかみゆひとらせ可給候、かみゆいニかねたし候事ハ、其方
はかりなされ候へ、ふたりまでハ大キニ候

商事は不及言候へ共、万事情ニ可被入候

一 何ニ而もつねのそうばよりやすき物持来候共、根本をしらぬものニ

候ハ、少もかい申問敷候、左様之物ハ盗物と可心得候

一 何たるものにも一やのやともかし申し、又あみかさにてあつかるましく候

一人のくちあいせらるましく候

一 かけあきないせらるましく候

一人何やうの事申候共、気ミしかくことはあらく申ましく候、何様重
而具ニ可申候、以上

孟春十日

(草名・花押)

「封」 勘十郎殿

臨西

(資料解説)

住友家初代政友(文殊院、号臨西)が晩年に、身内のものに与えた商売の心得書。住友の事業精神の基として今日まで伝えられたものである。

二 営業ノ要旨

(一) 本家第一之規則

明治九年八月制定

「本家並ニ諸出店規則書綴」所収

第壹ケ条

政府ノ御趣意ヲ遵奉シ、御布令ヲ謹守スル事

第貳ケ条

予州別子山ノ鉱業ハ重大ニテ、万世不朽我所有スル不動産ニテ、他

ニ比スナク、後來ノ利害得失ヲ謀リ、勉励指揮スル事

第参ケ条

諸出店ハ、時勢ノ移換ニ随ヒ、興スモ亦廃スモ其会計ノ概算ニヨリ、

臨機ノ所分スル事

○第四ケ条は省略。

(二) 住友家憲

明治十五年三月制定

「住友家法」所収

第一款 家憲

我住友家長タル者ハ誓テ左ノ条件ヲ履行シ、家業ノ隆盛ヲ図ルヲ以

テ必要トス

第一条 政令ヲ遵奉シ、家則ヲ確守シ、品行ヲ謹ミ、本分ヲ尽ス事

第二条 予州別子山ノ鉱業ハ万世不朽ノ財本ニシテ、斯業ノ盛衰ハ我

一家ノ興廃ニ関シ、重大ナル他ニ比スベキモノナシ、故ニ旧来ノ

事蹟ニ徴シテ将来ノ便益ヲ謀リ、益々盛大ナラシムル事

第三条 我営業ハ確實ヲ旨トシ、時勢ノ変遷理財ノ得失ヲ計リテ之ヲ

興廢シ、苟クモ浮利ニ趨リ輕進ス可ラザル事

○第四ノ七条は省略。

(三) 営業ノ要旨

明治二十四年十一月改正

「住友家法」所収

住友家法

第一編 一般ノ規程

第一章 営業要旨

第一条 我営業ハ信用ヲ重シ、確實ヲ旨トシ、以テ一家ノ鞏固隆盛ヲ

期ス

第二条 我営業ハ時勢ノ變遷理財ノ得失ヲ計リ、弛張興廢スルコトア

ルヘシト雖モ、苟モ浮利ニ趨リ輕進スベカラズ

第三条 予州別子山ノ鉱業ハ、我一家累代ノ財本ニシテ、斯業ノ消長

ハ実ニ我一家ノ盛衰ニ関ス、宜シク旧来ノ事蹟ニ徴シテ将来ノ便益

ヲ計リ、益盛大ナラシムヘキモノトス

(四) 営業ノ要旨

昭和三年七月改正

「社則 甲」所収

営業ノ要旨

第一条 我住友ノ営業ハ信用ヲ重シ、確實ヲ旨トシ、以テ其ノ鞏固

隆盛ヲ期スヘシ

第二条 我住友ノ営業ハ時勢ノ變遷理財ノ得失ヲ計リ、弛張興廢スル

コトアルヘシト雖、苟モ浮利ニ趨リ輕進スヘカラス

(五) 経営ノ要旨

昭和十九年十一月改正

「社則 甲」所収

経営ノ要旨

第一条 吾住友ノ事業ハ其ノ国家的使命ニ鑑ミ、全力ヲ竭シテ報國ノ

実ヲ挙ケンコトヲ期ス

第二条 吾住友ノ事業ハ信用ヲ重シ、確實ヲ旨トシ、全住友一体ノ

精神ヲ遵守シテ、協心戮力其ノ前緒ヲ續キテ、之カ更張ヲ図ランコ

トヲ期ス

第三条 吾住友ノ事業ハ時勢ノ推移事態ノ緩急ニ応シテ、弛張興替ス

ルコトアルヘシト雖、恒ニ心ヲ百年ノ長計ニ存シテ、大本ヲ誤ラサ

ランコトヲ期ス

資料解説は28ページ

三 炭山積り覚書

文化五年三月

「別子銅山公用帳 九番」所収

文化五戊辰年三月

炭山積り覚書

一 土州黒滝山銅山着之分仕成尽、漸釜数五枚位、其外不残七番中宿着
 ニ相成申候、右黒滝山仕成年限、来申年迄五ヶ年有之候得共、来ル
 已年盆前ふ、少々宛焼上り之分、炭焼致出山候事

一 右跡山去秋ふ桑野川山相願置、請負出来候得者、引続キ下モ川山・
 北川山并銅山附御林葛川山江順々差入候積りニ御座候処、右桑野山
 川之義者表状得貴意候通り之訳ニ而、当時請負難出来候事

一 桑野川請負候時ニ者、余程年数炭仕成、夫ふ下モ川山・北川山等
 順々ニ請負候得者、其内内山も少々宛仕成被申、順道ニ御座候得共、
 右桑之川山、当時出来不申事

一 右ニ付下モ川山請負候方当然ニ候得共、只今炭仕成居申候黒滝山の
 下モ川迄、道法凡六里余御座候、左候時者、炭焼共諸道具荷運ひニ
 大ニ難儀仕候上、追年外山無之候得者、又々谷之内山請負候様相成
 候事も難計、殊ニ只今者地下も当方江内談有之候位之時宜、其上
 黒滝山引続下モ川山請負候時ニ者、其次北川山未小木故、難請負候
 事

一 右桑野川山請負候時ニ者、当時請負居候黒滝山の道法凡七里余御座

候、然レ共、同所ニ者木沢山、宜敷山故、炭焼暫相結、炭仕成候場
 所ニ付、黒滝山の余程之道法ニ候得共、不苦、下モ川山者多分荒レ
 地有之、桑野川山と引競候而者、余程相違致候ニ付、炭焼難儀之趣
 申居候事

一 右之次第ニ而、黒滝山跡山者、谷の内山之積り、同所百姓中江相談
 之上、内見分致候積り左ニ

一 炭百三拾ろ万位

拾貫目ニ付ろ分懸り之積り

此銀拾三貫百目

但シ井野川・大平両山ニ而請負中、炭出高百七万余、此

請銀十八メ五百目、此割合ニ而者ろ分八厘五毛懸りニ相

当り候得共、先此度当方之積りろ分懸りニ留居候事

一 檜大小千百本位

元切ろ本ニ付四メ五メ五メ位

此請銀五貫目位

合銀拾八貫百目

外ニ賃銀積り

一 山元より大平之内中宿迄百丁位之積り

炭拾貫ニ付代銀四メ式メ分五厘

一 三メ五メ分五厘 常賃

一 七メ分 まし

一 大平中宿の七番小坪中宿迄

上ケ駄賃 八分五厘
一小坪宿ノ銅山迄 上ケ駄賃 七分五厘

炭拾貫目ニ付

代銀五匁八分五厘

但山元ノ銅山迄駄賃・仕成賃共、式宿新ニ相立候普請入用、其外諸雜用者此外ニ御座候

外ニ本川ニ相掛リ御座候葛橋拾貳間、此橋掛ケ替普請入用凡貳貫目

右運送入用之外、新ニ式宿相立テ候義ニ候得者、入目多、其上役手之者も是ニ順シ、多分入可申候、尤此外当時相建有之候七番炭中宿用立、其方江炭取越候得者、老宿尺之入用違ひ候事故、色々評儀仕候得共、夫ニ而者表状ニ得貴意候通根津木山或者上瀬戸山之近辺ニ而、冬分通路難出来趣ニ相聞ヘ申候、此所於御地、疾ト御考合、何れ之究候方可然哉、御秤儀可被成下候、尚当方ニ而も道法等之義ハ、專勤弁仕候義ニ御座候、依之往古ノ土州請所年限并当時炭出方有物等、為御心得、左ニ印置申候

去卯年中大炭請払

当十二月有物

残大炭九万六千百拾五貫目

一八拾四万五千百六拾三貫目

一七拾七万三百六拾貫目

一三拾六万四千四拾四ノ五百目

元山出炭買入

黒滝山

一拾万六千八百八拾七ノ五百目 大永山

一拾九万六千五百拾九ノ目 七番山

一六万五千八百九ノ目 地方

一四千九百七拾八ノ目 銅山着

一六万八千三百拾壹ノ目 余計着

一七万四千八百三貫目

別買入

一五万六千八百八拾八貫目 白炭

一貳万九千八百八拾三ノ五百目 日向炭

一貳千三百三拾壹ノ五百目 種川山

ノ九拾四万千貳百七拾八貫目

内払

一七拾壹万六千百貳拾三貫五百目 床前遣

出来銅八拾三万九千九百七拾三斤

残拾壹万六千四百拾九ノ五百目出炭

残大炭三拾四万三千三百四貫目

一拾七万七千貳百五貫目 銅山

一拾万三千八百六拾三ノ五百目 七番宿

一六万貳千三百三拾五貫五百目 余計宿

卯年實積仕候分

炭釜数

合百三拾四枚

一五拾七枚 黒滝山

一三拾貳枚 奥七番

一貳拾七枚 地方

一壹枚 猿田山

一拾七枚 大永山

但大永山分岸前焼残少々宛為焼候義ニ而、冬、分休候

得共、實積り仕候分、印置申候、最早焼尽候得共、

少ニ而も焼残之分、拾ひ焼致候様取計申候義ニ御

座候

土州請所當時相建有之候

奥七番宿着之分

一 土州桑瀬・中野川・上瀬戸山・小関山・十郎関山共

元文二巳年、大坂屋願請仕成候処、同家不勝手ニ付、延享四卯

年、此方江譲り請、尚又大坂屋仕成跡々諸所切残雜木并滝間ニ

有之候立木、請銀三百五拾目ニ而、此方江願受仕成取、宝曆二

申年惣山禁足打入、元文二巳年々文化五辰年迄七拾貳年、尤右

之内追々小切ニ請負候由ニ而、六十年位ニなり候場所も御座候

一 同国黒滝之内一ノ谷山々向惣山 請銀拾五貫三百九拾目

享保三戌年請負八十八ヶ年目、文化二丑年請負仕成ス、當時仕

成之場所ニ御座候

一 同国足谷山

享保十三申年請負八十一ヶ年目、文化五辰年請負

右之外奥七番宿通取越候場所、根津山と申々外無御座、右根津木山未

斧不入之場所ニ候得共、余程荒レ居候由、追而見分之積り御座候

土州請所炭銅山着之分

一 同国井野川・大平両山

享保二酉年請負八十五ヶ年目、享和元酉年請負、文化元子

年々禁足

右之外土州山ニ而、炭銅山直着之分無御座候

(付箋) 一此上ノ続キニ入ル

一 土州小麦畝山 請銀 享保九辰年 廿貳ノ目

寛政五丑年 十八ノ目

享保九辰年請負七十ヶ年目、寛政五丑年請負、文化

五辰年迄十六年ニ相成ル

一 同国黒滝山之内一ノ谷山 請銀拾ノ目

享保三戌年請負八十ヶ年目、寛政九巳年請負仕成、

文化五辰年迄十貳ヶ年

土州山宿次請所最寄之分

一 土州大北川山

先年惣山根払請銀百貳拾貫目迄付上ケ候得共、御下ケ無之、依

(付箋)

之元文二巳年、蔭ノ山半山分浅木計り、請銀拾九貫目ニ而請負、尤同所蔭ノ山と差別有之候由、右蔭ノ山請負候節、引統陽ノ山願候旨申伝候へ共、旧記ニ無之、延享五辰年、惣山禁足、文化五辰年迄六十一年

一同国朝谷山 請銀六拾四貫目

宝曆八寅年請負、明和三年七月禁足、八ヶ年之間仕成、禁足、酉年ノ文化五辰年迄四拾四年ニ成ル

一同国小津河山

安永四未年請負、同八亥年迄五ヶ年仕成、禁足、亥年ノ文化五辰年迄三十ヶ年ニ相成ル

未請負不申分

一土州桑野川山

中宿 落合 床鍋 式ヶ所

一同国下モ川山

同断

一同国坂瀬山

同断

一同国谷ノ内山

中宿 土州之内 式ヶ所 予州之内 式ヶ所

此間ニ大谷川有之、橋六ヶ処

一同国名ノ谷山

同断

同断

一予州御領小川山半山分

中宿 落合 床鍋 式ヶ所

銅山附御林之分

一折宇山御林

宝曆四未年ノ仕成、文化五辰年迄五十五年ニ相成ル、又寛政三亥年ノ翌子年迄仕成、当辰年迄十八年ニ相成ル

一五郎津山御林

宝曆六子年ノ寅年迄三ヶ年仕成ス、文化五辰年迄五十三年ニ成ル、其後明和二年^(天明)ノ寅年ノ未年迄、切残之分六ヶ年仕成、文化五辰年迄廿七年ニ相成ル

一葛川山御林

明和二酉年ノ卯年迄七ヶ年之間仕成、文化五辰年迄四十五年ニ相成ル、其後寛政四子年・丑年兩年仕成、文化五辰年迄十七年ニ相成ル

一鬼ヶ城御林

明和八卯年ノ安永四未年迄五ヶ年仕成、文化五辰年迄三十八年ニ

成

一七番山御林

寛政四子年ノ小坪谷・三ツ森谷・陽口谷・孫四郎谷四ヶ所、文化元子年迄十三ヶ年相仕成シ、此釜数百四拾杓枚、当時炭焼差入候場所、獅子舞が鼻ノ奥本谷口、文化三寅年ノ仕成居候事

一瀬場谷

一大野谷

一床鍋谷

一泉谷

一殿ヶ関

一長戸山

一新山

一とうが谷

一一ノ谷

一葛籠尾

一谷山

一大野山

但右御林寛政元酉年頃ノ追々相仕成、当時格別炭焼入候場所

無之候事

右土州山請所并銅山付御林追々仕成尽、追年炭仕成場所六ヶ敷、差支出来可申哉、此処御勘弁可被下候、尚前書之通、奥七番炭中宿方角江出候根津木山、仮令冬分差支有之候共、當時請負候方中宿一ヶ所相用ひ候ニ付、利方ニ御座候哉、又者谷之内山願懸り之儀ニ付、請銀割合高直并橋場所六ヶ敷候得共、夏冬差支なく通路出来候ニ付請負候方利方ニ御座候哉、御勘考可被下候、右両山共難所之義ニ付、打寄毎々評儀仕候得共、何れ共一決難仕儀ニ御座候

文化五辰年三月

(資料解説)

二 営業ノ要旨

明治維新後、家と事業の近代化、再編成にあたって、理念や根本の方針を文化して明示するようになった。(一)の本案第一之規則はその最初のものである。明治十五年にはじめて「住友家法」が制定され、その最初に(二)の住友家憲が掲げられた。第三条の趣旨は、その後同二十四年改訂の「住友家法」、昭和三年制定の「社則」、同十九年改訂の「社則」にも、多少の字句の変化はあるものの、ほとんどそのまま引き継がれた。

三 炭山積り覚書(文化五年三月)

土佐藩領の山林は別子銅山の製錬用薪炭や用材の重要な供給源であったが、年々遠隔化し、経費も増加傾向にあった。この覚書は、文化五年(一八〇八)三月の時点で、土佐領内の有望な諸山について運搬経費や請銀高等を細かく示し、次に出願すべき山を選定するための資料としたものである。作成者や提出先は明らかではないが、別子の炭方で基礎資料が作られ、大坂の本案へ内意を伺うためまとめられたものと思われる。幕府から下げ渡されていた銅山附御林についても、十八世紀中ごろ以降の入山状況を記しており、全体的な炭の供給状況をにらんだ判断が行われていた様子を窺うことができる。

四 山林之義ニ付上申書

明治二十七年六月十一日

山林之義ニ付上申書

我別子鉱山備林ノ実況ヲ熟視スルニ、十中ノ九ハ禿山ニ垂ントセリ、諸建築材・坑間支柱材・薪炭用山、一トシテ欠乏セザルハナシ、甚敷ニ至リテハ、新材ノ如キ今ヨリ両三年ノ需用ニ充テンカ、近傍又他ニ同材ヲ得ル山林ナク、良材林ニ至リテハ、只々七番山アルノミ、該山モ亦近年大風雨ノ為メ倒木多クシテ、所謂骨ヲ顯ハスノ慘状ヲ呈シ、加之ノミナラズ近年建築物ノ多キニ從ヒ、立木ヲ伐採シタル殆ド全山其三分ノ一残レテ、該山ハ地味良木ニ適シ、当山ヲ去ル近キハ式拾丁遠キモ僅カニ八拾町ヲ越ヘズ、当鉱業ニ取リ造物者之賜モノト云フモ、敢テ過言ニアラザル良山林ナルヲ以テ、今后断然立木ノ伐採ヲ禁シ(坑井木ノ如キハ、不得止トモ)、異日鉱業ノ都合ニヨリ不得止場合ニ際シ、之ヲ伐採セントス、而メ七番山ヲ禁ズル時ハ、是亦近傍良材林ナシ、偶々之レアルモ、僅少ノ樹木諸所ニ散立アルノミ、之レニ良法ヲ設ケ伐採ノ需用ニ充ントスルモ、僅カニ両三年ヲ出ズシテ尽シ、今ヨリ良策ヲ講ゼザレバ、他日容易ナラザルノ域ニ達スルナルベシ、故ニ左ニ土木課山林方(因)因難ノ状、及前途ノ目的ヲ具申致候間、閣下宜敷御採納アランヲ奉希望候、幸甚

良材林

一 良材林ハ前述ノ如ク、七番山ヲ除ク外ニテ、今日ノ需用ニ応ゼントスレバ、明年ヨリ二ヶ年ニシテ伐採ヲ了シ可申ニ付、今里方ニ於テ良材林五万四之価格ノモノヲ差入、又土州地方備林ニ今日ニシテ五万四ノ資金ヲ費シ置タランニハ、順次輪伐シ、此ノ鋳業ヲ要スルニ、木材ヲ安ンジテ永年ニ供給スルヲ得ベシ、就而今拾万四ヲ費スハ、実ニ巨額ナルモ、前日ノ実歴ニ徴スルニ、尚種之助明治廿二年高敷分課詰拜命ノ当時、良材尺メ壹本(百方ノモノ) 価凡三拾五錢ヨリ四拾錢位ニテ官林払下ヲ得タルモ、現今ハ既ニ業ニ壹円内外ナラデハ払下許可ヲ得ズ、随テ世上一般木材欠乏ノ為メ、年々高直ノ姿ニ有之、旁以テ拾万ノ資金ハ、今五六ヶ年ヲ出デズシテ、樹木ノ生長ト世上木材代金ノ騰貴ノ差違ヨリ、其ノ幾分ヲ補フ事ト確信仕候

雑木林

今日汲々タル製鋳・開坑ニ要スル薪材ハ、殆ド近傍山林ハ伐採ヲ了シタリ、故ニ需用ノ主務者ト合議以テ、及ブ限り石炭ヲ使用シ、薪材ヲ非常ニ減セザレバ、迎モ今日ノ山林ニテハ供給難出来、今仮リニ目下ノ需用高ニ応ズル山林ヲ、輪伐年度三拾年ト仮定シ積算スルキハ、壹ヶ年貳百五拾万メ目トシ、一反歩ニ付六百メ目ヲ伐出シ、壹ヶ年間四百拾六丁(反脱カ)六百余ヲ要シ、三十年ニハ壹万貳千四百九十八丁余ノ山林ヲ備ヘザレバ、永ク需用ニ応シカタク迎テ、云フベクシテ行フ能ハザル業ナリ、故ニ目下ノ急ヲ防グニハ、進而石炭ヲ使用スルト同時ニ、遠丁ノ山林ニ向ヒ、人道ナリ馬道ナリ將々鑿道ナリ開設シテ、運搬ニ便ヲ与ヘ、遠丁ヨリ仰クノ外無之、旁以テ本年度ヨリ之レガ着手致度候

以上ハ目下急ヲ要スル事項ノミニ有之、以下ハ山林方事務ノ上ヨリ開陳仕候

本課山林部地理方ニテ所轄スル地所ハ、凡六千四百町步余、此原価凡壹万三百余円ヲ所有セリ、中ニ山林或ハ宅畑田等ノ數種アリ、然ルニ此ノ地所ヨリ産出スル所ノ収益ハ、今日迄其收支甚ダ不分明ノ姿ニ有之、故ニ今後之レヲ明々瞭々タラシメント欲ス、且ツ培植方ニテハ、壹ヶ年中伐採方カ立木伐採ノ欠数ト、將來生長ノ後需用ノ目的ニヨリ、壹ヶ年中ノ植樹ノ員數ヲ定メ、其費用ニ至リテハ、可成植樹連帶ノ業ヲ營ミ、得ル所ノ利益ヲ以テ、植樹費用ノ幾分ヲ補助シ、益進デ擴張セント欲ス、又伐採方ニハ今日迄旧慣ニ徇ヒ、立木ヲ伐採仕成スル為メニ、良木ヲ徒費スルノ弊モ亦尠少ナラズ、加之ナラズ一方ニハ培植ノ擴張ヲ計リ、稚樹・嫩木ヲ培養シ、一方良木濫伐ノ弊ヲ防カズシテ可ナラン乎、故ニ今後山林經濟ノ途ヲ失セザル様、充分ノ方法ヲ講スルハ、今日ノ急務ト確信仕候、付テ事務取扱上ノ卑見ヲ略述ス

地理方

一所轄備林、及ビ製炭課カ今日所管スル山林ト雖モ、悉皆本係ニ取纏メ、売買ノ証及各村台帳ヲ取調、測量図ト見取図面ヲ調整シ、又本係ニ台帳ヲ製シ、年々收支ヲ明記シ、年表ヲ編スルコト

一 総テ所有地ハ、新旧ノ別ナク境界ヲ取調、境界帳ヲ製シ、悉皆買主ノ立会調印ヲ請求スルノ件

一 総体備林反別・原価・地種・立木種類等取調、備林一覽表ヲ調製ノ事

一 目下各炭方ニ管理ノ所有地、及備林モ本係ニ取纏メ、前數項ノ如ク

取扱ヒ之時ハ、完全ナル所有地一覽表ヲ見ルベシ

培植方

一七番山今日迄種樹場接続ノ地へ、一ヶ年三万本ノ檜・杉苗、又立川・五良津・西山其所有地へ拾万本、合拾三万本ノ苗木植付事

一総テ所有地培樹場へハ、楮ナリ三極ナリ、地質ニ適合スル種類ヲ植付クルベク、植樹費用ノ幾分ヲ補助スルノ見込ナリ、立川山・五良津山ニアル、在来ノ苗木栽培所ニテ仕立ノ苗木ニテ、不足ノ節ハ、他ヨリ苗木買入ノ見込ナリ

一五良津山・浦山近傍ハ盜伐ノ尤モ甚敷、山林方一ノ出張所ヲ設ケ、一方ニハ山林監守ヲナシ、一方ニ植樹并ニ連帯ノ業ヲ取り、異日良山林ト出来得ベキ田畑ヲ設置仕度候

一総テ植樹ニ要スル荏明ケハ、所有地ニ限り、伐畑ヲ鋏下ニテ、粟ナリ蕎麥等ヲ望ミノモノニ宛付、翌年苗木植付ノ際、之レヲ引戻シ植付スルキハ、費用ヲ要セズシテ、荏明ケ出来ノ見込

一新炭木ハ欠乏ニ付テハ、前項ニ略述仕候モ、近来其伐採ヲ製炭者ニ任シタルヨリ、漸ク濫伐ノ弊起リ、諸山不規則ノ伐採方トナリタル姿ナリ、若シ夫レ荏苒歲月ヲ經過スルキハ、数年ヲ出デズノ禿山トナルハ、即チ必然ナルベシ、然ラハ之レガ跡地へ苗木ヲ栽培センカ否、広漠ノ炭山林ヲ荏明ケ苗木植付スル等、其費金夥多ニシテ、決ノ思ヒ起スベカラザル事ナリ

故ニ今后製炭林・薪材山林ハ、本係ニ於テ所轄シ、之レニ区画ヲ定メ、伐採ノ際荏反歩ニ付三本、乃至五本ノ種樹トナルベキ製炭適応ノ木種ヲ、地質ニヨリテ伐採シ、天然播種スル時ハ、後時必ず良種ノ森林ト

ナル疑ヲ容レザル所ナリ

伐採方

七番山ハ入斧ヲ禁スルト雖モ、從來伐り倒シタル樹木ノ末木、又ハ大風之為メニ吹倒セル樹木ヲ、順次区画ヲ定メ、深切ナル受負人ニ委シ仕成、堅ク山林ヲ監守セントス、然リト雖モ坑井杵、并ニ樋板・杉板ノ如キモノハ、可成他山ヨリ之レヲ仰ギ、不得已場ニ限り同山ニテ仕成、必ず材木ニ至ル迄、朽腐セシメザル様注意セズンバアル可カラズ

一今日迄ハ木材仕成ハ、木工係ヨリ注文ヲ受ケ、始テ仕成ニ着手ニ来リタルヲ以テ、立木伐採ノ気節ヲ誤ルノミナラズ、運送賃ニ於テモ多額ノ差違ヲ生ジ、不可云損失ヲ醸シ、且ツ使用ノ損失モ亦大ナリトス、今此ノ害ヲ免レントスルニハ、多分ノ余裕アルニ非ラザレバ能ハズ、故ニ需用ノ途ヲ充分取調、余剩アル物品ヲ所有セバ、必ずヤ前段ノ害ヲ免ルナルベシ、若シ余裕アル迄物品ヲ買入レンニハ、多分ノ金員ヲ要スベシト雖モ、前陳ノ害ヲ免ルト、又事業進歩トヲ比較シ、損失ナキ事ト信シ候

一今日迄前記略述セシ如ク、偏ニ木工ノ注文ヲ受ケ、仕成スル訳ヲ以テ、仮令ハ四間ノ式寸ニ四寸角等ヲ注文セラレ、為メニ直長四間ノ立木ヲ要シ、往々因難スル^(因)ノミナラズ、多クノ良木ヲ損失スル等ノ事アル、故ニ以来ハ木材ニヨリテ、木工ノ技術ヲ施サンコトヲ希望シテ止マザル也、夫レ木材ハ人為ヲ以テ伸縮スル不能、木工ノ術、能ク種々ノ短材ヲ以テ大廈宏樓ヲ建築スル事ニ、意ヲ注カズンバアラザルナリ

一伐採方ハ、一念所有山林・備林ノ立木ニ目ヲ注カズシテ、世上広ク木材ノ相場ヲ取調、利益アルモノハ他国ヨリ購求シ、十二分備林ヲ永

年ニ持續スル事ニ注意シ、年中其業務ノ閑ヲ計リ、諸方木材ノ価値ヲ
実地ニ付キ取調仕度候

一 坑間支柱ハ、欠乏モ亦甚敷、目下諸所ニ散立ノ樹木ニテハ、迎モ開
坑々内ノ安全ヲ保ツ不能、故ニ里方ナリ高知県下ニテ專ラ購求仕度候
右卑見ノ概略ニ御座候、其細末ノ事項ニ至リテハ、浅学不識ノモノ之
ヲ列記スルニ於テハ、繁雜ノ恐レアランコト憂ヒ、殊更ニ記載不仕、
尊顔ヲ拜スルヲ得バ、口頭以テ上申可仕、仰ギ希クハ閣下宜シク御取
捨アランコトヲ、謹白

明治廿七年六月十一日

土木課

本荘種之助〇(印)

別子鉾山重任分局

支配人 久保盛明殿

(資料解説)

この上申書は、別子鉾山の「山林保護ニ関スル書類」に収録されており、土
木課長の本荘種之助が、別子支配人久保盛明に提出したものである。その要点
は、長年の伐採や煙害で荒れた鉾山備林を復旧し永続するため、①土木課山林
係が、製炭課所管の山林も一まとめに管轄し、計画的植林や山林経営を行うこ
と、②山林を保護するため、鉾山のエネルギーは木炭から石炭に転換し、当面
の必要な用材は購入で賄うことであった。以下、具体的な方法を山林係の地理
方・培植方・伐採方に分けて詳しく提言している。この上申を契機に、本格的
な植林事業が開始され、明治三十一年製炭課を統合した山林課が設置された。

五 林業課詰所主席 鈴木馬左也訓示
者会議における

大正九年十一月十五日

訓示

今一寸、会議に上ることを通覧するに必要適切なることが尽されて、
之を評議することに依り総本店の方針も判り、諸君の御考も適切にな
ると思ふから、私は別にお話する必要もないと思ふが、然し私共の精
神の存するところ、又住友家の山林経営に対する骨髄を一応諸君の耳
に入れて置く必要があると思ふから御話し度いのであるが、之に対し
ては、此際用事の暇に精神を披瀝して下さつても良く、又此後態々出
て来られても或は書面に依らるゝも可なりと思ふが、要するに討論攻
究のことは、充分にすることが良いので、諸君の胸裏から出たものに
依つて、事をやる様にする方が良いと思ふ。肚の底から全然御賛成に
なつたことを、おやりになる様に致したいものと思ふのである。之は
押売でも命令でもないが、私に對し何事も云はれない方は、私の意見
に全然御賛成になつて尽力して下さいるものと思ひますから、その御心
持であられんことを希望する次第であります。山林事業の事は誠心誠
意事に當つて頂かなければ成功しないから、殊にこの様な厳しいこと
を申すのであります。総て御茶を濁すやうなやり方は悪い。之は卑劣
なりと認定するのであります。

住友家の山林事業は、古い事を申せば数十年の昔に遡ることと思ふ

が、夫等に関する書類を調べてないから、正確な所は判らぬがその辺の所にお考へ置き願ひたい（遠く起りは数十年若くは四五十年前ありと思ふ）。元來住友家の事業は鉱山の事業である（今でも別子に在るが）。別子の銅山を住友家の古い人が発見してより、今日迄二百三十年程になると思ふ。

切揚り長兵衛なる人、之は住友家の余程古い人で、今から十代程前の人と思ふが、元禄三年に別子の銅鉱を始めて発見し、爾來今日迄之を所有し且つ営業して居るのである。その人は鉱山事業には余程長けてゐた人であると思ふが、独り別子のみならず今日我国に知られた諸鉱山は、多くは住友家のものであつたが、他は尽く手放して独り別子銅山のみ、住友の手に残つたのであるが、其選択に付ては余程の眼力を有せられて居た様に思ふ。何となれば我国の金属鉱山全体において、別子銅山程立派なものはないといはれてをり、又今日色々の方面より調べて、別子銅山程の有望な山は無いといふ程で、之は當つてゐると思ふのである。今より数百年前、採鉱、製錬の未だ進まざる時代に、これ等の選択をよくせられたことは、誠に驚異すべきことで、今日の科学上より見るも肯綮に当れりと云ふべしである。

今日でも昔時と違ふことは無いが、山林と製錬とは余程関係があつた。今日でも鋼の優良なるものを造るには、良好なる木炭を必要とする。瑞典の如きは其の好例であつて、日本に於てもスチールを製するには木炭を必要とし、別子の製錬にも木炭を盛に使用して居つたが、実に木炭事業は、製錬の得失に影響する所大なのである。別子付近の山林は総て製錬に関係ありしもので、別子の木炭は口碑に伝へられて

居る程である。「コークス」を用ふるに至りたる今日に於ては木炭は使用せず、明治二十年初めには、最早用ひられ居らざりき。されば木炭の爲めに山林を必要とすること無きに至りたるも、外に山林が鉱山経営に取りて大いに必要なることあり。之は坑木であつて坑内の上盤の落下を防ぐ爲めに用ひらる。即ち最初は木炭の爲めに山林を要したるも、今日にては坑木の爲めに山林を要するに至つた。

別子に行かれた人は見られたるならんも、別子山付近に農商務省より借用したる鉱山備林あり。之は広瀬幸平氏が当時農務大輔なりし品川弥二郎氏に願ひ、農商務省の許可を得て、大分広い面積の山林が下付になつたもので、政府の所有の儘で貸付せられたるものなり。

此の備林を用ふる条件としては、從來の樹木を伐採したる後は、必ず植栽をすることになつて居る（住友家が之に植栽をしたのが始めなり）。此山は自然住友家の所有山の様な形になつてゐるのを、近頃迄は住友所有山と考へてやつて居つた様な訳で、住友が多年所有して行ける考であつた。是は勿論明治になつてからの事だが、多分明治十年前後であつたと思ふ。当時明治七十年迄の期限を付して借用したものである。故に明治の初年に住友家の山林事業は始まつたと云うて良い（然し山林を必要としたのは、元禄三四年頃からの事である）。又年月は忘れたが、伊予の五良津には紀州の人を雇ひ入れて植付たものあり、之は純粋の所有山として一番古いもので、植付てから四十年程を経てゐる。私は民間の事業を初めたものとしては、古い方では一だと思ふ。之は諸君も歴史を知る上に必要なこと故、行つて見られんことを希望する。

伊庭貞剛氏は別子鉱業所に居られた時、山林の植付のことに熱中されて居つた。私は伊庭氏の後任として、明治三十二年に別子に行つたが、その年八月の大水害には、死せる者海拔三千尺の高所に於て六百あり、大阪の如き人口夥多の所で六百人の死者は、不思議でないかも知れないが、別子の如き人口稀薄なところでの六百人の死は、非常な損害なり。その原因は別子の山の木が、鉱山の製錬の為に枯死し、禿山となり、山上の土を洗ひ流し岩石を露出し、その岩石は又紙を幾枚も重ね合せたやうなものだから、容易に剝がれ壊れる。山が此様な状態なる故、大雨あれば岩石中に雨水浸入し、水の力で岩石を破壊し、傾斜の所に建つて居つた家が、逆落しに墜落した為め、多数の人間が死んだ。当時私は責任者として、将来は此様なことにならぬ様にと、入念に石垣を築き傾斜を緩にして良くした。然し之は姑息なる故、根本的の施設をなす考を起し、夫れには山林を造る必要あるを思つた。又他方に鉱山は色々な害を惹起する原因になつてゐるから、此の償ひをしなければならぬ。

即ち鉱山は国土を損する仕事故、国土を護つてゆく仕事をする必要がある。云ひ換ふれば、罪滅しの為めに、又総て物事は差引勘定なる故、国土を損する一方には国土の保安をやる必要あり、それには山林事業が最も適当で、且つ山林は人々に嫌はれ又世の中に紛議を起すやうの事なく、土地を保護し治水上亦大なる利益ありと思ふ。御維新前には沢山の諸侯が居つて、夫々治水のことなどには大いに意を用ひ、山林も保護せられた故に、濫りに木を伐るやうなことはやらなかつた。従つて水害は比較的少なかつたやうに思ふ。之は私の大体論であるけ

れども間違は無いと思ふ。別子の山の如きは、樹木無ければ風化して山上の岩石崩壊し河床を埋めるが、一方堤防は従来の儘のものなる故、河水は堤防を越して之を破壊し、家を倒し人や牛馬を殺傷する様になる。

山林あれば落葉小枝等の堆積した所に雨水を充満せしめ、又樹葉等に水を保持することも多い故、之等を一時に川に出さない事から出水を調節し水害を免れることになる。一時の流出少なくなる為め水涸れも少なくなり（土砂を押し流すことも少なくなるから、人々の助かることは大である）、又一方近頃は木材の価格が大へん高くなり、家を建つること容易ならず、所が山林を養成して木が沢山出れば、材木の値も下り、住宅難も緩和され、社会政策上大いに利益ありと思ふ。斯くの如く考へ来れば、山林の害などは少しも認められないのみならず、山林繁茂に対し苦情を云ふ人も無いことは確かである。又山林の衛生に及ぼす利益もあるが、之は私は云はない。

住友家は鉱山を以て興つた家にて、将来も之を益々発展させるのであるが、その傍ら山林を経営することは有益と思ふ。私は伊庭氏の後を継ぎ、別子鉱業所の所管なる伊予、土佐に亘る山林の養成に相当の尽力をした。茲に居られる中田理事なども大いに努力された。斯くして永年別子鉱業所を中心として、山林の経営をして居つたが、茲に別に新たに山林事業を起し、今日の如く諸君を煩はし居る次第である。

即ち只今では、伊予を中心とする山林のみならず、内地に在りては北は北海道の北見、南は日向の椎葉村に事業を起し、又朝鮮が我国に併合せられたる結果、何か国家の為になり、一方住友家の営業にもな

る仕事として、何を扱ふべきかを勘考熟慮の末、朝鮮の国有林の貸付を受け、目下は四万町歩ほどのものを経営せられあり。之等は将来を今日より更に増加の予定であつて、此新たな発展の勢は仲々従前の比に非ず、大計画、大規模のものである。此様な山林事業の発展をなさんとする所以は、我住友家の事業も年と共に隆盛を来し、次第に手広く複雑になつてきたが、物盛なれば必ず衰ふるとか、一利あれば一害ありとか云ふことは、動かす可らざる古来の定則である。その様な次第で住友家の事業即ち実業、更に言ひ替ふれば營利事業も段々と、危険が伴ふといふことを考へるのが当然なりと思ふ。

諸君に於ても肚の内に入れて置かれ度いのは、我住友家年来の方針として、浮利を追ふて仕事をやることを禁じ、極めて堅実なる仕事をするに於ては、私共も之を遵守して仕事をやつてゐるから、濫りに危険に近づいてゐると思はないが、然しながら、非凡なる頭腦の持主のみ集まつて居ればよいが、さうでもないから、考の行き届かぬ所もあり、又複雑となるほど目が届きにくくなる故に、他に安全なる道を考へ、我住友家を一面に於て根柢より保護する必要ありと思ふ。私共が信じて疑はざる所は、住友といふ伝来の経歴、住友の名声、住友の歴史に依つて此事業の隆盛を来せるもの故、住友家の衰頹は事業の衰微を来すは当然のことである。故に利を挙げることにのみ没頭せず、我国家社会を損ぜぬやうに、間接に国家社会の利益になる様にとの方針で、事業を經營して行くので、斯るが故に住友の事業の盛大にならんことを希望してゐるので、苟も此事業の衰微せぬ様に、益々發展する様に十二分の力を用ひてゐる。

山林事業は安全にして益々住友の基礎を強くするものと認めたる故、之に力を入れんとして今日の如き状態に立ち至つたのである。将来は土地の面積も増加し、内容も充実し、山林事業の利益が益々増大する事に力を用ひんことを期し、その為めには諸君の尽力を期待して居る故、決して輕佻浮薄、眼前の利に走り又は自己の考に拘泥して、全体の利を失ふ如きに陥ることは、私の失望落胆し又諸君の為めにも取らざる所である。

次に山林の事業に従事してゐる人には、人格を磨き、徳義心を養ひ、職責を全うすることを希望するのである。一寸考へれば山林事業には何等人格徳義を必要とせざるが如きも、私は必要なりと思ふ。此事に對して諸君の質問あらば充分説明を試みたいと思ふ（私の同僚も共々御説明するでせう）。若し私共の説にして誤なしとすれば、山林事業に従事する人は、人格が立優つたものとなることを希望するのである。人間の向上は尽きること無き故、今より一層人格を向上せしめられたい。若い人達は人格はあまり尊重しない様なるも決して然らず。徳義なども物好きに飾り道具に非ず、民衆生活に必要なものにて、天然の欲望にも、或る制限を受けて行ふのが人道である。今日我住友の事業を經營する上から顧慮するから特に之を申すので、私の禿頭に免じて、暫時御静聴を煩はす次第である。天然の欲望に制限を与ふることにより、人間の幸福も増進するのである。一例を挙げれば腕力勝れたるものが金持の家に押し入り、金箱を取ることは一善良い方法かも知れんが、持つて行かれたものは甚だ迷惑である。斯ういふことが是認せらるれば、終に世の紊亂を来すことになり、人は安んじて生活する

こと出来ず、故に西洋の道徳でも欲望は制限せられてゐる。兎に角徳義といふことを充分に肚に入れて山林事業に従事してもらふことが必要と思ふ。

広大なる面積のところは山林の存する上は、諸君の徳義に慇へ之を尊重するより外に方法がない。諸君の徳義・人格に信頼してやるより外に私の見る所では方法がないと思ふ。之が今日の私の話の眼目である。

之よりして金の使ひ方、収入の途も生ずるもので、己れの徳義人格に対して収支を計つて始めて完全なるものとなる。只総本店の予算さへ通れば良いとか、或は人前だけでは不可である（之により始めて住友家の基礎たるものが出来るのであるから）。自分の心に慇へて当否得失を判断して行けば、仕事は進歩するもので、学問技術は各々特色あるものなるが、之はその道の人の指導に依れば可なりで、此部分は比較的少なくて済むと思ふ。

次に話さんとするのは経済のことである。経済も諸君の人格徳義より生ずべきものなるは勿論なるも、又一方計算の仕方からも考へて貰つたら良いと思ふ。之は屢々起ることであるが、政府では官吏の旅費が予算に計上され、之は会計年度末の三月三十一日までで使用し、若し余りあれば之を残し、更に翌年の分はその費額を定め、改めて予算に計上し請求するものである。然るに三月頃になると、余り必要なぎに旅行する者が増加する。別子なども屢々旅費使ひに来る者があつたが、私は此類のことを徳義問題から割出して不徳義であると思ふ。余つたものは政府に残した方が、国家経済上良いと思ふ。その他のことも此

様な方法でやつて行けば、吾々の租税の負担額も余程少なくて済むのである。之は予算にある故使用してよいといふ様な、お役人流儀は良くない。我山林に於ても、斯様な収入支出にならぬ様にしなければならぬ。

住友の予算に対する取締規制は政府の程厳しくない、主として人格徳義より割出された所に信頼する所が多い。此処のは予算と云つては名が良くないから、会計見積と云ふことにしたのである。

見積は大體前年の終りに、翌年如何なる仕事をするかの見積を立てる所より生ずる。「一年の計は年の始めに在り、一月の計は一日に在り、一日の計は朝に在り。」之は安井息軒の三計塾と云はれてゐるが、実に然りである。此会計見積は、諸君が實際に手掛けたることの見積なる故、大抵の見込は付くと思ふ。例へば植栽費を計算するに、植栽面積何程、一町歩の植栽本数何本、苗木一本何程、植付何程、補植何程、雑木刈払何程等より一町歩の植付費用が出る。一町歩当り何程を要する故全体で何程を要するかが判る。斯様に考を廻らして全体を何程入用なりと云ふ事になる。所が総本店に金があれば良いが、無ければ金繰をしなければならぬ。手元に金は無くとも云々すれば入金する見込がある故、之れ文は使用しても良いと云ふことになる。一年が永ければ之を分割しても良い。要するに之は仕事の見込を立てるだけで総本店は提出されたる見積書により収入の見込を立てて之で良いか悪いかを決める。例へば総本店の建築もする必要がある。目下の家は木造故火災にかかれば仕事が出来なくなる。此建築は何年か継続するものなる故、第一年何程、第二年何程……全体で何百万円かかるとする。一面銀行、

鉦山等の収入と比較して考へて、其年の総本店の収支を定めるのである。故に見積に計上しありても節約し得るものは、出来るだけ節約して行くやうにして、見積になくても事業上必要ならば、追加することもある。政府のとは意味を異にするものである。要するに諸君の人格と徳義に照し、営利事業たる根本義に添ふ様にして貰ひ度い。私も役人の古手なるが、役人の古手には良い所もあるが弊害もある。林業課には頭に官吏出が多いから、良く得失を考へ、得を取り失を去る様にすべし。私などもその積りで努力して居る。

夫から事業の見込の付け方であるが、成るべく着眼を広くしてやつてゆく必要ありと思ふ。例へば、朝鮮ならば自分の担当しただけを考へずに、成るべく広く考え、大体朝鮮が良く治まつて行かねばならぬのである。内地に於ても山林の地元住民が必要なるが、朝鮮では此点が仲々重大であつて、軽卒な判断をしてやつては失敗となる。某なる人が自分の家に朝鮮人を雇つて居たが、その人の話に、角力を取らせても実になつてゐなかつたが、近頃では命を捨つる者さへある様になつた。此辺の判断も精密なる観察と注意とを要する様に思ふ。(中略)

此点を考へても余程参考になると思ふ。その他日々攻究して行かなければならぬことが、沢山あると思ふ。之は一面に於て総督府の政治方針に一種の指導を与ふるものになるし、補助を与ふることにのみならず、従つて国家の爲めになる。然し此点のみを考へて仕事をして、組し易しとして乗ぜらるる様なことでは不可であり、又山林の成績に見るべきものが無い様になつてもいかぬ。この辺はただ眼前のことに囚はれず、専ら「ブロードビュー」に依つてやらなければならぬ。過去、現

在及び未来を考へなければならぬ。朝鮮の山林は深思熟慮してやる必要ありと思ふ。私も一度行きたい所存なるも、此辺のことは総督府の人とも心を合せ、意志の疎通を計り行くことが有効なり。ここで一寸お断りしておくが、国家とか社会とか云ふことを私が云ふが、住友の事業は元來営利事業なる故、金儲けを主にして、其上で国家社会を加味して仕事を行ふので、此点は諸君の脳中によく入れて置かれる様お薦めする。只其手段方法を選択して、一方住友の金儲けとなり他方国家社会の爲めになる様に、事業をやつて行く様にしたい。官辺に於ては鼻薬を用ふことがあるが、之は余程仕事の上には便なるも、住友家としては決して許すべからざることである。公益を濫り国家の進運を妨ぐる様な事は、決してやらない事が住友の流儀である。若し営利事業であるから公益を計る必要なしとせば、大なる誤りである。昔仁徳帝も民の富は朕の富なりと仰せられたが、住友は自己を富まし国を富まさんとするものなる故、決して恥づべきでないと思ふ。只この事を遂行して行くには、手段方法を選ばなければならぬ。目的と手段とを間違はない様にしなければならぬ。先日椎葉、北海道等に行つて、同様の感ありたるが、総て事業は主観的のみならず、客観的にも考へてやらなければならぬ。例へば椎葉なれば杉を植ゑる事のみを考へては、不利であることもあらん。北海道にては白楊をどこにも植ゑるといふことは、間違かも知れぬ。溪谷は如何、海岸は如何、山奥は如何等により樹種を考ふる必要があると思ふ。私は或意味に於て局外者として、此様なことを一言して置くので、一番経済的の樹種を択んで造林して行くことが必要である。又従来の方法にのみ拘泥することは必

ず失敗に帰るので、旧習に拘泥することはいけぬ。又濫りに新機軸を出すことも不可なり。その間に色々有利なる方法があると思ふ。成るべく山林の安く仕立てらるる方法を探る必要がある。私はもと農商務省に居たことがあるが、その当時大小林区署長会議にも屢々出たことがあるが、席上名論卓説は出るが、山林の实情は萎靡して振はない。此様な次第なる故、西洋のものを取り、之に我ものを入れ捏上げた純な立派な方法が、未だ出来上つて居らぬと思ふから、此点の改良を計ることに御尽力を願ひたい。私は村田博士にもお話しし、又北村喜三君にも言つたが、試験といふことが必要である。此点に於ては失費は敢て辞せぬと思ふ。実地的の試験研究は、費用を惜しまずやる必要ありと思ふ。之は本店に於て或は出先に於て、或は官の施設に俟つても、其方法ならんか、兎に角改良の余地は充分あることと思ふ。

最後に、山林に従事するものは深山の奥に住む必要あり。元來人間は世間の賑かなるところに居ることを好むも、常に繁華なる所に居る者は却つて其地を忌む様なことがあるが、私の如きも全く大阪は好まない。然し山間に居る者は都会に於て、医者、小供の教育、その他娯楽機関の完備した所に於て、友人親戚を訪れることも出来るやうな愉快に遠ざかつて居られる故、之には私も非常に同情して色々心配はして居るが未だ名案も浮ばぬ。諸君の勤勞に対し充分報ゆることの出来ないことは、慙愧の次第であるが、諸君に於ても考のある方は、遠慮なくお申出願ひたい、但し其通りには実現さるるや否やは、不明であることをお含み置きを願ひたい。深山に住まらずして山林事業をやり得るならば可ならんも、諸君が山林の仕事をやらるる上からは致し方な

しと思ふ。之は大体に於て辛抱して仕事をして行つてお貰ひしたい。未だ話すこともあらんも肚の中を裏返して、思ふままにお話した次第であります。諸君の御意見は私或は其他の人にも、成るべく話をして戴く様にお願ひしたい。永らくの間のお話で定めし御退屈でありましたらう。

(資料解説)

本資料は、総理事鈴木馬左也が大正九年林業課詰所主席者会議において行つた訓示の全文である。鈴木は、明治二十九年農商務省参事官を退官して住友に入社し、三十二年、それまで総理事伊庭貞剛の兼務であつた別子鉱業所支配人に就任した。鈴木は赴任直後に別子を襲つた台風の被害に、鈴木は改めて植林の重要性を痛感した。その後鈴木はかねて親交のあつた林学博士村田重治の勧めに依り、大正八年住友総本店に林業課を設置し、村田を招聘して別子の林業とは別に、新たに本格的な林業経営に乗り出した。大正九年には鈴木は、自ら九州・北海道の山林を視察し、この結果を踏まえて、十一月に各詰所の主席者を大阪の本店に集めて会議を行った。住友では各店部の責任者を主管者と称し、毎年春に主管者会議を開催するのが恒例となつていた。鈴木はそれを、事業所が僻地のためとかく意思の疎通を欠きやすい林業の分野に応用し、事業所の責任者間或いは大阪の管理部門との意見の交換を通じ、問題の解決を図らうとした。この会議は大正十年林業課が林業所となつてからも、毎年秋季に開催され、鈴木は必ず激務の中を会場に現われて、各自の報告や質疑応答等に耳を傾け、最後に林業についての自分の抱負を述べるのが常であつた。本資料はこの鈴木が行つた訓示の最初のものである。

六 原始定款

四国林業株式会社定款

第一章 総 則

第一条 当社は、四国林業株式会社と称し、英文では、The Shikoku Forestry Co., Ltd. と記す。

第二条 当社は、左の事業を営むことを目的とする。

一、農林業

二、農林産品の生産加工並びに販売

三、前各号に關聯並びに附帯する一切の事業

第三条 当社は、本店を新居浜市に置く。

第四条 当社の資本金総額を、金壹千万円とする。

第五条 当社の公告は、大阪市に於て発行する朝日新聞に掲載してこれを行ふ。

第二章 株式及び株主

第六条 当社の株式は、貳拾万株とし、一株の金額を、金五拾円とする。

第七条 当社の株券は、総べてこれを記名式とし、拾株券、五

十株券、百株券、千株券の四種とする。

第八条 当会社株式の払込期日、金額及び方法は、取締役会に於てこれを定める。

第九条 株金の払込を、遅滞した者は、払込期日の翌日から払込み当日まで金壹百円につき壹日金四銭の割合による延滞利息を支払ひ、且つそのために生じた損害賠償の責に任ずる。

第十条 譲渡により、株式を取得した者は、株券裏面相当欄に、記名捺印し、当会社所定の書式により、譲渡人が連署した株式名義書換請求書を添へ、当会社に差出さなければならぬ。但し、株券の裏書による譲渡の場合には、請求書に譲渡人の連署を要しなす。

第十一条 相続、遺贈、その他譲渡以外の事由により、株式名義の書換を要する者は、当会社において必要と認める証明書を添へ、前条に準じて名義書換を請求しなければならぬ。

第十二条 株券の喪失により、その再交付を求めようとするときは、当会社所定の書式による請求書に、除権判決の正本、又は認証のある謄本を添へ、当会社に差出さなければならぬ。

第十三条 株券の分割、若しくは併合、又は汚損により、株券の引換を請求しようとするときは、その株券に、当会社所定

の書式による請求書を添へ、当会社に差し出さなければならぬ。但し、株券の汚損により、その真否を鑑別し難いときは、前条の規定を準用する。

為について、異議をとへることが出来ない。

第十七条 当社は、毎期末日の翌日から、その定時株主総会終了日まで、株式名義の書換、質権の登録、並びに信託財産の表示、若しくはその抹消を停止する。

第十四条 株式につき、質権の登録、又は信託財産の表示、若しくはその抹消を求めようとするときは、当会社所定の書式により、当事者双方の連署した請求書に、その株券を添へ、当会社に提出しなければならない。

前項の外、必要があるときは、予め公告をし、相当期間これを停止する。

第十五条 株式の名義書換、質権の登録、及びその抹消、信託財産の表示及びその抹消、並びに新株券の交付をする場合は、当会社所定の手数料を徴収する。

第十八条 定時株主総会は、毎年二回、五月及び十一月に、これを召集する。

第十六条 株主、登録質権者、又はその法定代理人若しくは代表者は当会社所定の用紙により、その氏名、住所、及び印鑑を当会社に届け出なければならない。それらの変更があったときも亦同じである。

前項の外、必要の都度臨時株主総会を召集する。

第十九条 総会の議長は、社長がこれをつとめる。社長に事故があるときは、常務取締役が、社長及び常務取締役に事故があるときは、他の取締役がこれをつとめる。

署名の習慣がある外国人は、署名鑑を以て前項の印鑑に代へることが出来る。

第二十条 株主は、他の株主を代理人とし、議決権を行使することが出来る。但し、代理人は委任状を当会社に差し出さなければならない。

第一項の者が外国に居住するときは、日本国内に仮住所、又は代理人を定め、当会社所定の用紙により、当会社に届け出なければならない。

第二十一条 総会の決議は、法令に、別段の定めがある場合を除く外、出席した株主の議決権の過半数でこれを決する。可否同

それらの変更があつたときも亦同じである。

前各項の届け出をしないときは、前氏名、住所、仮住所、

数であるときは、議長がこれを決する。

代理人、又は代表者に対して、行つた通知、その他の行

第二十二条 株主は、株式一株につき、一箇の議決権を有する。

第二十三条 総会の議事については、議事録を作成し、議長、並びに出席した取締役及び監査役が記名捺印した上、これを保存する。

第二十八条 取締役、又は監査役に欠員を生じたときは、臨時株主総会を招集し、補欠選挙を行ふ。但し、法定の人員を欠かず、且つ現任者において業務執行上差支がないときは、これを行はなくてもよい。

第四章 役員

第二十四条 当会社に、取締役参名以上、監査役参名以上、を置く。

第二十九条 取締役、及び監査役の報酬は、株主総会の決議で、之を定める。

第二十五条 取締役は、互選により、社長一名、常務取締役若干名を定めることが出来る。

第五章 計 算

社長及び常務取締役は、会社を代表する。

第二十六条 社長、及び常務取締役は、業務執行に関する重要事項を決する為に、取締役会を召集する。

第三十条 当会社は、毎年四月一日から九月三十日までを前期とし、十月一日から翌年三月三十一日までを後期とし、毎期に決算を行ふ。

第十九条の規定は、取締役会に、これを準用する。

取締役会の決議は、出席取締役の過半数で、これを決する。

第三十一条 株主配当金は毎期末現在の株主名簿記載の株主に、これを配当する。

取締役は、他の取締役を代理人として議決権を行ふことが出来る。

但し、代理人は、委任状を取締役に、差し出さなければならぬ。

株主配当金は、配当の通知を發した日から、満参ケ年を経過しても、これを受領しないときは、当会社に帰属する。

第二十七条 取締役の任期は、就任後第六回、監査役の任期は、就任後第四回の定時株主総会が集結した時に終了する。

第三十二条 当会社發起人の住所、氏名は、左の通りである。

大阪市東区北浜五丁目貳拾貳番地

補欠、又は増員により、就任した取締役、又は監査役の任期は、他の在任取締役、又は監査役の残任期間と同一

株式会社住友本社

附 則

右代表取締役 菅野秀次郎

第三十三条

当会社の設立に際し、発起人株式会社住友本社は、現物出資をするものとし、出資の目的たる財産、その価格並にこれに対して与へる株式の種類及び数は左の通りである。

一、出資の目的たる財産

土地	一、九四三、三三七・八七
建物	一四、七三〇・三九
立木	四、〇五六、六九〇・九四
構築物	二九、三七八・〇〇
機械装置	一五、六二三・〇〇
雑業支出	二〇〇、七三二・七一
長期貸付	七〇、二二〇・五〇
家畜	三七、八四五・〇〇
生産品	六二四、六四四・三四
未収入金	三、〇〇六、七九七・二五
(合計)	一〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇

二、五拾円全額払込済株 二十万株

第三十四条

会社等臨時措置法施行中は、同法により、左の事業は、株主総会の決議によらず、取締役会の決議で、これを行ふことが出来る。

一、支店の新設、廃止、又は移転による、支店所在地に

関する定款の変更

二、資本の二十分の一を超えない対価を以てする営業一部の譲渡

三、資本の二十分の一を超えない対価を以てする他の会社の営業全部の譲受

四、取締役、及び監査役が受けるべき報酬

ここに四国林業株式会社を設立するため、商法の規定により、この定款を作成し左に、発起人記名捺印する。

昭和貳拾参年貳月貳拾貳日

大阪市東区北浜五丁目貳拾貳番地

株式会社住友本社

代表取締役 菅野秀次郎

七 経営の要旨

四国林業創立五周年を期して——昭和二十八年五月制定

一、事業の目的

わが社は、山林資源の育成利用およびその他の事業をとおして、お互い人間の生活を精神的にも、物質的にも、ゆたかにし、社会の文化を向上さすうえに役だつことを終極の目的とし、社会とともに、永遠に成長発展することを期するものである。

一、営業の目標

われわれは、よい商品をやすく、そして、できるだけおおく、生産販売することにつとめなければならない。

一、山林の保続

われわれは、つねに先人の偉業をしのび、ふかく山林事業の永遠性と公共性をおもい、所管林の緑化につとめなければならない。

一、積極と細心

われわれは、つねに積極進取の精神をもつて、事業の改良発展に創意工夫をこらすとともに、周到細心、無駄をはぶき、節儉につとめ、事業の合理化にたゆまぬ努力をささげなければならない。

一、信用と誠実

われわれは、信用をおもんじ、堅実をとうとび、終始一貫、誠実な心構えをもつて、事にあたらなければならない。

一、融和と協力

われわれは、各自の職分を完全にはたすとともに、他人の立場を尊重して、融和一致、全社をあげて、緊密な協力をたもち、会社の力を充分にあらわすことにつとめなければならない。

経営の要旨の発表に先だつ二月に行なわれた創立五周年記念式において植村社長は次のような挨拶を行なった。

当社は一昨二十日をもつて創立満五周年を迎えました。多数社員の方々が集つて、ささやかながらも内祝記念の式をあげることができましたことは、洵に悦ばしい限りであります。

私は五年前の創立記念式の挨拶の中で、四国林業を日本一の会社に仕立てあげたい、ということを申述べました。大部分の皆さんには今もご記憶願つてゐると思います。日本一の会社というのは、資本金が一番大きかつたり、資産内容や利益率が一番良かつたり、或は木材の取扱石数や社員の給与が一番多かつたりする会社のことではありません。そこに働く社員の人々

が、なんのわだかまりも不平もなく、のびのびと精一杯働き、働くことに心から悦びと生甲斐とを感じる、そして働くことによつて自分や自分の家庭が精神的にも物質的にも高められ、会社全体の幸福も高められる、又それによつて社会全体の福祉が高められる、そういう度合が日本一に高い会社のことであると信じます。ダイヤモンドの如く小さくても高い値打をもつた会社のことでもあります。そして世間の人がみても、四国林業は何か春風駘蕩として馥郁たる香氣に包まれ、四国林業の人に接すると実によい気持になる、そういうような会社に仕立て上げたいということを申述べました。

私のこの考えは、今も尚少しも変つては居りません。否、益々強くなつて居ります。会社も、そこに働く人も、共に栄え共に幸福になり、又それを通じて社会全体の福祉増進にも役立つことのできるような事業、そういう事業でなくては、決して永続し発展することは望まれません。

会社は今回の五周年を機会に、この自ずと形成されつつある社風を文字に書き現して、事業経営の根本方針ともいふべき「経営の要旨」というものを作成し、私共朝夕の努力目標に致したいと考えて居ります。本日ここにご披露できるまでの運びに至らなかつたことは残念に思いますが、いづれ遠からずお示しできると考えて居ります。お互いに今後共、この大理想に向つて勇猛精進致したいと思ひます。

八 住友社歌

(M.M. ♩=100)

さんびやくねんの いにしへに いしずゑふかく
 すゑおきし われらが いへの すみともは いや
 つぎつぎに けふまでも つー た へー きたりて
 名はきよし つー た へー きたりて 名はきよし

昭和十五年住友本社制定

住友社歌

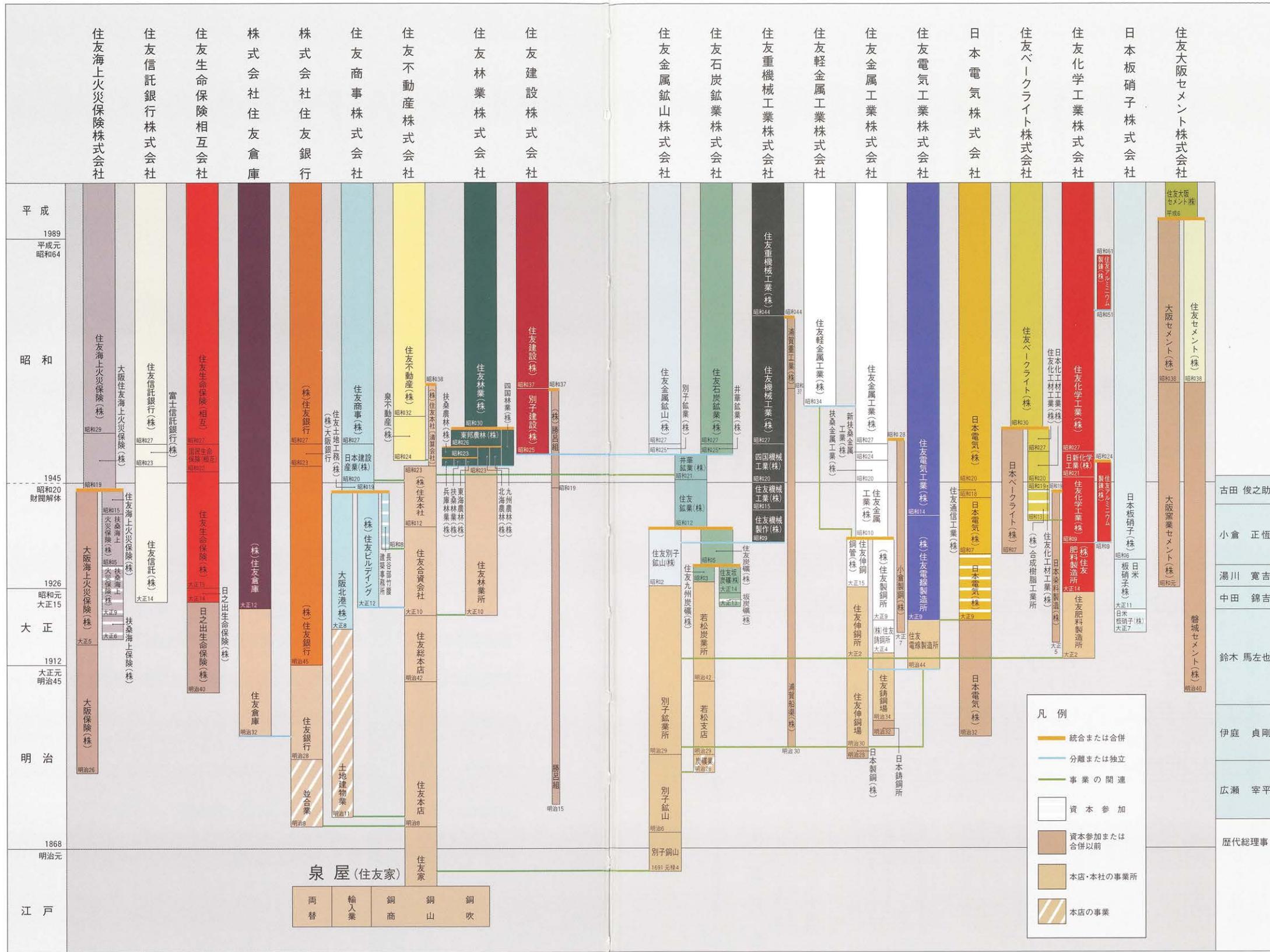
北浜正男 補詞
 川田順 作曲
 山田耕筈 作曲

(一) 三百年のいにしへに
 礎石深く据ゑ置きし
 我等が家の住友は
 いや継ぎつぎに今日までも
 伝へ来りて名は清し

(二) 別子の山に芽生えたる
 一本の木の末を見よ
 枝葉いつしかひろがりて
 花咲き実をば結びつ、
 いまは大樹と栄えたり

(三) 浮利を追はじといましめし
 先人こそはかしこけれ
 西に東にわかれたる
 事業おのおのことなれど
 信実の誓いや堅し

この住友社歌は別子開坑二五〇年を
 記念してつくられた。

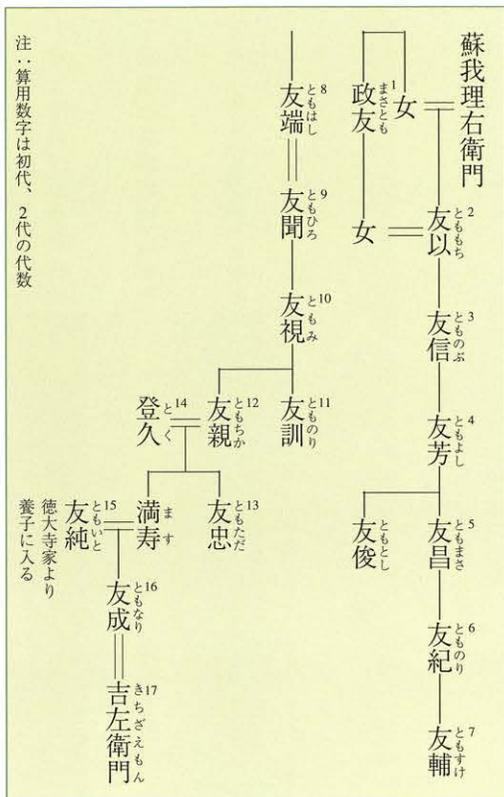


住友大阪セメント株式会社
日本板硝子株式会社
住友化学工業株式会社
住友ベークライト株式会社
日本電気株式会社
住友電気工業株式会社
住友金属工業株式会社
住友軽金属工業株式会社
住友重機械工業株式会社
住友石炭鉱業株式会社
住友金属鉱山株式会社

住友大阪セメント(株)
大阪セメント(株)
住友セメント(株)
日本板硝子(株)
住友化学工業(株)
住友ベークライト(株)
日本電気(株)
住友電気工業(株)
住友金属工業(株)
住友軽金属工業(株)
住友重機械工業(株)
住友石炭鉱業(株)
住友金属鉱山(株)

古田 俊之助
小倉 正恒
湯川 寛吉
中田 錦吉
鈴木 馬左也
伊庭 貞剛
広瀬 宰平
歴代総理事

4 住友家系図



歴代	当主名	生没年	家督期間
初代	政友	天正十三年〜承応元年 (一五八五〜一六五二)	
二代	友以(理兵衛)	慶長十二年〜寛文二年 (一六〇七〜一六六二)	寛文二年
三代	友信(吉左衛門)	正保四年〜宝永三年 (一六四七〜一七〇六)	寛文二年〜貞享二年 (一六六二〜一六八五)

5 住友家総理事

歴代	氏名	生没年	在任期間
初代	広瀬 宰平	文政十一年〜大正三年 (一八二八〜一九一四)	明治十年〜明治二十七年 (一八七七〜一九〇四)
二代	伊庭 貞剛	弘化四年〜大正十五年 (一八四七〜一九二五)	明治二十年〜明治三十七年 (一八七七〜一九〇四)
三代	鈴木馬左也	文久元年〜大正十一年 (一八六一〜一九二二)	明治二十七年〜大正十一年 (一九〇四〜一九二二)
四代	中田 錦吉	元治元年〜大正十五年 (一八六四〜一九二〇)	大正十一年〜大正十四年 (一九二二〜一九二五)

歴代	当主名	生没年	家督期間
四代	友芳(吉左衛門)	寛文十年〜享保四年 (一七六〇〜一七一九)	貞享二年〜享保四年 (一六八五〜一七一九)
五代	友昌(吉左衛門)	宝永二年〜宝曆八年 (一七〇五〜一七五八)	享保五年〜宝曆八年 (一七二〇〜一七五八)
六代	友紀(吉左衛門)	寛保元年〜文化十三年 (一七四一〜一八一六)	宝曆九年〜天明元年 (一七五九〜一七八一)
七代	友輔(万次郎のち 万十郎)	明和元年〜文化四年 (一七六四〜一八〇四)	天明元年〜寛政四年 (一七八一〜一七九二)
八代	友端(吉次郎)	天明八年〜文化四年 (一七八八〜一八〇七)	寛政四年〜文化四年 (一七九二〜一八〇七)
九代	友聞(吉次郎のち 甚兵衛)	天明七年〜嘉永六年 (一七八七〜一八五三)	文化四年〜弘化二年 (一八〇七〜一八四五)
一〇代	友視(吉次郎)	文化五年〜安政四年 (一八〇八〜一八五七)	弘化二年〜安政四年 (一八四五〜一八五七)
一代	友訓(吉次郎)	天保十一年〜元治元年 (一八四一〜一八六四)	安政四年〜元治元年 (一八五七〜一八六四)
二代	友親(吉左衛門)	天保十四年〜明治十三年 (一八四三〜一八九〇)	慶応元年〜明治二十一年 (一八六五〜一八八八)
三代	友忠(吉左衛門)	明治五年〜明治二十三年 (一八七一〜一八九〇)	明治二十一年〜明治二十三年 (一八八八〜一八九〇)
四代	登久(徳)	嘉永二年〜明治二十二年 (一八四九〜一八九九)	明治二十三年〜明治二十六年 (一八九〇〜一八九三)
五代	友純(吉左衛門)	元治元年〜大正十五年 (一八六四〜一九二五)	明治二十六年〜大正十五年 (一八九三〜一九二五)
六代	友成(吉左衛門)	明治四十二年〜平成五年 (一九〇九〜一九九三)	大正十五年〜平成五年 (一九二六〜一九九三)
七代	吉左衛門	昭和十八年〜 (一九四三〜)	平成五年〜 (一九九三〜)

歴代	氏名	生没年	在任期間
五代	湯川 寛吉	慶応四年〜昭和六年 (一八六八〜一九三二)	大正十四年〜昭和五年 (一九二五〜一九三〇)
六代	小倉 正恒	明治八年〜昭和三十六年 (一八七五〜一九六二)	昭和五年〜昭和十六年 (一九三〇〜一九四一)
七代	古田俊之助	明治十九年〜昭和二十八年 (一八八六〜一九五三)	昭和十六年〜昭和二十年 (一九四一〜一九四五)

6 山林関係歴代主管者一覽

(明治十三年、昭和二十三年二月)

1 別子山林関係

氏名	職名	在任期間	◆所属
竹岡 得一	山林方長	明治十三年八月九日、明治十五年一月十三日	◆明治八年十二月二十三日、住友本店鉱山出店
河野 泰助	山林課長	明治十五年一月十三日、明治十七年三月十九日	◆明治十七年三月二十七日、明治十八年三月五日
星野 輝郎	土木課長	明治十八年三月五日、明治十八年八月二十七日	◆明治十八年三月五日、明治十九年九月二十六日
河野 泰助	土木課次長山林方專務	明治十九年九月二十九日、明治二十年十月二十二日	◆明治十九年九月二十九日、明治二十三年七月二十四日
坂本市太郎	土木課次長心得	明治二十年九月二十日、明治二十三年七月二十四日	◆明治二十三年七月二十四日、明治二十三年九月二十
尾島芳太郎	土木課長	明治二十三年七月二十四日、明治二十三年九月二十	八日
坂本市太郎	土木課長心得	明治二十三年九月二十九日、明治二十四年一月二十	六日
渡辺友次郎	土木課長	明治二十四年一月二十六日、明治二十七年二月六日	◆明治二十四年十一月一日、住友本店別子鉱山出店
木村 陽三	土木課長	明治二十七年二月六日、明治二十九年十月六日	◆明治二十九年十月六日、明治三十一年十月二十七日
本莊種之助	土木課長	明治三十一年十月一日、住友本店別子鉱業所	◆明治三十一年六月一日、明治三十一年十月二十七日
籠手田彦三	山林課主任(兼務)	明治三十一年十月二十七日、明治三十二年五月二十	五日
長浜 栄三	山林課主任代理心得	明治三十二年五月二十五日、明治三十二年八月二十	八日
八戸 道雄	土木課主任兼山林課主任	明治三十二年九月十六日、明治三十三年五月三十一日	◆明治三十二年九月十六日、明治三十二年五月三十一日
武藤 廉	山林課主任心得	明治三十三年五月三十一日、明治四十二年十一月十	八日
渡辺 吾一	山林課主任	明治四十二年十一月一日、住友総本店別子鉱業所	◆明治四十二年十一月一日、住友総本店別子鉱業所
農林課長	山林課長	大正十一年一月五日、昭和三年七月一日	◆大正十一年一月五日、昭和三年七月一日
技師長兼業務部農林課長	農林課長	昭和二年七月一日、昭和九年十一月一日	◆昭和二年七月一日、住友別子鉱山(株)
		昭和九年十一月一日、昭和十一年十二月三十一日	

2 林業所関係

氏名	職名	在任期間	◆所属
安井富士三	業務部長兼業務部農林課長	昭和十二年一月一日、昭和十二年六月二十一日	◆昭和十二年六月二十一日、昭和十三年一月十七日
猿谷 嘉吉	業務部長兼業務部農林課長	昭和十二年六月二十一日、昭和十三年一月十七日	◆昭和十二年六月二十一日、住友鉱業(株)別子鉱業所
植村 實	業務部長兼業務部農林課長	昭和十三年一月十七日、昭和十五年十一月一日	◆昭和十三年一月十七日、昭和十五年十一月一日
	業務部長兼業務部農林課長	昭和十五年十一月一日、昭和十八年十一月十三日	◆昭和十八年十一月十三日、昭和二十年七月十三日
	業務部長兼業務部農林課長	昭和十八年十一月十三日、昭和二十年七月十三日	◆昭和二十年七月十三日、昭和二十一年一月二十一日
	業務部長兼業務部農林課長	昭和二十一年一月二十一日、昭和二十一年五月一日	◆昭和二十一年一月二十一日、井華鉱業(株)別子鉱業所
	業務部長兼業務部農林課長	昭和二十一年五月一日、昭和二十二年五月一日	◆昭和二十一年五月一日、昭和二十二年五月一日
	業務部長兼業務部農林課長	昭和二十二年五月一日、昭和二十二年十二月十日	◆昭和二十二年五月一日、昭和二十二年十二月十日
	業務部長兼業務部農林課長	昭和二十二年十二月十日、昭和二十三年二月二十日	◆昭和二十二年十二月十日、井華鉱業(株)別子農林事業所
石橋 和	支配人兼林業課主任	大正八年三月十三日、大正九年九月十一日	◆明治四十二年一月一日、住友総本店
本莊熊次郎	支配人兼林業課主任	大正九年九月十一日、大正十年五月十九日	◆大正十年二月二十六日、住友合資会社
肥後 八次	理事兼林業所所長	大正十年五月十九日、大正十四年十月一日	◆大正十年五月十九日、大正十四年十月一日
佐伯 正芳	理事兼林業所所長	大正十四年十月一日、昭和五年十二月三十一日	◆昭和五年十二月三十一日、昭和八年二月二十日
平賀 五郎	林業所支配人	昭和八年二月二十日、昭和十八年八月二日	◆昭和八年二月二十日、(株)住友本社
	林業所所長	昭和十八年八月二日、昭和二十一年一月二十	八日
	取締役兼林業所所長	昭和二十一年一月二十一日、昭和二十三年二月二十	八日

7 林相図の変遷 (四国/五良津山事業区の例)

林相図は、基本図(縮尺五〇〇分の一を標準とし、境界・森林区画・地物・等高線・標高などを記した基礎図面)を縮図し、森林管理単位である林小班単位に、樹種・林齢などを記したものである。

明治以前は、詳細な現地測量はまだ実行されず、見取図的なものであった。明治三十年代に入り、全山現地測量が実施され、面積を始めその正確度は、より向上した。昭和四十年代には、航空写真から正射写真(オルソフォト)を作成することにより、視覚的にも林相を把握することができるようになった。また、昭和五十年代後半には、コンピュータマッピング技術によるGIS(地理情報システム)を導入し、地図情報と数値資源情報(森林調査簿内容など)を一括管理することができるようになった。また、最近ではランドサットやスポット人工衛星などによるリモートセンシング技術と可視・近赤外線衛星データとの併用により、森林の活力度をもうかがえる画像が実用化されることとなった。

一 絵図「伊予別子銅山絵図巻」(文化年間)

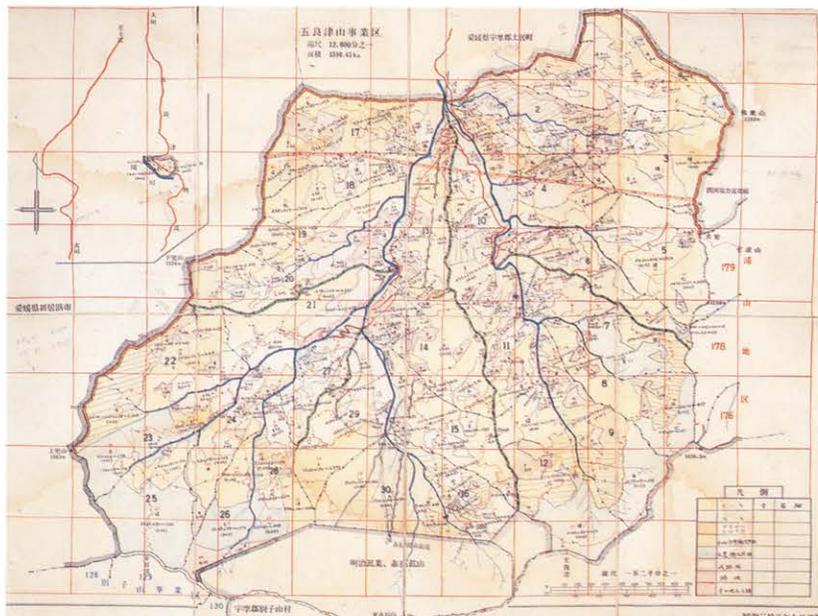
上野山：現在の五良津山



二 作業区域一覽図(大正六年)



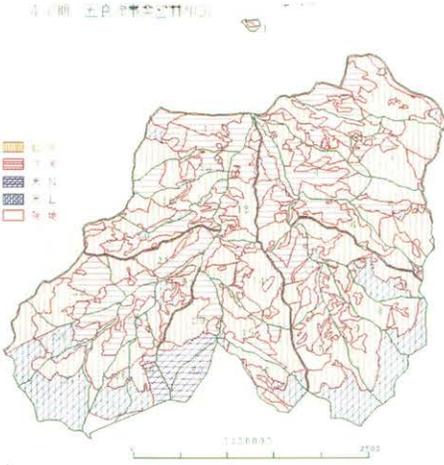
三 林相図(昭和三十五年)



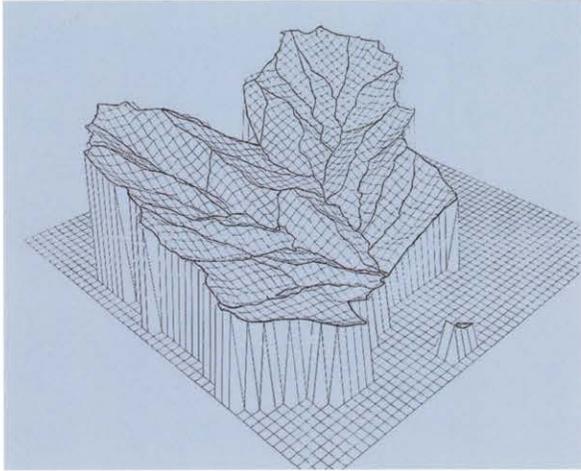
四 写真図Ⅱフォトマップ（昭和四十一年）



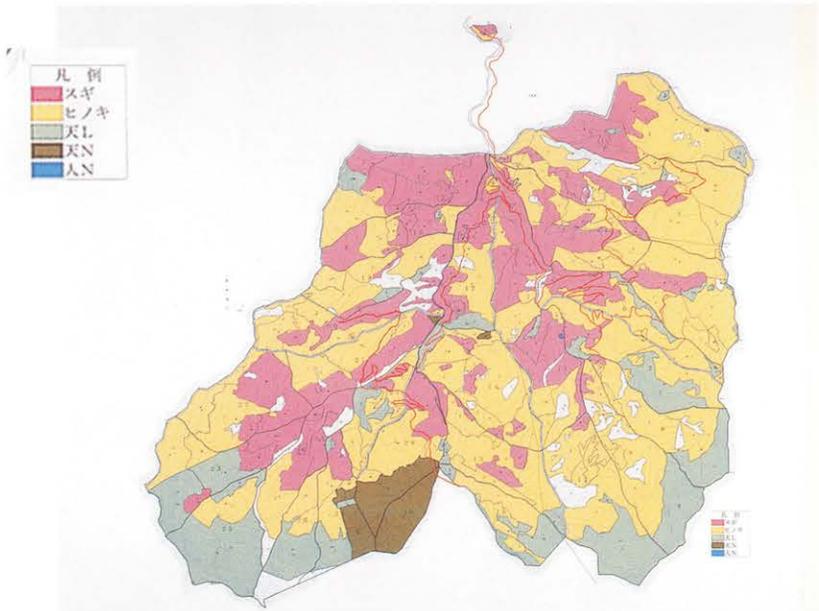
五 コンピュータマッピング開発時の
林相図（昭和五十八年）



六 コンピュータマッピングのメッシュ
データから作図された鳥瞰図
（昭和六十一年）



七 コンピュータマッピングによる現在の林相図
（平成九年）



一 はじめに

適正に管理された森林は、林産物の供給をはじめ、水源の涵養、地球の温暖化防止等各種の公益的機能をも兼ね備えている。しかし森林は一旦荒廃してしまえば、その機能を失い、人類の生活や文化にも重大な影響をもたらすものである。一説によれば、四大文明の消滅も、近郊森林が荒廃したことも一因である、ともいわれている。古い歴史を誇る中国では、国を治めることは、水を治めることであり、水を治めることは山を治めることである、ともいわれてきた。そのようなことから、森林の管理・運営は、広く国家的見地より誘導し、一部に規制を加えることも必要なことである。我国では、江戸時代から幕府や諸藩によって林産資源保護のため「御林」（留山、御山、御林山などともいわれた）の設定や植林・輪伐の実施などさまざまな方法で森林の管理・統制が行われていた。

二 森林法と国有林施業案編成規定の制定

明治時代に入り、廃藩置県が実施され、土地も個人所有制に移されると、我国の林政は、一時、不在の状態でとなり、さらに、新生国家建設のための経済活動も活発になってくると、森林の荒廃は急激に進行し、災害も頻発するようになってきた。

そこで、政府は、明治三十年（一八九七）、「森林法」を制定し、①荒廃のおそれのある森林については、主務大臣が、望ましい営林の方法を指定できること、②

国土保安上必要な箇所は、あらかじめ指定して、開墾を禁止することができること等を定めた。そして、明治三十二年、森林資源の保続的培養と国土保全機能の充実を図り、森林経営の計画的管理を実現するため、国有林については、「国有林施業案編成規程」を制定した。

その後「森林法」および、「国有林施業案編成規程」は、経済社会の変化に対応して、数次にわたり改正されてきたが、特に、昭和三十九年（一九六四）、新しく制定された「林業基本法」では、林業における、総生産の増大、生産性の向上、林業従事者の所得の増大等の目標が明示され、森林施業についても、森林所有者自らの創意と工夫に基づく計画を作成するために、相当の優遇措置を講ずる必要があることが謳われた。

三 森林施業計画制度の創設と採用

昭和四十三年の森林法の改正に伴い、新たに、「森林施業計画制度」が創設された。本制度の要旨は、
①森林所有者は、その所有する「森林全部」につき、「五年を一期」とする「森林施業計画」を作成し、所管大臣または県知事の承認を得ることが出来る。

②森林施業計画に定められている伐採を行う場合は、従来の事前の届出は不要となり、事後の届出でよいこととなった。

なお、本制度の創設に合わせて、租税特別措置法が改正され、所得税に係る「森林計画特別控除」、法人税に係る「計画造林準備金」、相続税に係る「延納」

等の優遇措置が定められた。

四 施業案と森林施業計画

施業案（施業案検訂も含む）は、森林施業計画と同義であり、ともに「森林の経営計画」のことである点では変わりなく、その内容（調査・記載事項）も、その時々々の時代背景や、その森林の立地条件等により、若干の相違はあるものの、基本となる事項については、大した相違はない。

次に掲げるのは当社の昭和三十三年の別子山事業区の第五次施業案検訂の時の調査項目である

○経営山林の概況（地況、林況、管理状況、施業の沿革、保安林、交通運搬関係、地況・林況の調査方法）

○既往における事業概要（伐採利用、造林撫育、施設）

○施業計画（森林区画、地種区分、施業の仕組み）

○施業制限地（施業制限地、準施業制限地）

○将来（一〇年）の収支計算および山林評価

○施業実行に関する意見

○施業案検訂時期、功程および検訂員

当社の前身である住友家は、民間林業のパイオニアとして、明治三十七年から約一世紀にわたり施業案を編成してきたが、その時々の方針の変化は伐期齢の変化によく表われている。当初は鉾山備林保護のため伐期は一〇年前後であったが、太平洋戦争とそれに続く戦後復興の需要増の中で五〇年以下となった。そし

て今日、保続林業の立場から一〇〇年の輪伐体制としたのである（表参照）。昭和四十六年、当社は明治以来の施業案を国が認定する「森林施業計画制度」に切り替えた。その内容はそう大きく異なるものではなく、変わった点は、①計画期間が従来の一期十年から、一期五年に短縮されたこと、②従来は各事業区毎に順次実施していた調査を全山を一括して、一斉に行うようになったことくらいである。

そして、何よりも変わった点を挙げれば、それは、③策定の手法の変化である。すなわち、従来の施業案の編成（検訂も含む）の手法は、「標準地」を設定し、大勢の人数で長期間の日時を要する実地検査を主体とする、どちらかといえば「帰納法的手法」に拠っていたものが、今日の森林施業計画の策定では、測量や森林調査に航空写真を利用したり、集計方法も、地理情報と数値情報を一元化した「コンピュータマッピングシステム」（愛称ロビンフッド）を開発・利用するなどして、作業の簡便化、迅速化を図り、基礎データを積み上げるなど、どちらかといえば、「演繹法的手法」に変わってきたことである。なお、この手法も、必要に応じ、現地調査や現地検証を実施することによって、適宜調整を加えていくこととしている。

今日の森林施業計画策定風景

『マンガコンピュータマッピング入門』（1989年、小松左京監修、(株)コクサイクリエイティブセンター）にモデルとして掲載された、当社の森林施業計画策定システム（ロビンフッド）



昔の施業案検訂の風景



中七番駐動所前に勢揃いした検訂員（昭和33年、別子山事業区第五次検訂）



施業案編成境界測量を行う編成員（昭和34年、大口事業区）

■事業区別施業案の沿革

地域	四 国												
	別子山	(津根山村)	(浦山村)	大永山	立川山	上野山 (五良津山)							
年次													
元禄4 (1691)	別子銅山開坑、近辺で炭焼き開始												
元禄15 (1702)	元禄15 幕府より別子銅山附山林に指定												
宝永 7 (1710)	宝永7 折宇山・寺野山が別子附												
明和元 (1764)	明和元 鬼ヶ城・葛川山が銅山附												
天明 7 (1787)	天明7 地吉山・外之尾山が銅山附												
嘉永 3 (1850)	別子近傍にヒノキ苗を栽培し、植林を試みる 明治9以前植栽の榎・杉生育数66,522本												
明治10 (1877)	愛媛県宇摩郡 同 新居郡 同 周桑郡												
明治20 (1887)	明治11 榎・杉植林 明治15 中七番苗 畑設置 買取90町	明治13~21	明治22 植林開始	明治11 中萩村他	金子村・ 船木村	多喜浜村・ 神戸村他	加茂村・ 櫻樹村他	千足山村	明治11 造林開始 明治17 買取961町 明治18 植林開始	明治27 本格的に 植林開始	明治20 ~37 購入 403町	明治24 製炭山 購入	
明治30 (1897)	明治36 不要存置地払下175町	明治27 所有地確認登記	明治31 余慶苗畑設置 明治36 葛籠尾苗畑設置	明治36 購入220町	明治37 阿島	明治38 編403町	千足山 編1,817町	明治37 購入 編157町 (杉80)	明治37 購入 編157町 (杉80)	明治40 編403町	明治40 編403町	明治40 編403町	
明治37 (1904)	七番山 編1,524町 (榎・杉 120)	葛籠尾 編745町 (榎120)	城 師 (第一) 明治40 調90町	西山 編2,149町 (榎・杉 80)	立川山 編961町 (榎・杉・ カラマツ 各80)	五良津山 編1,449町 (榎100)	河之北 編389町	加茂 編659町 (榎・杉 70)	明治42 編2,149町 (榎・杉 80)	明治43 編961町 (榎・杉・ カラマツ 各80)	明治44 編1,449町 (榎100)	明治44 編389町	
大正元 (1912)	銅 山 (第一) 大正4 調175町	銅 山 (第二) 大正4 調683町	大正2 ①検 1,524町	葛籠尾 (第二) 大正3 編 2,492町	城 師 (第二) 大正2 編 1,443町	浦 山 大正2 調①検 501町	大正4 ①検	石鑪山 大正4 ①検 2,223町	大正4 ①検 1,524町	大正5 ①検 2,150町 (榎70, 杉50)	大正6 ①検 1,452町 (榎70, 杉50)	大正7 ①検 389町	大正8 ①検 887町 (榎70・ 杉50)
大正 5 (1916)			大正14 ②検 1,524町 (榎55, 杉40)	大正4 ①検3,417町	大正9 ①検 1,035町	大正14 ②検 2,152町							

注:1.「編」は施業案の編成を、「調」は林況調査を、「○検」は第○次検訂を表わす。その横の数字はそれぞれの対象面積を示す
2. () は伐期齢を表わす。■は山林事業区名を、■は全山施業計画を表示
3. 備考欄の「*印」は住友関連事項を示す

地域	九州		北海道		和歌山		備考
	土佐領	高知県土佐郡	北 見	宮崎県	北 見	和歌山	
同 温泉郡 山之内村	高知県土佐郡 本川郷 大川郷	北 見 北 見	宮崎県 椎葉 大正8 地上権 設定開始	北 見 北 見	和歌山 和歌山		*元禄4. 別子銅山開坑 *元禄15. 幕府より別子銅山附山林指定 *宝永6. 別子銅山で土佐炭購入開始 *宝暦12. 別子・立川銅山の住友一手移行 明治元. 明治政府樹立 明治7. 林野の官民有区分開始 明治12. 山林局を設置 *明治16. 第一備林の60年間借用許可 *明治18. 第二備林の借用許可 *明治27. 本荘種之助、山林上申書提出 *明治27. 伊庭貞剛、別子「大造林計画」樹立 明治30. 森林法公布 *明治30. 第二備林を国へ返却 *明治31. 籠手田林学士、別子雇い入れ 明治32. 国有林野法公布：国有林施業案編成規程公布 *明治33. 八戸林学士、別子雇い入れ *明治36. 林況調査内則制定（住友最初の施業案規則） 明治40. 森林法改正公布 明治44. 森林法改正公布
越智郡 竜岡村 藤子	高知県土佐郡 本川郷 大川郷	北 見 北 見	宮崎県 椎葉 大正8 地上権 設定開始	北 見 北 見	和歌山 和歌山		
明治37 購入 編157町 (杉80)	高知県土佐郡 本川郷 大川郷	北 見 北 見	宮崎県 椎葉 大正8 地上権 設定開始	北 見 北 見	和歌山 和歌山		
明治34 購入260町	高知県土佐郡 本川郷 大川郷	北 見 北 見	宮崎県 椎葉 大正8 地上権 設定開始	北 見 北 見	和歌山 和歌山		
明治43 調260町	高知県土佐郡 本川郷 大川郷	北 見 北 見	宮崎県 椎葉 大正8 地上権 設定開始	北 見 北 見	和歌山 和歌山		
大正11 ①検157町	高知県土佐郡 本川郷 大川郷	北 見 北 見	宮崎県 椎葉 大正8 地上権 設定開始	北 見 北 見	和歌山 和歌山		

9 別子鉾山の操業時(明治十四年)と現在の様子

旧別子の復旧造林は、明治三十八〜四十五年を中心に行われた。荒廃地のため幼木はなかなか根付かなかったが、枯れるたびに再々植林を繰り返して、緑を蘇らせた(明治十四年撮影の別子鉾山写真帳と現在の山林を比較)。



峰頂ヨリ旧開坑所以下之図



鋪方集落跡(銅山峰・露頭・歓喜坑一帯)



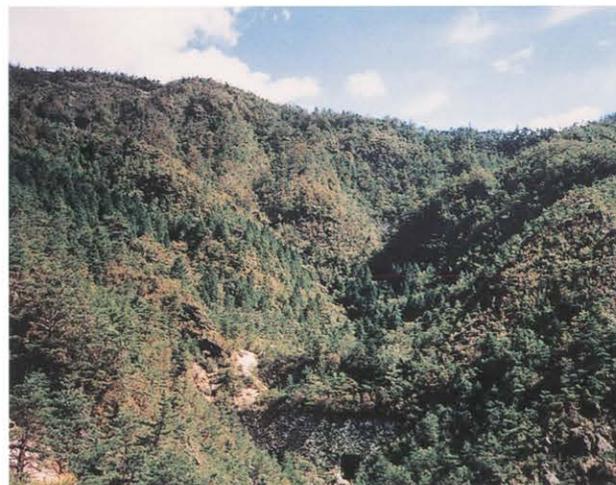
天満地方ヨリ東延道路ヲ望ム図



寛政谷の焼鉾窯跡



東延鉄道ヨリ瀑布ヲ望ム図



東延斜坑機械場跡



鉾山前面之図



目出度町跡（手前）と銅山峰



勘場前面之図



鉾業所本部跡

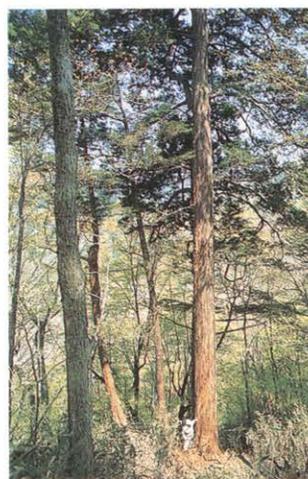
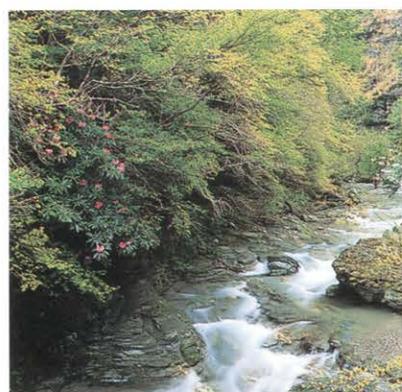


旧製錬吹処之図



製錬所跡全景（手前）

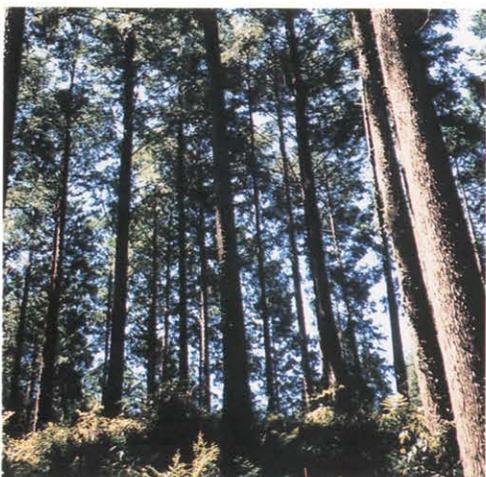
10 各地区山林の現況



一 四国（一万四七二五ヘクタール）

愛媛・高知県に所在。標高は海面より一八〇メートルにおよび、各所に懸崖が多く大半は三〇度内外の急峻な地形である。人工林は全面積の六三％で、そのうちヒノキは七二％、スギは二四％となっている。

別子山村・新居浜市・伊予三島市・土居町・西条市・面河村・玉川町・本川村・大川村

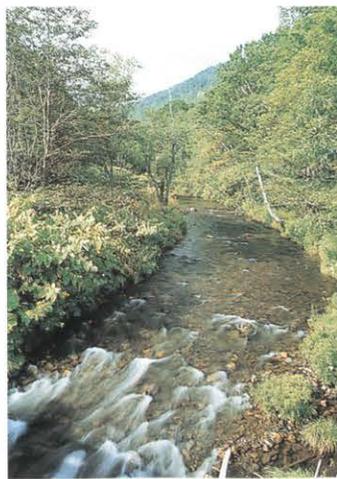


二 九州（八二二五ヘクタール）

宮崎・熊本・鹿児島県に所在。標高は一六〇～一七〇〇メートルの間に位置する。人工林は戦後の拡大造林によるものが大部分であるが、その面積は全面積の

七〇％に達し、うちスギが六七％、ヒノキ二九％となっている。

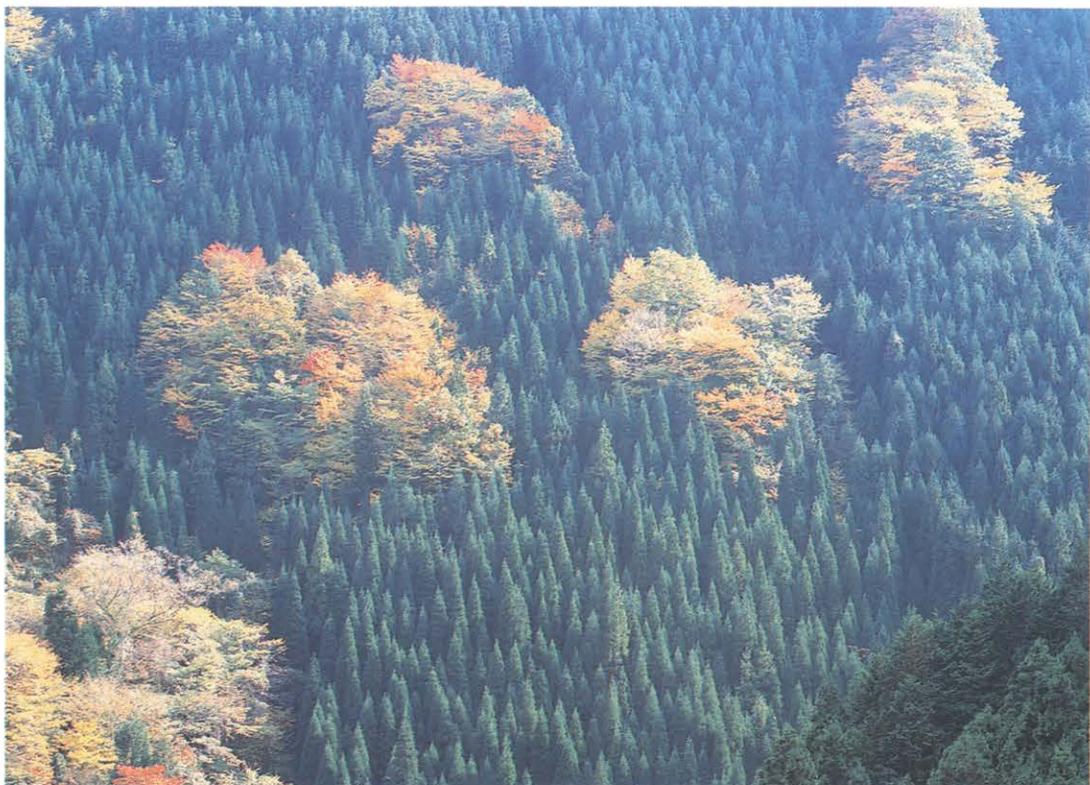
椎葉村・諸塚村・西郷村・日南市・東郷町・人吉市・錦町・大口市



三 北海道（二万五三一四ヘクタール）

北海道の北東部オホーツク海沿岸に所在。海拔四〇〇〜四〇〇メートルの丘陵性の地勢寛容な地域に位置する。本山林の大部分は、明治四十三〜大正三年の山火事跡に成林した天然二次林（山火再生林）

である。人工林は二二%で、うちカラマツ六五%、トドマツ他の穴埋造林などが三五%となっている。
紋別市・興部町

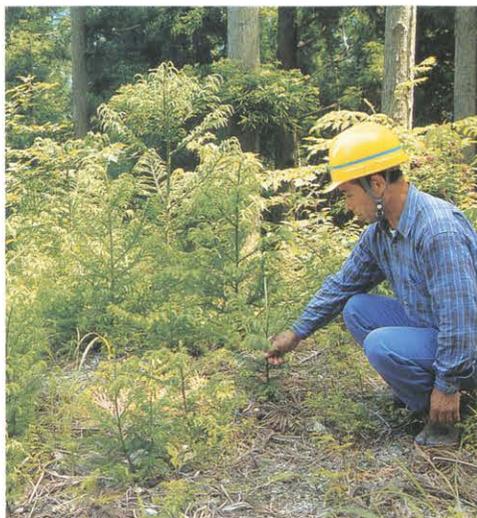


四 和歌山（二二六〇ヘクタール）

和歌山県中央部日高川源流にあり、海拔六〇〇～一二〇〇メートルの急峻地帯に位置する。当該山林の五八％は、森林開発公団との分収造林地である。人工林

は全面積の六一％でスギが六二％、ヒノキ三八％となっている。
龍神村・美山村

11 山林と私たちのかわり



1



2

その一 自然に育つ

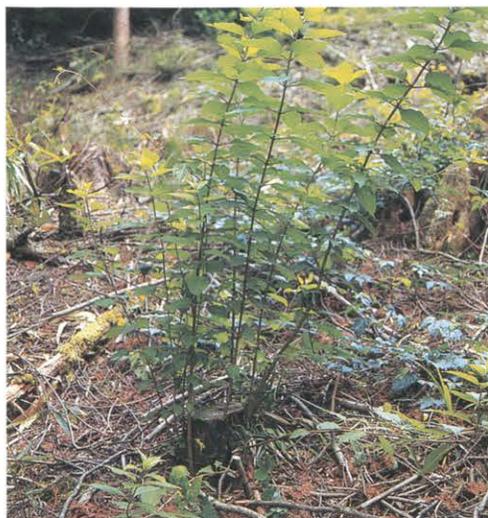
(一) 天然下種 (更新)

針葉樹、広葉樹にかかわらず樹木は種子の熟成落下によって再生を繰り返す。この自生苗を移植することは奈良時代頃から神社、仏閣等の周辺で行われていたが、江戸時代にはマツ、スギ、ヒノキ等の有用樹種の自生苗を「山引苗」と称して、諸藩で造林用に大いに活用されていた。

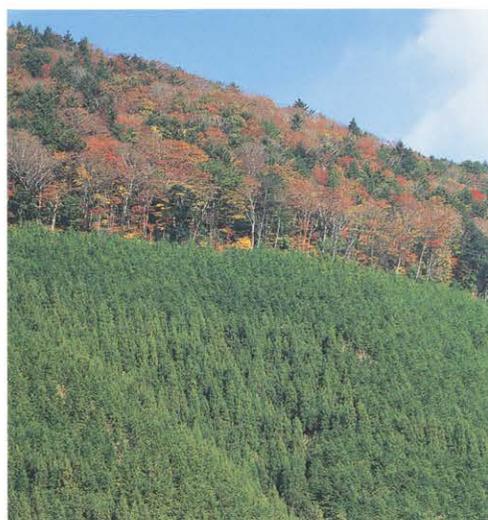
写真1——スギの自生苗 (樹齢三〜五年) (平成十年、愛媛県別子山林)

写真2——タブノキの自生苗 (平成二年、宮崎県綾町/山形県

姉崎一馬氏提供)



3



4

(二) 萌芽 (更新)

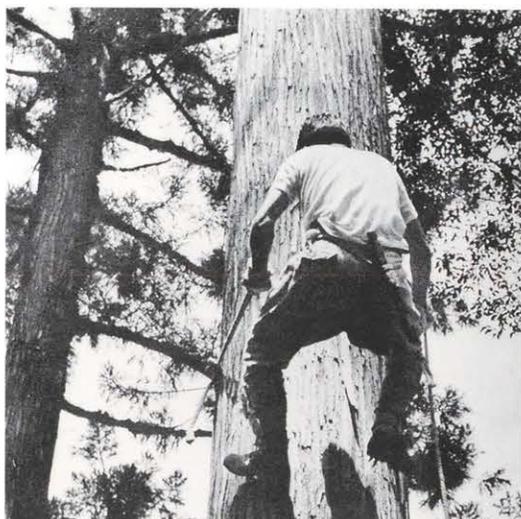
シイ、カシ、ナラ等は伐株跡から自然に新芽を出し更新する。昔から今日に至るまで、広葉樹の新炭林はこの方法によって一〇〜二〇年のサイクルで繰り返し利用されてきた。別子銅山の薪炭林の更新もこの方法によっていた。

写真3——平成九年伐採のノリウツギの伐株跡から出た新芽 (平成十年、別子山林)

写真4——上部の紅葉部分は広葉樹の萌芽更新林、下部の濃色部分はスギ・ヒノキの人工林 (平成六年、和歌山県龍神山林)



7



5



8



6

その二 苗を育てる

(一) 採種と播種

クリ、ハゼ、ウルシ等の特用樹種や、マツ、スギ、ヒノキ等の有用樹種は形質の優れた母樹から種子を採取し、それを苗畑に播いて苗を育て、二、三年後に山林に移植する。クリなどの増殖については、既に縄文時代から種子（実）を直接山に植え付ける方法によって行われていたようである。

写真5——スギの採種風景（昭和三十年頃、高知県の国有林）

写真6——苗畑での播種風景（昭和三十年頃、高知県／高知市 辻隆道氏提供）

(二) 採種と挿木

キク、バラ等の花卉類やスギ、ヒノキ等の樹木類は挿木によっても増殖する。挿木による造林は江戸時代以前から九州の飢肥地方等で行われていた。今日では優れた形質をもつ母樹を育て、穂木を採取する。現在当社では穂木は当初半年間位は温度、水分等の管理が容易な温室で育成された後、戸外の苗畑に移植される。

写真7——ヒノキの母樹からの採種風景（平成十年、新居浜市観音原樹木育種センター）

写真8——温室で育成中のヒノキの苗木（平成八年、観音原樹木育種センター）



11



9



12



10

(三) 組織培養(クローン増殖)

母樹の栄養器官の一部を切り採り培養する無性増殖、昭和五十年頃より増殖が困難とされていたランやバラ等の組織培養が普及し、今日では、南洋材のフタバガキ科の樹木(ラワン)等にも活用され、熱帯雨林の再生にも期待されている。

写真9——培養中のクローン苗(平成四年、筑波研究所)

写真10——インドネシアの熱帯雨林再生プロジェクトで成育中のフタバガキ科の樹木(平成六年、インドネシア・カリマンタン島スプル実験林)

その三 植付に備える

地拵じごうと火入れひいれ

伐採後の林地は、枝条、雑草木等を掻集め地拵をして植林に備える。九州や四国地方の山間部では、「木場作」と称して、昭和三十年頃まで、「火入れ」をして、枝条や雑草を焼き払って、芋類、ソバ、稗、豆類等の畑作(焼畑)を二三年行っただ後(あるいは並植して)、樹木の苗を植え付けることも盛んに行われていた。

写真11——枝条、雑草木を等高線状に掻集め地拵された伐採跡地(昭和四十五年頃、宮崎県椎葉村の山林)

写真12——火入れの風景(昭和六十年、宮崎県椎葉村の山林/日向市 是沢孝範氏提供)



13



14

その四 植える

植林

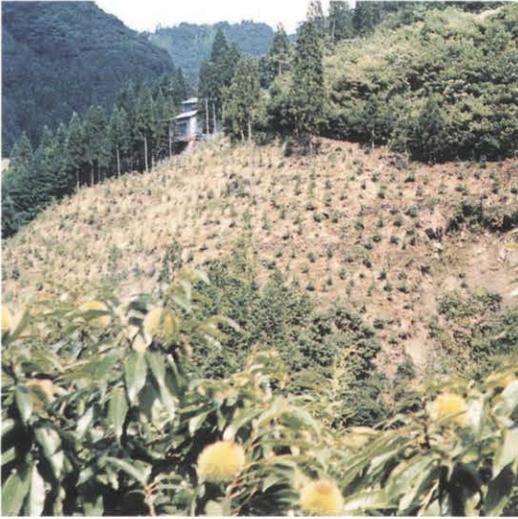
江戸時代には各藩の産業振興の一環としてクリ、ハゼ、ウルシ等の特用樹種や、マツ、スギ、ヒノキ等の有用樹種の植栽が奨励された。植栽方法は、昔も今も変わりなく唐鋏を使い、一人一日三〇〇本（一反歩）程度植え付ける。最近では成木林の中に苗を植える樹下植栽も盛んである。

写真13——伐採跡地へのヒノキ苗の新植風景（昭和六十年、別子山林）

写真14——スギの成木林の中に樹下植栽されたヒノキの幼齢樹（平成八年、愛媛県石鎚山事業区中山山林）



15



16

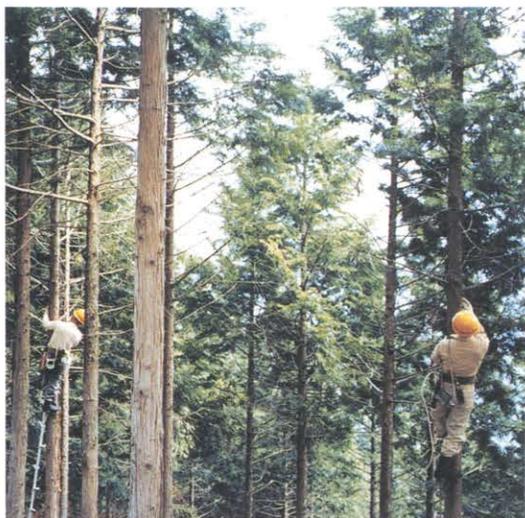
その五 育てる

（一）下刈

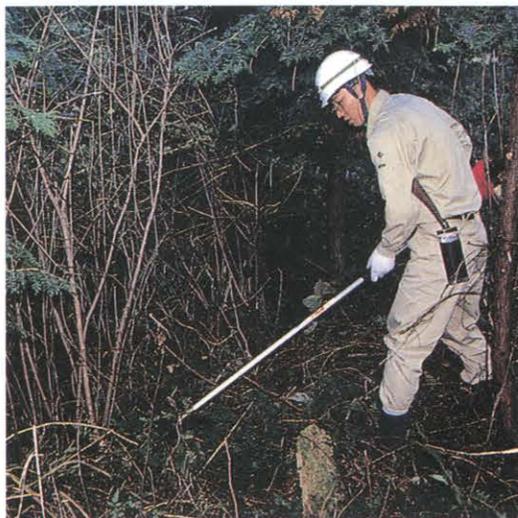
植林後五年間位は毎年夏に一、二回、周辺の雑草木や蔓等を刈り払い苗木の生育環境を整える。以前は長柄の大鎌が使われていたが、昭和五十年代に入ると刈払機（ブッシュカッター）が普及し山林作業もいくぶん楽になった。

写真15——ブッシュカッターによる下刈風景（平成十年、椎葉山林）

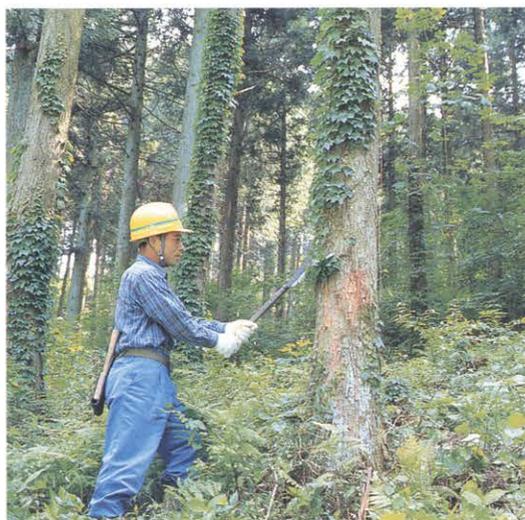
写真16——下刈が施された植林地（平成十年、椎葉村、手前は熟成前の栗の実）



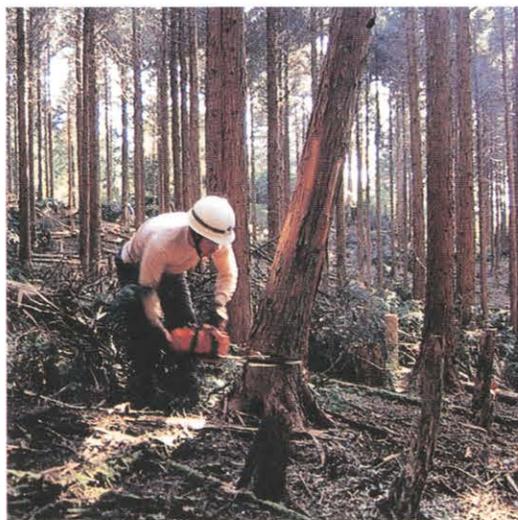
19



17



20



18

(二) 除伐および裾払

下刈の期間を終えた樹木は、植付後六～一五年位の間に数回、除伐や裾払の手入れを受ける。これらの作業は、矮小木、雑木、下枝等を伐り払い、優良木の生育を扶ける。

写真17——除伐の作業（平成四年、愛媛県大永山山林）

(三) 間伐

間伐は植付後二〇年頃から、一〇～三〇年位の間隔で適宜行われる。一ヘクタール当たり三〇〇〇本位新植された人工林は、五〇年目には七〇〇～八〇〇本位に、一〇〇年目には四〇〇本位へと間伐が繰り返される。

写真18——間伐作業（平成五年、愛媛県五良津山林）

(四) 枝打

建築用材となるスギ、ヒノキ等は、地表の採光を保ち、また、直通で節の少ない良材を育てるために、植付後二〇～三〇年の間に一～二度枝打を行う。昭和五十年代には自動枝打機も登場したが、あまり普及せず、今日でも人手によることが多い。

写真19——人手による枝打作業（平成六年頃、高知県高敷山林）

(五) 蔓切

蔓切は蔓類の繁茂状況に応じ（クズは二～三年に一度、ツタは四～五年に一度位）適宜実施する。

写真20——蔓切作業（平成十年、別子山林）

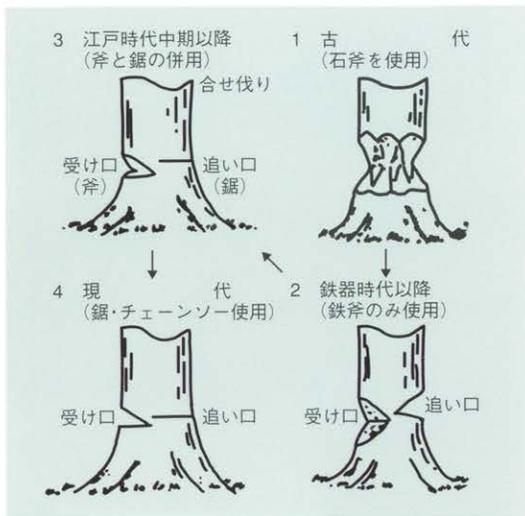


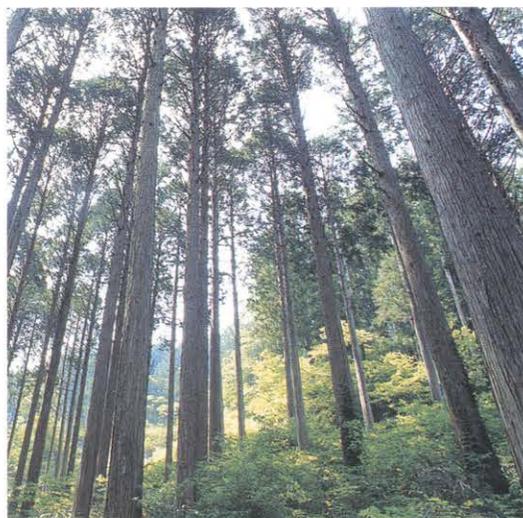
図1



21



23



22

(六) 途中で手入れを放棄された人工林

下刈、除伐等を終えた人工林は植付後、一〇年位で純林となる。途中で間伐や枝打等の手入れを放棄された純林は互いに成長を競い樹冠が鬱閉して下草は消滅し、表土の流出を招きやすくなる。

写真21——間伐や枝打を放棄されたヒノキ(推定四〇年生)の人工林(平成十年、愛媛県下の民有林)

(七) 適切な手入れを施された人工林

適切な手入れを施された人工林は下草等も適度に繁茂し、保水能力等も保たれ、昆虫や動物達の格好の棲息地となる。

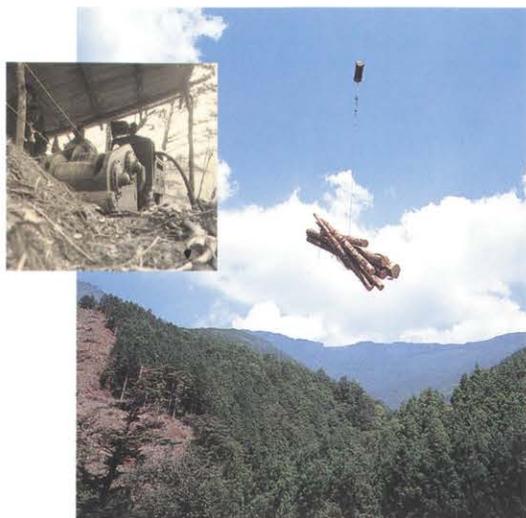
写真22——適切な手入れを受けたヒノキ(九八年生)の人工林(平成十年、別子山林)

その六 伐る

(一) 昔の伐採方法と道具

我国では、弥生時代後期から古墳時代にかけて鉄製の斧が登場するようになった。
鋸は既に古墳時代には大陸から渡来していたが、江戸時代の末期には、斧等と並用され、伐木や玉切りにも活用されるようになった。

図1——伐木方法と伐木道具の変遷(辻隆道著「吉野川流域の伐出技術」吉野川流域林業活性化センター、平成七年)
写真23——昔の山林道具(江戸時代から昭和四十年代頃まで使用されていた山林道具(平成十年、椎葉村/椎葉焼畑民俗資料館所蔵))



26



24



27



25

(二) チェーンソーとハーベスタによる伐木

チェーンソーは二十世紀初頭、アメリカで開発されたが、我国では昭和三十年代から、伐木用、玉切用として一般化した。北欧の林業先進国ではハーベスタが一般的な高性能林業機械として活用されているが、地形が急峻な我が国では未だあまり普及していなかった。当社では平成二年に、他にさきがけて北海道の山林に導入した。

写真24——チェーンソーによる伐木および玉切（昭和三十年代、四国山林）

写真25——ハーベスタによる伐木風景（平成四年頃、北海道紋別山林）

その七 運ぶ（集材・運材および輸送）

(一) 架線による集材

戦後（昭和二十年以降）になると我国でも集材機による架線集材が一般化した。特に我国のような急峻な山岳地や、林道の未整備な奥地林では威力を発揮し、今日でも多用されている。固定式架線では一五〇メートル位、タワーヤードでは六〇〇メートル位の範囲まで集材可能である。

写真26——固定式架線による集材風景（平成三年頃、四国山林）
写真27——タワーヤードによる集材風景（平成十年、別子山林）



図2



28



30



29

(二) 人力や家畜による運材

所定の寸法に裁断された丸太や半製品(杓角又は太鼓挽)を山土場から、集荷場所まで運ぶことを運材という。運材方法には修羅や木馬など山の斜面を活かす方法、流水や積雪を利用する方法等があった。

写真28——木馬キウマによる運材(昭和二十年頃、椎葉山林)

写真29——馬ウマによる出材風景(昭和三十六年頃、紋別山林)

(三) 流水を利用する運材

山間部や川幅が狭隘な場所では、降雨による増水時や、あるいは堤を造り水を貯めて流水を利用して、一気に流送し、平野部の川幅が広く流れの緩やかな場所では筏を組んで流送した。当社の四国山林(本川村、別子山村等)や九州山林(椎葉村等)でも昭和の初期までこれらの方法に拠って木材を搬出していた。

図2——流水を利用した管流し(辻隆道著『山子の民族誌』清文社、平成三年)

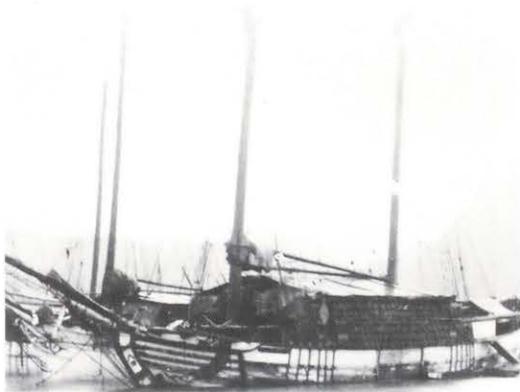
写真30——昭和十年代、住友林業所朝鮮伊川支所管内の臨津江での筏流し



33



34



31



32

(四) 海路による輸送 (国産材)

大正時代から昭和の初期にかけては、木造の帆船(千石船)実際には木材を三〇〇、五〇〇石位積んだ)が活躍し、住友林業所の宮崎山林の製材品や木炭も、これらの船で新居浜や関西方面に運ばれた。戦後になると、鋼製の機帆船も活躍するようになった。

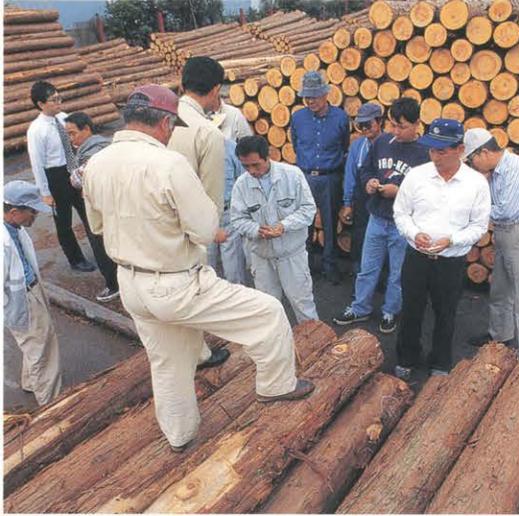
写真31 昭和初期の宮崎県美々津港(現、日向市)に碇泊中の木造帆船、積荷は木炭(日向市市史編さん委員会提供)
 写真32 昭和三十年頃に活躍した鋼製の機帆船、岸壁の木材は鉄道の枕木(日向市細島港/日向市市史編さん委員会提供)

(輸入材)

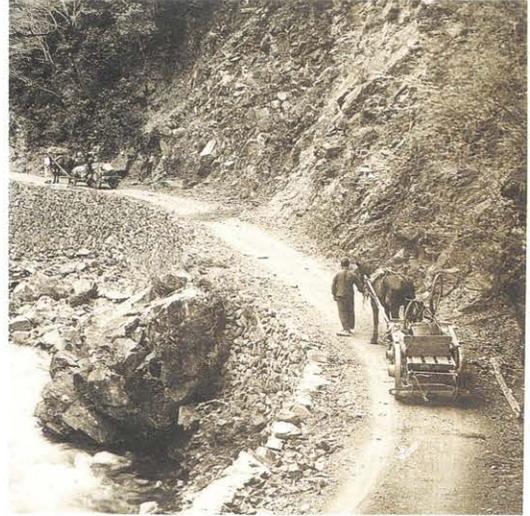
昭和三十年代の後半に入り外材の輸入が盛んになると、木材専用船が競って建造され外材の輸入に大きな役割を果たした。

最近では製品輸入の割合が多くなってきたので、コンテナ船の活躍も目立つようになってきた。

写真33 当社専属の木材専用船「朝光丸」(二万五〇〇〇トン)
 (昭和三十九年頃、アメリカ・ワシントン州オリンピア港)
 写真34 コンテナ船による木材製品の荷揚風景(平成十年、東京港十五号地)



37



35



38



36

(五) 馬車やトラックによる輸送

明治から昭和の初期（戦前）にかけては馬車による輸送が中心であったが、戦後はトラックが主役となった。大正時代から昭和四十年頃までは、長距離輸送には鉄道貨車による輸送も盛んであったが、その後自動車普及し、道路網も整備されてくると、長距離輸送もトラックに切り換わっていった。

写真35——終戦直後、椎葉―細島港間の馬車輸送（日向市市史編さん委員会提供）

写真36——トラックによる製品輸送（平成十年、東京都足立区の第一木材市場）

その八 木材の取引

(一) 原木市場・製品市場

素材（原木）や製材品の取引は、戦後の供給不足の時代には、「市場」での「競り売り」が主流であったが、今日では市目を限らない終日営業の卸売（付売りやセンター売り）も一般化してきた。

写真37——入札方式による原木の市売風景（平成十年、住友林業フォレストサービス新居浜市場）

写真38——製材品の市売風景（平成十年、東京都足立区の第一木材市場）



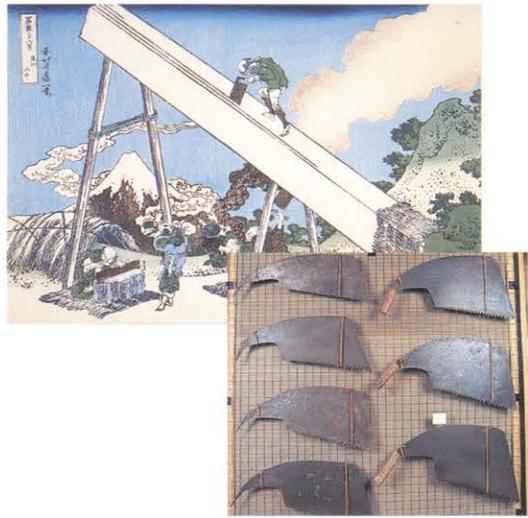
41



39



42



40

その九 製材および加工

(一) 大鋸(弓張大鋸、大鋸)

先史時代から鎌倉時代頃までは、丸太を角材や板材に加工するには、まず斧(石斧、鉄斧)で縦割りにして、石刀や槍鉋、丁鉋、鉞等を用いて表面を整える方法によっていたようであるが、江戸時代になると縦挽用の片引大鋸が登場し、今日でも銘木の製材などに用いられることもある。

写真39——上室町時代の弓張大鋸(復元) 神戸市 竹中大工道具館提供。下三十二番職人歌合(サントリ美術館提供)
写真40——上江戸時代、葛飾北斎、富嶽三十六景「遠江山中の図」下今日でも一部銘木等の製材用に使われている大鋸 椎葉焼畑民俗資料館所蔵

(二) 丸鋸と帯鋸

大正時代に入ると製材にも電動鋸が使用されるようになった。当初は丸鋸が主流であったが、昭和三十年代以降は縦挽用には馬力の強い帯鋸が主役となっている。

写真41——丸鋸による製材風景(昭和二十八年、椎葉村の製材所) 日向市 椎葉次男氏提供。円内は帯鋸による製材)

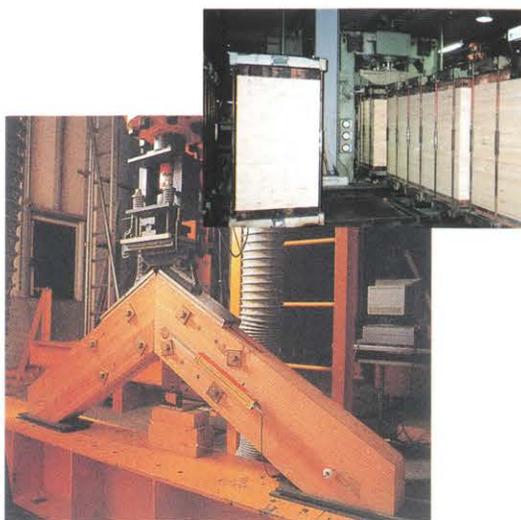
(三) プレカットと表面加工

マイクロエレクトロニクス技術が進歩した今日では、従来、大工の手によって行われていた切削加工、穴穿け加工等も工場で短時間のうちに出来るようになり、NCルーターの登場により表面の彫刻や曲面加工も機械によって行われるようになった。

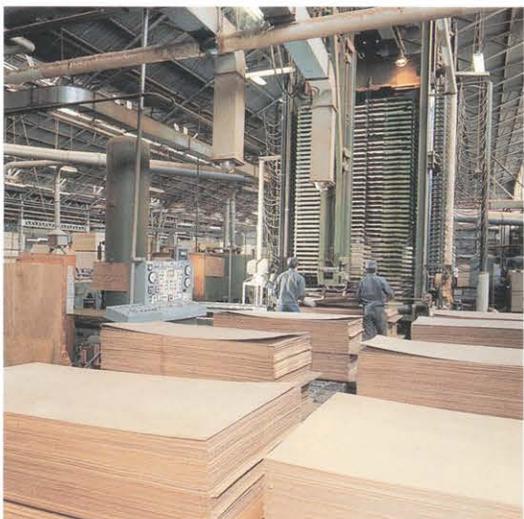
写真42——上プレカット材(平成二年頃、宮本工業)、下NCルーターで切刻み加工される階段の側板(平成十年、スミリンホルツ)



45



43



46



44

その二〇 集成材(エンジニアリングウッド)

集成材の強度等については、すでに、昭和三十年代から実証されていたが、その後、品質の安定性、耐久性等も証明され、今日では、さらに一段上の強度、精度等が要求されるようになった木造建築物の梁や桁、管柱等の構造材として急速に普及するようになった。

写真43——上集成材製造工程(平成十年、大阪市(柳長尾)、下強度実験(平成九年、筑波研究所)

写真44——梁の部分に使用されている大断面集成材(竹中工務店設計・施工、茅ヶ崎市、太陽の郷スポーツガーデンプール/日本集成材工業臨提供)

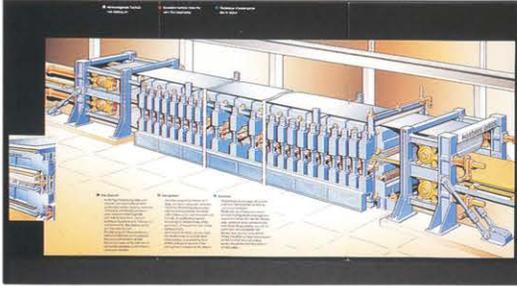
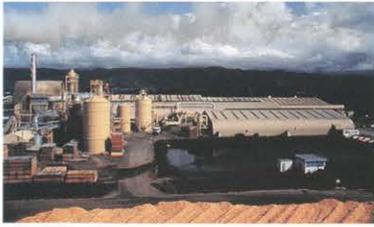
その二一 木材を原料とする工業

(一) 合板

丸太に横から刃を当て、木芯に沿って薄板を剥き取り、その薄板(単板)に接着剤を塗り、縦、横交互に重ね合わせてホットプレスで圧着して板を造る技術は、明治時代にドイツから導入された。今日でも、ベニヤ板または合板と呼ばれ、建築用材、土木用材、家具用材、梱包用材等にひろく用いられている。

写真45——合板工場のロータリーレス・丸太から単板を剥き取る工程(昭和五十二年、スミリン合板工業)

写真46——ホットプレスとベニヤ板(合板)(昭和五十一年、スミリン合板工業)



49



50

写真50——上出荷を待つ原板（NPI社）、下MDFを基材とする最終商品（収納家具（平成九年、住友林業クレックス）
—ジーンランドNPI社）

写真49——上MDF（中質繊維板）の製造工場全景、下製造ラインの一部（連続プレス工程のイラスト）（平成十年、ニューランドNPI社）

（三）ファイバーボード（繊維板）

木材チップを繊維化し、少量の接着剤を加え、所定の

圧力の下に熱圧成型したものが繊維板で、比重の軽い

順に、インシュレーションボード、MDF、ハードボ

ード等に分けられ、家具用材、家電製品部材、自動車

部材等に用いられている。



47



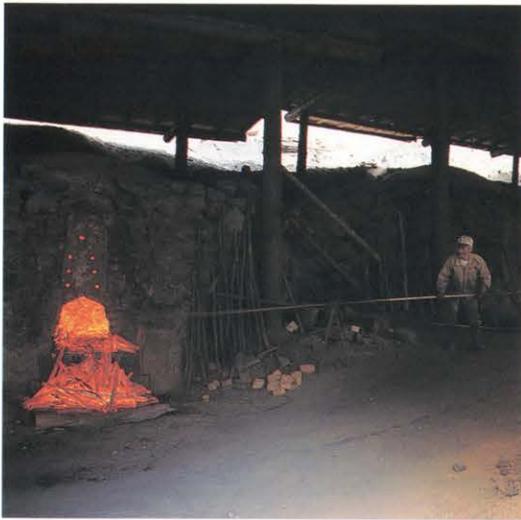
48

（二）パーティクルボード（削片板）

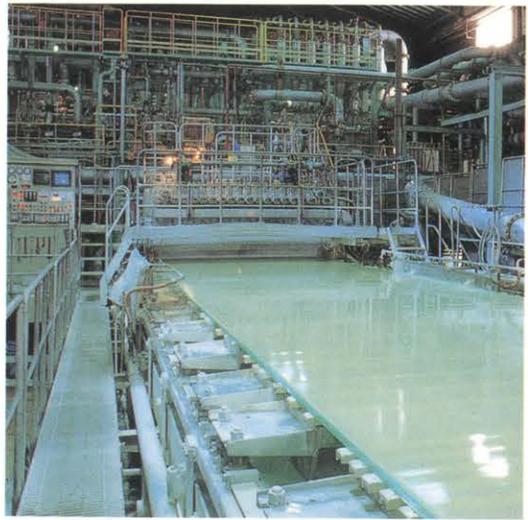
木材をチップ（削片）にして、接着剤を混入して熱圧成型したものがパーティクルボードで、我国では昭和三十年代に企業化され、大半は家具用材、家電製品の部材等として用いられているが、一部建築用材にも使用されている。

写真47——上パーティクルボード工場全景、下製造工程の一部

（連続プレス工程（平成六年、インドネシアのRPI社）
写真48——上出荷を待つ原板（平成十年、RPI社）、下パーティクルボードを基材とする最終商品（堀隆申（平成十年、スマリン合板工業）



53



51



54



52

(四) 紙

紙は紀元前に中国で発明されたとされている。今日でも紙の使用量は文明のバロメーターともいわれ、我国も世界屈指の紙の生産・消費国で、全木材消費量のおよそ三〇%前後が紙・パルプ用原材料として使用されている。

写真51——製紙工場の抄紙工程（日本製紙連合会提供）

写真52——紙製品のいろいろ

その一二 木炭

十九世紀になって化石燃料が登場するまで、私達の祖先は、採暖用、調理用等の生活エネルギーから、銅や鉄を精錬する産業用エネルギーに至るまで、総てのエネルギー源を薪や木炭を生み出す森林に頼っていた。木炭は今日でも一部の料理や茶の湯の燃料として重用されている。

写真53——現在の炭焼の風景（平成十年、椎葉村）

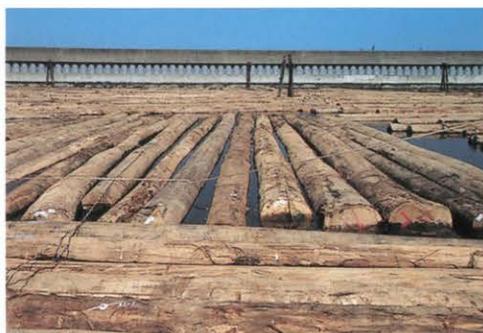
写真54——炭をつかう調理の例



国産材（当社四国山林のヒノキ丸太 新居浜原木市場）



米材丸太（ベイマツ 千葉港出洲港）



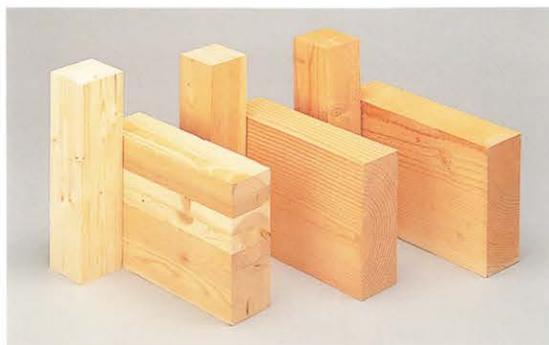
南洋材丸太（マレーシア サラワク州のメランティ 東京港12号地貯木場）



解体材チップ（オーク建設所沢リサイクルセンター）



国内材製品（足立区第一木材市場）



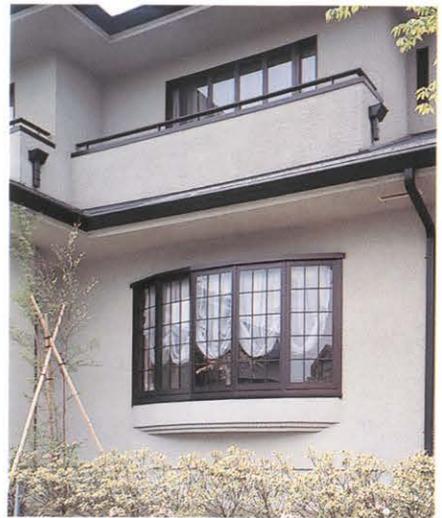
製品の推移
（輸入製材品。右から、製材したままのラフ材、四面かんながけ材、集成材（エンジニアリングウッド）の順に徐々に変化してきた）



建材のパネル類（左から合板、針葉樹合板、MDF、パーティクルボード、OSB、石膏ボード）



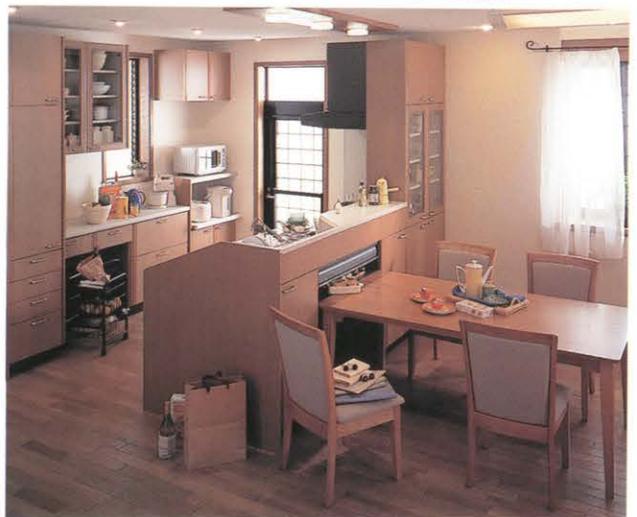
ユニットバス（ヤマハリビングテック株）



サッシ窓（三協アルミニウム工業株）



サイディング（旭硝子外装建材株）



システムキッチン（サンウエーブ工業株）



●昭和60年10月

「エクセル」ザ・ハウス（洋風）／木の香（和風）

「ザ・ハウス」「木の香」の改良型。通し柱はヒノキ特
一等（120ミリ角）、土台はヒバ特一等（105ミリ角）。
構造材すべてが公庫融資基準の太さを上回る。



●昭和54年

「檜」洋風・和風 自由設計／主要構造材檜使用

主要構造材すべてにヒノキを使用、通し柱は特一等の
120ミリ角、太筋違は45ミリ厚、結露しない構造を採
用。

●昭和54年

「木の香」和風D・S（写真なし）

「檜」と同等の和風高級住宅。オリジナルシステムキッ
チンを装備。



●昭和58年10月

「ザ・ハウス」洋風D・S

自由設計の洋風の住まい。構造材から内装材、設備関
係に至るまで基本仕様を2つ設けた。Dは、システムキ
ッチンをはじめ大型玄関キャビネットなどオリジナル
設備まで標準仕様。Sは、格調の高さを求めながら経
済性も考慮。



●昭和63年4月

「檜グレイス」和風

主要構造材にヒノキを使用。躯体強度、耐久性、居住性を向上させた。



●昭和61年1月

「フェスタ」洋風 都市の木の家

格調や重厚という言葉が似合う都市派の住まい。外観に彫りの深い表情を刻むクオイン（すみ石）とデンティル（歯飾り）。



●昭和63年12月

「フォレスト・スリー」当社初の木造3階建住宅

準防火地域に対応。エレベーターを装備。



●昭和62年1月

「エクセルⅡ」ザ・ハウス（洋風）／木の香（和風）
「エクセル」の改良型。



●平成元年1月

「ステラ」企画提案型住宅

当社初の企画型住宅。奥さま思いの仕様と設備。基礎は鉄筋コンクリート。通し柱はベイツガ120ミリ角、屋根は石綿ストレート板、土台から1メートルは防腐・防蟻処理。





●平成3年11月

「ステラ・ヌーヴォー」企画型の新提案住宅

外観は洋風の寄棟。外壁はモルタルとサイディングの2タイプ。プラン数は200。



●平成元年10月

「ゆう」洋風・和風 ゆとりを提案する住宅

従来の木造注文住宅の 카테고리を越えた数々のオリジナル設備・部材を装備し設計プランにまでも商品特性を生かした商品。「ゆとり」をテーマとした。



●平成2年9月

「ゆう・マザーズ」1.5世帯住宅

元気な高齢者との同居を主眼とした設備、仕様を提案する「新同居住宅」。従来の同居住宅と違い、二世帯が共に快適に暮らすことを設計の基本概念とした。



●平成4年10月

「ゆう21」洋風・和風

構造材にエンジニアリングウッド（集成材）を大幅に採用し耐久性向上を実現、20年の長期保証を可能にした。飽きのこないオーソドックスな外観デザインとライフスタイルの変化にも対応できる平面計画を基本思想とした。エンジニアリングウッドの他、MDFやパーティクルボードを使用し、地球環境問題へも配慮した。



●平成3年3月

「憧」あこがれ／洋風・和風 高級住宅

高級仕様の木造注文住宅で、居住性、機能性、安全性に考慮した高品質の住まい。



●平成6年9月

「ゆう21・スピリッツ」サイディング仕様

ゆう21の外壁に耐久性、耐火性、耐候性に優れた高級サイディングを採用。収納設備を充実するとともに、高齢化にも対応した。



●平成5年9月

「夢3階W」ツーバイフォー工法による3階建住宅



●平成6年9月

「夢3階M」混構造3階建住宅

1階部分を鉄筋コンクリート構造、2・3階部分を木造軸組構造とする都市型混構造木造住宅。準耐火構造。



●平成5年11月

「山手壺番館」高級洋風住宅

屋根材には高価で重量感あるせつ器瓦を採用、外観にはタイルを標準装備。天井を高くし、廊下や階段を広くするなど空間的ゆとりを大切にすると共に、強化ガラス入りの窓や連続手すり付の階段など、安全や健康に配慮した。(平成6年9月「山手壺番館・リード」発売時に「山手壺番館・クラシック」と名称変更)



●平成6年9月

「山手壺番館・リード」サイディング仕様

「山手壺番館」に下屋を回すとともに、新開発のタイル調サイディング貼りとした。



●平成7年5月

「ゆう21・ビッグオーク／森風」^{じふふろ}洋風・和風 高耐久・高耐震・高性能住宅

長寿社会のライフスタイルに対応し、耐震性と耐久性を高めた。加齢者から子供まで家族の誰もが快適に暮らせる家。



●平成8年2月

夢3階「木造讃家」木造軸組3階建住宅

準耐火構造。主要構造材に120ミリ角のエンジニアリングウッドを採用。耐震性、耐熱性、気密性、遮音性を向上させた。



●平成6年9月

「夢3階S」重量鉄骨3階建住宅

当社初の非木造商品。重量鉄骨ラーメン構造を進化させたもので、都心部での建築に適している。



●平成6年12月

「ステラ・f (フォルテ)」高耐久企画型住宅

高品質・高耐久を追求しながら価格を抑えた企画型住宅。プラン数は451プランで、二世帯向プラン、和室二間続きプラン、上下逆転プラン等豊富なバリエーションを揃えた。



●平成9年4月

「ステラ・ベレット」企画型高付加価値住宅

公庫の基準金利適用の3タイプの条件（耐久性、省エネルギー性、バリアフリー）をすべてクリア。外壁にはサイディングを使用。食器洗浄乾燥機、浄水器、温水洗浄機付トイレを標準装備。



●平成8年6月

「ゆう21・ビッグオーク／森風 EX」洋風・和風

高断熱、高気密住宅。SHATTシステム（エクセルの高断熱、高気密を実現するために開発したシステムSumitomo Heat Proof（高断熱）Air Tight（高気密）Technologyの略）。断熱・気密・換気のバランスのとれた室内環境をコントロールできる家。



●平成9年4月

「夢3階SR」重量鉄骨3階建住宅

「夢3階S」の改良型。工場での溶接部分を増加することにより現場作業の効率化を実現。建設可能規模が拡大。鋼材の重量も軽減。



●平成8年7月

「ホリデイズ」システム住宅

「ホリデイズガーデン」：屋上ガーデン付き、「ホリデイズゴルフ」：ゴルフ練習設備付き、「ホリデイズ」：ベーシック仕様、の3タイプを北関東エリアで発売。工場生産化率80%の木造軸組ユニット構造。



●平成9年10月

「FOREST (フォレスト)」大空間をつくる次世代本格木造住宅

「大空間をつくる、木のチカラ。」をキャッチフレーズに5メートルをこえる天井高と24畳のゆとりの空間を新工法により実現。垂直荷重、水平荷重に対する躯体強度を強化するとともに全構造材にエンジニアリングウッド（構造用集成材）を使用。住宅金融公庫のバリアフリー基準をクリア。環境管理システム規格（ISO14001）の認証も取得。

商品構成

フォレスト・ツリー（幹）

タテに広がる大空間を特徴とした洋風住宅

フォレスト・ボエム（詩）

ヨコに広がる大空間を可能とした洋風住宅

フォレスト・サイト（眺）

2.5階、2階+αの都市型住宅

フォレスト・サウンド（律）

ヨコに広がる大空間を可能とした和風住宅

創立50周年を記念して発売した、当社の技術と家づくりの経験の集大成ともいえる商品。

平成2年～



●平成6年2月

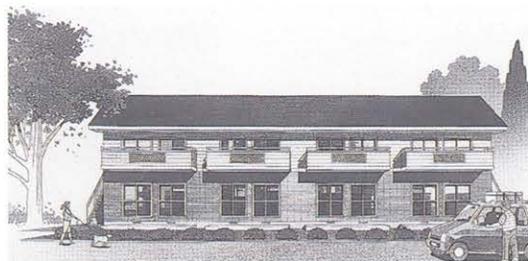
「サクシードR」ニュークオリティー高付加価値／企画型マンション

室内に柱型と梁型がでない壁式構造。すっきりとして圧迫感もなく空間をフルに使える。



●平成6年10月

「ニューサクシードR」構造をラーメン化



●平成6年11月

「サクシードW」ツバイフォー工法／都市型賃貸アパート
有効な土地活用を実現する2×4都市型賃貸住宅。

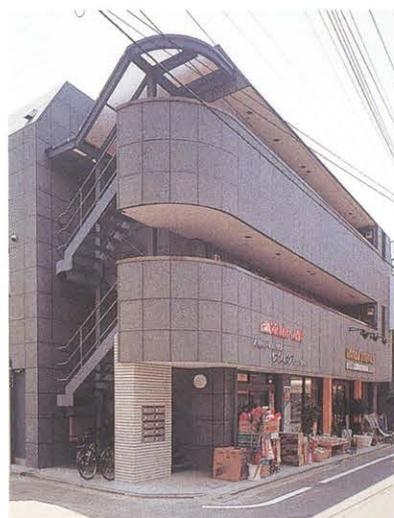
特建本部集合住宅



●平成2年5月

「サクシードP」PC工法／賃貸マンション

高品質鉄筋コンクリートパネルを組み合わせ、強度、安全性、デザイン性、経済性を考えたPC工法賃貸用マンション。



●平成4年3月

「サクシードS」重量鉄筋構造／店舗併用賃貸マンション

敷地の広さや形状などに対応した都市型の鉄骨造ビル。立地条件や事業目的に合わせて自営店舗、貸店舗、駐車場、事務所など有効な土地活用を実現。



1 地鎮祭 (平成10年1月25日)



2 基礎工事完成 (平成10年2月17日)



3 棟上げ（平成10年2月27日）



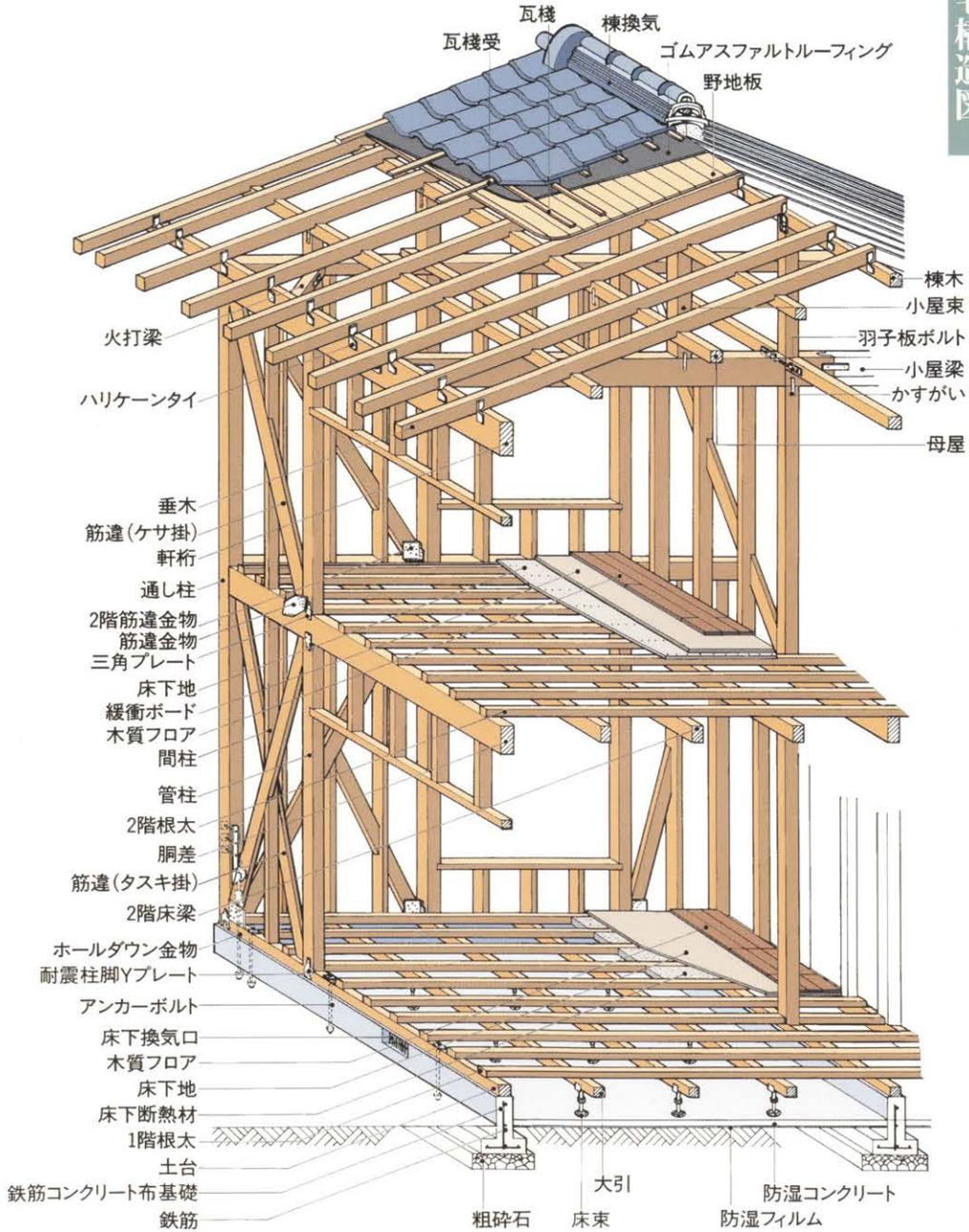
4 瓦施工中（平成10年3月6日）

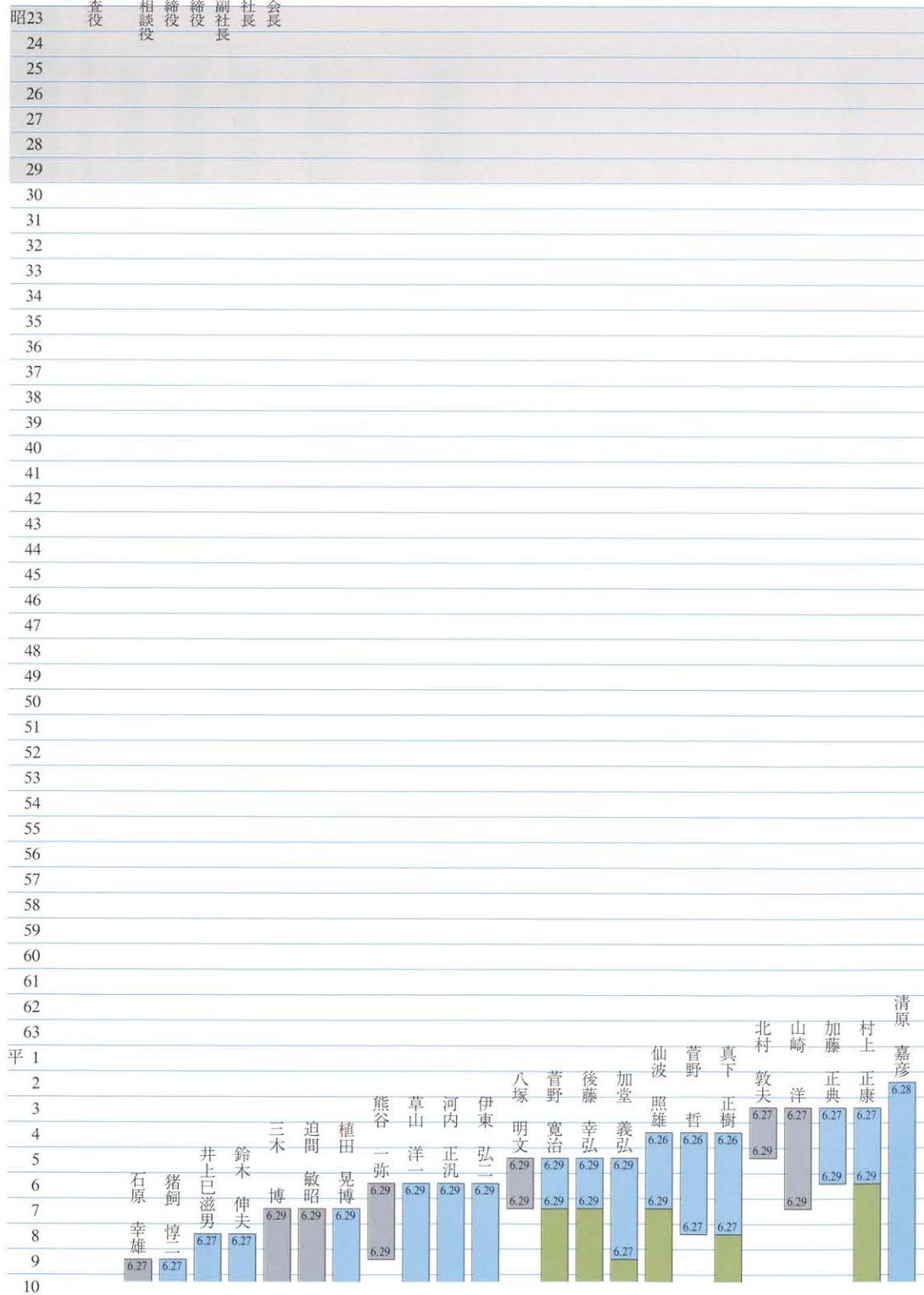
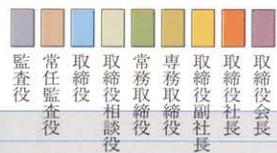


5 外壁完了（平成10年5月8日）

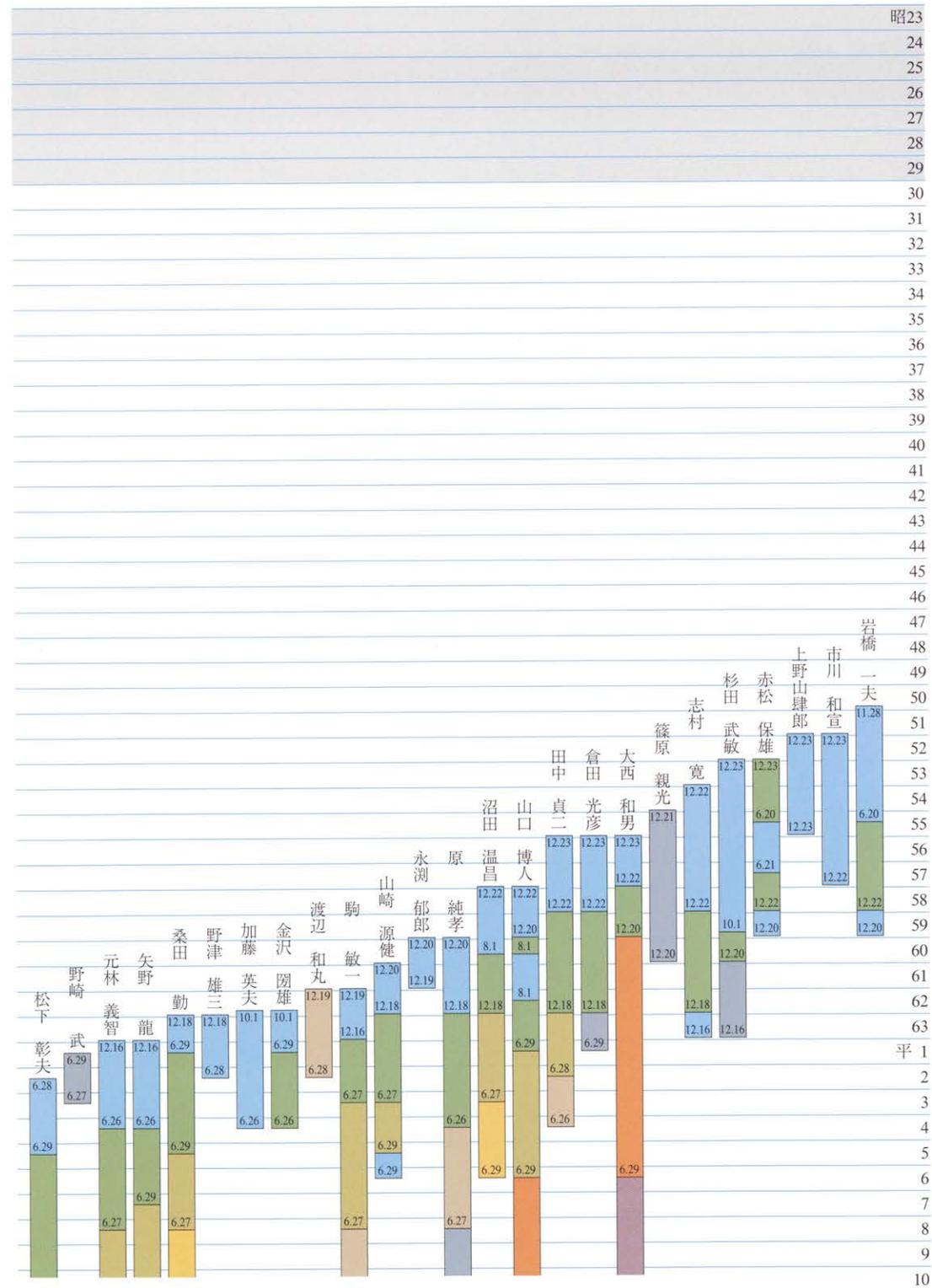


6 建物・外構完了（平成10年7月31日）

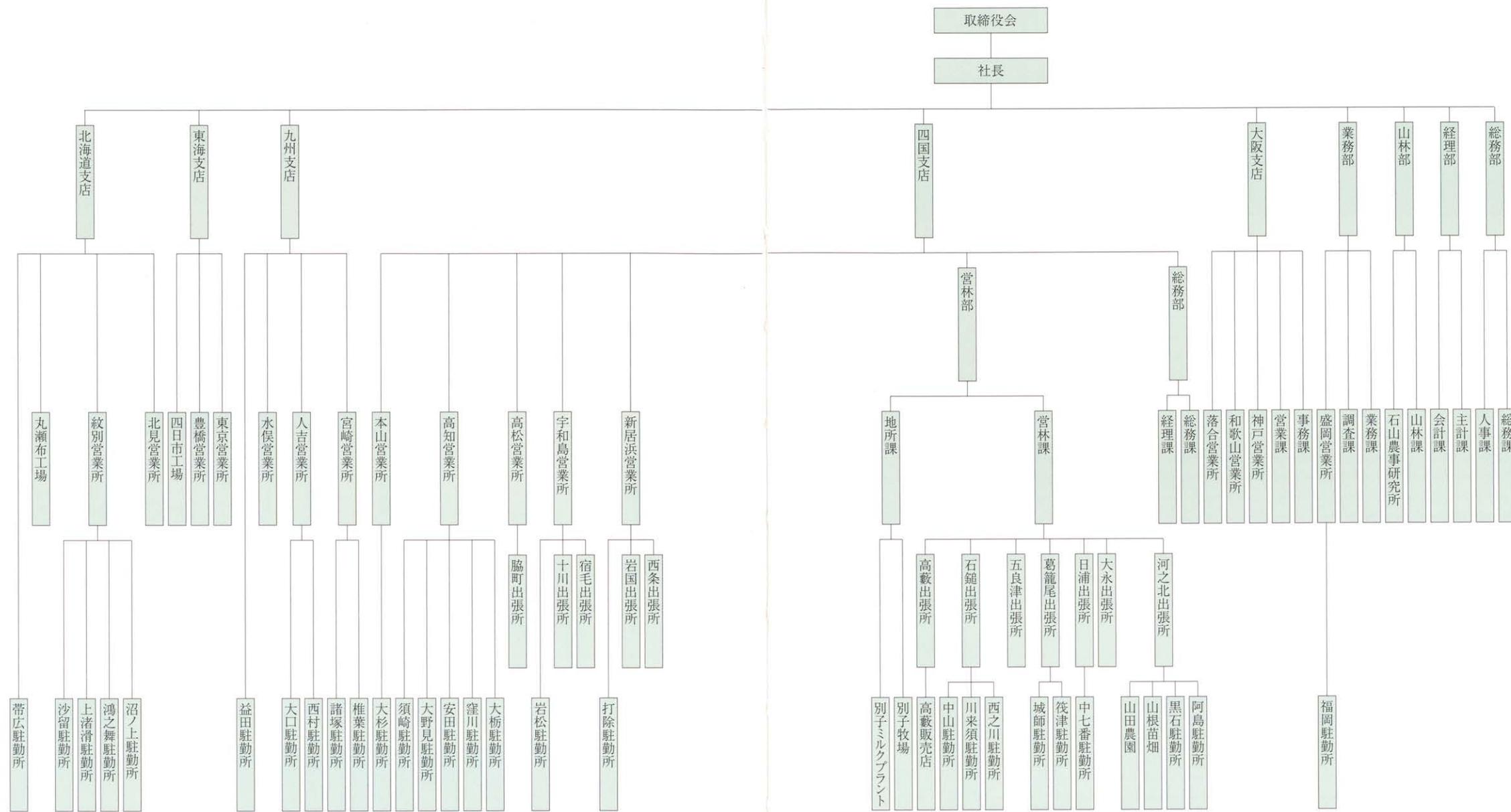


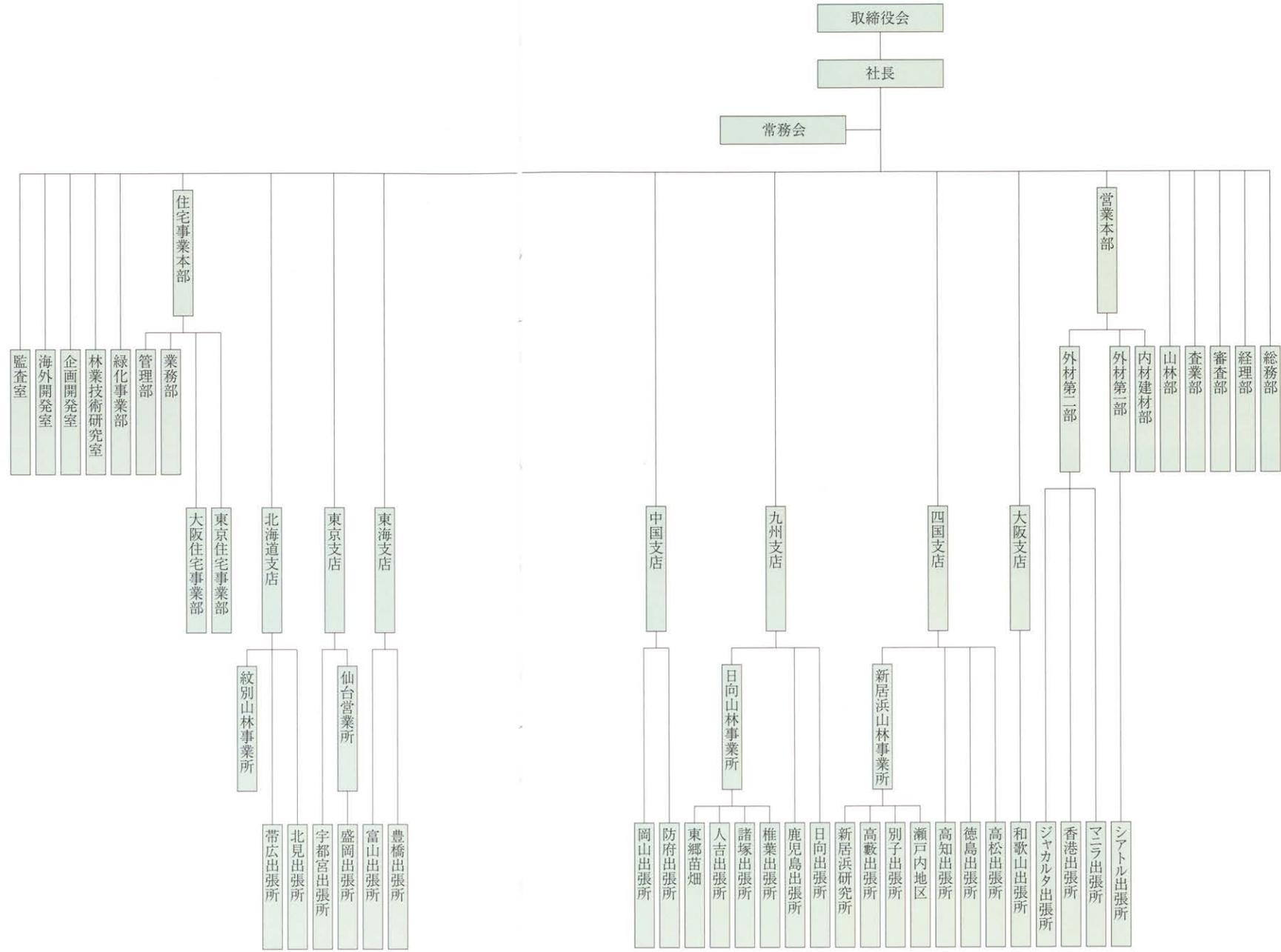


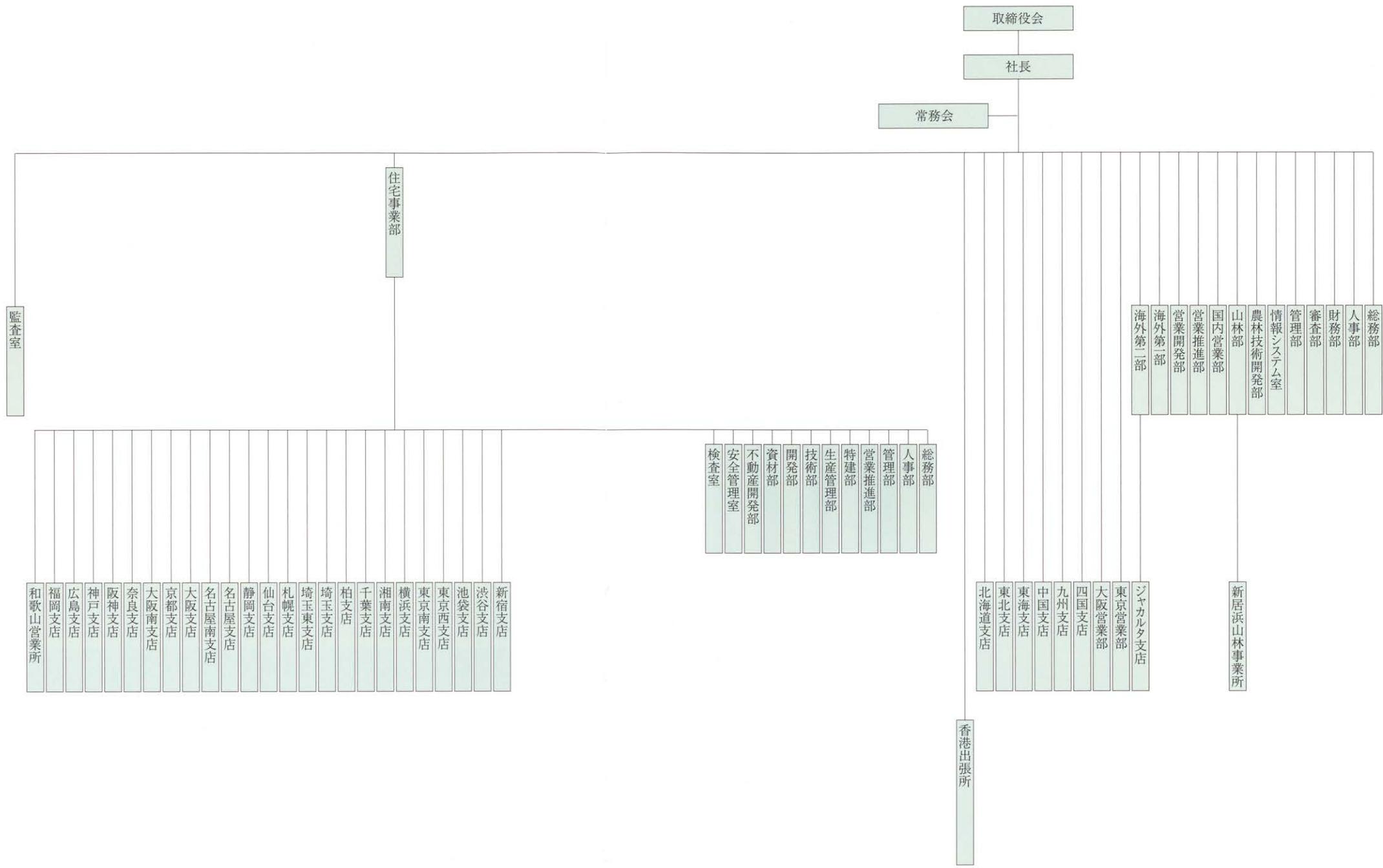
14 役員任期一覧

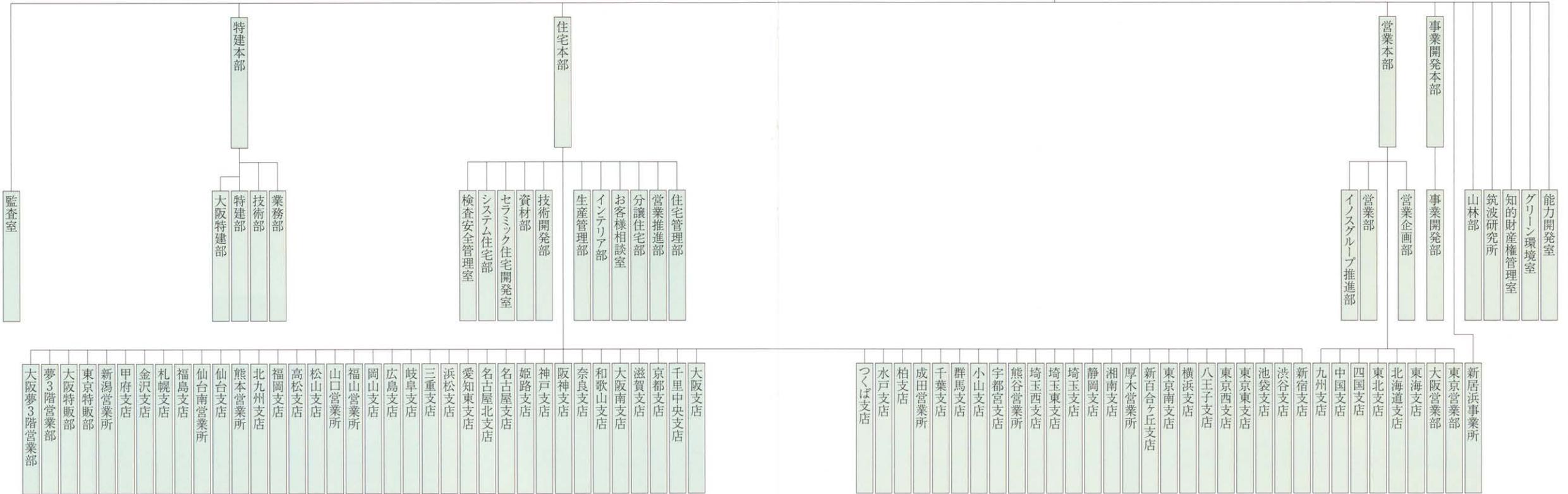
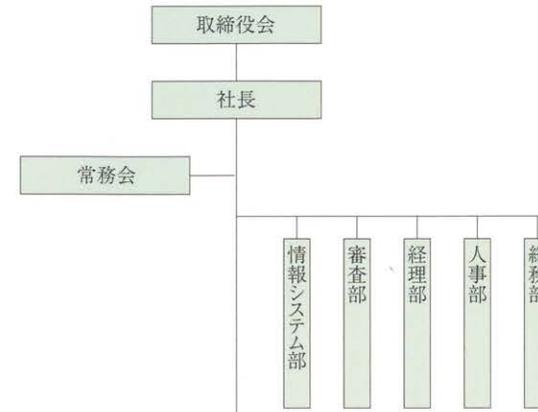


昭和30年2月(四国林業と東邦農林が合併、住友林業のスタート時)









注：山林部の事業所、営業、住宅、特建各本部の部・支店傘下の営業所、海外の事業所については「15組織②国内外の事業所」(102頁)を参照

- 国内事業所
- 東京本社
 - 大阪本社
 - 筑波研究所
 - 山林部
 - 日向山林事業所
 - 紋別山林事業所
 - 小川山林事業所
 - 新居浜事業所

- 本社
- ▲筑波研究所
- ▲山林関係事業所
- 営業部・支店
- 営業本部
- 支店
- 独立営業所
- 支店傘下営業所
- 住宅本部

注：色のうすい県は事業所がない県

営業本部

- 東京営業部
- 大阪営業部
- 支店
- 東海・北海道・東北
- 四国・中国・九州
- 神奈川・静岡・北関東・新潟
- 東関東・北陸・徳島・岡山・鹿児島

住宅本部

- 支店
- 新居
- 池袋
- 東京東(江東区)
- 東京西(立川市)
- 八王子
- 甲府
- 横浜
- 東京南(町田市)
- 新百合ヶ丘(川崎市)
- 厚木
- 横須賀
- 営業所

■海外事業所



- 生産拠点(事業所)
- 営業拠点(事業所)



- 出張所
- 駐在
- 関係会社
- シンガポール・ジャカルタ・シアトル・シブ・ポートモレ
- スビー
- スフル・オークランド・アム
- ステルダム・バンクーバー・
- タワウ・クチン
- K T I ・ R P I ・ A S T I ・
- N P I ・ 米国住友林業

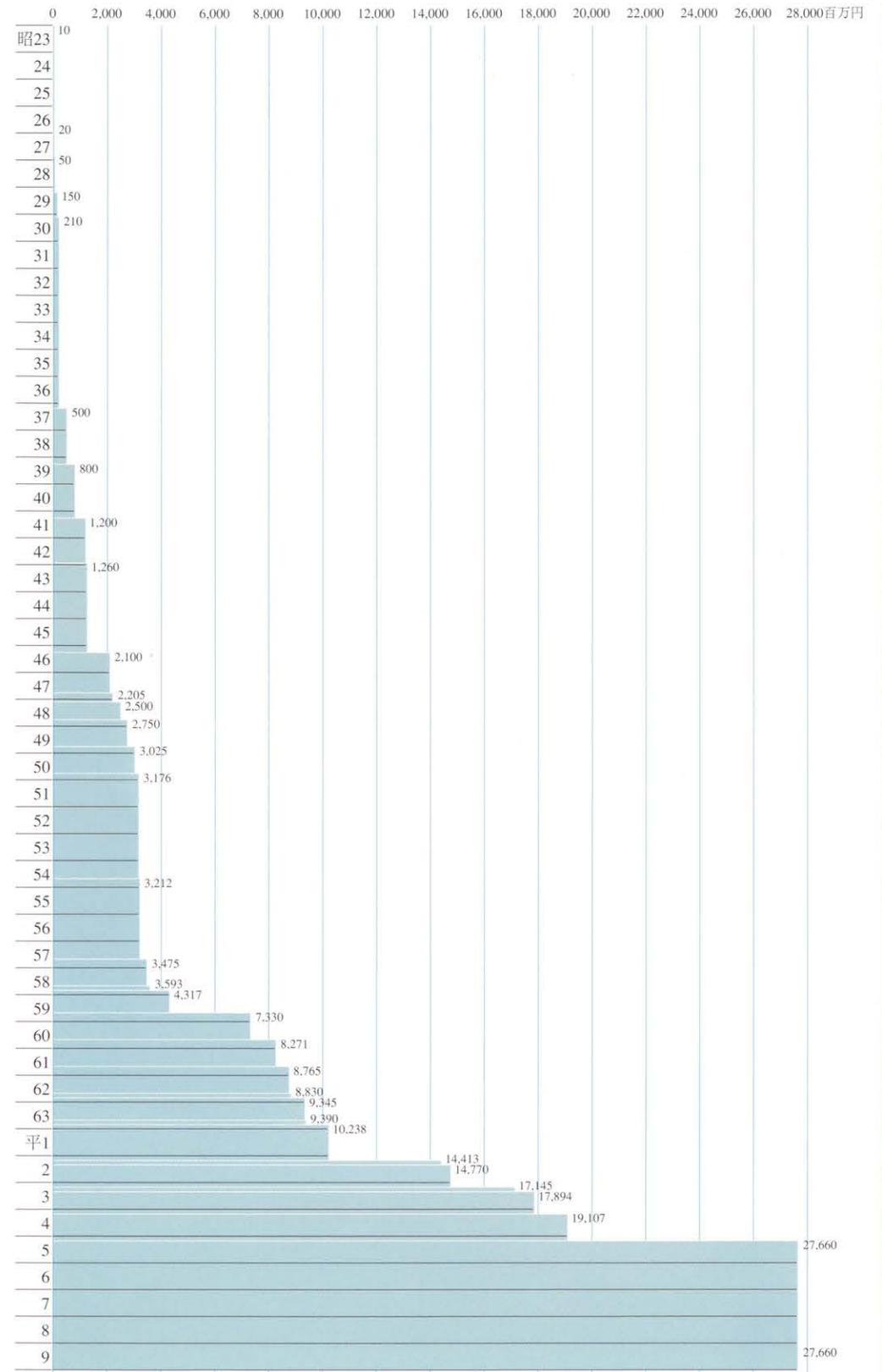
特建本部

- 特建部
- 大阪特建部
- 東京西・東京南・神戸・名古屋
- 営業所
- 沼津
- 静岡(藤沢市)
- 静岡(大宮市)
- 埼玉東(越谷市)
- 埼玉西(川越市)
- (熊谷)
- 宇都宮
- 小山
- 群馬(高崎市)
- (新潟)
- 千葉
- (成田)
- 柏
- 水戸
- つくば
- 大阪
- 千里中央(豊中市)
- 京都
- 滋賀
- 大阪南(堺市)
- 和歌山
- 奈良(生駒市)
- 阪神(西宮市)
- 神戸
- 姫路
- 名古屋
- 名古屋北
- 愛知東(刈谷市)
- 浜松
- 三重(四日市市)
- 岐阜
- 金沢
- 富山
- 福山
- 岡山
- 広島
- 松山
- (山口)
- 高松
- 福岡
- 北九州
- 熊本
- 仙本
- (仙台南)
- 福島(郡山市)
- 札幌
- 新居浜
- 徳島
- 大分
- 福島いわき
- 東京・横浜
- 大阪

注：住宅本部支店名の()は独立営業所、○○頁の組織図は支店段階までであるが本図では営業所段階まで掲載した。

登記日(増資の)等	資本金(千円)	増資の内容および摘要
四国林業		
昭和23年 2月20日	10,000	昭和23年2月12日原始定款による。〔摘要〕昭和26年7月24日総会で定款を変更し、株式額面価格を500円に
昭和26年 9月13日	20,000	新株式を20,000株発行。昭和26年8月8日現在の株主に対し、1株につき1株の新株発行
昭和27年11月25日	50,000	新株式を60,000株発行。昭和27年10月4日現在の株主に対し、1株につき1.5株の新株発行
昭和29年 3月 1日	150,000	新株式を100,000株発行。昭和29年1月14日現在の株主に対し、1株につき1株の新株発行。無償新株式を100,000株発行。昭和29年2月27日現在の株主に対し、1株につき1株の無償新株発行
住友林業		
昭和30年 2月 1日	210,000	〔摘要〕昭和30年2月1日四国林業、東邦農林の合併四国林業は合併に際し新株式を120,000株発行し、東邦農林の株主に交付（東邦農林の50円株10に対し四国の500円新株1を交付）
昭和37年 3月26日	500,000	再評価積立金の一部50,400,000円を資本に組入れ、504,000株の新株を発行する。昭和37年1月31日現在の株主に対し、1株につき新株1.2、払込金額は400円で、差額の100円は上記資本への組入れ分から。同時に別の新株を76,000株発行（有償）
昭和39年 4月11日	800,000	再評価積立金の一部60,000,000円を資本に組入れ、600,000株の新株を発行する。昭和39年2月15日現在の株主に対し、1株につき新株0.6株、払込金額は400円で、差額の100円は上記資本への組入れ分から
昭和41年 4月14日	1,200,000	再評価積立金の一部80,000,000円を資本に組入れ、800,000株の新株を発行する。昭和41年2月21日現在の株主に対し、1株につき新株0.5株、払込金額は400円で、差額の100円は上記資本への組入れ分から。〔摘要〕昭和44年11月29日の総会で定款を変更し、昭和45年1月10日より株式額面価格を50円にする
昭和42年12月20日	1,260,000	再評価積立金の一部60,000,000円を資本に組入れ、120,000株の無償新株を発行する。昭和41年2月21日現在の株主に対し、1株につき新株0.05株の無償交付。〔摘要〕昭和45年5月1日会社株式を大証市場二部に上場
昭和46年 4月 1日	2,100,000	有償新株式を12,600,000株発行。昭和46年1月30日現在の株主に対し1株につき新株0.5株を50円で。公募による新株式を1,680,000株発行、額面以上の価格とする。再評価積立金の一部126,000,000円を資本に組入れ、2,520,000株の無償新株式を発行。昭和46年2月10日現在の株主に、1株につき0.1株
昭和47年10月 1日	2,205,000	資本準備金の一部105,000,000円を資本に組入れ、2,100,000株の無償新株式を発行。昭和47年9月30日現在の株主に、1株につき0.05株
昭和48年 2月11日	2,500,000	公募による新株式を5,900,000株発行、額面以上の価格とする（1株585円であった）
昭和48年10月 1日	2,750,000	資本準備金の一部250,000,000円を資本に組入れ、5,000,000株の無償新株式を発行
昭和49年10月 1日	3,025,000	無償増資による
昭和50年10月 1日	3,176,250	無償増資による
昭和54年 9月30日	3,212,691	転換社債から株式への転換による
昭和57年 9月30日	3,475,651	転換社債から株式への転換による
昭和58年 9月30日	3,593,758	転換社債から株式への転換による（当期中2,362,159株転換）
昭和58年11月 1日	4,317,340	14,375,035株の無償新株の発行と割当て。昭和58年9月30日現在の株主に、1株につき0.2株を無償で
昭和59年 9月30日	7,330,151	転換社債から株式への転換による（当期中10,850,306株転換）。
昭和60年 9月30日	8,271,697	転換社債から株式への転換による（当期中3,219,595株転換）
昭和61年 9月30日	8,765,368	転換社債から株式への転換による（当期中1,885,624株転換）
昭和62年 9月30日	8,830,033	転換社債から株式への転換による〔摘要〕昭和62年10月1日林業とホームの合併
昭和62年11月 1日	9,345,679	10,256,490株の無償新株の発行と割当て。昭和62年9月30日現在の株主に、1株につき0.1株を無償で
昭和63年 9月30日	9,390,531	転換社債から株式への転換による（当期中174,749株転換）
昭和63年11月 1日	10,238,002	16,949,421株の無償新株の発行と割当て。昭和63年9月30日現在の株主に、1株につき0.15株を無償で
平成 2年 3月31日	14,413,658	新株引受権付社債から株式への転換（当期中6,033,871株転換）
平成 2年 5月 1日	14,770,510	6,798,971株の無償新株の発行と割当て。平成2年3月31日現在の株主に、1株につき0.05株を無償で
平成 3年 3月31日	17,145,577	新株引受権付社債から株式への転換（当期中3,646,704株転換）
平成 3年 5月 1日	17,894,598	14,642,510株の無償新株の発行と割当て。平成3年3月31日現在の株主に、1株につき0.1株を無償で
平成 4年 3月31日	19,107,610	新株引受権付社債から株式への転換（当期中2,056,542株転換）
平成 5年 3月31日	27,660,916	新株引受権付社債から株式への転換（当期中13,257,023株転換）
平成 9年 3月31日	27,660,916	

出典：現物出資明細、営業報告書、有価証券報告書、決算説明資料、増資目録書



■株価の推移(月足)



■大株主

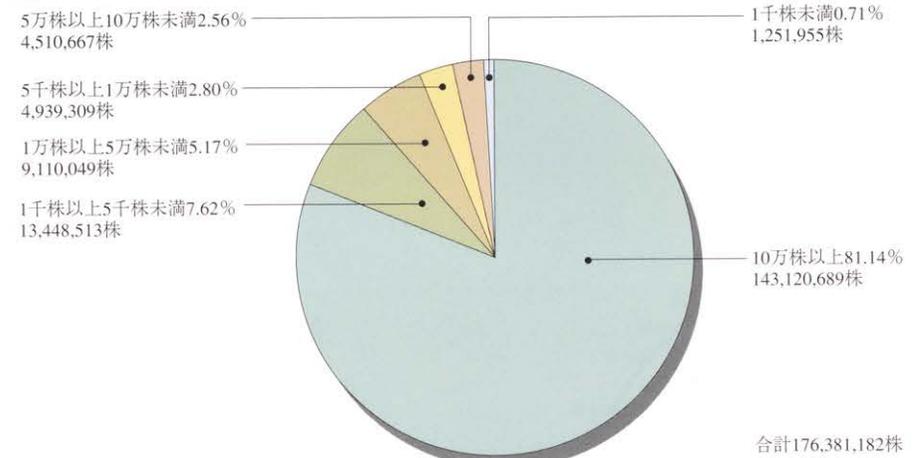
順位	株主氏名	所有株数	持株比率(%)
1	住友金属鉱山株式会社	13,910,316	7.89
2	住友信託銀行株式会社	12,355,000	7.00
3	住友生命保険相互会社	9,418,000	5.34
4	株式会社住友銀行	8,097,070	4.59
5	株式会社伊予銀行	5,849,591	3.32
6	ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー(米国)	5,096,000	2.89
7	日本生命保険相互会社	4,824,833	2.74
8	株式会社東京三菱銀行	4,692,358	2.66
9	農林中央金庫	4,661,043	2.64
10	住友商事株式会社	4,383,225	2.49
11	株式会社百十四銀行	3,979,790	2.26
12	ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカウント(英国)	3,379,000	1.92
13	東洋信託銀行株式会社	3,339,000	1.89
14	住友海上火災保険株式会社	2,949,935	1.67
15	三菱信託銀行株式会社	2,574,000	1.46
16	ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン(英国)	2,519,000	1.43
17	日本電気株式会社	2,391,543	1.36
18	アサド(アラブ首長国連邦)	1,995,000	1.13
19	住友林業グループ社員持株会	1,980,101	1.12
20	住友林業住宅関連取引先持株会	1,813,975	1.03

■株主数の推移

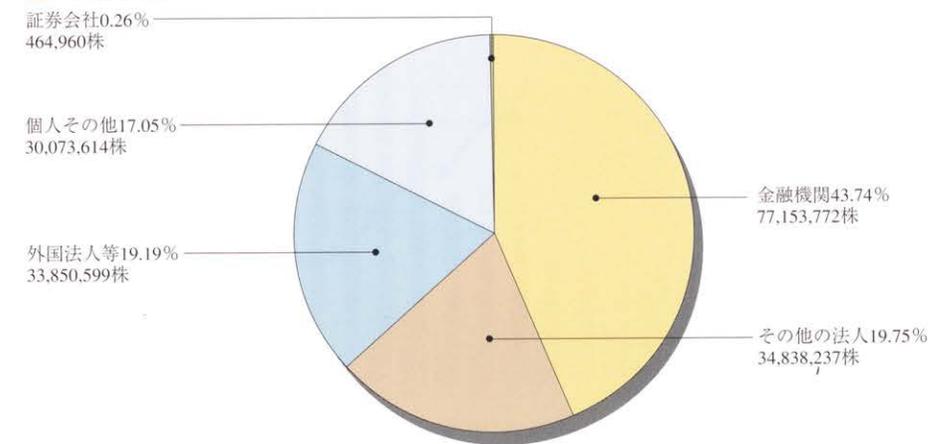
期	株主数	期	株主数
1(昭23年3月期)	1	30(昭45年9月期)	2,404
2(23年9月期)	1	31(46年9月期)	5,137
3(24年3月期)	1	32(47年9月期)	5,709
4(24年9月期)	1	33(48年9月期)	7,931
5(25年3月期)	1	34(49年9月期)	8,668
6(25年9月期)	199	35(50年9月期)	9,523
7(26年3月期)	244	36(51年9月期)	9,799
8(26年9月期)	168	37(52年9月期)	9,949
9(27年3月期)	160	38(53年9月期)	9,571
10(27年9月期)	159	39(54年9月期)	9,575
11(28年3月期)	198	40(55年9月期)	9,719
12(28年9月期)	198	41(56年9月期)	9,521
13(29年3月期)	231	42(57年9月期)	8,523
14(29年9月期)	227	43(58年9月期)	8,809
15(30年9月期)	407	44(59年9月期)	10,791
16(31年9月期)	396	45(60年9月期)	11,752
17(32年9月期)	394	46(61年9月期)	12,284
18(33年9月期)	401	47(62年9月期)	10,613
19(34年9月期)	407	48(63年9月期)	14,028
20(35年9月期)	393	49(平元年3月期)	13,992
21(36年9月期)	386	50(2年3月期)	13,097
22(37年9月期)	460	51(3年3月期)	14,213
23(38年9月期)	466	52(4年3月期)	13,664
24(39年9月期)	491	53(5年3月期)	13,122
25(40年9月期)	569	54(6年3月期)	12,783
26(41年9月期)	608	55(7年3月期)	14,025
27(42年9月期)	639	56(8年3月期)	13,476
28(43年9月期)	695	57(9年3月期)	13,340
29(44年9月期)	854		

注：1.第1期～第14期四国林業
2.第15期から住友林業
3.第48期合併
4.第49期より3月期決算に変更(この期は半年)
5.第1期から第5期の株主は持ち株会社整理委員会

■所有株数別状況



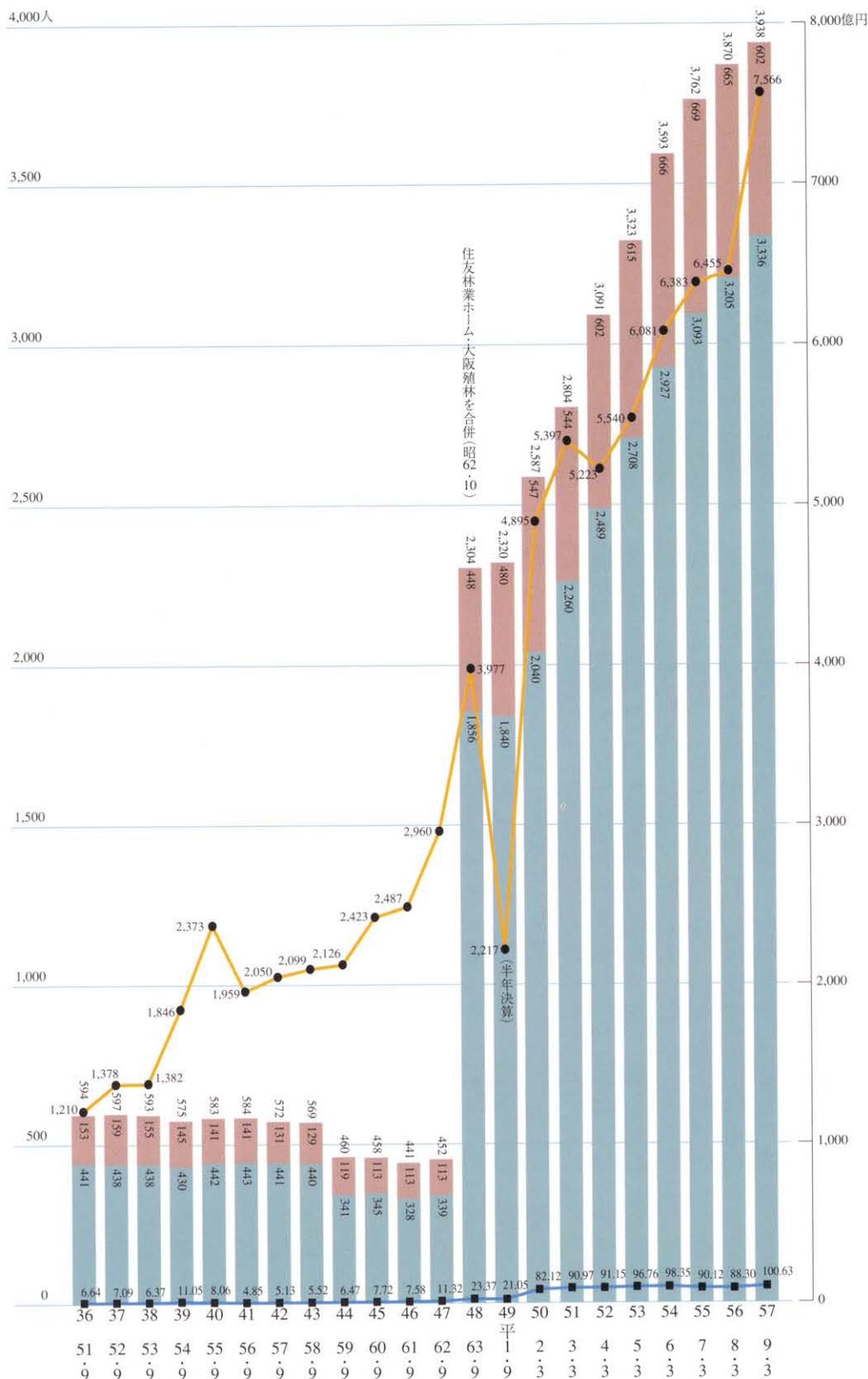
■所有者別状況

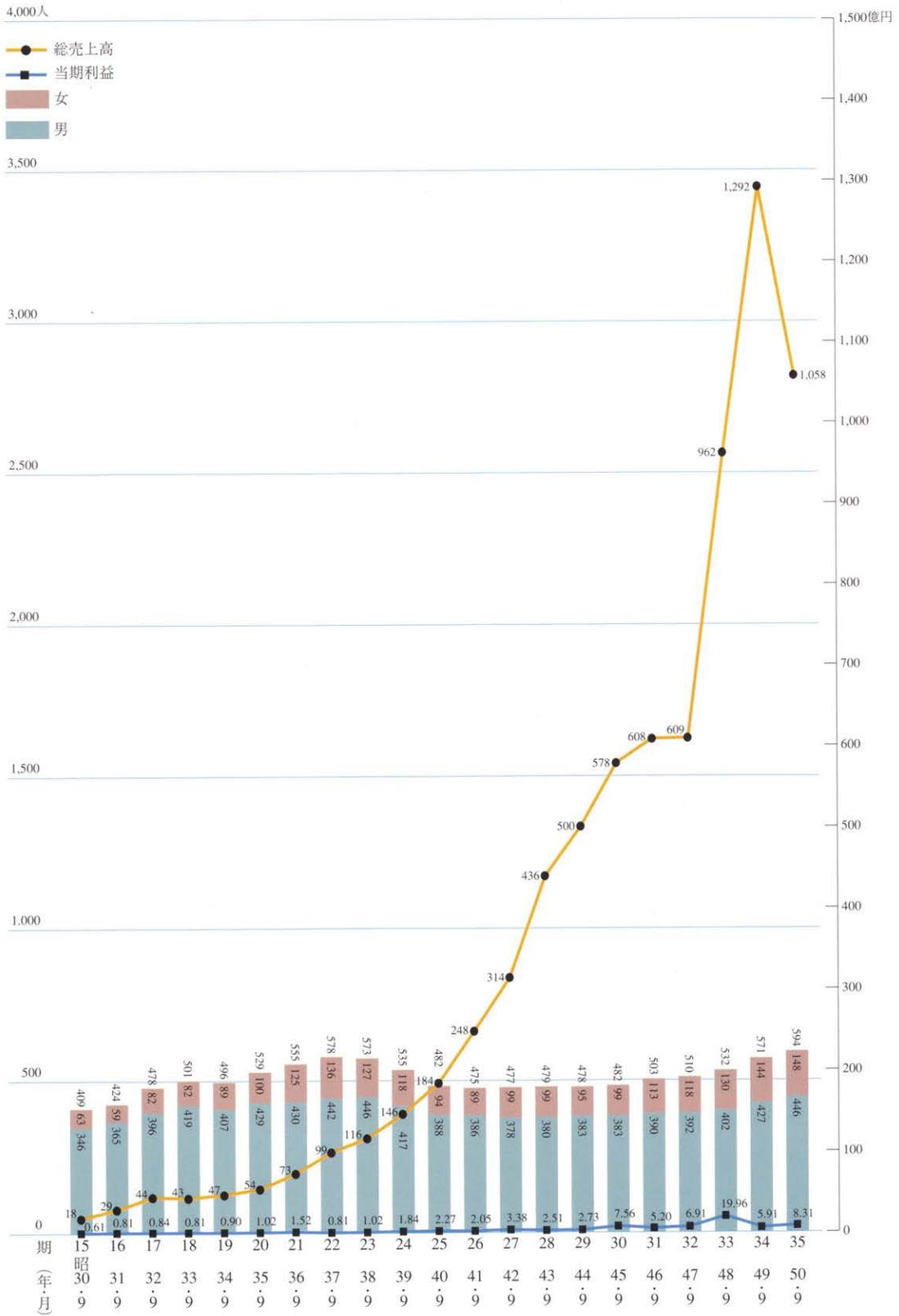


注：株主に関する数字は平成9年3月末現在

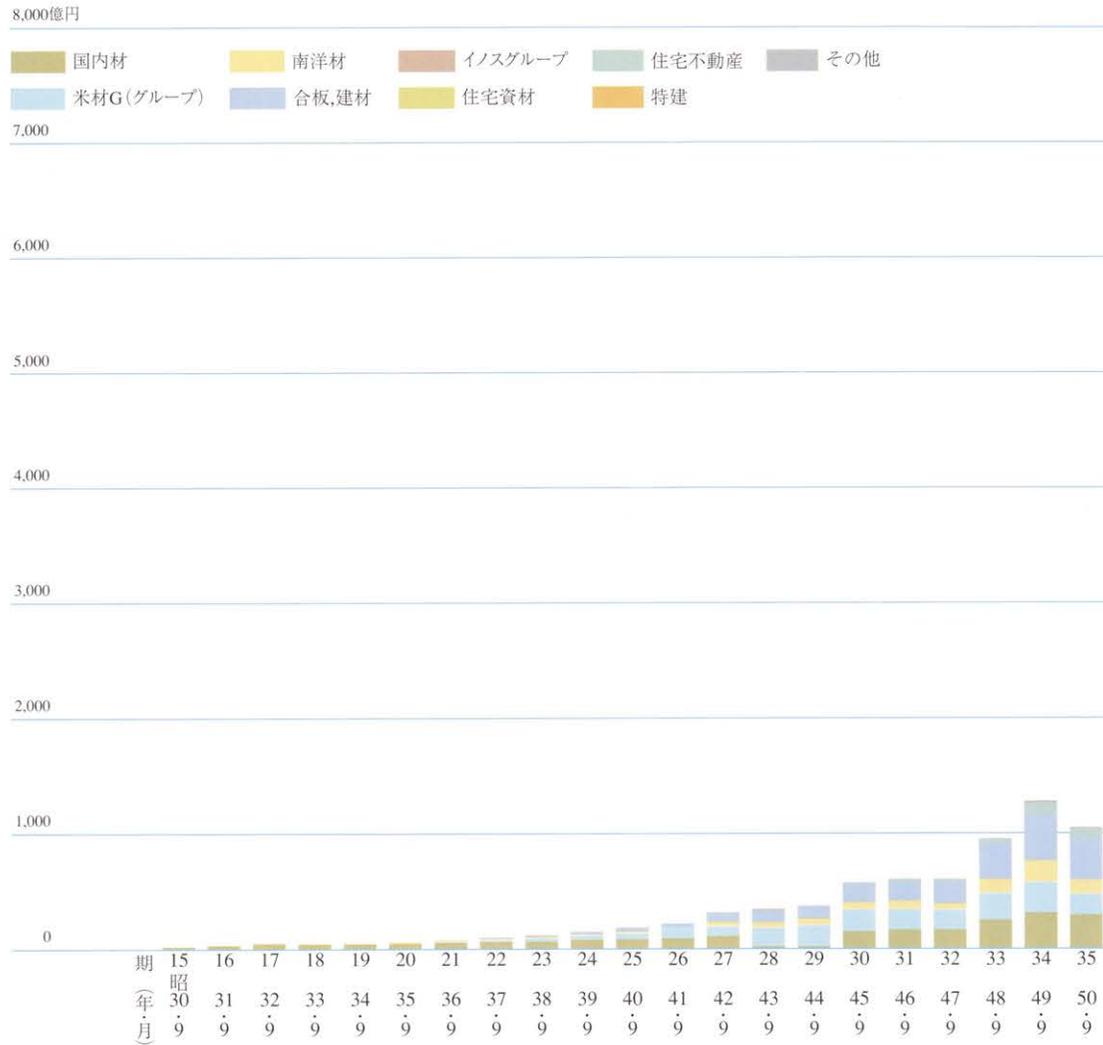
19

総売上高と当期利益／従業員数の推移



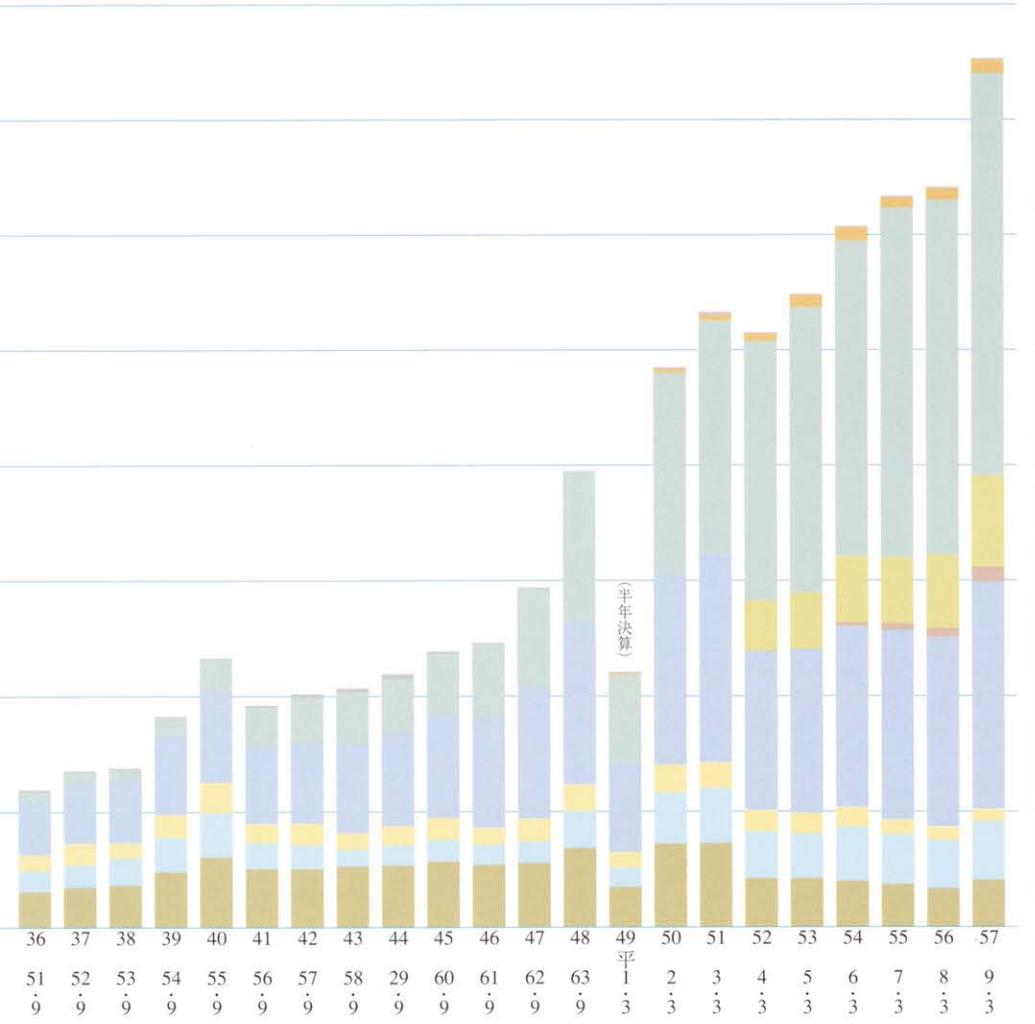


出典:営業報告書、有価証券報告書



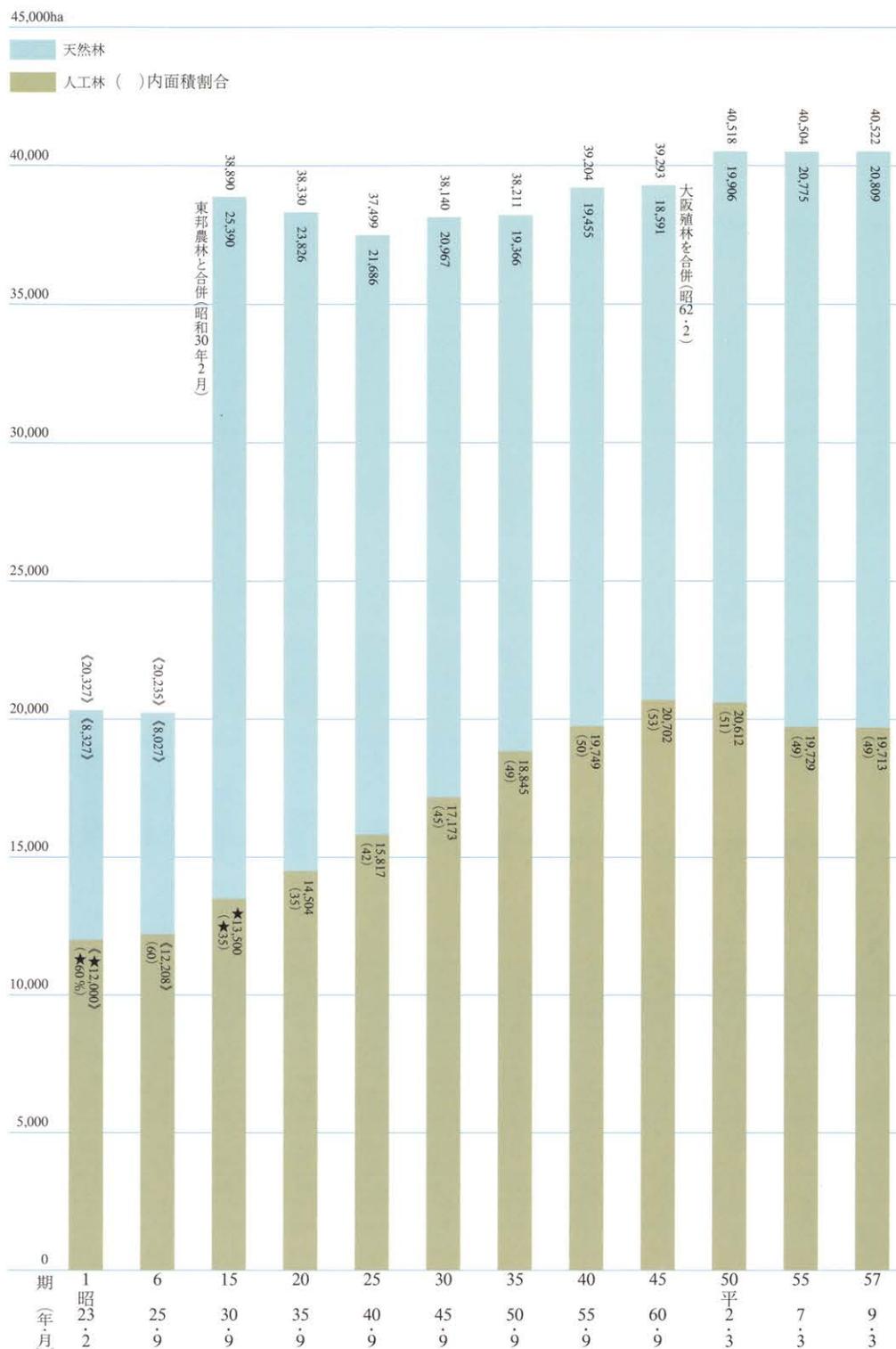
期	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	
年・月	昭30-9	31-9	32-9	33-9	34-9	35-9	36-9	37-9	38-9	39-9	40-9	41-9	42-9	43-9	44-9	45-9	46-9	47-9	48-9	49-9	50-9	
国内材	18	29.3	44.4	37.2	37.7	42.5	49.4	53.7	58.1	71.5	75.5	81	101	119	124	140	155	155	240	300	285	
米材G合計				(0.7)	(2.3)	(2.86)	(9.5)	(19.2)	(28.0)	(37.2)	(52)	(101.1)	(84)	(161)	(184)	(191)	(177)	(172)	(230)	(268)	(180)	
米材G																						
米加材	—	—	—	—	0.7	0.96	8.3	17.2	26.2	34.2	47.3	101.1	84	161	184	191	177	172	230	268	180	
*1その他外材	—	—	—	—	1.5	1.5	0.2	1.4	0.5	1.1	1.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
北洋材	—	—	—	—	—	0.4	1.0	0.6	1.3	1.9	3.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
南洋材	—	—	—	—	4.3	5.8	7.9	10.7	13.3	13.6	18.2	—	40.0	50	56	64	75	57	124	188	123	
合板, 建材	—	—	—	—	0.1	0.2	0.1	2.0	10.2	14.4	22.7	34.9	62.2	83.3	99.2	113.7	166	162	183	307	384	344
住宅資材	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
イノスグループ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
住宅不動産	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
*2特建	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
*3その他	—	—	—	—	0.5	0.4	—	0.3	0.9	0.7	0.5	0.8	—	1.1	1.58	1.23	3	3	3	5	25	11
*4合計売上高	18.1	29.3	44.4	42.9	46.3	53.4	72	97	115	145	182	245	309	431	479	567	597	597	948	1,274	1,044	

注：1.*1その他外材は、ニュージーランド材、チリ材、ベトナム材、ラオス材等
 2.*2特建は、店舗・事務所建物等、主として、木造以外の建物工事
 3.*3その他は、不動産賃貸料、テクニカルフィー（技術指導料）、合板製造機械輸出等
 4.*4合計売上高は、営業外収益等を含まず、営業報告書に基づく総売上高（19本巻110～111頁）とは若干異なる
 出典：営業報告書、決算のまとめ（株主総会資料）22期～25期管理者資料25号。27期～29期管理者資料、昭44・10 特別号。第30期以降決算のまとめ



期	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	
年・月	昭36-9	37-9	38-9	39-9	40-9	41-9	42-9	43-9	44-9	45-9	46-9	47-9	48-9	平1-3	2-3	3-3	4-3	5-3	6-3	7-3	8-3	9-3	
国内材	305	343	360	477	604	504	500	524	532	564	535	552	678	343	717	722	418	419	393	365	332	402	
米材G合計	(179)	(192)	(234)	(294)	(383)	(223)	(210)	(142)	(173)	(186)	(176)	(188)	(320)	(163)	(442)	(474)	(404)	(387)	(465)	(431)	(415)	(505)	
米材G																							
米加材	136	154	150	207	281	170	167	111	173	186	176	188	294	152	414	439	364	342	407	389	369	400	
*1その他外材	30	27	27	33	52	40	41	31	36	42	41	42	52	26	11	28	35	40	45	58	42	105	
北洋材	13	10	57	54	50	13	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
南洋材	137	186	133	200	260	165	184	144	165	192	144	193	231	136	239	224	184	173	172	126	117	108	
合板, 建材	452	528	540	679	800	668	703	772	816	893	952	1,148	1,415	770	1,645	1,803	1,377	1,420	1,565	1,643	1,636	1,968	
住宅資材																							
イノスグループ																							
住宅不動産																							
*2特建																							
*3その他																							
*4合計売上高	1,187	1,351	1,376	1,824	2,333	1,918	2,016	2,065	2,187	2,383	2,458	2,936	3,943	2,200	4,842	5,322	5,147	5,479	6,035	6,332	6,410	7,529	

(単位:億円)



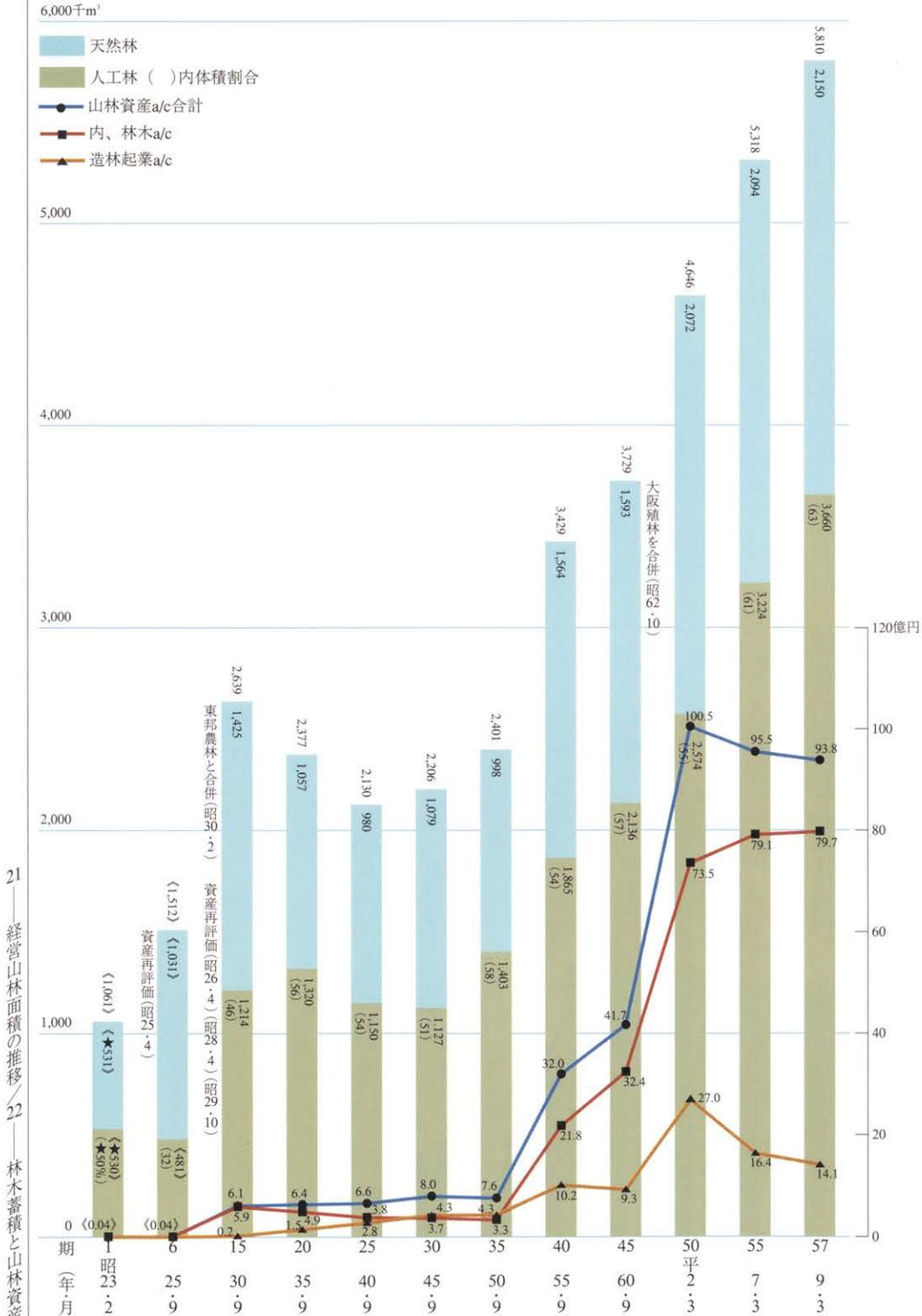
注：1.単位未満は四捨五入

2.〈 〉内は四国林業のみ

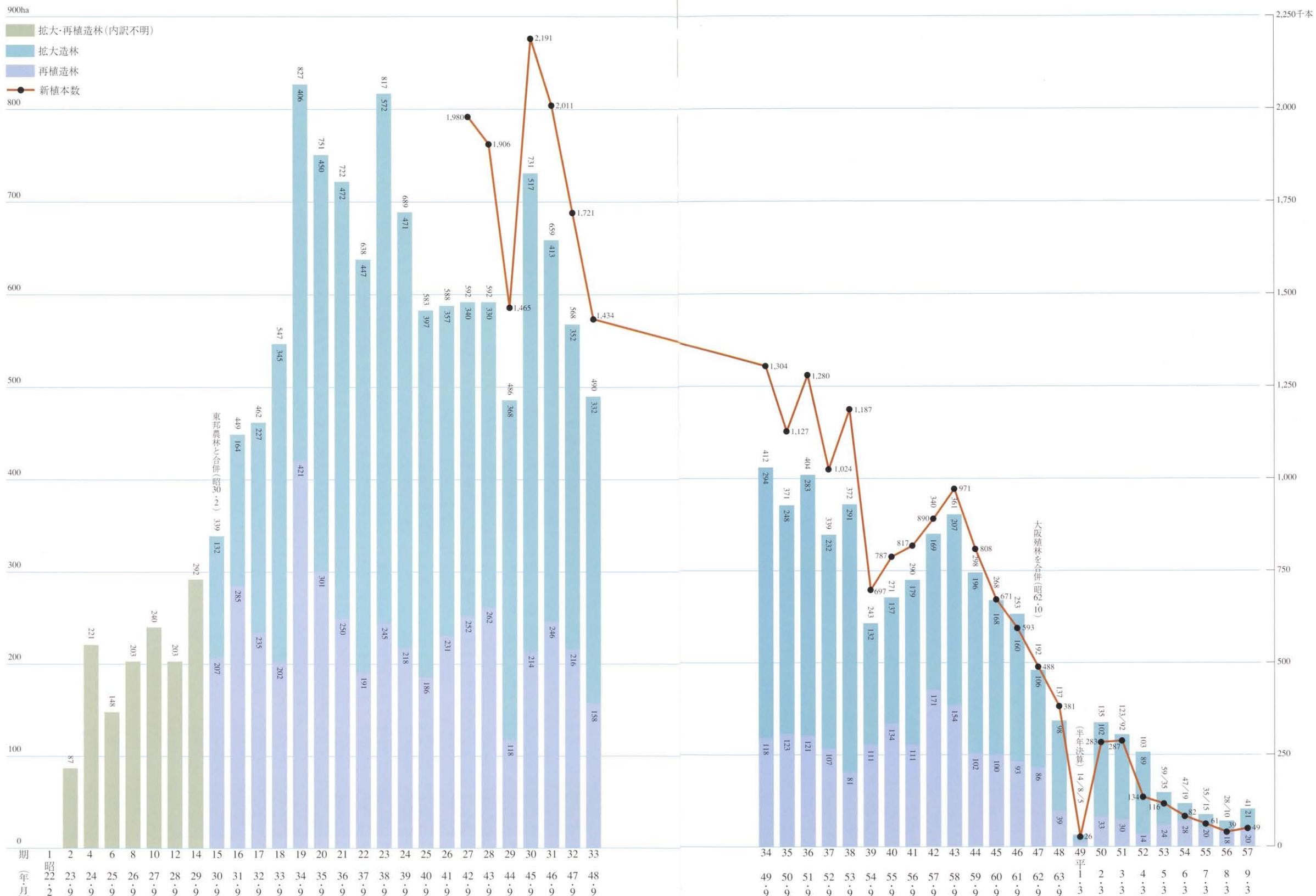
3.一部推定値(★)を含む

4.期間の区切りを原則5年単位とした

出典：現物出資明細書、営業報告書、有価証券報告書、林業部門実績および林業投資実績表、営林年報



注：1.単位未満は四捨五入
 2.< >内は四国林業のみ
 3.一部推定値(★)を含む
 4.期間の区切りを原則5年単位とした
 出典：現物出資明細書、営業報告書、有価証券報告書、林業部門実績および林業投資実績表、営林年報



23 新植面積と新植本数の推移

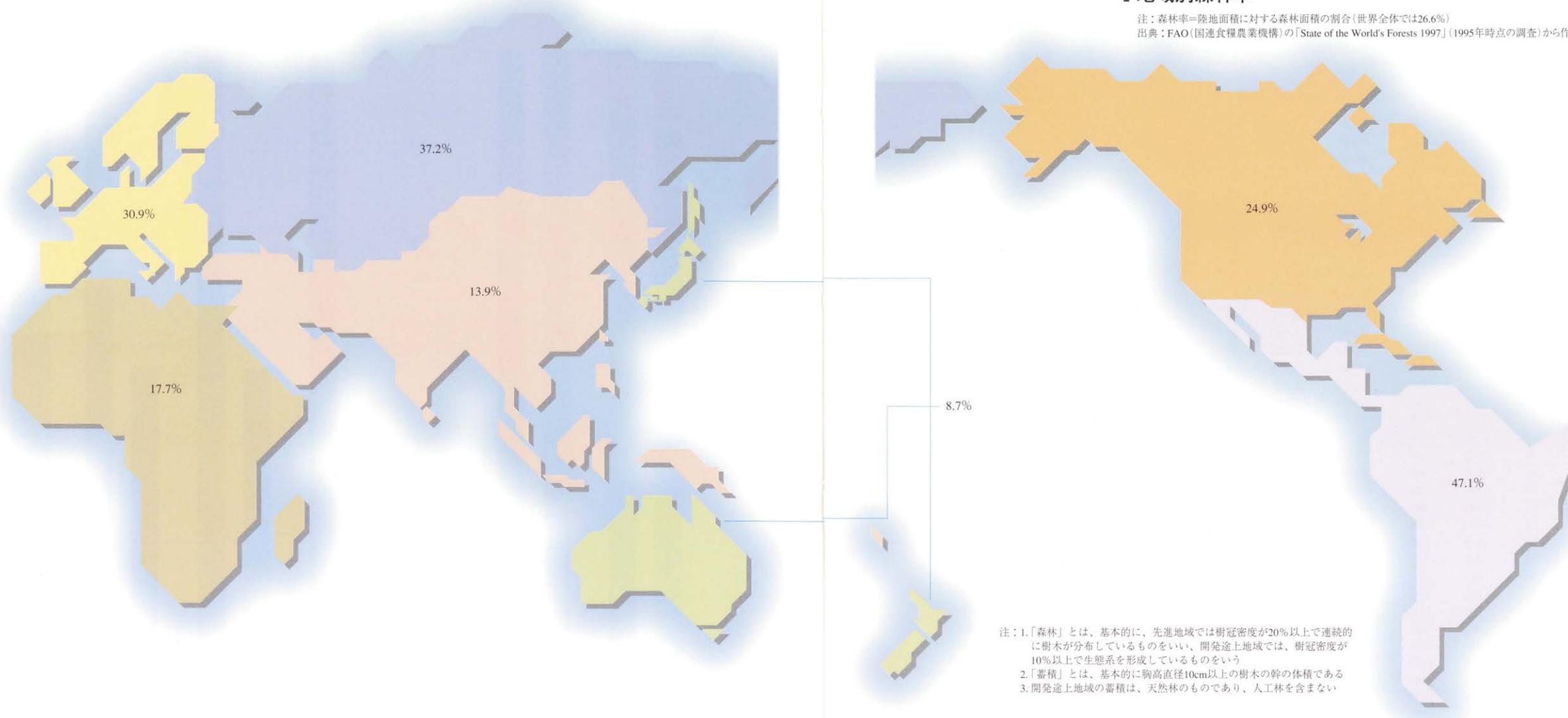
項目 暦年	1. GNP国内総生産 (国内総支出)			2. 人口と世帯数				3. 卸売物価指数		4. 木材卸売価格 (杉正角一等)		
	名目 総額 兆円	実質成長率 前年比 (%)	1人当たり 国民総支出 (同左/総人口) 千円	総人口 千人	世帯数 千世帯	労働力人口 百万人		完全失業率 季調(%)	総合平均 1990年 =100	戦前基準 指数 1934~ 6年=1	東京市場 (長3m×厚10.5cm× 巾10.5cm) 円/m ²	
						労働力人口	完全失業率				1990年 =100	1990年 =100
1946 (昭21)	(0.4)	—	6	75,750	—	—	—	—	16	—	—	
47 (22)	(1)	—	17	78,101	—	—	—	—	48	—	—	
48 (23)	(3)	—	33	80,002	—	35	(0.7)	—	128	—	—	
49 (24)	(3)	—	41	81,773	—	36	(1.0)	—	209	5,390	8.8	
50 (25)	(4)	—	47	83,200	—	36	(1.2)	—	247	5,809	9.5	
51 (26)	(5)	—	64	84,541	—	37	(1.1)	—	343	8,803	14.5	
52 (27)	(6)	—	73	85,808	16,967	38	(1.3)	—	349	11,064	18.2	
53 (28)	(7)	—	81	86,981	17,277	40	(1.9)	—	352	15,002	24.6	
54 (29)	(8)	—	89	88,239	17,986	41	(2.3)	—	349	16,679	27.4	
55 (30)	8	—	94	89,276	18,344	42	(2.5)	—	343	14,912	24.5	
56 (31)	9	(7.5)	94	90,172	18,687	43	(2.3)	—	358	15,840	26.0	
57 (32)	11	(6.5)	120	90,928	18,996	44	(1.9)	—	369	17,787	29.2	
58 (33)	12	(7.3)	126	91,767	19,543	44	(2.1)	—	345	18,475	30.3	
59 (34)	13	(9.3)	142	92,641	20,083	44	(2.2)	—	348	19,260	31.6	
60 (35)	16	(13.3)	171	93,419	20,628	45	(1.7)	47	352	20,641	33.8	
61 (36)	19	(11.9)	205	94,287	21,313	46	(1.5)	48	356	25,283	41.5	
62 (37)	22	(8.6)	230	95,181	22,048	46	(1.3)	47	350	24,792	40.7	
63 (38)	25	(8.8)	261	96,156	22,889	47	(1.3)	48	356	25,500	41.9	
64 (39)	30	(11.2)	303	97,182	23,731	47	(1.2)	48	357	25,500	41.9	
65 (40)	33	(5.7)	333	98,275	24,656	48	(1.2)	48	359	26,767	43.9	
66 (41)	38	(10.2)	384	99,036	25,520	49	(1.3)	49	368	28,350	46.5	
67 (42)	45	(11.1)	445	100,196	26,403	50	(1.3)	50	375	33,392	54.8	
68 (43)	53	(11.9)	521	101,331	27,115	51	(1.2)	51	378	42,292	69.4	
69 (44)	62	(12.0)	605	102,536	28,205	51	(1.1)	52	386	44,250	72.6	
70 (45)	73	(10.3)	699	104,665	29,146	52	(1.1)	54	400	45,958	75.4	
71 (46)	81	(4.4)	760	106,100	30,027	52	(1.2)	53	397	40,000	65.7	
72 (47)	92	(8.4)	859	107,595	30,853	52	(1.4)	54	400	44,800	73.5	
73 (48)	113	(8.0)	1,031	109,104	31,907	53	(1.3)	62	463	69,542	114.2	
74 (49)	134	(-1.2)	1,212	110,573	32,627	53	(1.4)	82	609	62,250	102.2	
75 (50)	148	(3.1)	1,324	111,940	33,310	53	(1.9)	84	627	59,083	97.0	
76 (51)	167	(4.0)	1,471	113,094	33,911	54	(2.0)	88	658	64,000	105.1	
77 (52)	186	(4.4)	1,625	114,165	34,380	55	(2.0)	90	671	67,667	111.1	
78 (53)	204	(5.3)	1,775	115,190	34,858	55	(2.2)	88	654	65,167	107.0	
79 (54)	222	(5.5)	1,910	116,155	35,350	56	(2.1)	94	702	76,667	128.5	
80 (55)	240	(2.8)	2,051	117,060	35,830	57	(2.0)	111	826	79,583	130.6	
81 (56)	258	(3.2)	2,183	117,902	36,346	57	(2.2)	113	838	64,000	105.1	
82 (57)	271	(3.1)	2,280	118,728	36,858	58	(2.4)	115	853	62,000	101.8	
83 (58)	282	(2.3)	2,360	119,536	37,425	59	(2.7)	112	834	60,667	99.6	
84 (59)	301	(3.9)	2,502	120,305	37,934	59	(2.7)	112	832	58,000	95.2	
85 (60)	320	(4.4)	2,656	121,049	38,457	60	(2.6)	110	822	57,333	94.1	
86 (61)	336	(2.9)	2,760	121,660	38,987	60	(2.8)	100	747	56,333	92.5	
87 (62)	350	(4.2)	2,867	122,239	39,536	61	(2.8)	97	719	60,917	100.0	
88 (63)	374	(6.2)	3,045	122,745	40,025	62	(2.5)	96	712	60,583	99.5	
89 (平1)	400	(4.8)	3,239	123,205	40,561	63	(2.3)	98	730	58,667	96.3	
90 (2)	430	(5.1)	3,458	123,611	41,156	64	(2.1)	100	745	60,917	100.0	
91 (3)	459	(3.8)	3,664	124,043	41,797	65	(2.1)	99	747	62,333	102.3	
92 (4)	472	(1.0)	3,761	124,452	42,457	66	(2.2)	98	736	62,333	102.3	
93 (5)	475	(0.3)	3,792	124,764	43,077	66	(2.5)	95	708	67,917	111.5	
94 (6)	479	(0.6)	3,766	125,034	—	67	(3.0)	93	694	66,083	108.5	
95 (7)	481	(1.4)	3,860	125,569	—	67	(3.2)	92	687	62,000	101.8	
96 (8)	500	(3.6)	4,019	125,864	—	67	(3.4)	93	692	60,500	99.3	

注：1. 単位未満四捨五入。1.GNPの()内は総支出
 2. 9の木材需給欄の製材、合単板、チップ、バルブ等は丸太換算。薪炭材、しいたけ原木は含まない。平成6年以降は輸入の構造用集成材を含む
 出典：東洋経済新報社「経済統計年鑑'97」(p.612~619)より抜粋。世帯数は自治省「住民基本台帳」、木材需給は林野庁「林業統計要覧」(1946~1954)、
 「木材需給と木材工業の現況」(1955~1996)、木材卸売価格は財建設物価調査会「建設資材物価の50年」

5. 外貨と貿易	6. 公定歩合		7. 粗鋼・生産	8. 四輪車 合計生産	9. 木材需給				10. バルブ・ 生産	11. 新設住宅 着工
	外貨準備高 (各年末) 百万ドル	貿易 収支 百万ドル			年利 (年末) (%)	国産材	外材	合計		
			百万 t	千台	百万 m ²	百万 m ²	百万 m ²	(%)	百万 t	千戸
—	(-236)	(3.65)	0.6	15	29	0	29	—	—	282
—	(-266)	(3.65)	1	11	29	0	29	—	—	383
—	(-282)	(5.11)	2	20	27	0	27	—	—	538
—	(-192)	(5.11)	3	29	29	0	29	—	—	394
—	38	(5.11)	5	32	32	0	32	—	—	359
—	(-287)	(5.84)	7	39	39	1	40	(2.4)	—	211
—	(-407)	(5.84)	7	39	41	1	42	(2.4)	—	243
—	(-790)	(5.84)	8	50	45	2	47	(4.3)	1,508	247
—	(-427)	(5.84)	8	70	44	2	46	(4.3)	1,632	250
—	(-53)	(7.30)	9	69	46	2	48	(4.2)	1,908	258
467	(-131)	(7.30)	11	111	49	3	52	(5.8)	2,202	309
525	(-401)	(8.40)	13	182	49	3	52	(5.8)	2,471	321
862	368	(7.30)	12	188	48	4	52	(7.7)	2,372	338
1,322	362	(7.30)	17	263	51	6	57	(10.5)	3,007	381
1,824	3	(6.94)	22	482	49	8	57	(13.3)	3,532	424
1,486	(-558)	(7.30)	28	814	51	11	62	(17.5)	4,127	536
1,841	402	(6.57)	28	991	51	13	64	(20.6)	4,205	586
1,878	(-166)	(5.84)	32	1,284	51	17	68	(24.6)	4,577	689
1,999	377	(6.57)	40	1,703	52	19	71	(27.1)	5,024	751
2,107	1,901	(5.48)	41	1,876	50	20	71	(28.6)	5,164	843
2,074	2,275	(5.48)	48	2,286	52	25	77	(32.6)	5,691	857
2,005	1,160	(5.84)	62	3,147	53	33	86	(38.6)	6,232	991
2,891	2,529	(5.84)	67	4,086	49	43	92	(46.7)	6,861	1,202
3,496	3,699	(6.25)	82	4,675	47	49	96	(51.0)	7,685	1,347
4,399	3,963	(6.00)	93	5,289	46	56	103	(55.0)	8,801	1,485
15,235	7,787	(4.75)	89	5,811	46	55	101	(54.7)	9,039	1,464
18,365	8,971	(4.25)	97	6,294	44	63	107	(58.7)	9,458	1,808
12,246	3,688	(9.00)	119	7,083	42	75	118	(64.1)	10,123	1,905
13,518	1,436	(9.00)	117	6,552	40	76	116	(66.5)	10,040	1,316
12,815	5,028	(6.50)	102	6,942	35	62	96	(64.1)	8,630	1,356
16,604	9,887	(6.50)	107	7,842	36	67	103	(65.1)	9,518	1,524
22,848	17,311	(4.25)	102	8,515	34	68	102	(66.4)	9,436	1,508
33,019	24,596	(3.50)	102	9,269	33	71	103	(68.5)	9,361	1,549
20,327	1,845	(6.25)	112	9,636	34	76	110	(69.2)	9,992	1,493
25,232	2,125	(7.25)	111	11,043	35	74	109	(68.3)	9,788	1,269
28,403	19,967	(5.50)	102	11,180	32	60	92	(65.6)	8,611	1,152
23,262	18,079	(5.50)	100	10,732	32	58	90	(64.3)	8,627	1,146
24,496	31,454	(5.00)	97	11,112	32	59	91	(64.8)	8,860	1,137
26,313	44,257	(5.00)	106	11,465	33	59	91	(64.0)	9,127	1,187
26,510	55,986	(5.00)	105	12,271	33	60	93	(64.4)	9,278	1,236
42,239	92,827	(3.00)	98	12,260	32	63	95	(66.5)	9,239	1,365
81,479	96,386	(2.50)	99	12,249	31	72	103	(70.0)	9,732	1,674
97,662	95,012	(2.50)	106	12,700	31	75	106	(70.1)	10,414	1,685
84,895	76,917	(4.25)	108	13,026	31	83	114	(73.2)	10,987	1,663
77,053	63,528	(6.00)	110	13,487	29	82	111	(73.6)	11,327	1,707
68,980	103,044	(4.50)	110	13,245	28	84	112	(75.0)	11,728	1,370
68,685	132,348	(3.25)	98	12,499	27	81	109	(75.0)	11,199	1,403
95,589	141,514	(1.75)	100	11,228	26	83	108	(76.4)	10,593	1,486
122,845	145,944	(1.75)	98	10,554	25	85	110	(77.7)	10,578	1,570
182,820	134,825	(0.50)	102	10,196	23	89	112	(79.6)	11,119	1,470
217,867	—	(0.50)	99	10,346	23	90	112	(80.0)	11,190	1,643

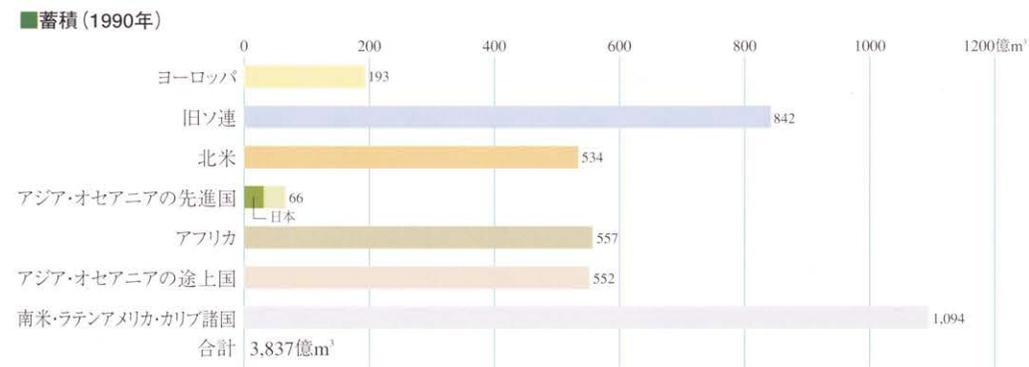
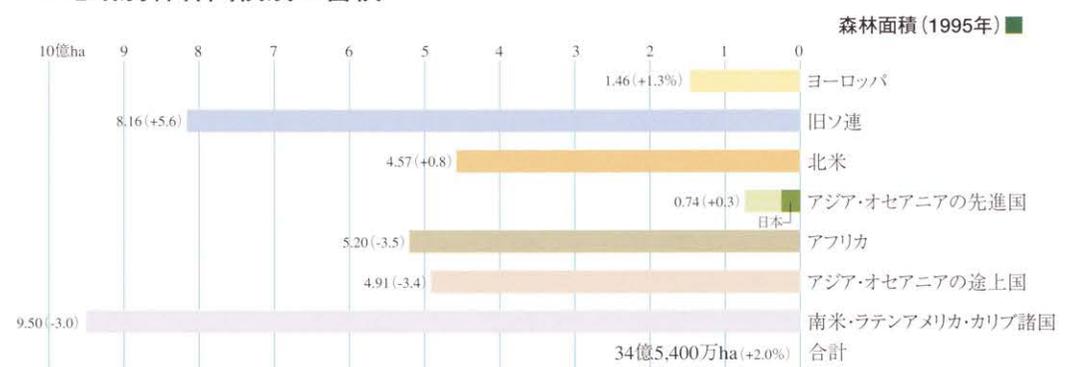
I 地域別森林率

注：森林率=陸地面積に対する森林面積の割合(世界全体では26.6%)
 出典：FAO(国連食糧農業機構)の「State of the World's Forests 1997」(1995年時点の調査)から作成



注：1.「森林」とは、基本的に、先進地域では樹冠密度が20%以上で連続的に樹木が分布しているものをいい、開発途上地域では、樹冠密度が10%以上で生態系を形成しているものをいう
 2.「蓄積」とは、基本的に胸高直径10cm以上の樹木の幹の体積である
 3. 開発途上地域の蓄積は、天然林のものであり、人工林を含まない

II 地域別森林面積及び蓄積

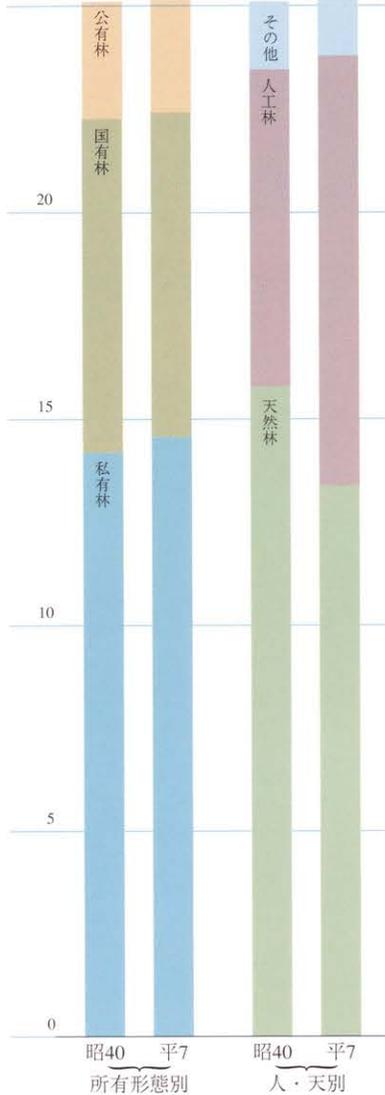


注：面積図の()内は、1990年調査に対する増減率。但し旧ソ連についてはロシアを除いた率である
 (ロシアはデータ不備のため1990=1995年とした)
 出典：面積については、Iの森林率の資料と同じ
 蓄積についてはFAO「Forest resources assessment 1990-Global synthesis」から作成

日本の森林資源

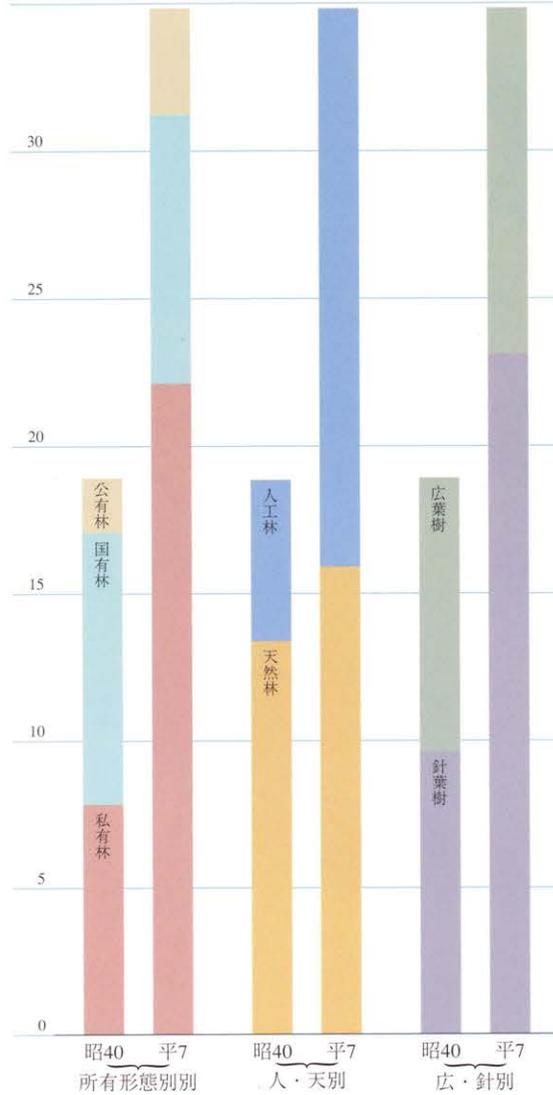
面積

百万ha



蓄積

億m³



	1965 (昭40)		1995 (平7)				
	面積 (千ha)	蓄積 (千m ³)	面積 (千ha)	増減 (千ha)	蓄積 (千m ³)	増減 (千m ³)	
総数	25,099	1,891,867	25,146	+47	3,483,234	+1,591,367	
所有形態別	国有林	8,062	923,977	7,844	-218	912,068	-11,909
	公有林	2,844	183,173	2,730	-114	359,064	+175,891
	私有林	14,193	784,717	14,572	+379	2,212,102	+1,427,385
人・天別	人工林	7,663	547,369	10,398	+2,735	1,891,993	+1,344,624
	天然林	15,786	1,338,603	13,382	-2,404	1,590,016	+251,413
	その他	1,650	5,895	1,366	-284	1,225	-4,670
N別	針葉樹		962,033			2,310,521	+1,348,488
	広葉樹		929,834			1,172,713	+242,879
森林率 (%)	67.9		66.6				

出典：林野庁「林業統計要覧」各年度版

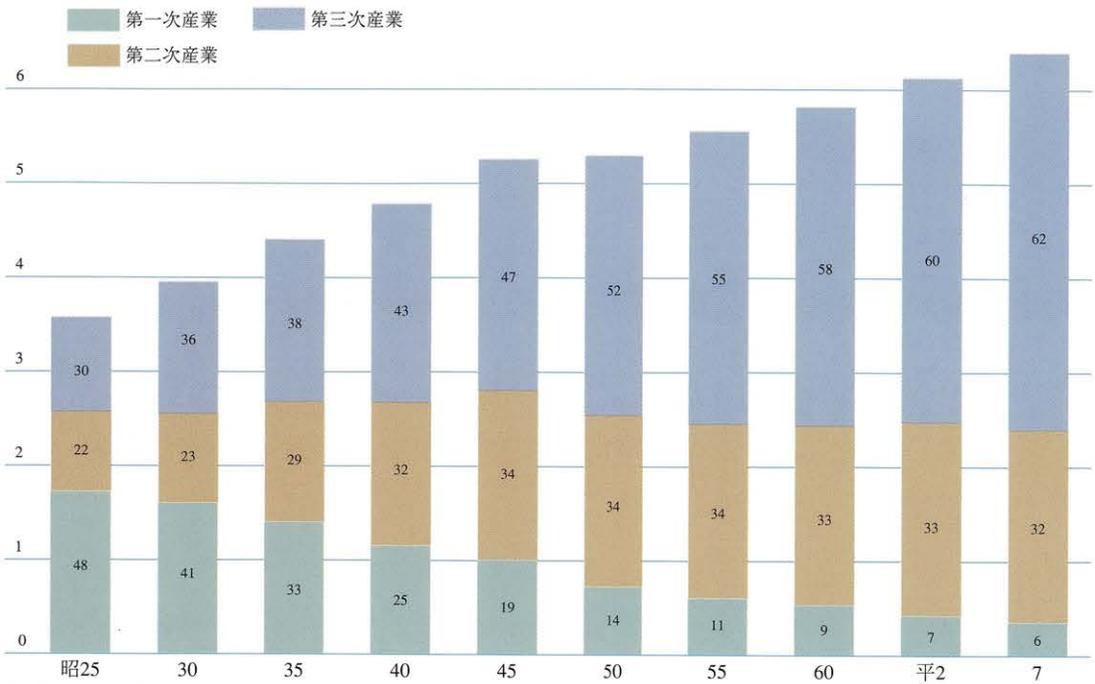
25

森林・木材関連統計

②日本の林業

産業別労働人口(15歳以上)の推移

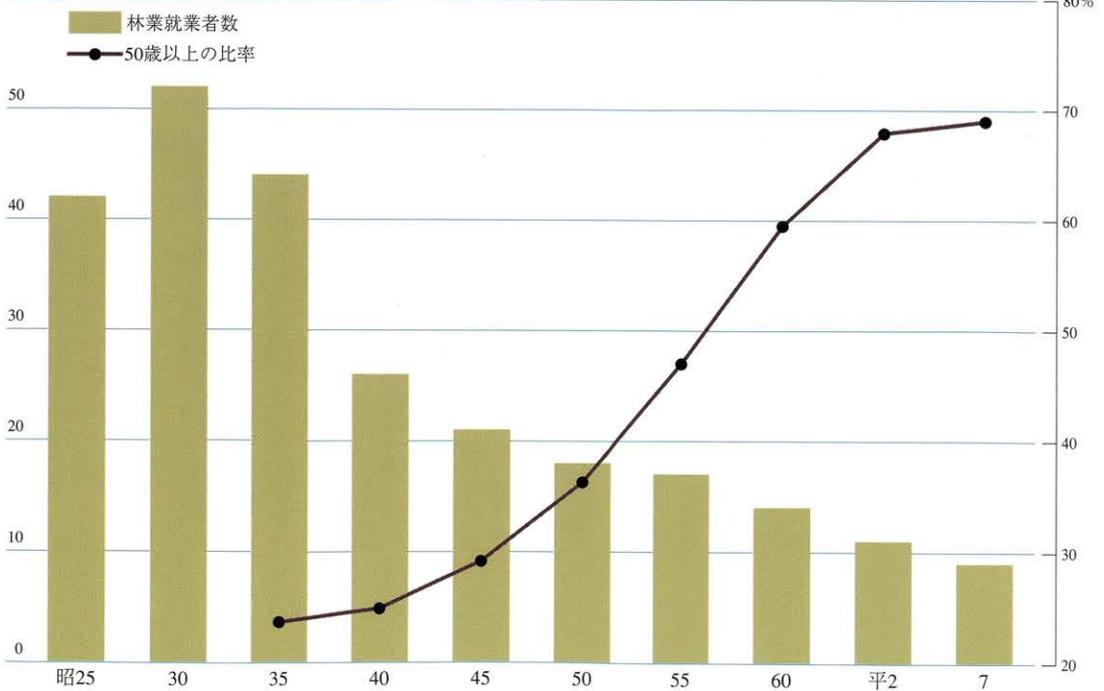
7千万人



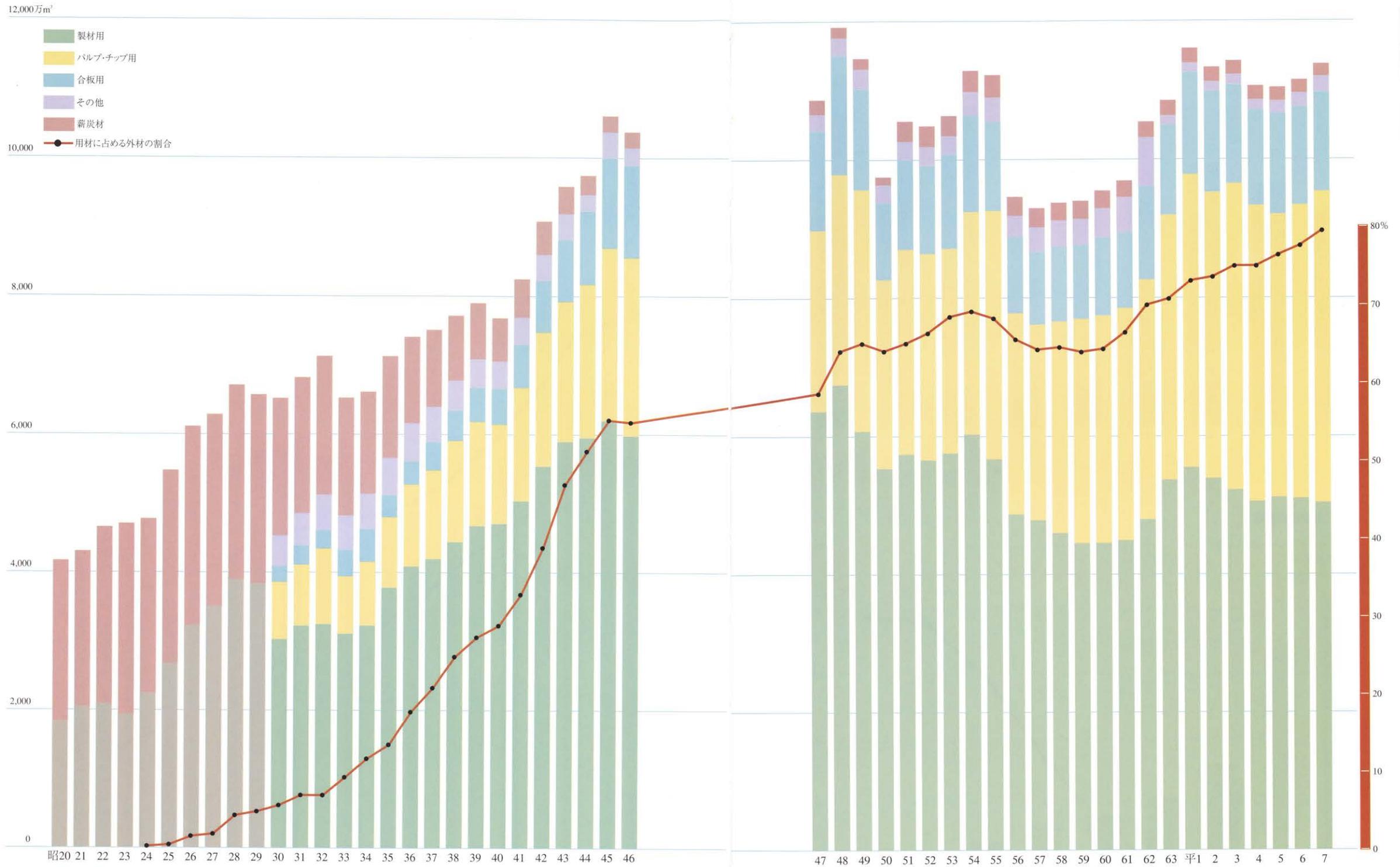
注：数字は構成比(%)
出典：総務庁「国勢調査」

林業就業者の減少と高齢化の推移

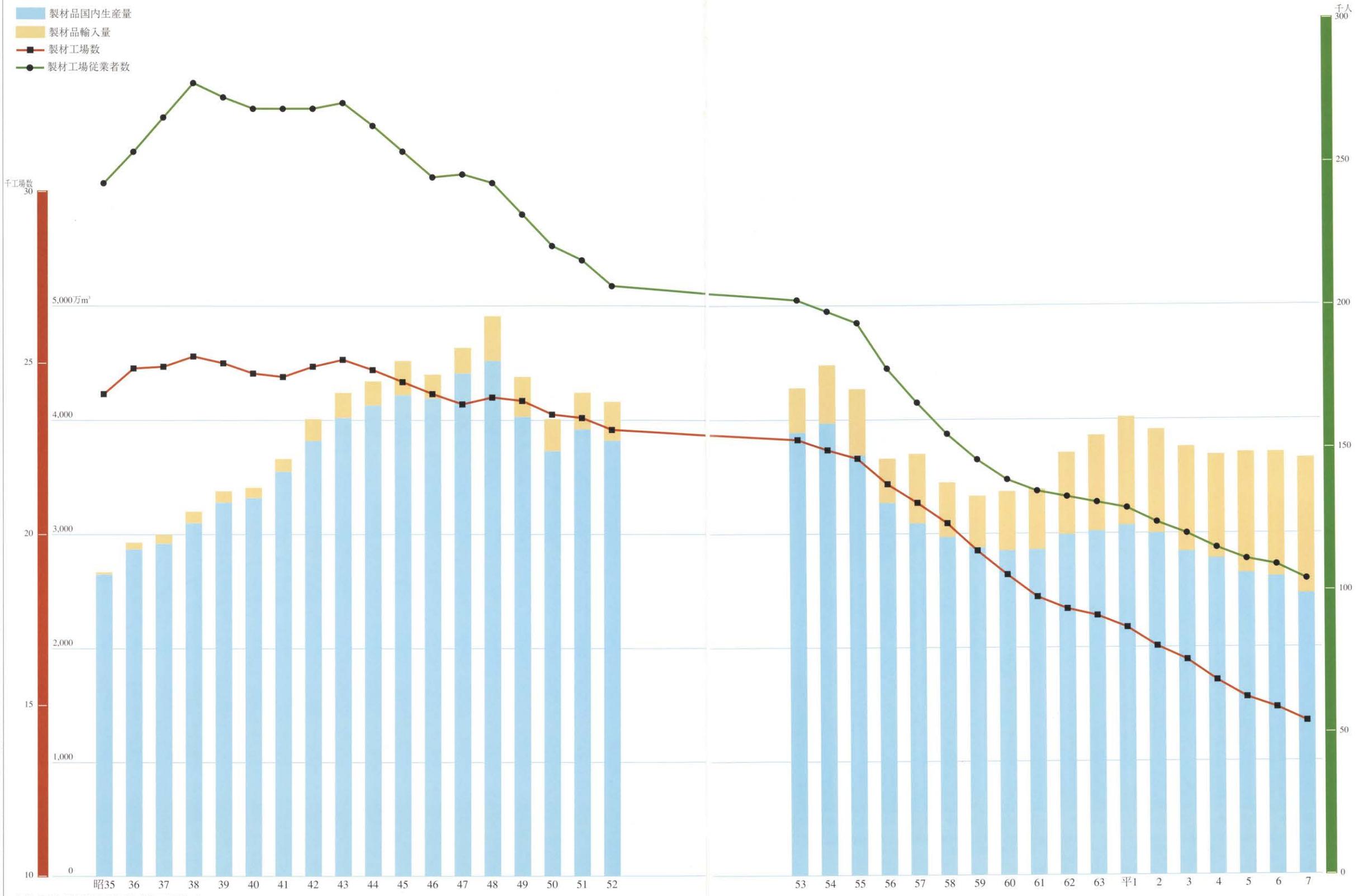
60万人



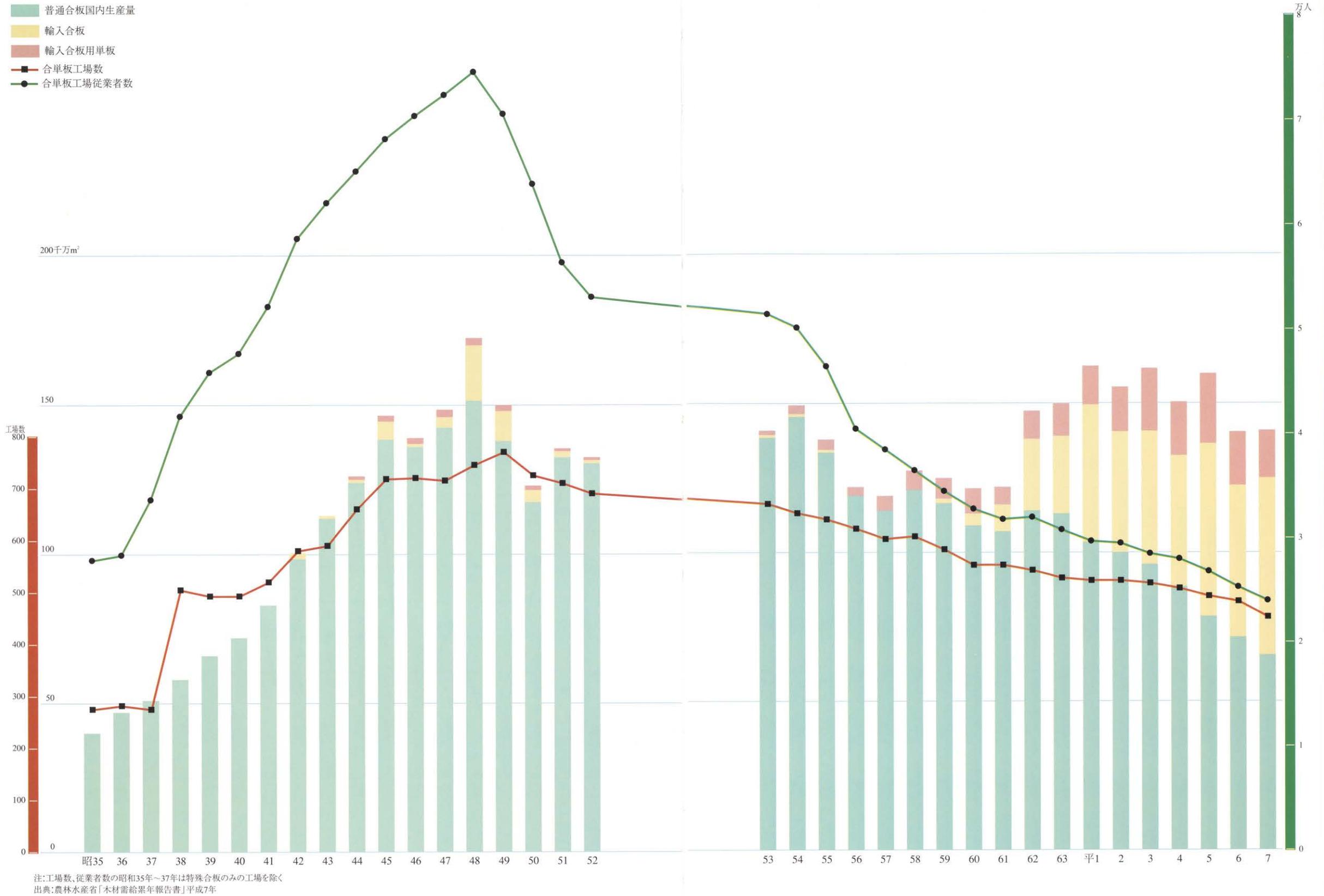
出典：総務庁「国勢調査」



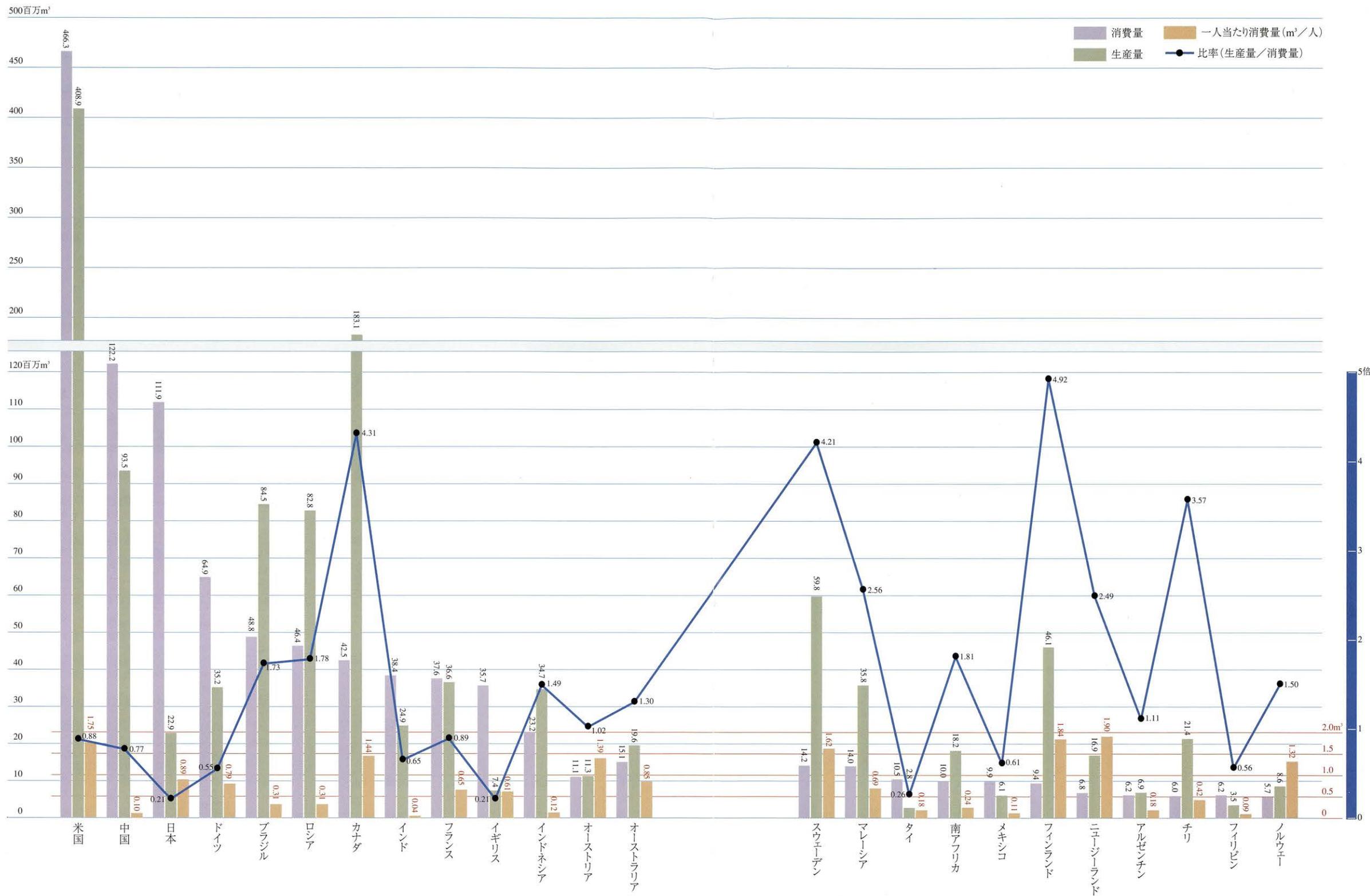
注：1.用材（薪炭材を除くすべての用途の総称）の昭和20～29年については、国有林、民有林の立木伐採量より算出されており、用途別が不明である。
 30年以降については、製材工場、パルプ工場など、各需要部門への入荷量により算出。輸入は通関統計による。
 2.製材品、パルプ、合板、繊維板など、丸太以外のものは、すべて丸太材積に換算した。
 3.①薪炭材の昭和30年以降は自家消費を含まない。②昭和51年以降にはしいたけ原木を含む。
 4.①「その他」は坑木・電柱・杭・足場丸太などである。②昭和63年から、貿易統計の分類変更（「その他」に含まれていた鉋かけ材を製材品に含めることとした）により大きく減少した。
 出典：林野庁編「林業統計要覧」各年度版。薪炭材については、農林水産省「木炭生産統計」「林業属地基本調査」による。



出典：農林水産省「木材需給累年報告書」平成7年



注:工場数、従業者数の昭和35年~37年は特殊合板のみの工場を除く
 出典:農林水産省「木材需給果年報告書」平成7年



注：1.用材の消費量が500万m³以上の国を掲載した
 2.各国の消費量は製材、パネル、バルブ等を丸太換算した推定値である
 出典：FAO「STATISTICS DATABASE」、 「Production yearbook」、林野庁「木材需給表」

国名	対象地域	規制内容	実施時期	規制対象範囲等
米国	アラスカ州の連邦有林(林野庁管理の国有林のみ)	丸太輸出禁止(林野庁長官通達)	1928年	厚さ8.3/4インチを超えるキャンツを含む。余剰材と認められたものを除く
	アラスカ州を除く西経100度以西の連邦有林	丸太輸出禁止私有林丸太の直接的代替輸出の禁止(各年度予算法付帯条項)	1974年	厚さ8.3/4インチを超えるキャンツを含む。余剰材と認められたものを除く
	アラスカ州、インディアン保護区を除く連邦有林及び州有林	米スギ丸太の輸出禁止(輸出管理法)	1979年	丸みのあるキャンツ、フリッチ及び製材を含む
	アラスカ州を除く西経100度以西の連邦有林	丸太輸出禁止の恒久化、私有林丸太の間接的代替輸出の規制	1990年	同上
	アラスカ州を除く西経100度以西の州有林	年間販売規模に応じた丸太輸出の禁止又は規制	1990年	同上
	ワシントン州州有林	丸太輸出の暫定的禁止(1993年末まで)	1992年	同上
カナダ	ブリティッシュ・コロンビア州全域	丸太及びチップの州外への移輸出禁止	1906年	「製材検査局」の認めた丸身制限以上の丸身をもつ製材を含む。余剰材と認められたものを除く
			1984年	12月より米ヒバ丸太の輸出禁止
			1986年	米スギの全量及び米マツ、スプールのハイグレードは余剰があっても禁止
			1987年	バルサムファー、米ツガ、スプールの(Hグレード以下)、米松(Dグレード以下)、松、広葉樹材丸太の余剰丸太は輸出可能
インドネシア	全域	未乾燥単板輸出禁止	1982年	乾燥過程を経ていない単板(グリーン・ベニヤ)
		丸太輸出禁止	1985年	全面禁止
		一部製材輸出禁止	1986年	ラミン、ホワイトメラランチ、アガチスの小巾板・棒材
			1988年	低価格材(200ドル/㎡ C&F以下)
			1989年	ラミン、ホワイトメラランチ、アガチス(乾燥し、かつ四面鉋がけ加工等を施したものを除く)
		丸太輸出禁止解除	1992年	輸出禁止を撤廃し、高額輸出税により実質的に丸太輸出禁止
マレーシア	西マレーシア	丸太輸出禁止	1972年	主要16樹種について全面禁止。その他の樹種についても16インチを超えるものは禁止
	サバ州	丸太輸出規制	1976年	輸出業者に対し、輸出許可枠を発給
		丸太輸出禁止	1987年	輸出許可枠の管理強化
	サラワク州	丸太輸出禁止	1993年	全面禁止
			1980年	ラミン
			1993年	Hollow Alan Batu材(ふたばがき科の一種)
		4.1 4.15 8.1 9.15	農業転換用地から生産された材 ベビー・スモール級材(径級33cm以下) 湿地林から生産される材	
フィリピン	全域	丸太輸出規制	1977年	木材加工施設をもつ伐採権所有者のみに、許容伐採量の25%以内の輸出許可枠を発給
			1982年	原則的に輸出許可枠の新規発給及び残存枠の期限延長停止
		丸太輸出禁止	1986年	造林木材等を除くラワン等の有用樹種
		製材輸出禁止	1989年	保税区域内で輸入材を加工したもの、建築用木工品等の最終製品を除く(乾燥・四面鉋がけ製材の輸出許可延期)
タイ	全域	丸太輸出禁止	1977年	松、ラバーウッド及び個人の私用に供し、または商品見本として私用するために輸出するものを除く
ブラジル	全域	丸太輸出禁止	1973年	厚さ76mmを超える角材を含む
バブアニューギニア	全域	丸太輸出禁止	不明	エボニー、チーク、バルサ、コーディア、針葉樹
			1989年	ローズウッド、ブラックビーン
ベトナム	全域	丸太輸出禁止	1992年	全面禁止
カンボディア	全域	丸太輸出禁止 原木・製材(許可を得たものを除く)輸出禁止	1992年	全面禁止
			1995年 5月	全面禁止

出典：平成9年 日本合板工業組合連合会「日本の合板工業」

■南洋材丸太の輸入推移

28百万m³

- フィリピン
- サラワク州
- パプアニューギニア
- サバ州
- インドネシア
- PNG, ソロモンほか

26

24

22

20

18

16

14

12

10

8

6

4

2

0

昭23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 平1 2 3 4 5 6 7 8

輸入量2,278万m³

西マレーシア、樹種限定し丸太禁輸

クダクダ材滞留

SEALPA結成

ダトウハリス氏、サバ州首相に

合板不況

インドネシア林業政策発表

住宅着工百万戸台へ

合板工場建設相次ぐ

SFサバアンデーション設立

インドネシア「9・30政変」

インドネシア丸太禁輸

フィリピン丸太禁輸

インドネシア丸太禁輸

ATTO結成

サラワク、ITTO勧告受け入れ

サラワク、伐採量削減、ベトナム・カンボジア丸太禁輸

サバ州丸太禁輸、南洋材暴騰

出典:日刊木材新聞(平成7年10月7日)

25 森林・木材関連統計 ⑦木材供給国の輸出制限および南洋丸太の輸入推移

(1)連結子会社

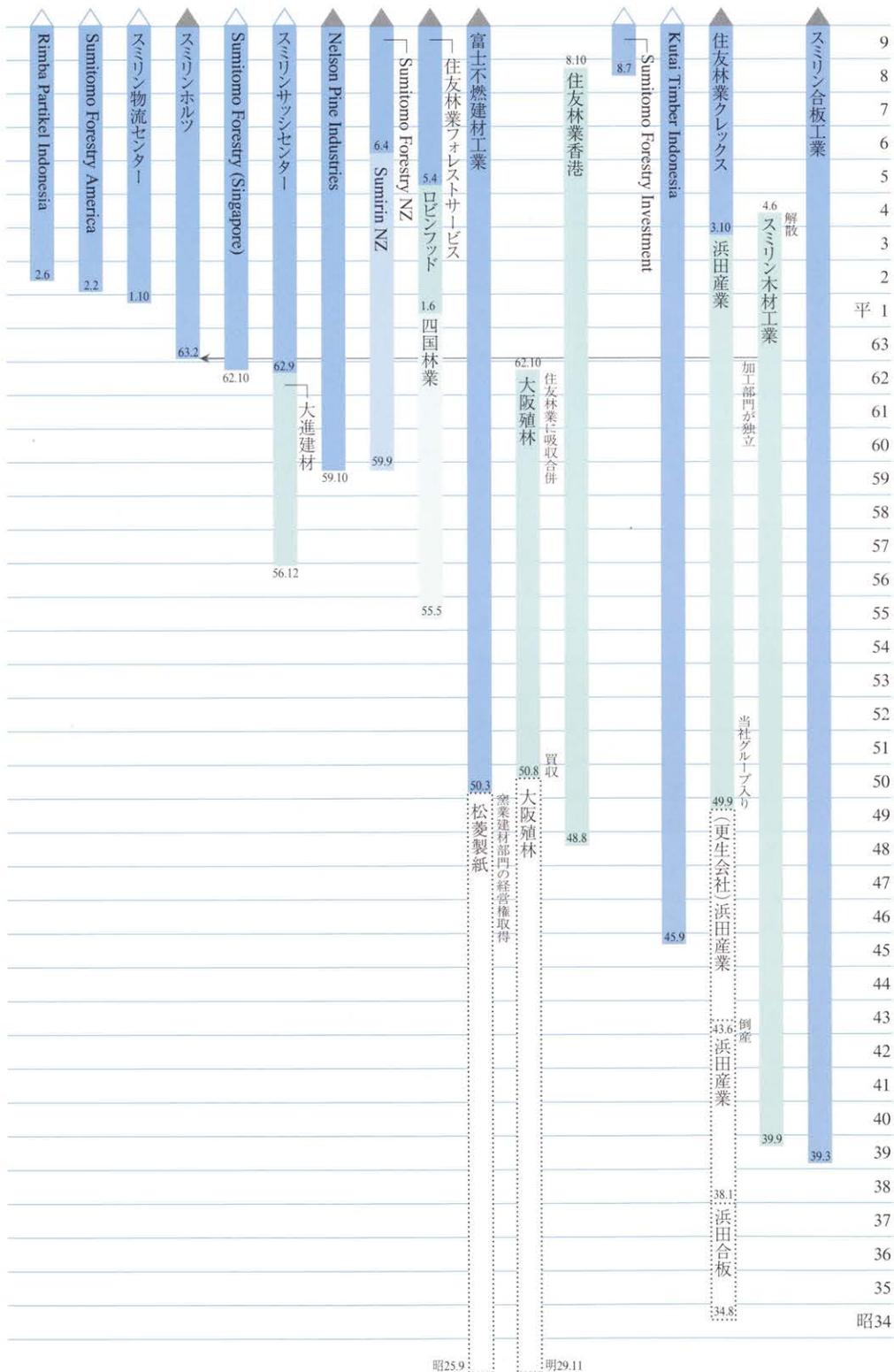
会社名	本社所在地	設立年月	事業内容	資本金 (百万円)	当社出資 比率(%)	従業員数 (<small>〃</small> 出向者数)	売上高 (平成97年度百万円)	備考
住友林業システム住宅工業(株)	群馬県館林市	平成8年5月	木造軸組ユニット住宅の製造	4000	100	87(5)	255	
住友林業ホームサービス(株)	大阪府大阪市	昭和39年9月	不動産の売買・賃貸借・仲介	4000	100	252(7)	4,390	スマリン土地(株)として設立
住友林業クレックス(株)	静岡県静岡市	昭和34年8月	住宅部材(収納家具等)の製造・販売	2000	95.77	203(11)	12,954	前身は浜田産業(株)、昭和49年当社グループ入り
住友林業緑化(株)	東京都	昭和52年4月	造園緑化工事・住宅外構工事の請負、緑化資材の販売	2000	100	376(7)	29,778	スマリン緑化(株)として設立
住友林業フォレストサービス(株)	愛媛県新居浜市	昭和55年5月	山林管理業務の請負、木材の販売	1000	100	77(8)	4,647	四国林業(株)として設立
住友林業ホームテック(株)	東京都	昭和63年10月	「住友林業の家」のアフターメンテナンス 一般住宅・マンションのリフォーム	1000	100	221(33)	6,798	スマリンメンテナンス(株)として設立
スマリン農産工業(株)	愛知県飛島村	昭和48年3月	園芸用資材・土壌改良材の製造・販売	300	100	34(4)	1,433	
スマリン建設(株)	東京都	昭和60年4月	「住友林業の家」の建築請負	1000	100	421(83)	30,564	直営七社として設立
スマリン合板工業(株)	徳島県小松島市	昭和39年3月	合板・二次加工合板・住宅部材の製造・販売	1000	81	359(8)	14,067	
スマリンシステム住宅埼玉(株)	埼玉県久喜市	平成8年2月	木造軸組ユニット住宅の販売・施工、雑貨の販売	1000	100	52(6)	384	
スマリンシステム住宅栃木(株)	栃木県小山市	平成8年2月	木造軸組ユニット住宅の販売・施工	1000	100	33(6)	150	
スマリンツ바이フォー(株)	東京都	昭和47年10月	住宅建築の請負・設計・施工・監理	1000	100	283(30)	19,027	前身・ナブコホームを買収
スマリンエンタープライズ(株)	東京都	昭和54年12月	保険代理・リース・旅行業	500	100	33(11)	5,375	前身の同名会社からサービス部門を分離して東京に設立
スマリンホルツ(株)	愛媛県新居浜市	昭和63年2月	住宅部材(階段等)の製造・販売	300	100	69(3)	3,849	前身・スマリン木材工業(株)の加工部門が独立
スマリンメンテナンス(株)	東京都	平成9年4月	「住友林業の家」のアフターメンテナンス	100	100	104(14)	—	住友林業ホームテック(株)から「住友林業の家」のメンテナンス部門が独立
富士不燃建材工業(株)	静岡県富士市	昭和25年9月	窯業建材の製造・販売	2000	99.2	87(8)	4,024	前身・松菱製紙(株)の窯業建材部門の経営権を取得
(株)トムハウス	東京都	昭和56年7月	小売業(ホームセンター)	1000	100	151(3)	6,027	平成10年3月関西電波に全株式売却
河之北開発(株)	愛媛県新居浜市	昭和60年4月	ゴルフ場経営	200	100	100(1)	877	

Sunitiono Forestry NZ Limited	ニュージーランド	昭和59年9月	MDF製造会社への出資	四〇〇〇千NZ\$	一〇〇	六(五)	平成8/12	Sunition NZ Ltdへの設立
Nelson Pine Industries, Limited	ニュージーランド	昭和59年10月	MDFの製造・販売	一八、〇〇〇千NZ\$	S.F.N.Z	一六六(三)	平成8/12	
				一〇九、三二七千NZ\$	一〇〇			

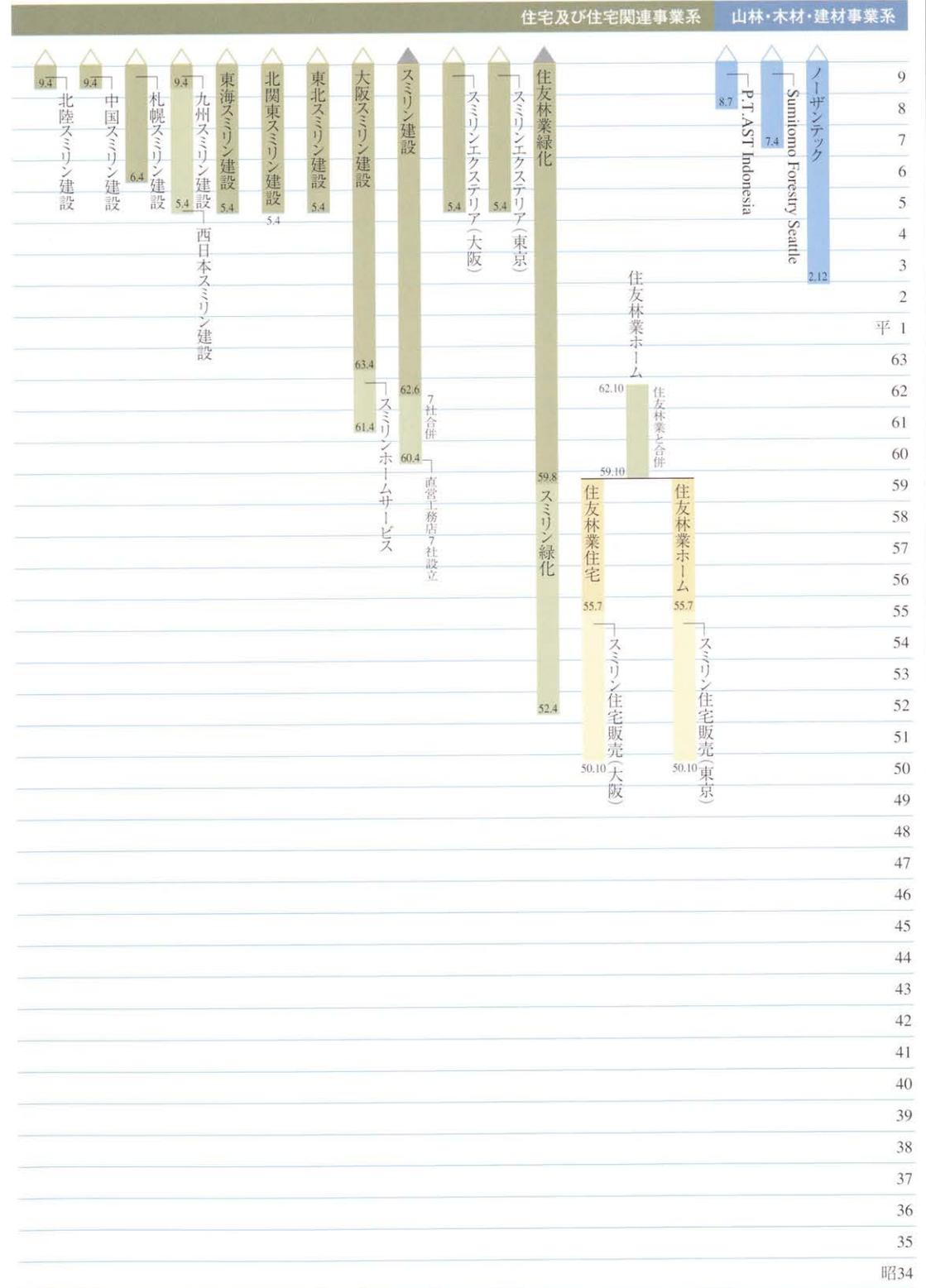
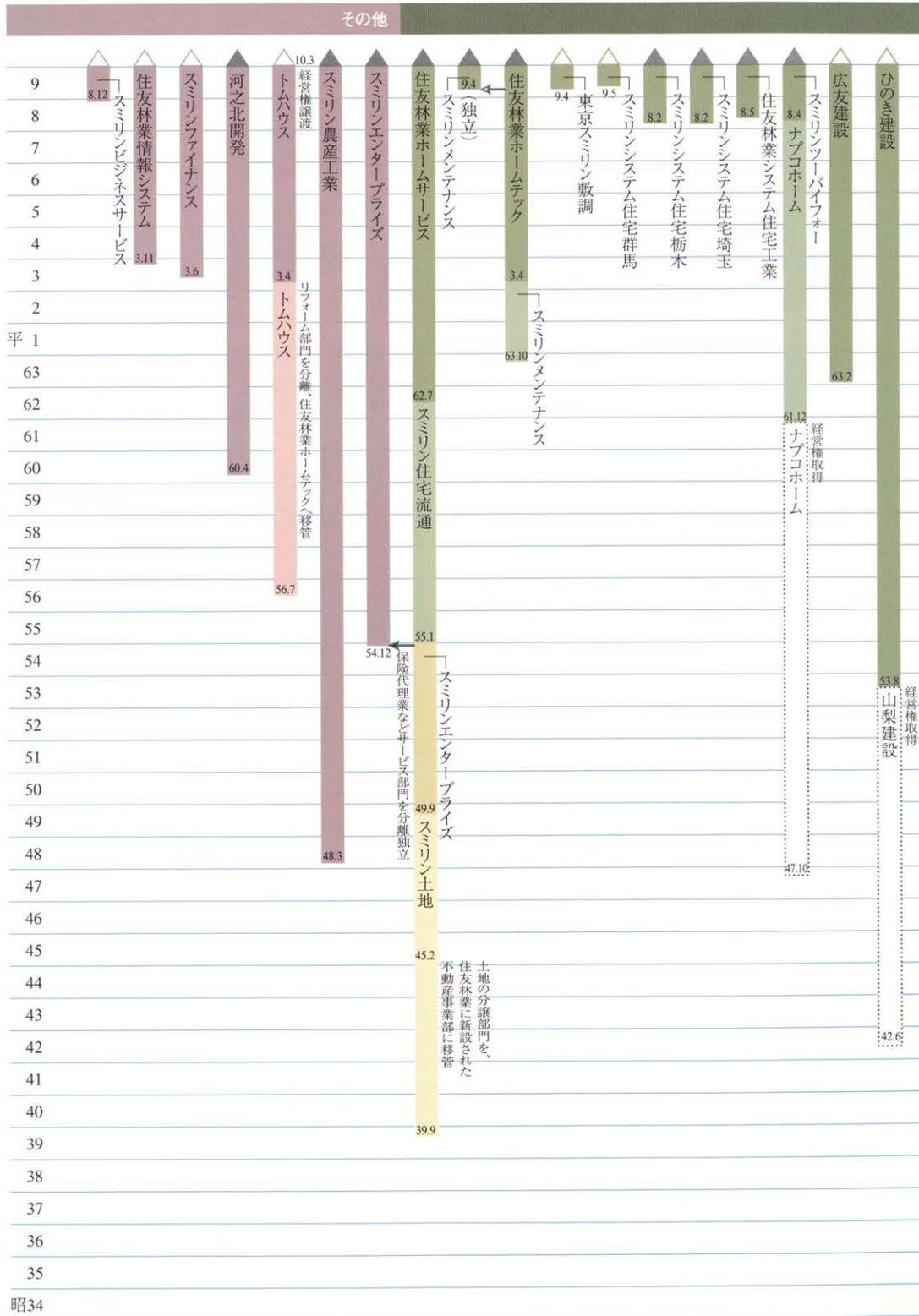
(2)非連結子会社

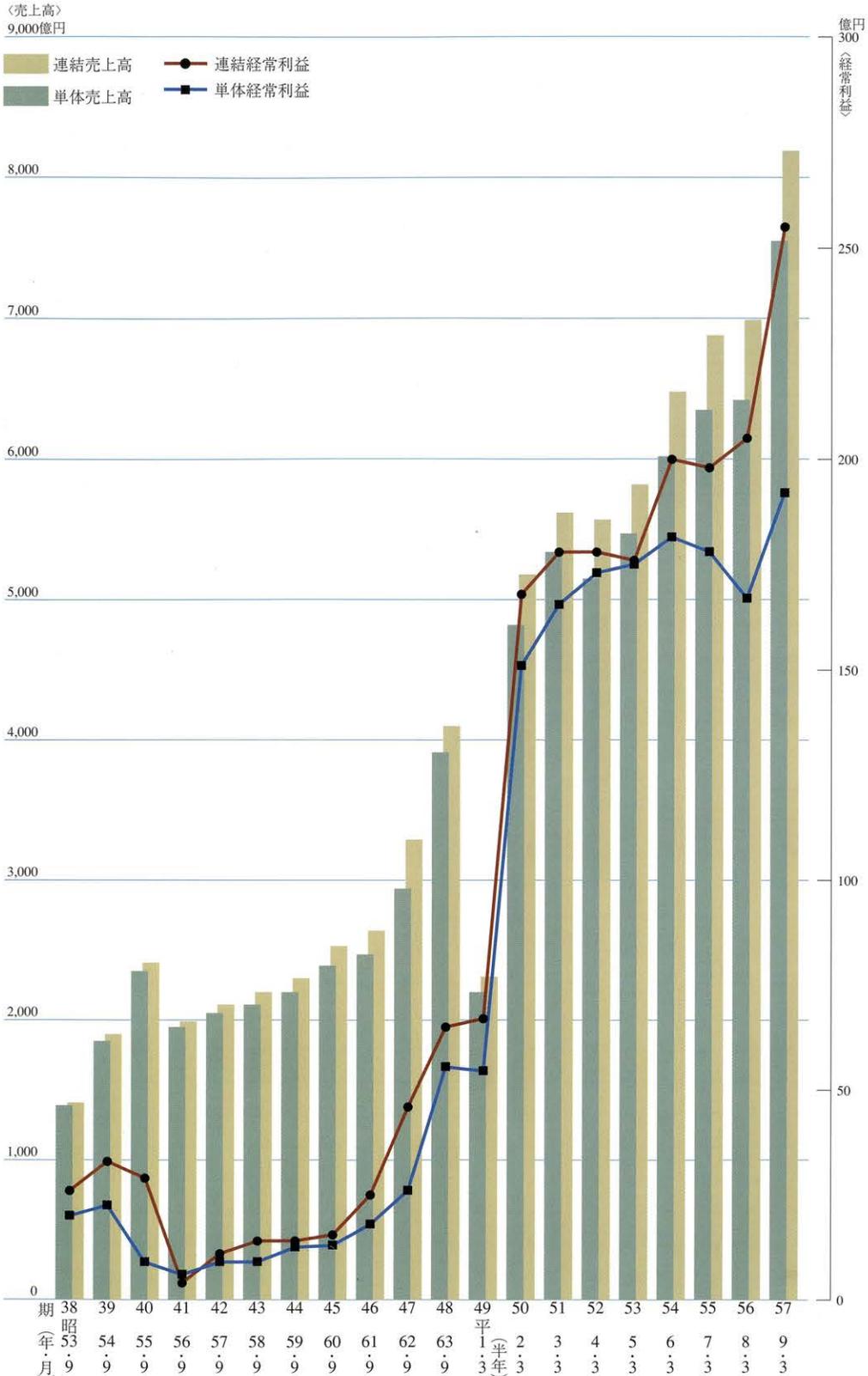
住友林業情報システム(株)	千葉県千葉市	平成3年11月	コンピュータソフトウェアの開発、コンサル ティング、システムの運用管理	一〇〇	一〇〇	四九(五五)	一、三二一	
スマリリンシステム住宅群馬(株)	群馬県高崎市	平成9年5月	木造軸組ユニット住宅の販売・施工	一〇〇	一〇〇	—	—	
スマリリンビジネスサービス(株)	東京都	平成8年12月	人材派遣業	五〇	一〇〇	四(二)	—	
スマリリン物流センター(株)	愛知県飛鳥村	平成元年10月	倉庫及び木材製品の加工	二〇	一〇〇	一六(三)	三八〇	
スマリリンファイナンス(株)	東京都	平成3年6月	金融業	一〇	一〇〇	二(二)	平成9/1 二七四	
東京スマリリン敷調(株)	東京都武蔵野市	平成9年4月	敷地・地盤の調査、土木工事の設計・施工・監理	一〇	一〇〇	二(二)	—	
ノーザンテック(株)	北海道札幌市	平成2年12月	外壁施工、住居の施工・販売	一〇	九五	一一(二)	九三二	
Sunitiono Forestry America, Inc.	USAワシントン州	平成2年2月	Plum Creek J.VおよびS.F.Seattleの投資 会社	三、九〇〇千US\$	一〇〇	一(一)	平成8/12 五〇千US\$	同名会社を昭和45年 5月設立、61年解散
Sunitiono Forestry Investment Ltd.	シンガポール	平成8年7月	仲介貿易	二、〇〇〇千US\$	一〇〇	二(五)	平成8/12 二八、二七五千\$	前身、住友林業香港は 平成8年10月閉鎖
Sunitiono Forestry (Singapore) Pre. Ltd.	シンガポール	昭和62年10月	木工品の仕入アレンジ、仕入先の新規開拓	二、四〇〇千US\$	一〇〇	四(二)	平成8/12 一、九八五千\$	
Sunitiono Forestry Netherlands B.V.	オランダ	平成4年7月	金融業	四〇〇千NLG	一〇〇	—	平成8/12 九、九六七千ギルダー	
札幌スマリリン建設(株)	北海道札幌市	平成6年4月	「住友林業の家」の建築請負	三〇	スミリン建設 一〇〇%	一三(五)	二、八九二	
東北スマリリン建設(株)	宮城県仙台市	平成5年4月	「住友林業の家」の建築請負	三〇	スミリン建設 一〇〇%	五八(一六)	六、六五三	
北関東スマリリン建設(株)	群馬県太田市	平成5年4月	「住友林業の家」の建築請負	三〇	スミリン建設 一〇〇%	二六(二)	二、一五〇七	
東海スマリリン建設(株)	愛知県名古屋	平成5年4月	「住友林業の家」の建築請負	三〇	スミリン建設 一〇〇%	三九(二)	四、七六〇	
北陸スマリリン建設(株)	石川県金沢市	平成9年7月	「住友林業の家」の建築請負	三〇	スミリン建設 一〇〇%	—	—	

会社名	本社所在地	設立年月	事業内容	資本金 (百万円)	当社出資 比率(%)	従業員数 (出向者数)	売上高 (平成9/3期百万円)	備考
大阪スミリン建設(株)	大阪府大阪市	昭和61年4月	「住友林業の家」の建築請負	三〇	スミリン建設 一〇〇%	一四一(二五)	一一、〇六五	スミリンホームサービス(株)として設立。昭和63年4月社名変更
中国スミリン建設(株)	広島県広島市	平成9年4月	「住友林業の家」の建築請負	三〇	スミリン建設 一〇〇%	二二(六)	—	
九州スミリン建設(株)	福岡県福岡市	平成5年4月	「住友林業の家」の建築請負	三〇	スミリン建設 一〇〇%	四八(九)	三、六四八	西日本スミリン建設(株)として設立。平成9年4月社名変更
広友建設(株)	千葉県千葉市	昭和63年2月	「住友林業の家」の建築請負	三〇	スミリン建設 一〇〇%	四〇(四)	二、四九七	
ひのき建設(株)	東京都	昭和42年6月	「住友林業の家」の建築請負	三〇	スミリン建設 一〇〇%	一五(二)	一、六四三	前身は山梨建設(株)。昭和53年8月経営権取得、社名変更
(株)スミリンエクステリア(東京)	千葉県千葉市	平成5年4月	造園・外構・土木工事の設計・施工監理及び請負	一〇	住友林業緑化 一〇〇%	四	二二八	
(株)スミリンエクステリア(大阪)	大阪府大阪市	平成5年4月	造園・外構・土木工事の設計・施工監理及び請負	一〇	住友林業緑化 一〇〇%	四	一六六	
Sunitemo Forestry Seattle, Inc.	USAワシントン州	平成7年4月	木材の仕入及びUSA国内向製品販売	二、〇〇〇 千US\$	SFA 一〇〇%	八(五)	平成8/12 九二、七〇二千US\$	
P.T.AST Indonesia	インドネシア	平成8年7月	スピーカーボックスの製造・販売	二 千US\$	七五	二二七(二)	平成8/12 一、三二五百万Rp	
(3) 関連会社								
スミリンサッシセンター(株)	茨城県牛久市	昭和59年10月	サッシ組立加工販売、外壁工事業	五〇	五〇	四四(三)	一一、二二一	
P.T.Kimba Partikel Indonesia	インドネシア	平成2年6月	パーティクルボードの製造・販売	一一、〇〇〇 千US\$	四七・五	三六三(五)	平成8/12 三五、七五七百万Rp	
P.T.Kwai Timber Indonesia	インドネシア	昭和45年9月	合板製造、木材加工業	一、八九〇 百万Rp	三九	二二二(八)	平成8/12 二七、八六一百万Rp	
(4) ジョイント・ベンチャー								
Pum Creek Remanufacturing J.V.	USAワシントン州	平成2年2月	集成材の製造	四、七二〇 千US\$	SFA 五〇%	三三	八、一三三US\$	



注:1.社名の頭の▲は連結子会社 2.年・月は社名変更などの時期 3.……:他社時代







スミリン農産の商品（培養土・肥料等）



スミリンツーバイフォー「シアターⅢN」



住友林業ホームサービス 武庫之荘店



河之北開発 滝の宮カントリークラブ



スミリンエンタープライズ（幕張テクノガーデン）



スミリンサッシセンター



近畿スミリン敷調 敷地調査作業



ASTI社スピーカー工場（インドネシア スマラン市）

凡例
 一 掲載項目は、昭和二十年（一九四五）までは別子、住友関連事項、業界・一般に、以降は全社・管理部門、山林・営業・住宅部門、業界・一般におのおの三分類した。
 二 掲載項目は年月単位までの掲載とし、適宜カッコ内に日を付した。
 三 昭和二十一年以降の組織改正項目のうち本社関係は全社的事項に、出先関係（原則として出張所以上を掲載）のそれは営業部門に記載した。また、組織改正項目中の（出）は出張所、（事）は事務所、（営）は営業所、（住）は住宅事業部または住宅本部を示す。↓印は改称または事業所の降格を示す。
 「参考文献」業界事項については、『総合年表 日本の森と木と人の歴史』（日本林業調査会）、「農林水産省百年史 別巻」、「北海道林業発展史」（津村昌一著、北海道造林振興協会）、「日刊木材新聞」「林材新聞」の戦後五〇年特集記事、一般事項については『近代日本総合年表 第三版』（岩波書店）、「一〇大ニュースに見る戦後の五〇年」（読売新聞社）、「戦後日本経済史」（エコノミスト）「臨時増刊号、毎日新聞社」、「年表昭和史」（中村政則編、岩波書店）を参考にした。

別子（◆は山林関連事項）

住友関連事項（●は林業所関連事項）

業界・一般（■は林業関連事項）

天正13年（一五八五）	この年	初代住友政友（文殊院）誕生	
慶長年間（一五九六～一六一五）	この頃	蘇我理右衛門、南蛮吹（銀銅吹分け）を開発	慶長5年9月 関ヶ原の合戦 慶長8年2月 江戸幕府開設
元和9年（一六三三）	この年	二代友以大坂内淡路町に銅吹所開設、翌年淡路町に出店開設	
寛永7年（一六三〇）	この年	友以、京都から大坂淡路町に本店を移す	
寛永13年（一六三六）	この年	大坂長堀銅吹所開設	寛永16年7月 鎖国の完成
寛文年間（一六六一～一六七三）	この頃	長崎店・江戸中橋店開設	
貞享4年（一六八七）	この年	三嶋村祇太夫、別子銅山を試掘	1月 生類憐みの令はじめて出る
元禄3年（一六九〇）	秋	田向重右衛門一行、足谷（別子）銅山を見分 泉屋七右衛門・請人同吉左衛門、別子銅山請 負稼行出願	この年 本店を淡路町二丁目から長堀茂左衛門町に 移す
元禄4年（一六九一）	5月	別子銅山開坑、請負稼行認可（9日） ◆銅山近辺で雑木・立枯れ・朽木を利用し、 製炭や坑木伐採始まる	この年 ■伏見屋四郎兵衛、別子山村の御用 木を伐採
元禄7年（一六九四）	4月	別子大火災、一三二人焼死（25日）	10月 松尾芭蕉没（12日）
元禄8年（一六九五）	4月	別子大和、立川大黒の両間歩内で抜合い、以 後抜合い事件頻発	8月 幕府、金銀貨を改鑄（元禄改鑄）
元禄10年（一六九七）	閏2月	抜合いにつき評定所裁決、分水線を境界とす る（4日） この年 ◆炭の運上賦課方式を炭竈数から貫目改めに 変更	
元禄11年（一六九八）	12月	◆代官山木与惣左衛門、勘定奉行萩原重秀に 別子銅山の将来構想を答申、炭山確保のため 一柳権之丞知行所の転封を進行（28日） この年 別子産銅二五三万斤余、江戸時代の最高を記 録	1月 輸出銅定高八九〇万二〇〇〇斤、こ の頃日本の産銅高絶頂
元禄12年（一六九九）	2月	◆鍛冶炭に対する運上の引き下げ認可	
	6月	◆炭俵用の茅採取につき別子山村への代金支 払い開始	
元禄14年（一七〇一）	4月	京都糸割符仲間（錢座）長崎屋忠七ら三名、 立川銅山請負稼行	1月 銀座加役の銅座（第一次）設立、正 徳2年まで
	10月	◆鋪内留木に生木の使用許可	
	12月	炭運上の賦課方式を出来銅高への割付に変更	
元禄15年（一七〇二）	1月	住友家四代友芳出府、勘定奉行萩原重秀に産 銅増加策を上申	12月 赤穂浪士、吉良義央を討つ（14日）
	3月	拝借金一万両、買請米六〇〇〇石、別子銅山	

永代稼行、新居浜浦使用、いずれも認可
◆別子山村の御林が銅山附として下げ渡される

元禄17年/宝永元年
(一七〇四)

この年 立川銅山と周辺村々幕領となる

宝永3年(一七〇六)

10月 ◆上野村山林、立川銅山の炭山となる(15日)

宝永4年(一七〇七)

2月 ◆土佐領大平村・小麦畝村の炭山見分を出願

宝永6年(一七〇九)

3月 ◆葛屋次郎右衛門からの土佐炭購入を幕府に出願
5月 ◆同上許可

宝永7年(一七一〇)

8月 ◆津根山村折宇山・寺野山、浦山村峨藏山の雑木伐採が許可される

宝永8年/正徳元年
(一七一二)

この年 ◆炭山として土佐小麦畝山を葛屋名義で請け負う、正徳2年まで

この年 日平銅山(宮崎県)稼行、正徳3年まで

正徳4年(一七一四)

2月 ◆炭山として土佐小麦畝山・足谷山・大平山を桑名弥左衛門名義で請け負う、正徳5年まで
◆立川銅山は一之谷山・権之助山を請け負う

この年 貨幣改鑄にともない銀銅吹分け御用を務める、享保7年まで
この年 今出銅山(愛媛県)稼行、享保7年まで

5月 幕府、金銀貨の改鑄を命ず(正徳・享保改鑄)

正徳6年/享保元年
(一七一六)

この年

5月 享保改革開始

享保2年(一七一七)

12月 ◆小坪谷炭宿火災(17日)翌年2月20日
この年 ◆土佐井ノ川山・大平山で製炭等を行う、享保3年まで

享保4年(一七一九)

この年 ◆土佐桑瀬山・黒滝山で製炭等を行う、享保

8年まで

享保6年(一七二二)

5月 「予州別子銅山江家法之品書」制定
8月 代官支配下の伊予幕領が松山藩預り所となる

5月 長崎店・宇和島銅山の家法制定

享保9年(一七二四)

この年 ◆立川銅山、西条藩領吉井山・谷崎山で製炭等を行う、享保10年まで

3月 大坂妙知焼、本店・吹所類焼(21、22日)

11月 近松門左衛門没(22日)

享保10年(一七二五)

この年 ◆土佐小麦畝山で製炭等を行う、享保14年まで

享保12年(一七二七)

10月 立川銅山、京都糸割符仲間から大坂屋水次郎に譲渡

2月 大坂堂島米相場会所設立(翌年廃止)

享保13年(一七二八)

この年 ◆土佐足谷山・水之元散林で製炭等を行う、享保16年まで

この年 山本新田(大阪府)取得

享保16年(一七三二)

この年 ◆土佐尾立山で製炭等を行う、享保17年まで

元文2年(一七三七)

この年 ◆土佐大北川山北平で製炭等を行う、延享2年まで

元文3年(一七三八)

この年

4月 銀座加役の銅座(第二次)設立、寛延3年まで

寛保2年(一七四二)

この年 ◆土佐大北川山南平で製炭等を行う、寛延元年まで

延享3年(一七四六)

この年 浅草米店開設、札差業を営む

寛延2年(一七四九)

2月 美坂全兵衛・証人泉屋理兵衛、立川銅山請負稼行出願(11日)
8月 同上許可(6日)
この年 ◆もと立川銅山の炭山土佐十郎関山で製炭等を行う、宝暦2年まで

別子(◆は山林関連事項)

住友関連事項(●は林業所関連事項)

業界・一般(■は林業関連事項)

寛延3年(一七五〇)

◆御林内の切替畑をめぐる別子山村との争論決着

10月 豊後町分家友俊、本家主人友昌の委任を受け家政を主宰、翌年にかけて多くの規則を制定

4月 ◆大永山村の山林利用をめぐる西条藩領中村組の百姓と争論、宝暦4年5月6日まで

宝暦2年(一七五二)

2月 美坂全兵衛没、同人にかわり泉屋理兵衛立川銅山請負出願(11日)
8月 同上許可(19日)

宝暦8年(一七五八)

◆土佐朝谷山で製炭等を行う、明和2年まで

宝暦12年(一七六二)

2月 泉屋吉左衛門による別子・立川両銅山一手稼行出願
閏4月 同上許可

宝暦14年/明和元年(一七六四)

12月 ◆鹿路山年貢をめぐる争論決着
12月 ◆銅山附御林として津根山村鬼ヶ城山・葛川山を下げ渡される

明和3年(一七六六)

6月 銅座(第三次)設立、銅座による銅の独占的集荷・販売体制成立

安永3年(一七七四)

9月 ◆床鍋炭宿火災(25日)

安永6年(一七七七)

◆土佐上津川山で製炭等を行う、安永9年まで

天明5年(一七八五)

12月 別子本舗内で大涌水発生

天明7年(一七八七)

8、9月 ◆幕府吟味下役柳田喜十郎ら銅山附御林を見分
12月 ◆銅山附御林として浦山村地吉山・外之尾山下げ渡し

6月 松平定信老中筆頭となり、寛政の改革始まる(19日)
この年 諸国大飢饉、各地で打ちこわし起る

天明9年/寛政元年(一七八九)

9月 棄捐令

寛政5年(一七九三)

◆土佐小麦畝山で製炭等を行う、寛政9年まで

寛政7年(一七九五)

6月 ◆別子山村御林と百姓持地との境界確定

寛政9年(一七九七)

この年 買請米安値払い下げ停止、石代値段引き上げ
この年 ◆土佐一之谷山で製炭等を行う、寛政12年まで

9月 幕府、石代値段の改定を命ず

寛政11年(一七九九)

8月 別子銅の地売銅売上げ開始

寛政12年(一八〇〇)

9月 ◆銅山改革、支配人更迭、勘定仕法や掛板の制定
この年 ◆土佐井ノ川山・大佐連山で製炭等を行う、文化2年まで

この年 住友家家政改革

文化2年(一八〇五)

◆土佐黒瀧山で製炭等を行う、文化7年まで

この年 江戸中橋店にて両替業開始

文化4年(一八〇七)

◆今治藩領寒川山村から製炭の権利を譲渡され、同村大森山へ炭焼入山

文化5年(一八〇八)

◆土佐足谷山で製炭(小麦畝村が請け負う)、文化8年まで

12月 江戸中橋店、本両替仲間加入

文化6年(一八〇九)

春 ◆別子銅山支配人鈴江伊右衛門、別子銅山絵図を作成
この年 ◆土佐下川山で製炭等を行う、文化13年まで

文化8年(一八一二)

2月 主人友聞に対し銅山御用達の名目と住友の苗字使用許可(16日)

文化9年(一八一三)

◆土佐大北川山で製炭等を行う、文政5年まで

別子(◆は山林関連事項)

住友関連事項(●は林業所関連事項)

業界一般(■は林業関連事項)

明治2年(一八六九)

◆別子銅山の備林明細を土佐藩預り所に提出

この年 中橋店・浅草店閉店

7月 ■直轄府県の山林調査通達(1日)

明治3年(一八七〇)

政府、買請米は明治4年以降廃止と通達。銅炭運上金も同年分で消滅

5月 小泉銅鉛山(岡山県)稼行、明治5年まで

明治4年(一八七二)

◆宇摩郡役所へ別子銅山備林の由緒を提出

2月 西元町に神戸出店設置

7月 ■官林規則制定(9日)
7月 ■廢藩置県、藩有林を官林に編入(14日)

明治5年(一八七二)

◆宇摩郡役所へ別子銅山備林の由緒を提出

11月 蒸気船白水丸購入(22日)

2月 地券渡し方規則通達(壬申地券)(24日)
6月 ■官林私下規則を通達(15日)

明治6年(一八七三)

日本坑法に従い、別子鉦山の借区開坑願を工部省に提出(14日)
12月 飯坑区券交付(27日)
この年以降 新居浜での農地買収本格化する

7月 大阪本店月給等級制採用
11月 大阪富島に出店設置

3月 地券法施行のため地所名称を八種に規定(地所名称区別法)(25日)
7月 地租改正条例布告(28日)
11月 内務省設置(10日)

明治7年(一八七四)

フランス人鉦山技師ラロック雇い入れ契約
7月 新居浜上原の新田、広瀬家に贈与する

1月 ■山林行政、内務省地理寮の管轄となる(9日)
11月 ■地所名称区別法を改正し、林野の官民有区分を開始(7日)

明治8年(一八七五)

◆別子鉦山備林の借用願を愛媛県へ提出(27日)
11月 ◆ラロック「別子鉦山目論見書」のなかで鉦山備林について提言
12月 ラロック雇用満了により帰国

12月 本家と本店を分離し、富島出店を本店とする(23日)

3月 地租改正事務局設置、内務・大蔵二省の管轄となる(24日)
4月 ■内務省、一等、二等官林区分心得方通達

明治9年(一八七六)

2月 広瀬宰平、東延斜坑・牛車道等別子鉦山の第一次近代化起業案を策定
5月 ◆別子鉦山備林の二五年間の借用許可(30日)
この年 ◆杣頭(製材の請負人)を増加、別子周辺の私有山林買収始まる

1月 当主を家長と称す(20日)
8月 「本家第一之規則」制定
9月 大阪長堀吹所廃止

3月 ■内務省、官林調査仮条例を通達(5日)

明治10年(一八七七)

この年 ◆別子植林本数二万七五〇〇本(別子植林の実質的開始)

2月 広瀬宰平住友家総理代人となる(15年3月総理人、後の総理事)

2月 西南の役勃発

明治11年(一八七八)

この年

この年 朝鮮釜山支店設置

7月 ■大中小林区制開始(8日、明治13年6月30日廃止)

明治12年(一八七九)

2月 別子鉦山職制・規則制定(25日)
5月 御代島港竣工(26日)

2月 大阪本店職制・規則制定(15日)

5月 ■内務省に山林局設置(16日、明治14年4月7日農商務省に移管)

明治13年(一八八〇)

2、11月 ◆愛媛県新居郡大永山村(現、新居浜市)の山林買収(後の西山事業区)
8月 ◆土佐炭宿への運搬路開発を決議(16日)
8月 ◆山林方設置
11月 牛車道竣工

この年 朝鮮元山支店設置

7月 ■官林のある二二県に山林局出張所を置いて直轄

明治14年(一八八一)

5月 ◆第一備林の永年借用を農商務省に出願(8日)

8月 住友家重役会議開催、別子近代化の減速等決議

4月 農商務省設置(7日)

明治15年(一八八二)

3月 ◆山林方を山林課と改称
3月 ◆篠津・落合・七番の炭宿を製炭分店と改称
5月 立川精銅場でコークス混用試験成功(実用化)
この年 ◆七番分店から桑瀬分店を独立
この年 ◆中七番に苗木栽培所

3月 住友家法制定

1月 ■大日本山林会設立(21日)
6月 日本銀行条例公布(27日、10月10日開業)

明治16年(一八八三)

7月 ◆第一備林の六〇年間の貸与許可(19日)
11月 ◆七番分店を出張所とする(9日)
この年 ◆染矢譲を招聘し、植林の指導を受ける
この年 ◆杣頭を七人に増加

5月 朝鮮の釜山・元山支店閉鎖

明治17年(一八八四)

◆愛媛県新居郡立川山村(現、新居浜市)の山林買収(後の立川山事業区)

5月 大阪商船会社設立に際し、蒸気船一艘現物出資

3月 地租条例制定(15日)

明治18年(一八八五)

2月 ◆製炭縮小のため、猿田出張所(現、伊予三島市)樅木出張所(場所不明)を廃止(21日)
3月 ◆山林課を土木課に吸収合併(2日)
8月 ◆第一備林借用の請書を農商務省高知山林事

12月 太政官制度を廃し、内閣制度確立(22日)

別子(は山林関連事項)

住友関連事項(は林業所関連事項)

業界・一般(は林業関連事項)

務所に提出(13日)

明治19年(一八八六) 1月 ◆木炭確保のため、従来の製鋳課木炭方と製炭分店制を廃し製炭課に統合、各分店は分課となる(21日)

4月 ■大小林区署制(農商務省直轄の山林経営)開始(17日)

明治20年(一八八七) 4月 ◆吉井山製炭出張所、製炭分課となる(9日) 6月 ◆川来須(新居郡藤ノ石村)に製炭分課を置く(22日) この年 ◆製材法の節減改良法を試みる

明治21年(一八八八)

3月 ◆土木課長尾島芳次郎、山林業の指針を示す 11月 新居浜惣開製錬所操業開始(21日)

明治22年(一八八九)

6月 ◆高敷(土佐郡高敷村)に製炭分課設置(11日) この年 ◆愛媛県新居郡阿島の山林買収(後の阿島事業区)開始、37年まで

10月 神戸に樟脳製造場開設(1日)

4月 市制・町村制公布(25日)

明治23年(一八九〇)

4月 東延斜坑に蒸気巻揚げ機設置 5月 別子開坑二〇〇年祭挙行(26日)

11月 大阪本店で別子開坑二〇〇年祭挙行(24日)

5月 府県制・郡制公布(17日) 10月 教育勅語発布(30日)

明治24年(一八九一)

11月 新居浜分店田地方を同分店地所係と改称 11月 新居浜試作場を設け、稲の品種改良等実施

11月 住友家法改正、家憲と家法を分離し、営業の要旨制定(1日)

4月 ■政府(農商務省)、官林の施業案編成心得を制定

明治26年(一八九三)

3月 下部鉄道(惣開・端出場)竣工(15日) 8月 上部鉄道(石ヶ山丈角石原)竣工(27日)

11月 福岡県庄司炭坑買収

明治27年(一八九四)

6月 ◆土木課長本莊種之助、「山林之義ニ付上申書」を提出(11日) 7月 ◆伊庭貞剛、別子鉱山支配人となり、「大造

4月 福岡県忠隈炭坑買収(8日) 11月 総理人広瀬幸平辞職(15日)

8月 日清戦争勃発(1日)

明治28年(一八九五) 11月 新製錬所候補地として四阪島購入 この年 林計画」を樹立。山林復旧の植林事業を開始 ◆五良津山の植林開始

明治29年(一八九六)

10月 新居浜分店地所係、地所課と改称し分課

11月 住友銀行開業(1日) 10月 住友家法改正、重役会・総理事を設置(1日)

4月 日清講和条約調印(17日)

明治30年(一八九七)

3月 新居浜近傍の地所抵当貸付けを禁止(14日) 10月 ◆第二備林を国へ返還 この年以降 ◆枕頭は指名競争入札とする

4月 住友伸銅場開設(1日)

3月 北海道国有未開地処分法公布(30日) 4月 ■森林法制定(12日)

明治31年(一八九八)

5月 ◆山林課を再設置(9日、製炭課の業務と、土木課の山林事業を引き継ぐ) この年 ◆林学士籠手田彦三雇い入れ(翌年の大水害で殉職)

11月 住友倉庫開業(1日)

4月 日清講和条約調印(17日)

明治32年(一九九九)

8月 別子大風水害(28日)、鉱山全施設に壊滅的打撃を受け、11月11日付で採鉱課を除く全施設を新居浜に移転

7月 住友倉庫開業(1日)

3月 ■国有林野法公布(23日) 4月 ■国有土地森林原野下戻法公布(18日) 9月 ■国有林施業案編成規程公布(9日)

明治33年(一九〇〇)

5月 ◆林学士八戸道雄雇い入れ、山林課主任となる(31日)

1月 伊庭貞剛総理事に就任(5日) 6月 皇居前広場の楠公銅像を献納

4月 パリ万国博覧会開幕(15日)

明治34年(一九〇一)

2月 ◆八戸道雄、林業家育成の上申書を提出 5月 ◆愛媛県温泉郡山之内村(現、重信町)の山林を買収(後の山之内事業区) 11月 ◆林学士山村亀太郎雇い入れ(4日)

6月 住友鑄銅場開設(22日)

2月 官宮八幡製鉄所火入れ(5日)

明治35年(一九〇二)

1月 ◆八戸道雄、林業調査のため欧州に出張(5日) 8月 第三通洞貫通(18日) 9月 地所課、磯浦にて搾乳事業を開始

1月 日英同盟協約調印(30日)

1月 日英同盟協約調印(30日)

明治36年(一九〇三)

2月 ◆別子鉱山事業用地、不要存置林野に編入 4月 ◆新居浜の丘陵林を買収(後の河之北事業区)

6月 樟脳製造場廃止(20日) 6月 住友近江製絲場廃止(22日)

12月 ■林区署官制改正(5日、一〇大林区署、二七〇小林区署とする)

6月 ◆住友最初の施業案規則「林況調査内則」を制定(19日)

7月 ◆大阪天王寺の第六回内国勸業博覧会に林産品等を出品し、三等賞牌を受賞(1日)

9月 ◆山林課に臨時森林調査事業所を設け、施業案編成に着手

この年 ◆山林課、山林保護育成のため製材を制限

この年以降 小作米品評会を地所課で実施

明治37年(一九〇四)

1月 ◆山林課、七番山派出所を設置

4月 ◆愛媛県越智郡竜岡町(現、玉川町)の山林を買収(15日、後の藤子事業区)

5月 ◆山林課、五良津派出所設置

6月 ◆藤子事業区の施業案編成

この年 ◆山林課、葛籠尾派出所設置

2月 大阪中之島図書館寄付(24日)

7月 総理事伊庭貞剛辞職(6日)

8月 鈴木馬左也総理事就任(31日)

2月 日露戦争勃発(10日)

8月 第一次日韓協約調印(22日)

明治38年(一九〇五)

1月 四阪島製錬所竣工(1日)

7月 東平―黒石間複式索道竣工(13日)

この年 ◆七番山事業区・阿島事業区の施業案編成

9月 日露講和条約調印(5日)

11月 第二次日韓協約調印(17日)

9月 日露講和条約調印(5日)

11月 第二次日韓協約調印(17日)

明治39年(一九〇六)

2月 ◆第一備林と介在所有林の造林計画書を作成

1月 青森大林区署にわが国最初の官営製材工場設置

2月 朝鮮京城に統監府設置(1日)

明治40年(一九〇七)

この年 ◆葛籠尾第一事業区と千足山事業区の施業案編成、城師第一事業区は林況調査し施業案編成は見送り

この年 ◆新居浜中村に松木苗圃設置

9月 住友鑄鋼場大阪島屋新田へ移転(24日)

4月 ■森林法改正公布(23日)

11月 ■北海道国有林整理綱領策定

■浅野木工所、国産の合板製造(3日)

明治41年(一九〇八)

この年 ◆山林課、大永山派出所を設置

この年以降 小作人共済貯蓄組合設置を勧誘

1月 伸銅場ケーブル工場竣工(21日)

1月 ■朝鮮・森林法公布(24日)

7月 ■沖繩県に国有林野法施行(1日)

9月 ■鴨緑江採木公司設置(5日)

明治42年(一九〇九)

この年 ◆西山(後の大永山)事業区の施業案編成、

1月 住友本店を総本店と改称(1日)

山之内事業区は林況調査のみ実施

明治43年(一九一〇)

この年 ◆立川山事業区の施業案編成

3月 ■朝鮮・林籍調査事業開始

8月 日韓併合(22日)

明治44年(一九一一)

この年 ◆五良津山・河之北・加茂・本川・大川各事業区の施業案編成

8月 住友電線製造所(住友電気工業(株)の前身)設立(1日)

6月 ■朝鮮・森林令公布(20日)

明治45年/大正元年(一九一二)

5月 ◆家長友純、別子山林視察(12、14日)

5月 端出場水力発電所竣工

2月 住友銀行を株式会社に改組(23日)

2月 清朝滅亡(12日)

大正2年(一九一三)

この年 ◆城師第一・第二事業区の施業案編成、浦山事業区の林況調査実施

9月 住友肥料製造所(住友化学工業(株)の前身)設立(22日)

大正3年(一九一四)

この年 ◆葛籠尾第二事業区の施業案編成

3月 官営製材所の廃止(1日)

7月 第一次世界大戦勃発(28日)

8月 ■国有林施業案規程制定(22日)

大正4年(一九一五)

この年 ◆銅山第一・第二事業区の林況調査実施

大正5年(一九一六)

1月 採鉱本部を東延から東平に移転

5月 鈴木総理事、安東県で村田重治を鴨緑江採木公司に訪問(27日)

6月 鈴木総理事、京城で寺内朝鮮総督と会見(2日)

9月 工場法施行(1日)

大正6年(一九一七)

この年 ◆製材事業は高敷・七番山・五良津山・立川山・加茂の各事業区で行われる

6月 ●総本店、村田重治に山林事業の管理を委嘱(19日)

10月 ●家長友純、北海道庁長官依頼一宛陳情書提出(23日)

11月 扶桑海上保険(株)(住友海上火災(株)の前身)設立(10日)

大正7年(一九一八)

この年 ◆山林課、宮崎県尾崎山で製材事業開始

1月 ●北海道紋別詰所開設(11日)

11月 日米板硝子(株)(日本板硝子(株)の前身)設立(22日)

7月 米騒動勃発

11月 第一次世界大戦終わる(11日)

別子(は山林関連事項)

住友関連事項(は林業所関連事項)

業界・一般(は林業関連事項)

大正8年(一九一九)
2月 土佐吉野川水力電気(株)設立
5月 新居浜電線(精銅)工場竣工、電気銅の生産開始

3月 ● 総本店に林業課設置(13日)
10月 ● 紋別詰所を洪野津内詰所と改称(11日)
● 朝鮮京城・咸興・寧海詰所開設(11日)

5月 ■ 樹苗養成奨励規則公布(5日)
6月 ■ ベルサイユ講和条約調印(28日)

大正9年(一九二〇)
9月 東平に比重選鉱設備設置
12月 四阪島製錬所の煉銅工程を転炉式とする

3月 ● 宮崎県椎葉詰所開設(23日)
4月 ● 朝鮮永興詰所開設(19日)
4月 鈴木総理事、九州視察(16日)
7月 ● 北海道沙留詰所開設(2日)
7月 鈴木総理事、北海道視察(17日)
8月 ● 朝鮮伊川詰所開設(28日)
11月 ● 林業課詰所主席者会議開催(11、24日)

1月 国際連盟発足(10日)
3月 戦後恐慌起こる
7月 ■ 公有林野官行造林法公布(27日)

大正10年(一九二二)
3月 四阪島製錬所大改造に着手(期間一年)

2月 住友合資会社設立(26日)
3月 ● 朝鮮鏡城詰所開設(14日)
5月 ● 平賀五郎、休職洋行・留学(林業に関する調査研究のため)(2日)
5月 ● 林業所設置、事務章程制定、詰所を事業所(主席詰員を主任)と改称(京城は出張所(19日))
9月 鈴木総理事京城出張(朝鮮総督府産業調査委員会出席のため) ● 本庄所長同行京城出張所訪問

11月 首相原敬暗殺される(4日)

大正11年(一九二三)
10月 新居浜・四阪島間に海底電線敷設(15日)

2月 ● 永興事業所を咸興事業所に合併、軍隅里事業所開設(1日)
3月 ● 林業所、平和記念東京博覧会住友館に出品(10日、7月31日)
12月 総理事鈴木馬左也退任、常務理事中田錦吉総理事就任(5日)

2月 ワシントン軍縮条約調印(6日)
3月 南洋庁官制公布(31日)

大正12年(一九二三)
2月 全坑水を第四通洞から排水

2月 ● 支配人多田平五郎、京城・寧海出張(7日、3月4日)

9月 関東大震災発生(1日)
■ 震災後旧用米材輸入の著増

大正13年(一九二四)
3月 筏津―日浦間の索道竣工(28日)

3月 ● 林業経営案編成規程制定(13日)

12月 ■ 大小林区差別廃止、営林局署官制

大正14年(一九二五)
4月 新居浜浮遊選鉱場(星越)竣工
この年 ● 西山事業区を大永山事業区と改称
この年 ● 本川・大川事業区を合併、高敷事業区とする

5月 ● 北海道沼ノ上事業所と沙留事業所を統合、渚滑事業所開設(23日)
6月 ● 村田重治、林業所囑託を辞任(30日)
10月 ● 造林台帳規程制定(9日)
11月 ● 平賀五郎、留学から帰国、事業課経営係兼作業係となる(24日)

制定(20日)

大正15年/昭和元年
(一九二六)
2月 別子労働争議解決(16日)
この年 ● 城師第一・第二事業区を合併、城師事業区とする

5月 ● 本庄所長、朝鮮出張(22日、6月28日)
6月 日之出生命(株)(住友生命保険の前身)の経営引き継ぐ(10日)
7月 住友信託銀行(株)設立(28日)
9月 ● 多田支配人、朝鮮出張(14日、10月16日)
10月 総理事中田錦吉停年退職、理事湯川寛吉総理事就任(1日)

3月 ■ 木材関税引上げ(29日、以後昭和4、6、8年と関税改正)
10月 ■ 商工省日本標準木材規格告示(26日)

昭和2年(一九二七)
7月 ● 住友合資、住友別子鉱山(株)を設立、合資所有の山林・農地を同社に委託(1日)
9月 ● 第一備林(借用国有林)の返還折衝始まる(15日)
10月 鷲尾勘解治、最高責任者となり新居浜の都市整備に着手
この年 ● 銅山第一・第二事業区を合併、銅山事業区とする
この年 ● 山之内事業区、第一次検討時に施業案編成
この年以降 ● 山林課の伐採・製新炭事業は請負制となる

3月 一五代家長住友吉左衛門友純死去、嫡子厚一六代家長となる(2日)
5月 住友ビルディング(現、住友銀行ビル)竣工(2日、林業所五階に入居)
12月 ● 「事業予定案及事業実行表ノ作製並事業実行手続」制定(15日)

3月 金融恐慌起こる

昭和3年(一九二八)
7月 ● 住友別子鉱山(株)事務章程改正され、地所課・山林課を廃し農林課を置く(1日)
9月 ● 借用国有林の借地料改定(20日)

5月 ● 本庄所長停年退職、合資会社理事兼人事部長肥後八次林業所長となる(14日)
7月 合資会社社則制定(1日)

2月 最初の普通選挙(20日)
この年 ■ 外材輸入激増(輸入量二二五万八三〇〇立方メートル)

別子(◆は山林関連事項)

住友関連事項 ●は林業所関連事項

業界・一般 ■は林業関連事項

10月 四阪島製錬所ベテルゼン式硫酸工場工事着手

7月 小倉常務理事北海道視察(10日~8月6日、鴻之舞、上歌志内、赤平、渚滑、沙留)

10月 ■造林奨励規則公布(11日)

6月 新居浜築港計画出願

11月 ●事業所を支所、主任を支所長・出張所長と改称(23日)

10月 ■世界恐慌(昭和恐慌)始まる(24日、昭和7年頃まで続く)

昭和4年(一九二九) 6月 新居浜築港計画出願
11月 別子鉱山専用鉄道 地方鉄道となる(5日)

4月 小倉常務理事、中国・満州・朝鮮視察(11日~5月17日)
6月 ●林業所預託牛規程制定(6日)

10月 ■造林奨励規則公布(11日)

昭和5年(一九三〇) 5月 採鉱本部を東平から端出場に移転
この年 ●農林課の搾乳場、磯浦から西谷に移転

6月 ●事業課および支所の係を廃止(5日)
8月 総理事湯川寛吉退職、常務理事小倉正恒総理事就任(12日)
10月 ●京城出張所廃止、駐在員とする(18日)
12月 ●理事兼林業所長肥後八次退職(31日)

1月 金輸出解禁(11日)
4月 ロンドン海軍条約調印(22日)

昭和6年(一九三一) 7月 新居浜昭和通り竣工(9日)

1月 ●所長制を廃止、支配人制とする(14日)
12月 ●林業所畜牛貸付規程制定(23日)

4月 重要産業統制法公布(1日)
9月 満州事変勃発(18日)
12月 金輸出再禁止(13日)

昭和7年(一九三二) 9月 四阪島製錬所ベテルゼン式硫酸工場全工事完成
この年 ●製材事業は、新居浜製材工場と千足山製材工場の二か所となる

6月 ●副支配人を廃止、支配人代理者・技師を置く、事業課・経理課を併せて総務課とする(25日)

1月 上海事変勃発(28日)
5月 五・一五事件起こる(15日)

昭和9年(一九三四) 3月 別子鉱山産全鉱石を浮遊選鉱とする

11月 住友機械製作(株)(住友重機械工業(株)の前身)設立(1日)
12月 ●鏡城支所を清津に移転、清津支所と改称(1日)

9月 関西風水害(室戸台風)(21日)

昭和10年(一九三五) 5月 東平一端出場間の索道竣工(27日)
この年 ●七番山・葛籠尾・城師・銅山・浦山各事業区を合併して、別子山事業区とする

5月 ■東京・大阪に国有林産物販売所設立(18日)

昭和11年(一九三六) 1月 新居浜港に浮棧橋竣工

4月 ●椎葉支所を細島に移転、細島支所と改称

2月 二・二六事件起こる(26日)

3月 新居浜電鍍工場に金・銀電解設備竣工

5月 (1日) 家長住友吉左衛門友成、東北・北海道視察(13日~6月4日)

7月 日華事変勃発(7日)

昭和12年(一九三七) 6月 住友別子鉱山と住友炭礦合併、住友鉱業(株)発足(21日、資本金二七〇〇万円)
この年 住友クラブ・泉寿亭竣工(住友五社共同施設)

2月 住友合資会社解散(28日)
3月 (株)住友本社設立(1日)
3月 ●住友合資会社林業所、(株)住友本社 林業所と改称(1日)
10月 ●細島支所を富島支所と改称(11日)

9月 臨時資金調整法公布(10日)
10月 ■森林火災保険特別会計法施行(1日)
10月 ■南洋材輸入規制措置(11日)
11月 新居浜市制施行(3日)

昭和13年(一九三八)

2月 ■日本米材輸入組合結成(1日)
3月 ■農林省職員皇紀二千六百年記念事業として檀原神宮および宮崎神宮境内に二六〇〇本の造苑献木
4月 国家総動員法公布(1日)

昭和14年(一九三九) 5月 ◆愛媛県上浮穴郡面河村の山林を買収し、中山事業区とする
6月 新居浜港竣工
7月 四阪島製錬所中和工場竣工、煙害問題解決

1月 ●咸興に朝鮮販売所設置(1日)

3月 ■林業種苗法公布(18日)
9月 第二次世界大戦始まる(1日)
9月 ■用材生産統制規則公布(27日)
10月 ■価格等統制令公布(18日)
10月 ■用材規格規程公布(13日)
12月 ■木炭配給統制規則公布(19日)

昭和15年(一九四〇) 5月 別子開坑二五〇年式典挙行(9日)

6月 ●塚田清男からボルネオ島スランゲン護謨園の経営引き受けの申し入れ
7月 ●業務課保田克巳ボルネオ他南方現地調査(23日~11月27日)
9月 ●洗浦牧場(朝鮮江原道平康郡) 経営開始(1日)

1月 ■農林省山林局に木材統制課新設
3月 ■木炭需給調節特別会計法公布(30日)
7月 ■農林省、木炭事務所を設置(6日)
7月 ■木炭課新設、新炭材需給調整規則施行(31日)
10月 会社経理統制令公布(19日)
12月 ■国内産材針葉樹に最初の公定価格設定(29日)

昭和16年(一九四一) 5月 住友鉱業(株)増資(5日、二七〇〇万円↓五〇〇〇万円)
7月 ◆借用国有林の払下げ陳情書を農林大臣・山村局長・高知営林局長に提出(24日)

3月 ●スランゲン護謨園の経営引き受け契約調印(3日)
4月 総理事小倉正恒退職、専務理事古田俊之助総理事就任(2日)

2月 ■日本木材統制(株)設立(26日)
3月 ■木材統制法公布(13日)
6月 大本営、「対南方施策促進に関する件」を決定(6日)

別子(◆は山林関連事項)

住友関連事項(●は林業所関連事項)

業界一般(■は林業関連事項)

11月 ◆借用国有林払下げ願却下(27日)

4月 ●本社塩原敬五・井岡日出雄、林業所保田克巳、スランデン殖産(株)設立のため蘭印出張(22日)

7月 ■日本木材(株)設立認可(2日)

3月 ◆猿谷農林課長「借用国有林立木伐採返地ニ関スル善後措置私案」作成(13日)

9月 ●近畿地区山林経営のため、本所に作業係を、事業地に事業所を設置、朝鮮販売所を朝鮮営業所と改称(9日)

8月 重要産業団体令公布(30日)

4月 端出場―鹿森間索道竣工(26日)

11月 ●スランデン殖産(株)設立認可(22日)

12月 大平洋戦争勃発(8日)

12月 ◆借用国有林、返還交渉(18年9月返還期限一〇年延長となる)

4月 ●海軍からボルネオにおける木材およびゴムの蒐荷業務を受命(9日)

1月 ■全国森林統合連合会発足(23日)

4月 ●陸軍からジャワ島チペル農園の経営およびスマトラ松脂林の経営を受命(18日)

4月 ●スランデン殖産派遣員、横浜出帆(26日)

4月 戦時金融庫設立(18日)

6月 ●本社直轄ジャワおよびスマトラ両事業所設置(12日)

5月 ●陸軍からジャワ島チペル農園の経営およびスマトラ松脂林の経営を受命(18日)

5月 ■木材業・製材業の自由営業停止(31日)

7月 ●スランデン殖産(株)、社名を住友ボルネオ殖産(株)と改称(10日)

6月 ●本社直轄ジャワおよびスマトラ両事業所設置(12日)

6月 ミッドウェー海戦(5日)

8月 ●最後の支所長会議、古田総理事訓示(31日)

7月 ●スランデン殖産(株)、社名を住友ボルネオ殖産(株)と改称(10日)

10月 ■林業振興補助規則公布、即日施行(15日)

10月 ●住友金属、海軍から強化木による航空機用プロペラの生産を命ぜらる

10月 ●最後の支所長会議、古田総理事訓示(31日)

10月 ■政府、五〇万町一〇カ年造林計画展開

4月 ●住友アルミニウム製錬元山工場建設用の木材調達のため、小華和朝鮮営業所長アルミ製錬業務となる(28日)

8月 ●住友金属、海軍から強化木による航空機用プロペラの生産を命ぜらる

10月 ■政府、五〇万町一〇カ年造林計画展開

6月 ●本所作業係の規模が支所並みに拡大したためこれを廃止し大阪支所を設置(23日)

6月 ●本所作業係の規模が支所並みに拡大したためこれを廃止し大阪支所を設置(23日)

11月 ■農林・商工の二省を再編して農商省・軍需省設置(1日)

8月 ●南方事業を本社・林業所の共管から林業所の所管とする。戸倉事業所を山崎事業所と改称(2日)

8月 ●南方事業を本社・林業所の共管から林業所の所管とする。戸倉事業所を山崎事業所と改称(2日)

7月 東京都制施行(1日)

8月 ●支配人制を廃止、所長制とする(2日)

8月 ●支配人制を廃止、所長制とする(2日)

10月 第一回学生出陣(21日)

8月 ●住友金属に対する資材供給のため、塩見嘉一他四名住友金属技術部兼務(10日)

8月 ●住友金属に対する資材供給のため、塩見嘉一他四名住友金属技術部兼務(10日)

11月 農林・商工の二省を再編して農商省・軍需省設置(1日)

11月 住友アルミニウム製錬元山工場を基に朝鮮住友軽金属(株)を設立、小華和朝鮮営業所長同社兼務(26日)

11月 住友アルミニウム製錬元山工場を基に朝鮮住友軽金属(株)を設立、小華和朝鮮営業所長同社兼務(26日)

4月 ●全国各地に設けた航空機用単板製造に関する協力工場に対し原木供給・生産管理のため派出員を設置(23日)

4月 ●全国各地に設けた航空機用単板製造に関する協力工場に対し原木供給・生産管理のため派出員を設置(23日)

2月 ●住友化学工業(株)設立、林業所長平賀五郎同社常務取締役兼務、副所長立岩精一同社取締役林業部長兼務(1日)

2月 ●住友化学工業(株)設立、林業所長平賀五郎同社常務取締役兼務、副所長立岩精一同社取締役林業部長兼務(1日)

5月 ●朝鮮営業所を廃止し京城事務所を設置(26日)

5月 ●朝鮮営業所を廃止し京城事務所を設置(26日)

7月 ●山崎事業所を大阪支所から分離し、業務課直属の山崎直轄事業所と改称(16日)

7月 ●山崎事業所を大阪支所から分離し、業務課直属の山崎直轄事業所と改称(16日)

8月 ●住友戦時総力会議を置く(15日)

8月 ●住友戦時総力会議を置く(15日)

10月 ●日本法人住友ボルネオ殖産(株)設立、蘭印法人を買収(30日)

10月 ●日本法人住友ボルネオ殖産(株)設立、蘭印法人を買収(30日)

この年 ■民有林の官行斫伐事業開始(23日)

この年 ■民有林の官行斫伐事業開始(23日)

2月 決戦非常措置要綱閣議決定(25日)

2月 決戦非常措置要綱閣議決定(25日)

2月 ■拳国大造林運動の中止

2月 ■拳国大造林運動の中止

2月 ■施業案編成事業の停止

2月 ■施業案編成事業の停止

6月 ■マリアナ沖海戦(19日)

6月 ■マリアナ沖海戦(19日)

6月 ■木材新炭生産令公布即日施行(29日)

6月 ■木材新炭生産令公布即日施行(29日)

7月 ■東条内閣総辞職(18日)

7月 ■東条内閣総辞職(18日)

7月 ■木材配給統制規則公布即日施行(18日)

7月 ■木材配給統制規則公布即日施行(18日)

8月 ■学徒勤労令・女子挺身勤労令公布(23日)

8月 ■学徒勤労令・女子挺身勤労令公布(23日)

8月 ■民有林の官行斫伐事業開始(23日)

8月 ■民有林の官行斫伐事業開始(23日)

この年 ■民有林の官行斫伐事業開始(23日)

この年 ■民有林の官行斫伐事業開始(23日)

3月 東京大空襲(9、10日)

3月 東京大空襲(9、10日)

4月 ■戦時森林資源造成法公布(4日)

4月 ■戦時森林資源造成法公布(4日)

4月 ■鈴木貫太郎内閣成立(7日)

4月 ■鈴木貫太郎内閣成立(7日)

7月 ■米英ソ、ポツダム会談開く(17日)

7月 ■米英ソ、ポツダム会談開く(17日)

8月 ■広島(6日)、長崎(9日)に原爆投下

8月 ■広島(6日)、長崎(9日)に原爆投下

8月 ■ソ連参戦(8日)

8月 ■ソ連参戦(8日)

8月 ■終戦詔勅、ポツダム宣言受諾(15日)

8月 ■終戦詔勅、ポツダム宣言受諾(15日)

8月 ■東久邇宮稔彦王内閣成立(17日)

8月 ■東久邇宮稔彦王内閣成立(17日)

10月 ■幣原喜重郎内閣成立(9日)

10月 ■幣原喜重郎内閣成立(9日)

11月 ■国際連合、正式成立

11月 ■国際連合、正式成立

12月 ■GHQ「持株会社の解体に関する覚書」(6日)

12月 ■GHQ「農地改革に関する覚書」(9日)

昭和20年(一九四五)

昭和19年(一九四四)

昭和18年(一九四三)

昭和17年(一九四二)

4月 住友鋳業(株)、第二次軍需会社に指定(25日)

4月 住友鋳業(株)、第二次軍需会社に指定(25日)

4月 住友鋳業(株)、第二次軍需会社に指定(25日)

11月 枝折―黒石間の索道竣工

11月 枝折―黒石間の索道竣工

11月 枝折―黒石間の索道竣工

3月 ●全国各地に設けた航空機用単板製造に関する協力工場に対し原木供給・生産管理のため派出員を設置(23日)

3月 ●全国各地に設けた航空機用単板製造に関する協力工場に対し原木供給・生産管理のため派出員を設置(23日)

3月 ●全国各地に設けた航空機用単板製造に関する協力工場に対し原木供給・生産管理のため派出員を設置(23日)

5月 ●住友化学工業(株)設立、林業所長平賀五郎同社常務取締役兼務、副所長立岩精一同社取締役林業部長兼務(1日)

5月 ●住友化学工業(株)設立、林業所長平賀五郎同社常務取締役兼務、副所長立岩精一同社取締役林業部長兼務(1日)

5月 ●住友化学工業(株)設立、林業所長平賀五郎同社常務取締役兼務、副所長立岩精一同社取締役林業部長兼務(1日)

5月 ●朝鮮営業所を廃止し京城事務所を設置(26日)

5月 ●朝鮮営業所を廃止し京城事務所を設置(26日)

5月 ●朝鮮営業所を廃止し京城事務所を設置(26日)

8月 ●山崎事業所を大阪支所から分離し、業務課直属の山崎直轄事業所と改称(16日)

8月 ●山崎事業所を大阪支所から分離し、業務課直属の山崎直轄事業所と改称(16日)

8月 ●山崎事業所を大阪支所から分離し、業務課直属の山崎直轄事業所と改称(16日)

9月 ●住友戦時総力会議を置く(15日)

9月 ●住友戦時総力会議を置く(15日)

9月 ●住友戦時総力会議を置く(15日)

10月 ●日本法人住友ボルネオ殖産(株)設立、蘭印法人を買収(30日)

10月 ●日本法人住友ボルネオ殖産(株)設立、蘭印法人を買収(30日)

10月 ●日本法人住友ボルネオ殖産(株)設立、蘭印法人を買収(30日)

6月 林業所大阪営業所、和歌山県佐本村で山林九六四町歩購入

6月 林業所大阪営業所、和歌山県佐本村で山林九六四町歩購入

6月 林業所大阪営業所、和歌山県佐本村で山林九六四町歩購入

8月 ●富山県井波町に井波分室設置

8月 ●富山県井波町に井波分室設置

8月 ●富山県井波町に井波分室設置

9月 終戦により朝鮮および南方の諸事業停止(15日)

9月 終戦により朝鮮および南方の諸事業停止(15日)

9月 終戦により朝鮮および南方の諸事業停止(15日)

9月 応急転換方策懇談会を開催(10、11日)

9月 応急転換方策懇談会を開催(10、11日)

9月 応急転換方策懇談会を開催(10、11日)

9月 住友ビルの一部米軍に接収される(27日)

9月 住友ビルの一部米軍に接収される(27日)

9月 住友ビルの一部米軍に接収される(27日)

9月 外地勤務者の帰還援護方針を決定

9月 外地勤務者の帰還援護方針を決定

9月 外地勤務者の帰還援護方針を決定

10月 古田総理事、GHO経済科学局長クレーム大佐と会談(18日)

10月 古田総理事、GHO経済科学局長クレーム大佐と会談(18日)

10月 古田総理事、GHO経済科学局長クレーム大佐と会談(18日)

10月 理事会にて本社解体方針を決定(19日)

10月 理事会にて本社解体方針を決定(19日)

10月 理事会にて本社解体方針を決定(19日)

11月 本社解散を発表(7日)

11月 本社解散を発表(7日)

11月 本社解散を発表(7日)

12月 制限会社に指定される(8日)

12月 制限会社に指定される(8日)

12月 制限会社に指定される(8日)

12月 外地勤務者援護会の事務開始(10日)

12月 外地勤務者援護会の事務開始(10日)

12月 外地勤務者援護会の事務開始(10日)

昭和21年 (一九四六)

1月 住友本社事実上解散。役員の大半が辞任、平賀林業所所長らが取締役に就任(20日)

1月 ボルネオ、スマトラ、ジャワ、朝鮮より現地派遣社員ぞくぞくと帰国

8月 住友本社解体案をGHQに提出(農林部門は独立会社とする)

8月 大阪(営)、田辺支所新設

4月 初の男女平等総選挙(10日)

5月 吉田茂内閣成立(22日)

7月 ■日本木材輸入協会設立

11月 日本国憲法公布(3日)

昭和22年 (一九四七)

6月 GHQより、「住友本社は直ちに解散し財産は即時競売せよ」との指示をうける

9月 農林部門を分離し二社に分割する申請書をGHQに提出(20日)

12月 GHQと折衝の結果、六社分割案が了承され再申請(10日)

2月 二・一スト中止

5月 日本国憲法施行(3日)

6月 片山哲内閣成立(1日)

8月 古橋広之進、水泳で世界新記録

9月 ■大阪木材市場が市売再開

10月 国勢調査再開、総人口七八一〇万人

昭和23年 (一九四八)

2月 住友本社解体に伴い、企業再建整備法に基づき、新会社六社(兵庫農林・東海農林・扶桑農林・北海農林・九州農林・四国農林各株式会社)を設立(20日)

12月 扶桑農林、兵庫農林、東海農林の三社合併し、扶桑農林(株)設立(24日)

12月 九州農林、本社を人吉市より福岡市に移す

2月 四国農林、新居浜(営)・宇和島(営)(25年2月廃止)・本山(営)(23年8月廃止) 新設

4月 兵庫農林、神戸(営)を新設し、福原工場で製材品の卸・小売り開始

7月 東海農林、名古屋下堀川に工場を開き、素材とともに製材品の卸・小売り開始

8月 四国農林、高松(営)新設

12月 九州農林、人吉支店新設

昭和24年 (一九四九)

3月 扶桑・四国・九州・北海の四社で合併につき会議

8月 四社、合併契約書に調印

10月 合併申請書をGHQに提出

12月 GHQ、四社を視察

12月 四国農林、経営合理化のため人員整理

1月 九州農林、細島木工所および都城(26年6月廃止)、葦北、田の浦(出)(いずれも25年4月廃止) 新設

4月 九州農林、柳井(出)新設

8月 扶桑農林、資金手当のため戸倉山林(兵庫県宍粟郡)二八三町歩、および上野製材工場を売却

10月 扶桑農林、日本板硝子向けガラス箱生産のため、四日市工場臨時建設部設置

3月 ドッジ米公使、均衡予算強調

4月 一ドル三三六〇円の為替レート設定

6月 ■林野局、林野庁に昇格

8月 松川事件

9月 シヤウブ税制勧告

10月 中華人民共和国成立、主席に毛沢東

11月 湯川秀樹にノーベル物理学賞(3日)

昭和25年 (一九五〇)

1月 四国農林の課長、労働組合、非労組の各代表が連名で合併反対の声明書を四社の社長宛提出

2月 四国農林、GHQに対し合併見合わせの文書提出、合併は白紙に

4月 第一次資産再評価実施(1日)

7月 扶桑農林・九州農林・北海農林の三社、HCLC(持株会社整理委員会)に合併の陳情書を提出(5日)

2月 四国農林、新居浜(営)を廃止し、購買課・販売課新設

4月 四国農林、西条(出)新設

4月 九州農林、湯の浦(出)新設

1月 ■木材の配給、価格統制廃止

4月 山本富士子、第一回ミス日本に

5月 ■建築基準法公布

6月 朝鮮戦争勃発(25日)

6月 ■住宅金融公庫設立

7月 レッドパージ始まる

8月 警察予備隊創設

この年 朝鮮戦争による特需景気

昭和26年 (一九五一)

2月 扶桑農林・九州農林・北海農林の三社合併し、東邦農林(株)設立(12日)

3月 東邦農林、九州支店の尾崎南郷山林三六三六町歩を山陽バルブに売却

3月 四国農林、別子山村との間で、同社の借用国有林のうち一三〇〇町歩を村に貸与し、立木は村に譲渡することで合意

4月 四国農林、第二次資産再評価実施(1日)

4月 東邦農林、東京事務所新設(2日)

5月 東邦農林、倍額増資により新資本金二七〇〇万円(25日)

9月 四国農林、倍額増資により新資本金二〇〇〇万円(30日)

1月 四国農林、宇和島(営)新設

2月 扶桑農林、東邦農林設立に際し新宮山林(和歌山県)六六四町歩売却

3月 北海道渚滑より名古屋へ、ナラ材貨車一台移出(交流材の始まり)

4月 東邦農林、東京(事)新設

5月 四国農林、宿毛(出)新設

11月 東邦農林、三重(営)新設(27年12月廃止)

1月 第一回NHK紅白歌合戦ラジオ放送

4月 マッカーサー連合軍最高司令官解任

7月 ■森林法改正、小・中径木の伐採制限

9月 サンフランシスコ講和会議

9月 映画「羅生門」、ベニス映画祭でグランプリ受賞

10月 ルース台風、死者九四三人

昭和27年 (一九五二)

5月 平賀五郎、東邦農林の監査役に復帰

11月 四国農林、二・五倍増資により新資本金五〇〇〇万円(20日)

11月 東邦農林、初の株主配当実施(年一〇%)

1月 四国農林、大栃(出)新設

4月 四国農林、営業課を事務課と新居浜(営)に分割

4月 東邦農林、岩手(営)を東北支店に昇格

5月 四国農林、窪川(出)新設

9月 東邦農林、東北支店に尻内(営)新設

1月 ■ラワン、米材AA(自動承認)制に平和条約発効、独立回復

4月 血のメーデー事件

7月 オリエンティックヘルシンキ大会、日本、戦後初参加

11月 アイゼンハワー、米大統領に当選

昭和28年 (一九五三)

4月 四国農林、第三次資産再評価実施(1日)

7月 東邦農林、倍額増資により新資本金五四〇〇万円

3月 東邦農林、東京(事)を東京(営)とし営業部の所属とする(5日)

6月 東邦農林、製材工場を買収し落合(営)新設

2月 NHK、テレビ放送開始

3月 スターリン・ソ連首相死去

7月 朝鮮休戦協定調印

10月 平賀五郎、四国林業植村社長と合併問題につき懇談

6月 国・四国林業・別子山村三者の山林交換交渉決着(契約は32年2月)

8月 ■インドネシア材、初入荷
9月 ■合・単板のJAS施行
12月 ■用材のJAS改定

昭和29年(一九五四)

3月 四国林業、無償一対一、有償一対一の増資により新資本金一億五〇〇〇万円
3月 東邦農林、六〇〇万円増資により新資本金六〇〇〇万円(15日)
5月 監査役平賀五郎死去
9月 四国林業と東邦農林、住友林業の名のもとに合併契約調印(21日)
10月 四国林業、第四次資産再評価実施(1日)

7月 東邦農林、初の南洋材取扱い(北ボルネオ材タワオ積セラヤ三三〇〇石、大阪入港)
7月 東邦農林、和歌山(営)新設(1日)

3月 ■全国木材組合連合会(全木連)設立
3月 第五福竜丸、米のビキニ水爆実験により被災(乗組員・久保山愛吉9月に死去)
4月 造船疑獄で指揮権発動(21日)
6月 防衛庁設置法・自衛隊法公布(9日)
9月 台風一五号で青函連絡船「洞爺丸」遭難、死者一五五人(26日)
10月 ■ソ連材初入荷
12月 鳩山一郎内閣成立

昭和30年(一九五五)

2月 四国林業と東邦農林が合併し、住友林業株式会社誕生。社長に植村實、取締役会長に平石弁一就任。資本金二億一〇〇〇万円(1日)
5月 住友林業労働組合結成
9月 林友会設立

3月 北海道支店、エゾマツ、トドマツの風倒木六三九mを初めて名古屋へ積出し
4月 フィリピン・リアンガ林区開発事業に参加決定
5月 四国支店、徳島(出)新設
8月 四国支店、阿島山林四九四haを十条製紙へ売却
8月 四国支店、宇和島(営)↓(出)(36年3月廃止)
10月 北海道支店、釧路(出)新設

2月 ■林野庁北海道風倒木(二二〇〇万m³)対策委員会設置
5月 パリ協定発効。西独、独立宣言
7月 ■日本住宅公団設立
9月 日本、ガットに加入(10日)
10月 社会党統一大会(13日)
10月 ■政府、住宅建設一〇カ年計画策定
11月 自由民主党結成(15日)

昭和31年(一九五六)

3月 東海支店の東京(営)を廃止し東京支店新設
3月 四国支店、三原(出)新設
3月 東京支店、金星商事とラワンインチ板六〇万BMをアメリカに輸出する契約
6月 大阪支店、桜井木材協同組合と素材の供給、東京への製品出荷の業務提携
6月 東海支店、日本ハードボード工業へチップ初納入

2月 フルシチョフ、スターリン批判演説
7月 経済白書、「もはや戦後ではない」と発表
7月 ■森林開発公団設立
8月 ■廃材利用目的のチップ生産本格化
10月 日ソ国交回復に関する共同宣言調印(19日)
10月 ハンガリー暴動事件(23日)

昭和32年(一九五七)

4月 四国支店、御代島(新居浜市、八万六〇一〇坪)を住友化学に譲渡
11月 林業技術研究室および調査室新設。経理部に経理課・査業課新設
11月 平石取締役会長、退任(30日)

6月 九州支店、鹿児島(出)(33年8月廃止)・熊本(出)新設
8月 大阪支店、新宮製材販売協同組合と製品八三〇m³/月東京出荷の契約
8月 保田東京支店長、フィリピン、台湾へ出張(戦後初の海外出張)
10月 フィリピン・リアンガ材初入荷
11月 中国支店新設。四国支店三原(出)(32年3月廃止)と大阪支店落合(営)を中国支店に移管

12月 国連総会、日本の国連加盟を可決(18日)
この年 各地で大火(3月能代、8月大館、9月魚津、焼失戸数各一三〇〇一七〇〇)

昭和33年(一九五八)

11月 山林部に営林課・計画課新設

1月 東京支店、横浜の有力六業者により当社専属荷受組合「横浜港友会」設立
2月 四国支店、高知営林局との間で、別子山ほか国有林と石鎚山ほか社有林の交換契約
3月 四国支店、西条(出)↓西条工場(38年7月廃止)
4月 北海道支店、帯広(営)新設
4月 中国支店、三田(営)(37年12月防府に改称)・岩国(出)(36年11月廃止)新設、落合(営)↓落合工場(35年9月廃止)
6月 当社専属チップ工場として、岐阜木之本木材協同組合チップ工場完成
9月 九州支店、大口山林五八六haを、人吉製材企業協同組合より購入
10月 北海道支店、紋別(営)↓紋別山林事業所

2月 岸信介内閣成立(25日)
3月 欧州経済共同市場(EEC)条約調印
4月 ■米材輸入A.A.制
7月 ■日本南洋材協議会設立
10月 ソ連、世界初の人工衛星スプートニク一号の打上げに成功

1月 本社に山林委員会設置
1月 四国支店、三島(出)新設、本山(営)↓(出)(37年12月廃止)
7月 九州支店、宮崎県椎葉村と山林交換分合契約、村有契約地解約問題解決
7月 大阪支店にラジアーターマツ初入荷
8月 ジョージア・パシフィック社より米ヒノキ輸入(米材の直輸入の始まり)
8月 四国支店、宿毛(営)新設
8月 九州支店、宮崎・人吉両山林事業所新設
8月 熊本(出)↓(営)(35年2月廃止)

1月 ■全国北洋材協同組合連合会(全北連)設立
1月 米、人工衛星打上げに成功(31日)
3月 ブルガーニン・ソ連首相辞任、後任にフルシチョフ第一書記(27日)
4月 ■ニュージランドマツ、初めて東京、大阪に入荷
4月 売春禁止法施行
4月 ■分取造林特別措置法施行
7月 日本貿易振興会(ジエトロ)発足(25日)
9月 狩野川台風、死者一八九人(27日)

昭和34年 (一九五九)
 7月 業務部に監査課新設
 12月 石山研究所、敷地の一部一萬二九三二㎡を名神高速道路用地として売却

10月 四国山林の伐期齢、スギ三〇年、ヒノキ四〇年に改訂
 10月 北海道支店、一ノ橋(管)新設(40年5月廃止)

12月 一万円札発行(1日)

1月 九州支店、大分(出)新設(34年12月廃止)
 4月 ニュージランドの木材市場現地調査
 6月 四国支店、別子牧場およびミルクプラント廃止
 7月 木材事業企画のため水野大阪支店長渡米
 7月 大阪支店、神戸(管)↓(出)(35年9月廃止)
 7月 四国支店、高松(管)↓(出)
 9月 中国支店、米子(出)新設(36年11月廃止)
 10月 米ツガミックス材、試験輸入
 10月 北海道支店、九瀬布工場廃止

1月 メートル法施行(1日)
 4月 皇太子殿下、正田美智子さまと成婚(10日)
 5月 ■南方林業開発委員会設置
 9月 ソ連の月ロケット、月の裏側の撮影成功(12日)
 9月 フルシチョフ訪米、アイゼンハワーと会談(15日)
 9月 伊勢湾台風、死者五三〇〇人(26日)
 11月 ■カリマンタン森林開発予備調査団出発

昭和35年 (一九六〇)
 2月 海外部を東京に新設、大阪・東京・東海の各支店に外材課新設

2月 九州支店を宮崎・福岡両支店に分割
 2月 宮崎・人吉両山林事業所を山林部直轄に(同年10月再度支店管轄に戻し、宮崎山林事業所↓営業課に)
 2月 四国支店、宿毛(管)↓(出)(40年2月廃止)
 6月 四国支店、新居浜集成材工場完成
 7月 浜田産業と総代理店契約、プリント合板取扱開始
 7月 アバディーン地区で米マツ立木二万五〇〇㎡購入(初の立木購入)
 7月 水野海外部次長、米国主席駐在員としてシアトル駐在
 9月 保田常務、日本・インドネシア共同カリマンタン森林調査のため回国訪問

1月 ■南洋材輸入A.A制に移行
 5月 チリ地震津波、三陸海岸に大被害、死者二九人、全半壊四万六〇〇〇戸
 6月 安保反対デモ、国会突入で死者(15日)
 6月 新安保条約自然承認(19日)
 7月 ■木材の新規格公布
 7月 池田勇人内閣成立(19日)
 8月 ■積水ハウス設立
 9月 NHKと民放四局、カラーテレビ本放送開始
 10月 浅沼社会党委員長、日比谷公会堂で刺殺(12日)
 11月 ケネディ、米大統領に当選
 12月 政府、国民所得増計画決定

昭和36年 (一九六一)
 3月 業務部に建材課新設
 4月 林泉会設立総会、石山活機園で開催
 5月 四国支店、新事務所完成

1月 シアトル駐在員(専)新設(初の海外事業所)
 3月 四国支店、新居浜(管)↓第一営業課
 5月 米材製品のための満船・スペルタン号東京入港

1月 ■木材取引にメートル制全面実施
 4月 ■住宅ローン制度化
 4月 ソ連初の有人宇宙飛行に成功(12日)

5月 長期計画委員会設置
 7月 提案制度実施
 8月 植村社長欧米視察(19日~10月29日)
 12月 石山研究所、敷地の一部九九四七㎡を東海道新幹線用地として売却

11月 中国支店、岡山(出)新設

6月 ■全国木材協同組合連合会(全木協)設立
 8月 ■河野農相、木材価格引下げ指示
 8月 東独、東西ベルリンの境界に壁を構築
 10月 ■米オレゴン州、丸太禁輸
 11月 ■外材輸入、十月末で前年の三倍に

昭和37年 (一九六二)
 2月 建材部、東京に新設
 3月 二割無償を伴う第三者割当増資により新資本金五億円
 10月 伝票式会計を実施

2月 宮崎および福岡支店を合併して九州支店へ、同店営業課を廃止して、日向山林事業所・日向(管)新設
 8月 九州支店、人吉(管)↓(出)(39年11月廃止)
 10月 ▼四日市工場を分離、四日市製函(株)設立
 11月 フィリピンに初の駐在員を置く
 12月 四国支店、集材課新設(39年9月廃止)

2月 米、有人宇宙飛行に成功
 4月 ■改正森林法公布
 4月 ■北洋材製品輸入自由化
 8月 堀江謙一、ヨットで単独太平洋を横断
 10月 ■日本米材協会連結成
 ■米材港湾製材拡大(清水、和歌山、田辺、広島など米ツガ製材生産地化)

昭和38年 (一九六三)
 1月 事務合理化委員会設置
 2月 山林部に地所課、建材部に企画課新設
 2月 創立一五周年記念式典、各所で開催
 2月 合板企業委員会設置
 7月 海外部に米材課・南洋材課新設。東京管理部新設
 8月 住友グループ、夏の高校野球のテレビ放送スポンサーとなり、当社も参加
 10月 小松島合板工場臨時建設部新設
 12月 営業本部、海外開発室・監査室新設
 12月 業務部↓国内材部・海外部↓外材部

1月 北海道支店、釧路(管)↓(出)(41年2月廃止)
 2月 建材部、富士ハイボード取扱開始
 7月 カリマンタン森林開発協力(株)設立、当社も参加

1月 ■プレハブ建築協会設立
 4月 ■林野庁、輸入木材用材規格きめる
 6月 ■資本取引の自由化実施(29日)
 6月 ■日本米材製材協議会発足
 7月 ■カリマンタン森林開発会社設立
 9月 松川事件、最高裁で無罪確定(12日)
 9月 マレーシア連邦発足(16日)
 10月 ■建設省、新住宅建設七カ年計画発表
 11月 三井三池鉱業所で戦後最大の爆発事故(死者四五八人)
 11月 ケネディ、グラスで暗殺される(22日)

昭和39年 (一九六四)
 1月 東京都木材健康保険組合に加入
 4月 二割無償を伴う第三者割当増資により新資本金八億円
 5月 鶴ヶ丘独身寮完成(埼玉県大井村)
 5月 合理化委員会設置
 10月 東京管理部↓東京(専)
 10月 伝票式会計を全店で採用
 11月 監理部新設

1月 北海道支店、北見(管)↓(出)(平成元年3月廃止)
 3月 ▼スミリン合板工業(株)設立
 3月 九州支店、人吉山林を日向山林事業所に統合
 3月 北海道支店、帯広(管)↓(出)(52年10月廃止)
 4月 東京支店建材課、パブリカセール実施
 8月 木材専用船「朝光丸」進水
 9月 ▼スミリン木材工業(株)設立
 9月 ▼スミリン土地(株)設立

1月 ■ラワン合・単板、製材品の輸入自由化
 4月 日本、IMF八カ国へ移行(1日)
 4月 日本、OECDに加盟(28日)
 4月 ■普通合板の農林規格制定
 6月 ■林業基本法成立
 10月 東海道新幹線開業(1日)
 10月 オリピック東京大会開幕(10日)

昭和40年 (一九六五)

4月 本社および大阪支店、新住友ビル二号館に移転
4月 山林部、地所課廃止
6月 MTPによる社員研修実施
9月 営業本部廃止、合板部新設
12月 東京支店、丸の内の住友ビルへ移転

1月 社有林、土地利用区分の答申
1月 ▼スミリン合板、生産開始
2月 四国支店、高知(営)↓(出)
4月 化粧合板「ハイ・カラー」発売
4月 ▼スミリン土地、兵庫県武庫之荘で宅地造成および建売の事業開始
4月 および建売の事業開始
4月 ▼スミリン土地、東京(出)新設
7月 木材専用船「ロッキー丸」進水
8月 東海支店、豊橋(営)↓(出)
10月 三協アルミのサッシ取扱開始
この年 米材輸入実績で安宅産業に次ぎ第二位となる

10月 フルシチヨフ辞任、後任はコスイギン(15日)
11月 ジョーンソン、米大統領に当選(3日)
11月 佐藤栄作内閣成立(9日)
3月 ■初の「林業白書」発表
3月 山陽特殊製鋼倒産、負債総額五一〇億円(6日)
5月 田中蔵相、山一証券に日銀特融発表(28日)
7月 ■日本ホームズ、初の2×4工法住宅「プリンスハウス」発表
9月 ■日合連、全国一斉操短実施
10月 朝水振一郎にノーベル物理学賞(21日)
11月 戦後初の赤字国債発行を閣議決定(19日)

昭和41年 (一九六六)

4月 二割無償を伴う第三者割当増資により新資本金二億円
5月 植村社長、心筋梗塞のため死去、五十六歳(31日)
6月 植村社長社葬(6日、大阪市南斎場)
6月 保田克己常務、社長に就任(10日)
10月 合板部廃止
11月 調査室↓企画部。監理部および国内材部を統合し業務部新設

1月 ▼スミリン土地、高槻市で一六二〇〇m²の土地分譲完了
1月 大阪支店、和歌山(営)↓(出)
1月 中国支店、防府(営)↓(出)
4月 ▼スミリン合板、月次決算で黒字化
4月 シアトル駐在員(事)↓(出)
5月 ▼スミリン合板、JAS認定工場となる
10月 四国山林の伐期改訂、スギ四四年、ヒノキ四七〜七三年に
10月 韓国貿易開始

3月 スカルノ、スハルト将軍に政治権限移譲(11日)
7月 ■第一期住宅建設五カ年計画、閣議決定(目標六七〇万戸、一世帯一住宅の実現)
7月 政府、新東京国際空港建設地を千葉県成田市三里塚に決定
8月 中国で文化大革命起る
この年 全日空機など航空機事故相次ぐ

昭和42年 (一九六七)

2月 適格年金制度採用
4月 業務部、東京へ移転
6月 東京経理部新設
9月 FFIフィンレイ推進本部新設
11月 合板管理部、小松島加工(研)新設。外材部を一部と二部に分割

2月 防腐木材取扱開始
2月 四国支店、新居浜(研)新設
10月 マニラ駐在員(事)新設
11月 マングローブ材三二五〇トン、東京および小松島に初入港

4月 ■マルコス・フィリピン大統領、丸太輸出を五年後に現在の四〇%に削減する政令公布
4月 東京都知事選で、美濃部亮吉当選
7月 ■第一回日米木材会議、ワシントンD.C.で開催

昭和43年 (一九六八)

2月 創立二〇周年記念祝宴開催(東京・27日)
パレスホテル、大阪・22日ロイヤルホテル)
4月 管理職職能分類制度実施
9月 審査部新設。企画部を廃止し業務部に企画課設置。合板管理部廃止
11月 常務会室新設

2月 ▼四日市製函閉鎖
3月 東海支店、富山(出)新設
4月 フィンレイ対策委員会設置
4月 マニラ駐在員(事)↓(出)
5月 五年度の米材輸入量二〇万五〇〇〇m³で業界第一位となる
6月 浜田産業倒産(10日)
11月 ▼カナダにおいて、現地キャタモール社・十条製紙との三社合併で、フィンレイ・ホレスト・インダストリー(FLI)設立

10月 吉田元首相死去、戦後初の国葬
4月 米でキング牧師、暗殺される(4日)
4月 八幡・富士岡製鉄、合併計画を発表(17日)
6月 東大紛争で機動隊突入
10月 ■米連邦有林丸太輸出規制法成立
10月 川端康成にノーベル文学賞(17日)
11月 ニクソン、米大統領に当選(6日)
12月 三億円強奪事件(10日)
この年 東京の市売問屋倒産多発
この年 全国ベースで住宅数が世帯数を上回る

昭和44年 (一九六九)

4月 一般社員職能給制度実施(50年4月廃止)
株式の額面五〇〇円を五〇〇円に変更
11月 東京(事)↓東京総務部。企画開発室新設。
12月 外材一部と二部を統合し外材部に、国内材部と建材部を統合し内材建材部に。不動産事業準備本部設置
12月 創立二〇周年記念PR映画完成

1月 米国にクースベイ(事)開設
1月 ▼浜田産業、更生手続開始
2月 カナダにバンクーバー駐在員(事)開設
5月 ▼スミリン土地、大和郡山で三万五〇〇坪の宅地造成に着手
6月 新建材売上高、月一〇億円突破
8月 田辺港輸入木材協同組合の外材樹皮利用土壌改良用堆肥「パークミン」製造販売事業に参画
10月 初のサッシセンター設置(中国支店)

2月 ■磐梯熱海のホテル火災で新建材の毒性が問題化
5月 東名高速道路全面開通
5月 ■住宅公団、外材製品の使用を全面採用
6月 南ベトナム臨時革命政府樹立を発表
7月 米アポロ11号、人類初の月面着陸
9月 大学紛争拡大(早大、京大、日大など)
11月 「沖繩一九七二年返還」きままる(17日)

昭和45年 (一九七〇)

2月 東京不動産事業部・大阪不動産事業部新設
5月 当社株式、大阪証券取引所市場第二部に上場
5月 最初の寄り付き価格一八二円
11月 業務部、常務会室を統合し査業部新設

3月 ▼スミリン合板、累積一掃達成
3月 ジャカルタ駐在員(事)新設
6月 ▼シアトル出張所を米国人の新会社とする
7月 東京支店、仙台(出)新設
8月 新居浜市で社有地を造成、建売事業開始
9月 ▼インドネシアにおいて合併会社クタイ・ティンバー社(KTI)設立
9月 東京不動産事業部、鹿島(出)新設(50年9月廃止)
10月 ▼スミリン合板、初配当八%実施

2月 ■第一回アジア合板生産者大会、フィリピンで開催
3月 アジアで初の万国博覧会、大阪で開催、入場者六四二万人(14日)
3月 日航機「よび号」乗っ取り事件(31日)
3月 新日本製鉄誕生(31日)
6月 日米安保条約自動延長(23日)
10月 ■第一回東京国際グッドリビングショー開催
11月 ■建設省、2×4工法懇話会設置

昭和46年(一九七二) 4月 初の公募増資(一六八万株、公募価額一八〇円)および一割無償増資により新資本金二億円

4月 課制廃止決定

4月 津田沼寮(千葉県船橋市)完成

6月 土曜休日制度(月一回)実施

6月 不動産事業本部新設

12月 社有地利用開発委員会設置

12月 ロックウッドハウス発売

2月 綾瀬プライウッド(株)に資本参加

2月 ▼KTI丸太第一船、阿知須(山口県)に入港

3月 東京不動産事業部、百草園展示場にモデルハウス完成

4月 四国山林の伐期齢、スギ五〇年、ヒノキ六〇年に改訂

4月 大阪不動産事業部、大和郡山で三二〇区画の宅地分譲開始

7月 奈良薬師寺金堂再建用柱材として台湾ヒノキ八三三m³納入(納入完了は9月)

9月 全経営山林の施業案検訂完了。昭和三十年以降の植林面積一〇ha突破、人工林比率五〇%を上回る

12月 公害関係一四法成立(18日)

昭和47年(一九七二) 2月 当社株式、大阪証券取引所第一部に指定替え

4月 土曜休日(月一回)に

6月 緑化事業部新設

10月 五分の無償増資により新資本金二億五〇〇万円

11月 前住友金属鉱山(株)常務山崎完、当社専務取締役に就任

3月 新南開発(株)の全株を取得し、役員派遣

5月 ▼KTI加工事業推進班設置

5月 ▼不二建設(株)設立

9月 緑化事業部、茨城県江戸崎町に樹木センター用地として一四四〇〇〇m²購入

9月 奈良県生駒郡三郷町に宅地開発用地として三九・六ha購入

12月 マレーシアのサバ州に駐在員派遣

12月 九州支店、鹿児島(出)新設

2月 連合赤軍事件(19日)

2月 ニクソン訪中、米中国交正常化で合意(21日)

3月 ■インドネシア、クダクダ材輸出禁止

5月 沖繩二七年ぶりに返還され、沖繩県誕生(15日)

6月 田中角栄、日本列島改造論を公表

7月 田中角栄内閣発足(7日)

9月 日中共同声明発表、日中国交樹立(29日)

11月 ■西マレーシア政府、丸太輸出禁止令

昭和48年(一九七三) 2月 創立二五周年記念配当五%実施

2月 公募増資(五九〇万株、公募価額五八五円)により新資本金二五億円

10月 一割無償増資により新資本金二七億五〇〇万円

3月 ▼スマリン農産工業(株)設立

3月 綾瀬プライウッドの持株の大部分を千住プライウッドに譲渡し経営権を委譲

3月 ▼KTI社、合板工場の建設始まる

3月 ▼浜田産業、更生計画を繰り上げ終結

1月 ベトナム和平協定、パリで調印(27日)

2月 円、変動相場制に移行(14日)

3月 ■全建総連、「木材値下げ」デモ

4月 米、ウォーターゲート事件(27日)

8月 金大中事件

11月 営業本部新設

12月 日経広告賞受賞

この年 中途採用一二名入社

5月 四国山林の伐期齢をスギ八〇年、ヒノキ一〇〇年に改訂

8月 外材部、香港(出)新設(▼住友林業香港有限公司の設立)

10月 江崎玲於奈にノーベル物理学賞(23日)

10月 第四次中東戦争、第一次石油危機

12月 政府、石油緊急対策決定

昭和49年(一九七四) 3月 調査室、「住友情報レポート」創刊(昭和56年5月、六五号をもって廃刊)

8月 当社PR映画「木と家」、日本産業映画賞受賞

10月 一割無償増資により新資本金三〇億二五〇〇万円

11月 総合対策委員会設置

11月 大阪総務部を総務部に統合し、本社機構を東京へ移転

11月 経理部、東京へ移転し東京経理部廃止

11月 山崎完専務、社長に就任。保田社長は取締役会長に(29日)

1月 航空写真による四国山林の蓄積調査開始

1月 カナダBC州で当社向け現地挽製材工場、試験操業開始

2月 ニュージールランド(NZ)材の積取りで住友商事と共同配船

3月 インドネシア大手シッパーSMTと独占取引開始

4月 東京支店、仙台(出)↓(当)

7月 改良軸組工法第一次実験棟着工(四街道市つくし座)

9月 五四期注文住宅受注一二二戸で新記録

9月 ▼スマリン合板、二次加工事業に進出

9月 ▼スマリン土地、スマリンエンタープライズ(株)に社名変更

10月 緑化事業部、名古屋国際ゴルフ場芝張り工事完成

12月 ▼KTI社、プロボリング合板工場操業開始

2月 石油消費国会議、ワシントンで開催

3月 ■農林省の石油危機による便乗値上げ防止の価格監視品目に合板も指定

4月 ■森林法改正

6月 ■国土庁新設

7月 ■建設省、2×4工法の技術基準を告示(2×4工法のオープン化)

8月 ■日合連、不況カルテル結成(三割減産)

8月 ニクソン大統領、ウォーターゲート事件で辞任(8日)、後任はフォード

8月 三菱重工業ビル爆破事件(30日)

11月 田中首相、金脈問題で辞意表明(26日)

12月 ■南洋材三生産国、東南アジア木材生産者協会(SEALPA)を結成

12月 三木武夫内閣成立(9日)

昭和50年(一九七五) 2月 管理職給与カット(三〜七%、12月まで)

2月 不動産事業本部・東京不動産事業部・大阪不動産事業部の「不動産」を「住宅」に名称変更

6月 完全週休二日制実施

10月 五分無償増資により新資本金三二億七六二五万円

11月 経営合理化委員会設置

3月 ▼松菱製紙の窓業建材部門の経営権を取得し、富士不燃建材工業(株)設立

3月 ジャカルタ駐在員(出)

6月 カナダ製材事業検討委員会設置

6月 東京支店、宇都宮(出)新設

8月 ▼大阪殖林(株)の全株式取得(経営面積二四〇ha)

10月 ▼スマリン住宅販売(株)を東京と大阪に設立

11月 塩田建設産業(株)倒産

3月 新幹線、博多まで開通(10日)

4月 サイゴン政府降伏、ベトナム戦争終結(30日)

7月 米ソの宇宙船、史上初のドッキングに成功(17日)

8月 興人倒産、負債総額一〇〇億円(28日)

9月 ■林野庁、合板の民間備蓄方針決定

11月 第一回先進国首脳会議(サミット)、フランス・ランブイエで開催(15日)

昭和51年(一九七六) 4月 住宅事業本部に不動産部新設

4月 東京・大阪の両支店を本社機構とし、東

4月 仙台(出)、支店に昇格

4月 東京営業部、新潟(出)新設

1月 安宅産業事実上倒産、伊藤忠商事と合併前提の業務提携発表(12日)

4月 京営業部、大阪営業部とする
林業技術研究室廃止
5月 保田取締役会長退任、取締役相談役に(31日)
8月 ▼スミリンホームローン(株)設立(平成元年10月清算)
この年より O.A.導入開始(大和コンピュータサービスによる委託方式)

6月 住宅事業総合対策委員会設置
6月 南方木材資源委員会設置
9月 紋別山林事業所のカラマツ施業法に対し、全国育樹祭において林野庁長官賞受賞
9月 住宅事業本部、T.T.(Two Thousands)委員会設置
10月 東海支店、静岡(出)新設

2月 ロッキード事件(4日)
5月 ■建設・通産両省、ハウス55計画発表
7月 田中前首相、ロッキード社から五億円を受けとったとして逮捕(27日)
9月 毛沢東主席死去(9日)
9月 ■日本ツーバイフォー建築協会設立
11月 カーター、米大統領に当選(3日)

昭和52年(一九七七)

4月 人事部新設
4月 当社、白水会メンバーとなる(同時に他四社が加わり、二二社となる)
7月 住宅事業本部に営業部新設(55年3月廃止)

1月 マレーシアにタワウ(出)新設
2月 保田相談役、日本木材輸入協会のチリ調査団に团长として参加
4月 ▼スミリン緑化(株)設立
5月 東北開発(株)と同社製シーリングボードの販売につき代理店契約
9月 安宅産業から北洋材部門を継承
9月 ▼スミリン住宅販売(東京、横浜・千葉に支店新設、以降首都圏中心に支店新設相次ぐ)
10月 九州・中国・東海・北海道の各支店、不動産事業より撤退

4月 ■中村合板倒産、負債総額一八〇億円
5月 伊藤忠商事、十月一日をもって安宅産業を吸収合併との契約調印(31日)
9月 政府、二兆円の総合景気対策決定(3日)
12月 ■林野庁・日合連、官民出資基金六五億円で二%の設備廃棄合意

昭和53年(一九七八)

2月 創立三〇周年記念式典、記念植樹
7月 関連事業企画委員会設置
8月 新宿浜・日向両山林事業所を山林部直轄に
10月 第一回スミスフラン建転換社債三〇〇万スミスフラン発行

1月 緑化技術研究会設置
2月 宮崎県日南山林二三五ha購入
4月 ▼スミリン住宅販売、販売・施工・代金回収まで一貫体制に
7月 カナダにバンクーバー(事)新設
8月 安宅産業より継承の北洋材の輸入事業開始

2月 ■永大産業、会社更生法適用を申請、負債総額一八〇億円
5月 新東京国際空港(成田)開港(20日)
8月 日中平和友好条約調印(12日)
10月 ヤクルト、巨人を破り日本一に
12月 大平正芳内閣成立(7日)
この年 ■製材、問屋など大型倒産多発

昭和54年(一九七九)

8月 第二回スミスフラン建転換社債三〇〇万スミスフラン発行
12月 ▼スミリン土地よりサービス部門を分離し、スミリンエンタープライズ(株)設立(本社東京)(10日)

1月 ビルマツの取扱開始
2月 三国貿易開始(K.T.I.の合板を欧州、香港へ輸出)
9月 F.F.I.の株式売却
9月 ▼スミリン住宅販売(大阪)の完工棟数四七

1月 米中、国交回復(1日)
1月 原油削減通告(第二次石油危機)(17日)
2月 イラン革命(11日)
4月 ■ガット東京ラウンド妥結
6月 O.P.E.C.総会、原油価格大幅値上げ

昭和55年(一九八〇)

3月 経理部↓財務部、査査部↓管理部、企画開発室↓木材加工開発室に、調査室新設
4月 山林部、小川山林事業所新設
6月 海外事業部新設
12月 提案制度実施

1月 ▼スミリン土地、スミリン住宅流通(株)に社名変更(本社・大阪)
5月 ▼四国林業(株)設立(1日)
7月 ▼東京と大阪のスミリン住宅販売の社名を、東京は住友林業ホーム、大阪は住友林業住宅に変更
10月 東京住宅事業部、千葉(営)新設

2月 ■日合連、工場設備の廃棄に着手
6月 大平首相死去(12日)
6月 初の衆参同日選挙で自民党圧勝(22日)
9月 全斗煥、韓国大統領に就任(1日)
11月 ■大竹紙業、会社更生法適用を申請
11月 ■全木連、危機突破大会
11月 レーガン、米大統領に当選(4日)

昭和56年(一九八一)

5月 山崎社長、日本林業経営者協会副会長に就任
6月 業務刷新委員会設置
7月 ▼(株)トムハウス設立
7月 香港(出)・ジャカルタ(出)新設(木材三部の香港(出)・ジャカルタ(出)は廃止。調査室廃止。営業開発部新設
7月 大阪住宅事業部を廃止し、業務を住友林業住宅に移譲
8月 社内報「常緑樹」創刊
8月 業務刷新委員会のO.A.専門委員会より答申出る
この年 中期経営計画策定
この年 ファイリングシステム本格導入

5月 スマリンド社合板工場技術協力プロジェクト発足
7月 ▼住友林業住宅、大阪・大阪南・神戸の三支店開設
7月 パプアニューギニア(P.N.G.)、第一回現地調査
8月 住友商事と共同でチリへ調査団派遣
9月 ▼住友林業住宅、累積一掃
10月 当社、四国山林の笹ヶ峰自然環境保全に協力したとして環境庁長官賞受賞
10月 ▼住友林業住宅、名古屋支店開設
11月 P.N.G.材、第一船入荷

2月 レーガン大統領、経済再建計画(レーガノミクス)発表(18日)
3月 ■第四期住宅建設五カ年計画決定(七七〇万戸、最低居住水準未達住宅の解消)
6月 改正商法公布(総会屋への利益供与禁止など)(9日)
10月 福井謙一にノーベル化学賞(19日)
11月 ■新旭川、自己破産申請、グループ負債総額一五〇億円
12月 ■第三回日米林産物委員会開催、米より関税引下げ、撤廃要求

昭和57年(一九八二)

2月 東京本社、日本橋小網町の日新ビルに移転
4月 第三回スミスフラン建転換社債四〇〇万スミスフラン発行
4月 社員の定年満五十八歳となる(55年より毎年改定)
4月 東京住宅事業部を廃止し、業務を住友林業ホームに移譲

1月 P.N.G.丸太、長期数量契約で輸入開始
1月 木造注文住宅では初めて、一〇年保証制度実施
1月 ▼スミリン合板、オーバレイ型枠合板「スミリントラフコ」発売
4月 ▼トムハウス、蓮田店(埼玉県)オープン
4月 野田合板と産業不燃外装材開発の共同研究
5月 アストラグループ第二合板工場建設に対して

2月 ■インドネシア政府、一九八五年以降丸太輸出を全面禁止と発表
2月 ホテル・ニュージャパン火災、死者三二人(8日)
3月 ■サバ森林局、チェックプライス制実施
6月 東北新幹線(大宮ー盛岡)開通(22日)
7月 教科書の「歴史改ざん」、内外で問題化

全社・管理部門 (▼) 子会社・関連会社事項

山林・営業・住宅部門 (▼) は子会社・関連会社事項

業界・一般 (■) は業界関連事項

昭和58年 (一九八三)

4月 小松島(研)新設
6月 第四回スイスフラン建替換社債四〇〇〇万スイスフラン発行
8月 二割無償増資により新資本金四三億六四九万円
10月 山崎社長、日本・ニュージーランド経済人会議に日本代表団として参加、林産物分科会で講演
12月 木材第一部・二部を廃止して木材営業本部を新設、その下に業務部と外材部を設置

2月 インドネシアS.L.J社の合板初入荷
3月 江戸崎土地、大和団地に売却
5月 ▼K.T.I社、スペインで「優秀企業賞」受賞
5月 中国スミリン会設立
6月 解体チップ事業開始(埼玉県所沢市)
8月 K.T.I社スプル終山
8月 バイオテクノロジー推進専門部会設置
10月 ▼住友林業ホーム、「サ・ハウス」発売
10月 米木材視察団、新宿の当社住宅展示場視察
12月 外材の本・支店間受け渡し、手数料制から仕切制へ変更

4月 東京デイズニールランド、オープン(15日)
5月 ■法律の改正で、合板・製材のJ.A.S品が海外でも生産可能に
7月 免田事件で死刑囚に初の無罪判決(15日)
8月 フィリピンのアキノ元上院議員暗殺(21日)
10月 田中元首相に実刑判決(12日)
11月 レーガン大統領来日(9日)
この年 ■総合商社木材部の縮小、建材部の分離独立相次ぐ

昭和59年 (一九八四)

3月 山崎社長、経済同友会の森林問題懇話会委員長に就任
4月 第五回外債発行、初のユーロ市場での公募、米ドル建換社債二〇〇〇万ドル
4月 嘱託再雇用制(二年)により雇用年齢六十歳までとなる
9月 緑化部を山林部に統合、農林技術開発部・建材開発部新設
11月 紋別山林事業所、山林部の直轄に
12月 大西和男常務、社長に就任。山崎社長は取締役会長に(20日)

1月 韓国挽木材製品輸入
1月 ▼富士不燃建材、「FAボード」発売
2月 建設省主催「いえづくり'85」提案競技で、当社の「SF'85」が優秀提案に入選
3月 ニュージーランド森林大臣、当社山林視察
3月 コンピュータグラフィックによる「森林管理データマップシステム」(ロビンフッド)を開発
6月 ▼スミリン緑化、住友林業緑化(株)に社名変更
8月 日本木造住宅産業協会設立に参画
9月 ▼住友林業ホーム、ひのき建設(旧山梨建設)の経営権を取得し、初の直営工務店に
9月 Sunin NZ社設立
10月 ▼ネルソン・バイン・インダストリーズ(NPI)社設立
10月 ポートモレスビー(出新設)

1月 東証平均株価、一万円台乗せ(9日)
2月 ■日本住宅リフォームセンター設立
3月 グリコ・森永脅迫事件
6月 ■上期合板輸入、前年同期比三・二倍と急増
9月 ■日本木造住宅産業協会設立
11月 ■カナダB.C州林業大臣、一九八六年一月から丸太輸出規制強化計画発表
11月 レーガン大統領再選(6日)

昭和60年 (一九八五)

6月 S.R.(スミリン・ルネッサンス)提案制度実施
6月 ▼スミリンエンタープライズ、旅行代理店業務開始
8月 住宅事業本部から不動産部を分離し、不動産開発部新設
11月 山崎会長、チリ共和国より「ベルナルド・オ・ヒギンズ勲章勲位グランオフィシャル」を受章

10月 ▼住友林業ホームと住友林業住宅、対等合併。社名は、住友林業ホーム(株)
10月 ▼リビング住協(株)設立
11月 ▼サラワクティンバートレーディング(株)設立
12月 東京営業部木材グループ、「住林ランバー」会発足

1月 ■インドネシア、丸太輸出禁止
4月 N.T.T.、日本たばこ産業、民営化(1日)
5月 男女雇用機会均等法成立(17日)
8月 日航ジャンボ機墜落、死者五二〇人(12日)
8月 三光汽船、会社更生法適用申請、負債総額五二〇億円で、戦後最大(13日)
9月 G5プラザ合意、ドル高是正へ(22日)
11月 阪神日本シリーズ初優勝(2日)

昭和61年 (一九八六)

2月 スターネット(株)へ出資および加入
2月 第一回S.R.研修会開催
3月 山崎会長、林政審議会委員に就任
7月 情報システム室新設
9月 大西社長、日本・チリ経済人会議に出席
12月 グループ制、部・支店の実情に合った運用に改訂
12月 ▼SFC Investment & Trading Pe. Ltd. 設立
12月 木材営業本部・建材部を廃止し、営業本部・業務部・営業推進部新設。外材部・海外事業室を廃止し、海外事業本部・第一部・第二部・海外開発部新設

3月 ▼住友林業ホーム本社、日本橋大伝馬町より新宿グリーンタワービルに移転
4月 シブ(出廃止)、ミリ(出新設)
8月 九州支店、日向(廃止)
10月 ▼N.P.I社、MDF工場開所式(山崎会長出席)
12月 ▼ナブコホーム(株)の全株取得

2月 フィリピン、マルコス国外脱出シアキノ大統領就任(25日)
3月 ■第五期住宅建設五カ年計画、閣議決定(六七〇万戸)
3月 ■フィリピン、原木輸出禁止
4月 ソ連、チェルノブイリ原子力発電所で爆発事故(26日)
5月 第二回サミット、東京で開催(4日)
7月 衆参同日選挙で自民党大勝
7月 ■カナダB.C州で一三八日間の港湾スト
9月 ガット閣僚会議、ウルグアイ・ラウンドの開始宣言

昭和62年 (一九八七)

4月 住友林業ホームおよび大阪殖林との合併を発表
8月 第一回S.R.実践事例発表大会開催(油壺マリーナホテル)
10月 住友林業ホームおよび大阪殖林を吸収合

1月 ▼N.P.I社のMDF「NPウッド」、第一船一〇〇〇m³東京港入港
1月 ▼第一回T.A.C.(Try Action Challenge=OC)活動の愛称発表会

2月 「売上税導入、マル優廃止」反対運動活発化
4月 国鉄分割・民営化、J.Rグループ11法人と国鉄清算事業団発足
5月 政府・自民党、売上税導入断念

併、住友林業ホームを住宅事業部とし、不動産開発部を同事業部の所管とする。本部制廃止し、国内営業部・海外第一部・第二部を新設。建材開発部を営業開発部に統合。特建部新設

10月 C I 活動で新しいロゴをきめる

11月 一割無償増資により新資本金九三億四二八五万円

4月 ▼中国支店、福山(当)新設

5月 ▼住友林業ホームの住宅外構部門を住友林業緑化に移管

6月 ▼住宅部門の直営施工会社七社合併し、スミリン建設(株)設立

7月 ▼スミリン住宅流通、住友林業ホームサービス(株)に社名変更

9月 ▼スミリンサツシセンター(株)設立

10月 ▼シンガポール現地法人 Suniumo Forestry (Singapore) Pte. Ltd 設立

10月 仙台支店を東北支店、高松支店を四国支店と改称

11月 ▼河之北開発、滝の宮CCCオープン

6月 ■インドネシア産輸入合板窓口として日本輸入合板協議会発足

10月 利根川進にノーベル医学生理学賞(12日)

10月 ニューヨーク株式市場大暴落(ブラックマンデー)(19日)

11月 ■建築基準法改正(準防火地域で木造三階可)

11月 竹下登内閣成立(6日)

昭和63年(一九八八)

2月 創立四〇周年記念行事(作文コンクール、年表の作成など)

9月 ロンドンで第一回ユーロワラント債起債、一億ドル

10月 合併により社内報統一、「樹海」創刊

10月 山崎会長、「木住協」会長に就任

12月 不動産開発部を住宅事業部より分離、同事業部に用地部新設

2月 ▼スミリン木材工業の加工部門を分離し、スミリンホルツ(株)設立

4月 建築技術専門校開校(四街道市)

4月 「櫛ヶレイス」発売

4月 (住)、広島支店新設

5月 高精度住宅委員会設置

6月 東京営業部、横浜(当)新設(平成元年3月神奈川県に改称)

7月 ▼浜田産業、収納家具「インターシユノール」開発

10月 山崎会長、欧州林業機械視察団の団長として先進林業国の機械化調査

10月 ▼スミリンメンテナンス(株)設立

11月 木造三階建モデルハウス展示(城北展示場)

11月 TAC発表会で「高精度住宅生産システム」発表

3月 青函トンネル開通、世界最長五三・八五km(13日)

3月 東京ドーム完成(17日)

4月 瀬戸大橋開通(10日)

4月 ■林野庁に木材流通課新設

6月 リクルート事件

7月 ■カナダの構造用合板工場にJAS認定

11月 米大統領選挙でブッシュ圧勝(8日)

12月 東証平均株価、三万円の台に

昭和64年/平成元年(一九八九)

2月 第二回ユーロワラント債起債、一億五〇〇万ドル

3月 決算期、九月を三月に変更

1月 山林部、新基本方針発表

1月 初の企画住宅「ステラ」発売

2月 ▼スミリン農産、栽培クルメセット「土太郎」

1月 昭和天皇崩御(7日)、平成に改元(8日)

1月 ■インドネシア産合板の日本向け総代理店・ニッピンドが販売開始

2月 ■タイが全土の森林伐採禁止

4月 消費税実施(3%) (1日)

6月 北京で天安門事件、死者多数(4日)

7月 参院選で与野党逆転(23日)

11月 ベルリンの壁撤去(10日)

12月 米・ソ首脳マルタで冷戦終結宣言(3日)

12月 東証平均株価、史上最高の三万八九五円を記録(29日)

平成2年(一九九〇)

3月 開発部を廃止し、事業開発部・開発企画部新設。国内営業部を廃止し、営業本部を新設、その下に業務部、東京・大阪両営業部および各支店を設置。海外本部を新設、その下に海外第一部・第二部・ジャカルタ支店を設置。農林技術開発部廃止

6月 (住)、デザイン開発室新設

10月 (住)、お客様相談室新設

11月 総務部(広報担当)、「クリッピングサービス」創刊

11月 (住)、地域ブロック制実施

4月 倶楽部」発売

4月 ▼スミリンウォールテック(株)設立

4月 (住)、和歌山支店新設

6月 四国林業、(株)ロビンフッドに社名変更(16日)

6月 (住)、松山支店新設

10月 「ゆう」発売

10月 ▼スミリン物流センター(株)設立

12月 ▼浜田産業、合板製造停止

1月 東証大発会、平均株価二〇二円の下げ(バブル崩壊の始まり)

2月 ■林経協、欧州からタワヤーダー輸入

3月 ゴルバチョフ、ソ連の初代大統領にイラク、クウェイトへ侵攻II湾岸危機

8月 政府、湾岸危機で多国籍軍に四〇億ドル支出

9月 ■米、州有林丸太輸出規制強化

10月 東西両ドイツ統一(3日)

11月 サッチャー首相、辞任を発表

12月 日本人初の宇宙飛行

この年 ■住宅ブーム、新設住宅一七二万戸

2月 Suniumo Forestry America, inc. 設立(昭和四五年設立の米国法人は61年に解散)

4月 幕張テクノガーデンに二フロア区分所有(四二二五㎡)

4月 「住友林業厚生年金基金」設立

5月 グリーン環境委員会設置

6月 (住)、用地部↓分譲住宅部

8月 (住)、インテリア部新設

11月 別子銅山開坑三〇〇周年式典

11月 当社株式、東京証券取引所市場第一部に上場

1月 紋別・人吉両山林事業所で高性能林業機械導入

2月 ▼米国でプラム・クリーク・リマニファクチャリング(PCR)社設立

5月 CADセンターを幕張テクノガーデンに設置

5月 住宅営業職の給与体系統一

5月 (住)、水戸・宇都宮支店新設

5月 ▼スミリン農産、芝活性剤「芝太郎」発売

6月 ▼リンパ・パーティクル・インドネシア(RPI)社設立

7月 ▼滝の宮CC、九ホール増設

7月 ▼コースタル・ランパー・プロダクツ(CLP)社設立

9月 インテリア・メッセ、幕張テクノガーデンにオープン

9月 「ゆう・マザーズ」発売

1月 地価税導入

1月 湾岸戦争勃発(17日)

4月 ■森林法改正

4月 東京都庁、新宿へ移転(1日)

6月 雲仙普賢岳噴火(3日)

6月 南アフリカ、アパルトヘイト撤廃

平成3年(一九九一)

1月 海外本部を廃止し営業本部に統合。業務部↓営業管理部。住宅事業部↓住宅本部

1月 特建本部新設。能力開発室・広報室・グリーン環境室新設

1月 営業本部支店制廃止

4月 筑波研究所開設

3月 高級木造注文住宅「懂」発売

4月 ▼スミリンメンテナンス、トムハウスのリフト部門を継承し、社名を住友林業ホームテック(株)に変更

6月 ジャカルタ支店↓支社

7月 熱帯雨林再生プロジェクト開始

4月 広報室、経営情報誌「広報マンスリー創刊（後に『コンパス』→『樹海オンライン』と誌名変更）

5月 特建本部、大阪特建部新設

6月 ▼スミリンファイナンス(株)設立

9月 セラミック住宅開発室新設

10月 新中期経営計画発表

11月 初の国内C/P（コーマーシャルペーパー）発行

11月 ▼情報システム室を廃止し、住友林業情報システム(株)設立

9月 ▼NPI社増設、世界一のMDF工場に新CS（顧客満足）運動開始

9月 ▼(株)ライフェリア設立

9月 台風一七、一八、一九号により九州山林被害

10月 ▼浜田産業、住友林業クレックス(株)に社名変更

10月 ▼スミリン農産「土太郎」、NHKテレビ放映で大反響

11月 新提案住宅「ステラ・ヌーヴォー」発売

11月 住宅本部、「資材配送合理化委員会」設置

11月 ▼住友林業緑化、名古屋より都市景観特別賞受賞

9月 生産緑地法施行

10月 損失補填で四大証券に最高六日間の営業停止処分

12月 ソ連邦崩壊、ゴルバチョフ辞任（8日）

平成4年（一九九二）

3月 広報室、英文の対外情報誌「グリーングラフ」創刊

4月 広報室、グループ誌「スミリングニュース」創刊（平成8年4月廃刊）

4月 定年延長六十歳に、同時に五十八歳役職定年制実施

6月 事業開発本部新設

7月 ▼オランダに金融子会社 Sunitomo Forestry Netherlands B.V. 設立

7月 永年勤続表彰制度改定（特別休暇付与）

9月 当社株、東証で貸借銘柄に選定

9月 資本金二〇〇億円を超える

10月 業務刷新委員会設置

10月 (住)、デザイン開発室→商品開発部

1月 ▼NPI社の「NPウッド」、エコマーク商品に認定

1月 「森林育成三〇〇周年」記念「ゆう」キャベンベンを実施（3月、大ヒット）

2月 物流実験センターを千葉県流山市に開設

3月 特建本部、店舗併用マンション「サクシード」発売

3月 筑波研究所、実験棟完成

4月 住宅部材供給システム「C&P」開始

4月 (住)、豊橋・東京東・新百合ヶ丘・所沢・群馬・千里中央の各支店新設

4月 ▼ナブコホーム、「エドワード」発売

5月 ▼CLP社工場（広葉樹製材）、米ウエストバリーニア州に完成

5月 プレキヤスト鉄筋コンクリート造布基礎「ペトロベイス」使用開始

8月 RPI社のパーティクルボード工場操業開始

10月 ステップ二〇年保証の「ゆう21」発売

10月 ▼スミリン木材、閉鎖清算

11月 ▼住友林業クレックス、鹿島事業所開設

3月 ■日本一の木造建築「出雲ドーム」竣工

3月 公示地価一七年ぶりに下落

4月 ■セイホクグループ、針葉樹合板に転換

6月 P/KO協力法成立（カンボジアへの自衛隊派遣は10月）

8月 佐川献金問題で金丸議員辞職

9月 ■サラワク州、伐採大幅削減

10月 毛利衛、米の宇宙飛行に参加

11月 ■ワシントン州有林、丸太輸出禁止

クリントン、米大統領に当選

平成5年（一九九三）

2月 ワラント償還完了により資本金二七六億六〇〇万円

2月 新ブランドマーク決定

3月 第五三期、一二期連続増益の好決算（売上高五四七九億円、経常利益一七六億円）

6月 山崎取締役会長退任、取締役相談役に（29日）

6月 業務効率推進室新設

9月 東証より、株主への利益還元顕著により表彰

1月 ▼NPI社、当社一〇〇%子会社に「ステラ・ヌーヴォー」、日経優秀製品・サービス受賞

1月 (住)、岡山支店新設、名古屋南→名古屋、名古屋→名古屋北に支店名変更

3月 ▼スミリン農産、「芝太郎」自社工場竣工

4月 (住)、八王子・滋賀・姫路・愛知東各支店新設

4月 所沢→埼玉西、豊橋→浜松に支店名変更

4月 ▼スミリン建設分社

5月 ソロモン諸島・ホニアラ駐在施設（6年10月廃止）

6月 大阪営業部・和歌山(管)、中国支店・福山(管)それぞれ廃止

8月 ▼NPI社、ISO（国際規格）認定工場となる

8月 イノスグループ推進部、企画提案型住宅「Tシリーズ」発売

11月 別子山村中七番に「住友の森エコシステム」（フォレストハウスなど）オープン

11月 オーストリアより丸太第一船入港

11月 高級洋風住宅「山手一番館」発売

12月 大阪特建部、オーク四ツ橋ビル竣工（地上一二階地下一階）

12月 シンガポール(出)、現地法人化のため廃止

この年 構造材にエンジニアリングウッド使用始める

3月 中国、新国家主席に江沢民選出

4月 ■日合連、設備二〇%削減方針

4月 ■サバ州丸太輸出禁止表明

5月 プロサッカージャーリーグスタート

6月 皇太子殿下、小和田雅子さまご成婚9日

6月 ゼネコン汚職拡大、茨城県知事ら逮捕

6月 ■改正建築基準法施行

7月 総選挙で自民党過半数割れ

7月 ■北欧材初入荷、フィンランドから大型視察団来日

8月 細川護熙連立内閣成立（9日）

9月 イスラエルとPLO相互承認

11月 環境基本法成立（12日）

12月 田中元首相死去

この年 ■ガット林産物関税交渉決着

■プレカット工場、新增設七〇と急増

合計六四〇工場に

平成6年（一九九四）

3月 「こたま」設立四五周年記念号発行

4月 開発企画部を廃止し、知的財産権管理室新設。(住)、夢3階営業部新設

4月 新人事制度（木建・住宅一本化）実施

5月 本社事務所、新宿グリーンタワービルに移転、住宅本部と統合

5月 五四期決算、一二期連続増収増益達成

5月 大西社長、「木住協」会長に就任

5月 住宅本部の支店組織、営業と生産の二グループに改定

2月 京都支店、全店で初めて無災害継続一〇〇〇日達成

2月 特建本部、企画型賃貸マンション「サクシードR」発売

2月 ▼スミリンサッシセンター、牛久新工場竣工

3月 ポルトガルのSIAF社とMDF生産に関し合弁契約

3月 ロシア材初入荷

3月 ▼スミリン合板、住宅本部向け住設機器の生産開始

1月 小選挙区制導入など政治改革関連法成立

3月 ■建設省、「新世代木造住宅供給システム」発表

4月 細川首相辞任（25日）

4月 中華航空機事故、死者二六四人

6月 P/L法（製造物責任法）成立（施行は7年7月）

6月 首相に村山富市社会党委員長（30日）

6月 松本サリン事件、死者七人

全社・管理部門(▼)子会社・関連会社事項

山林・営業・住宅部門(▼)は子会社・関連会社事項

業界・一般(■)は業界関連事項

6月 山口博人専務、社長に就任。大西社長取
締役会長に(29日)
11月 新会計システムの基幹システムスタート
12月 国産材の加工流通事業化推進委員会設置

4月 イノスグループ、建設省の新世代木造住宅供
給システムの認定を受ける
4月 東京営業部、東関東(営)新設
4月 (住)つくば・三重・北九州・福島の各支店、
および新潟・熊本(営)新設
6月 四国支店・高知・中国支店・山口・東北支店・
盛岡の各(営)廃止
8月 第一回社内洋風外観コンクール実施
8月 アフリカ材、本格的に入荷始まる
9月 初の非木造住宅「夢3階S」発売
10月 東海支店、富山(営)廃止し北陸(営)新設
11月 SIAF社に駐在員派遣
12月 高耐久仕様「ステラ・f(フォルテ)」発売
12月 ▼NPI社、輸出貢献でニュージールランド政
府より表彰

6月 円、史上初めて対ドル一〇〇円突破
9月 関西国際空港開港
9月 ルワンダ難民救援で自衛隊派遣
10月 大江健三郎にノーベル文学賞(13日)
この年 ■製材に乾燥設備新增設ブーム
この年 いじめ問題深刻化、自殺相次ぐ

平成7年(一九九五)

3月 新住宅営業給与制度実施
4月 新人事考課制度導入
4月 住宅資材総合開発企画委員会設置
4月 営業本部組織改正(①海外、木材建材、
イノスグループ推進の三部制に、②国内
営業に支店復活)、情報システム室新
設。
4月 (住)東京特販部・大阪特販部新設
4月 環境管理システム、本社一〇部門で開始
5月 新会計、入金システム開始
5月 五五期決算発表。増収減益で一三期連続
増益に終止符
6月 (住)システム住宅開発部新設
7月 労働組合一本化
10月 山口社長、主管者会議で「将来ビジョン骨
子」発表
12月 マルチバンキングシステム実施

1月 阪神大震災で神戸・阪神両支店被害
震災対策本部を東京と大阪に設置
2月 アムステルダムに駐在員派遣
2月 ▼スミリン農産「土太郎」生産の関東工場
完成(東京都三郷浄水場内)
3月 兵庫県より受注した被災者用仮設住宅二〇〇
戸、完成、引渡し
4月 地震被災者向け特別限定商品発売
4月 (住)金沢・高松・小山の各支店、および福山
(営)新設
5月 高耐久性木造住宅「ゆう21・ビッグオーク」
(洋風)、「ゆう21・森風」(和風)発売
5月 第五期注文住宅受注棟数、初めて一万棟を
超え一万一四棟に
6月 「住友の森エコシステム」推進活動により朝
日森林文化賞受賞
イノスグループ推進部、注文型自由設計住宅
「Xシリーズ」発売
8月

1月 阪神大震災(M7.2、死者六三〇八
人、倒壊・焼失家屋約二〇万棟)
3月 地下鉄サリン事件(死者一人、重軽
傷約五〇〇〇人)など、オウム事件摘
発
4月 円相場、一ドル七九円七五銭の最高
値
5月 青島都知事、都市博中止決定
5月 ■五月の合板輸入、国内生産を上回る
政府、緊急経済対策決定
6月 公定歩合、史上最低の年〇・五%(8
日)
11月 野茂投手、米大リーグで新人王
12月 住専の不良債権処理に六八五〇億円の
財政資金投入決定

平成8年(一九九六)

1月 NHKテレビ、当社住宅の耐震性を紹介
3月 国分寺寮完成
3月 初の知的財産権活動表彰で一五名表彰
4月 グリーンタワービルに役員など九九名に
よる電子メールシステム稼働
4月 新教育制度スタート
6月 インターネットに当社ホームページ開設
7月 ▼シンガポールに金融子会社 Sumitomo
Forestry Investment Ltd. 設立(住友林業
香港は10月に廃止)
9月 「経営理念」制定
10月 電子メールシステム、全国に展開
10月 財務部・管理部・経理部。営業管理部・
営業企画部。海外部・木材建材部・営業部
12月 ▼スミリンビジネスサービス(人材派
遣業)設立

1月 震災復興拠点を西宮市(2月には神戸市西区
にも)に建設
1月 東北スミリン会設立
1月 東海支店、豊橋(営)廃止
1月 ▼NPI社、第三ライン増設決定(稼働は翌
年11月、年間生産量世界一の三万㎡)
2月 愛媛県等と共催の「照葉の森づくり運動」で、
当社山林に参加者三五〇人、一五〇〇本を植
樹
2月 ▼スミリンシステム住宅埼玉(久喜市)、同
栃木(小山市)設立
4月 (住)岐阜・甲府両支店、厚木・熊谷・成田・
山口・仙台南各(営)新設
4月 ▼ナブコホーム、スミリンツーバイフォー(株)に
社名変更
5月 ▼住友林業システム住宅工業(株)設立
6月 筑波研究所に実大住宅実験施設完成
7月 RPI社のPBでスピーカーボックスを製造
するAST社を合併で設立
7月 林野庁の要請で、スプル実験林を地球温暖化
防止の「共同実施活動」として申請
9月 ▼スミリンツーバイフォー、「エンブレイス」
発売
10月 ▼住友林業システム住宅、工場操業開始

1月 ■林野庁、「新たな林業・木材産業政
策の基本方向」まとめる
1月 橋本竜太郎内閣成立(11日)
2月 ■建設省、住宅コスト低減に向けた重
点計画策定
3月 薬害エイズ問題で国と製薬会社謝罪
4月 太平洋銀行破綻
5月 ■林野三法成立
6月 水俣病訴訟一六年ぶりに結審
6月 ■建設省、住生活ビジョン21策定
6月 消費税率、5%に引上げ決定(実施は
9年4月より)
9月 ■消費税率引上げの経過措置で住宅の
駆け込み受注旺盛
10月 初の小選挙区比例代表並立制による総
選挙実施
11月 米、クリントン大統領再選
12月 原爆ドームが世界遺産に
12月 ベル・日本大使公邸で人質事件

平成9年(一九九七)

3月 能力開発室、自己啓発支援の通信講座
開講
3月 新C1キヤッチフレーズ、「森のちから
を、未来のちからに」と決定
4月 「住友林業の経営理念とビジョン」およ

2月 シブ出張所にクチン駐在(マレーシア)新設
4月 「ステラ・ベレット」発売
4月 (住)福山・熊本両(営)を支店に昇格。東京西
支店と八王子支店を統合、多摩支店に
▼住友林業ホームテックのメンテナンス事業

1月 ロシアのタンカー沈没事故で重油被害
総会屋への利益供与事件、四大証券に
広がる
5月 英国で一八年前ぶりに労働党政権誕生。
今世紀最年少四三歳のブレア首相就任

全社・管理部門 (▼) 子会社・関連会社事項

山林・営業・住宅部門 (▼) 子会社・関連会社事項

業界・一般 (■) は業界関連事項

4月	びそれぞれに基づく「アクションプラン」発表 表	4月	を独立させ、スミリンメンテナンス(株)設立 ▼東京スミリン敷調(株)設立	6月	岐阜県御嵩町で全国初の産廃処分場可否を問う住民投票、結果は「ノー」
4月	(住)、ブロック制を改定、全国を10ブロックに分け「ブロック統括部」設置、権限移譲実施。品質保証部新設	5月	愛知東支店、全店で初めて無災害継続一五〇〇日達成	7月	香港、中国へ返還実現(1日)
5月	新事業推進検討会設置	5月	▼スミリンシステム住宅群馬(株)設立	8月	■国有林の平成八年度未赤字残高三兆五〇〇〇億円とさらに拡大
7月	『樹海』、(社)日本経営協会主催社内誌企画コンペでゴールド企画賞受賞	6月	八六のプレカット工場をネットワーク「プレカットフォーラム21」設立	12月	京都で地球温暖化防止国際会議開催
9月	『倫理憲章』制定	8月	住宅業界では初めて、ISO14001認証取得	12月	沖縄県名護市の住民投票で、海上基地建設に「反対」
9月	創立五〇周年記念行事として「富士山まなびの森」プロジェクトなど発表	8月	▼スミリンツーバイフォー、住友建設と提携、日本で初めて個人免震住宅開発	12月	韓国大統領に金大中当選
11月	『Green winds』(社外報季刊誌) 発刊	9月	「スーパーホリデイズ」発売	12月	日産生命、山一証券など、金融機関の破綻相次ぐ
1月	(住)、営業推進部を住宅企画部に統合。検査安全管理部とお客様相談室を品質保証部に統合。安全推進部新設。セラミック住宅開発室を技術生産部に統合	10月	PCR社、集材材の市況不振で工場閉鎖		
2月	創立五〇周年記念式典(20日)	10月	浜松支店、無災害継続一五〇〇日達成		
		10月	「フォレスト」発売		
		10月	▼NPI社、第三ライン稼働		
		1月	(住)、新宿・渋谷・池袋の三支店を統合し東京住宅営業部を新設、その下に武蔵野店、世田谷店、城南店、池袋店、練馬店を置く		
		1月	▼大阪スミリン建設、完工累計棟数三〇〇〇棟達成記念安全大会「感謝の夕べ」開催		

平成10年(一九九八)

住友林業社史〔別巻〕

平成十一年二月二十日発行

編集——住友林業株式会社 社史編纂委員会

発行——住友林業株式会社

東京都新宿区西新宿六―一四―一（新宿グリーンタワービル）

編集協力——住友史料館

京都府京都市左京区鹿ヶ谷下宮ノ前町一―二

制作——大日本印刷株式会社 C & I 年史センター

印刷——大日本印刷株式会社

東京都新宿区市谷加賀町一―一―一